

厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（田島班）

（H21-障害-一般-001）

平成21年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 田島 良昭

平成22（2010）年5月

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（H21-障害-一般-001）

研究代表者：田島 良昭（社会福祉法人 南高愛隣会 理事長）

はじめに

平成 21 年の研究結果から「触法・被疑者」となる高齢・障害者の現状として、以下の 3 点の課題が見えてきた。

第一には「触法・被疑者」となる高齢・障害者への「良質かつ適切」な弁護活動が未整備である現状である。「触法・被疑者」となった高齢者・障害者については、「良質かつ適切」な弁護活動を行うための生活支援を含む保健・医療、福祉的な支援の必要性が指摘されてきた。しかし現状では、法律職と保健・医療職等、福祉職との連携が不十分なまま弁護活動が行われ、要支援高齢者・障害者にとって不利益な状況を生んでいることが、荒研研究分担者による調査結果からも明らかになった。司法制度改革によって、裁判員制度と被疑者国選制度がスタートし、司法のありかたが大きく変わる中で、「権利擁護」だけでなく、以上のような不十分な側面が大きくクローズアップされる可能性も充分あり、これに対する迅速かつ適切な対応が集眉の急となっていることが改めて示された。

第二には、「触法・被疑者」となる高齢・障害者について、その特性に応じた再犯に対しての矯正・教育等の予備策が不備な状況である。実刑には至らないものの犯罪事実が認められるいわゆる「反社会的行動」は、小林分担研究者の調査結果が示すように、福祉の現場においては日々直面している問題であり、再犯防止の観点からそのような機能・制度の必要が指摘されてきた。

一方、荒研分担研究者の調査結果からは、福祉的な支援が必要であり、通常矯正・教育の中では効果的な改善更生が期待できないにも関わらず、実刑の判決を受ける者が多いこと。また、福祉的な支援体制が認められた際に、不起訴処分や起訴猶予処分となった事例が報告され、再犯防止を担う矯正施設の代替施設があれば、不起訴処分や起訴猶予処分につながると、その必要性が司法サイドからも指摘されることとなった。

第三には、以上の課題点が指摘されるにも関わらず、「触法・被疑者」となる高齢・障害者の実情や実態が数値として把握できていないことは、具体的な施策の確立を行う上での大きな課題点となっている。

第一、第二の課題点を踏まえ、「触法・被疑者」となった高齢・障害者への支援にあたっては、以下の 2 つの事業が必要と考える。制度設計にあたっては、平成 22-23 年に厚生労働科学研究にてモデル事業を実施し課題点の分析を行いたい。

また第三の課題点については、藤本研究分担者が法務省保護局と検討している、起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査及び分析を、平成 22-23 年に引き続き実施をしたい。

○ 「地域社会内訓練事業（仮称）」

「地域社会内訓練事業（仮称）」とは、社会福祉法人南高愛隣会での「再訓練事業」をモデルとして、「触法・被疑者」となる高齢・障害者への矯正・教育等を実施する事業である。平成 22 年には全国 5 か所でモデル事業を実施する。

なお制度化にあたっては、第二の入所施設となることを防ぎ、人権擁護の観点からも、訓練の始めと終わりに処遇の必要性や中身を検討するオンブズマンセンターの充実や、事業の委託先について等のより詳細な検討が必要である。

○ 「被疑者国選弁護人へのサポート事業」

被疑者国選弁護人を障害者や高齢者に詳しい弁護士を配置した相談窓口を設けサポートする「被疑者国選弁護人へのサポート事業」をモデル事業として全国 5 か所で実施し、コーディネーターの養成と被疑者国選弁護人のサポートに取り組む。

平成 22 年度厚生労働科学研究

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（田島班）」

研究分担者・藤本グループ研究計画書

研究分担者：藤本 哲也

研究協力者：

氏名	所属	役職
鮎田 実	亜細亜大学 法学部	講師
野村 貴光	法務省矯正研修所東京支所	講師
田崎 倭文香	中央大学 通信教育部	インストラクター
藤田 尚	中央大学 通信教育部	インストラクター

研究助言者：

氏名	所属	役職
荒木 龍彦	法務省保護局	水戸保護観察所長
田中 大輔	法務省保護局	更生保護振興課専門官
尾崎 泰之	法務省保護局	観察課専門（連絡担当）
三浦 恵子	法務省保護局	総務課法務専門官

I 研究の概要

1 研究テーマ

研究分担者・藤本グループにおける研究テーマは、「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」である。本研究の主たる関心は、刑事司法制度と社会福祉制度との連携にある。換言すれば、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携のあり方の探求である。より具体的にいえば、微罪処分、不起訴、起訴猶予等により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また、帰るべき家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、知的障害犯罪者に対する、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携による支援の網、すなわち、セイフティネットをどのように構築するかである。

そして、本研究は、このテーマに沿って、欧文の文献並びに統計資料に基づいて、諸外国における知的障害犯罪者に対する刑事政策的・社会政策的施策についての、理論的研究を行う予定である。

このような課題に取り組む目的は、以下のとおりである。

2 研究の目的

我が国の刑事司法制度においては、刑事訴訟法第 246 条但書、並びに犯罪捜査規範第 198 条を根拠規定として、警察段階においては微罪処分、刑事訴訟法第 248 条を根拠規定として、検察段階においては起訴猶予という猶予制度が存在する。この猶予制度は、研究分担者が、長年にわたって刑法学会や犯罪社会学会等において主張する、ラベリング理論という犯罪学理論が導出した、ダイバージョンという刑事政策学理論によって、理論的深化が図られてきた。すなわち、学理的に、猶予制度は、犯罪者に対する烙印押しを回避し、できる限り早期の段階において、コミュニティへ犯罪者を社会復帰させることを可能にするという機能を有するものとして、現在の刑事法学界においては一般的な認識として共有されるに至っているといえる。そして、確固たる科学的裏づけを有する犯罪学理論をバックボーンとして存在する我が国の猶予制度が、犯罪抑止に対して絶大なる効力を有していることは、公共の財産となっているのである。

しかしながら、このように、実証研究による裏づけを経た科学的犯罪学理論を基盤とし、かつ、学理的にも正当性を主張することが十分に可能な猶予制度にも欠点は存在しており、それはまさに、刑事手続の早期の段階において、生物学的・心理学的視点からすれば、社会的保護の措置がとられる必要性が高いと思われる犯罪者、とりわけ知的障害犯罪者を、何らの刑事政策的処置を施すこともなく、再びコミュニティへと帰してしまう可能性があるという点である。

本研究の主任研究者である社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）理事長田島良昭氏は、知的障害犯罪者の犯罪傾向として、窃盗罪、詐欺罪という財産犯、放火罪という公共危険犯、強制わいせつ罪、強姦罪という性犯罪等を犯す傾向があることを指摘されておられるが、この指摘から導出される合理的な推論を試みると、知的障害犯罪者の特徴は、第 1 に、生活苦の状況にあるということ、第 2 に、犯罪動機に利欲的な性向が看取されるということ、第 3 に、性欲を抑制することが困難な者も存在するということである。

そうだとすれば、このような特徴を有する知的障害犯罪者を、微罪処分、起訴猶予によって、その犯罪要因となったものを何ら矯正することなく社会に復帰させたとしても、知的障害者が累犯者となる蓋然性が高度に見込まれることになり、知的障害者がコミュニティにおいて、再び個人として、尊厳を持って、人間に値する生活を送ることができるようになることは望むべくもないということになるであろう。そういう意味合いにおいては、日本国憲法が保障する基本的人権の享有を、知的障害者に全うさせることにはならないの

である。知的障害犯罪者に早期に対応することは、知的障害者を取り巻く社会的環境の安全、ひいては、国家の安全を担保するためにも必要なことであり、この点に関しては、現在の刑事司法制度そして社会福祉制度の下では、知的障害犯罪者の保護はいうまでなく、社会の安全・安心も、十分に保障されていないのではないかという懸念を禁じ得ないのである。

それゆえに、犯罪学理論から導出される刑事政策理論ないし刑事司法理論においては、ダイバートされたか、あるいはダイバートされる蓋然性が高い、知的障害犯罪者に対する処遇を、法務省サイドと厚生労働省サイドの制度的観点から、理論的にも、実務的にも、行う必要性が不可欠となっているように思われるのである。

そして、そのような観点からは、現行刑事司法制度から排除されてしまう知的障害犯罪者の処遇に際しては、やはり、セイフティネットとして、社会福祉行政をはじめとする、社会福祉制度が考察の俎上に上がってくることになるであろう。すなわち、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を、理論的に考察する必要性が不可欠となるのである。そして、こうした観点からの理論的検討は、生存権を保障する、日本国憲法の指針する福祉国家思想にも合致し、学問的正当性を獲得するものであると確信する。つまり、国家並びに社会は、知的障害犯罪者の最後の 1 人まで、再社会化させることこそが、その最大の責務なのではなからうか。それによって、世界人権宣言、国際人権規約、そして日本国憲法の最大の眼目たる、基本的人権の保障が全うされるものと考えられるのである。

そして、このような学理的、形而上学的活動を、形而下学的活動へとバイパスし、学問的活動と実務を結合する制度として、厚生労働省サイドにおいて制度的に結実した、「地域生活定着支援センター」や、「触法障害者地域移行支援事業」が、極めて重要な実務的政策として、考察の俎上に上ってくることもなるのである。

以上において明らかになったと思われるが、本研究の目的は、知的障害犯罪者の基本的人権の保障を全うするために、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を理論的・学問的に探求することにあるのであり、その必要性は、犯罪学理論並びに刑事法理論そのものから、内在的に発生しているものであるともいえるのである。

3 研究の特色

本研究の特色は、研究対象者に関して、犯罪者の中でも、知的障害者に限定している点であり、さらに、その中でも、刑事司法制度からダイバートされる知的障害犯罪者に限定して、研究を行う点にある。そして、さらには、考察の対象となる刑事司法手続も、警察段階、検察段階に限定している。つまり、研究対象者のみならず、研究対象となる刑事司法制度をも限定するのであり、その意味において、本研究の射程は、二重の絞りがかけられていることになるのである。この点、従来の刑法学、刑事訴訟法学、刑事政策学においては、ほとんど顧みられることのなかった論点であるといえよう。それゆえに、本研究は、

少なくとも、刑事法学においては、まさに重要な価値のあるものとなるように思われる。

4 研究の独創的な点

本研究における独創的な点としては、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携、すなわち、刑事政策と社会政策との連携によって、法の狭間の負の連鎖を断ち切り、知的障害犯罪者を処遇し、改善更生させ、社会復帰を図り、知的障害者の、刑事司法制度的観点からする人権保障の貫徹を学理的に探求する点が挙げられるであろう。すなわち、そのような知的障害犯罪者に対するヒューマンイズムの刑事司法制度における貫徹は、本研究の独創的な視点あるいは視座であると評価できるものと解される。

5 期待される成果

期待される成果としては、刑事司法制度からダイバートされた、知的障害犯罪者に対して、刑事司法制度とセイフティネットとしての厚生労働行政の所管する社会福祉制度との連携のあり方について問題提起をし、論点を提示し、学理的にその論点を解決するということが挙げられる。その帰結として、知的障害犯罪者に対する具体的な処遇のあり方が、いくつか提案され得るように思われる。そして、その理論的研究の際には、知的障害犯罪者に対する人権保障というヒューマンイズムの観点が付随することになるがゆえに、知的障害犯罪者の基本的人権の保障の貫徹、そしてさらには、知的障害犯罪者に対するエンパワーメントという、究極の学問的目標をも達成することが可能になるであろう。このことは、知的障害者の地位の向上につながるのみならず、法律学的にも、その理論的深化につながるものと確信する。ただ、あくまでも、本研究の成果は、知的障害犯罪者の、法の狭間の負の連鎖を断ち切るための、具体的・現実的な処遇のあり方の提示と、その基本的人権の保障の貫徹の実現であらねばならないことは言うまでもないことである。

6 昨年度の研究成果

昨年度の研究成果としては、下記の3点に集約できる。詳細は、別紙参照。

(1) 海外文献の調査結果：別紙1。

(2) 保護局のアンケート調査：別紙2。

「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者に関する特別調査」

(3) 台湾視察：別紙3。

7 今年度の研究計画

今年度の研究計画としては、概略、以下の通りである。

- (1) 昨年度実施した「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者に関する特別調査」の集計が終了したので、今年度は引き続き、そのデータを分析し、考察を行う。現在までの研究成果に関しては、別紙4（研究結果の概要）を参照。
- (2) 前回の厚生労働科学研究の際、日本と類似した法律制度を持つ韓国の知的障害者に関する視察を参観しており、昨年度においては台湾の視察を実施し、アジアにおける知的障害者に関する資料収集は充分であると判断した。したがって、今年度は欧米の研究に主眼を置くため、昨年の研究計画ではニュージーランドへ視察へ行く予定であったが、カナダには、すでにコーディネーターがいるため、様々な知的障害者に関する施設を参観することができ、資料も豊富に手に入るというメリットがあるので、カナダへ視察に行くこととする。そして、カナダを研究した後、来年度はアメリカを实地視察する予定である。
- (3) 現在、研究分担者及び研究協力者は、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の触法被疑者に関する統計及び文献を調査しているので、今年度はそれらの研究成果を論文として発表する予定である。現段階での研究成果として、別紙5に収集した文献を列挙することとする。

以上

別紙1 海外文献の調査結果

「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル」

藤本 哲也

一 はじめに

平成18年に実施した「知的障害犯罪者の実態調査」は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「罪を犯した障がい者の地域社会生活支援に関する研究（田島班）」の一環として実施したものであるが、これは地域生活定着支援センターの提案となって結実した。引き続いて、平成21年度にスタートした「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（田島班）」において、筆者は、「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」を担当することになった。今回の研究の主たる関心は、刑事司法制度と社会福祉制度との連携にある。つまり、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携のあり方の探求である。より具体的に言えば、微罪処分、不起訴、起訴猶予等により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また、帰るべき家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、知的障害犯罪者に対する法務省サイドと厚生労働省サイドとの支援の輪、すなわち、セイフティネットをどのように構築するかである。

現在、法務省保護局において、アンケート調査表を作成して、サンプル調査を実施する予定となっているが、研究の基礎資料となるデータが収集できるかどうか、現在のところ、暗中模索の状態である。

そこで、実態調査とは離れて、もう一つの藤本グループの研究課題である、欧文の文献並びに統計資料に基づいて、諸外国における知的障害犯罪者に対する刑事政策的・社会政策的施策について紹介するという研究課題の一環として、今回は、「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続における裁判官マニュアル」について紹介してみたいと思う。今回の研究の主たる関心事である警察段階や検察段階における施策ではないが、矯正段階の1つ手前にある裁判段階において、ニュージーランドでは知的障害犯罪者をどのように処遇するのか、その手続の実態を知ることができるからである。

なお、本稿で用いる資料は、2003年に修復的司法の研究調査でお世話になったマッカレー（F.W.M. McElrea）裁判官から恵贈されたものである。ここに記して感謝の意を表したいと思う。

二 ニュージーランドにおける知的障害犯罪者関連法

ニュージーランドの刑事手続における被告人の精神状態は、①正式事実審理を受けることの適切性、②精神異常の抗弁、③量刑と関連しているといわれる。

2004年までは、知的障害をもった被告人は、精神保健手続のもとで取り扱われており、特定の施設がなかったがために、被害を受けることが多かったようである。しかしながら、2004年からは、3つの関連法が制定されたがために、その取り扱いに変化がみられたようである。3つの制定法のうちの最初のもの、被告人が「精神障害」あるいは「精神異常」

があるかどうかを決定するための手続を定めた法律であり、残りの2つは、精神病あるいは知的障害があるとされた者に対する、様々な決定過程を取り扱う法律である。

具体的に、その3つの法律とは、①「2003年刑事手続（精神障害者）法」(Criminal Procedure[Mentally Impaired Persons]Act 2003：ここでは手続法と略称する)、②「1992年精神保健（強制的評価及び処遇）法」(Mental Health[Compulsory Assessment and Treatment]Act 1992：ここでは精神保健法と略称する)、③「2003年知的障害（強制的保護及び社会復帰）法」(Intellectual Disability[Compulsory Care and Rehabilitation]Act 2003：ここでは知的障害法と略称する)である。

精神病患者と知的障害者の双方は、法が介入する以前において、法的援助以外の救済手段を必要としていることはいままでの間もない。精神病患者については、危険性あるいは自己介護能力の重大な欠如という状況がみられ、知的障害者については、意思疎通、家庭生活、コミュニティ・サービスの利用のような適応技術にかなりの欠陥があるからである。

これは意外に思われるかも知れないが、「精神障害」という用語は、ニュージーランドにおいては、法律上定義されていない。「精神障害」という概念は、確かに、「精神異常」と「知的障害」の両者を包摂するものではあるが、裁判を受けることの適切性については、例えば、アスペルガー症候群の多くの事案では、その被告人に対する強制的処遇あるいは治療が可能ではないといったようなケースにみられるごとく、両処遇法から除外された事案において、多く見いだされるかもしれないのである。

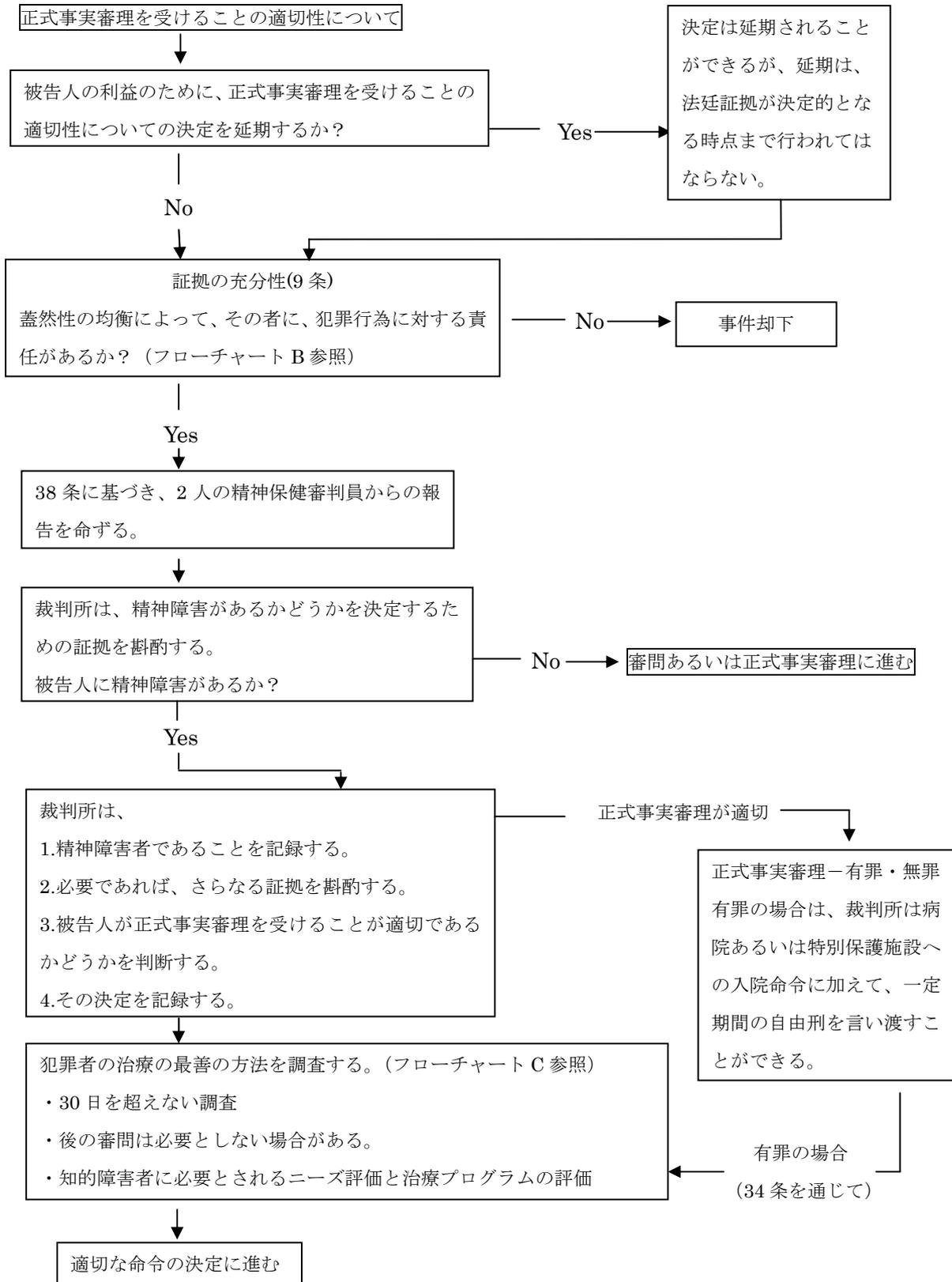
これら3つの法律のもう1つの重要な側面は、一定期間の拘禁、あるいは特定精神保健患者もしくは危険性のない特別保護患者として、すべての期間にわたって特別保護施設に収容される被告人の法的資格に関する規定である。

また、公式文書の提出が手続法38条により要求される。これは、保釈が別個に認められるのであれば、保釈に際して行われることになる。そして、次の優先事項は、刑事施設における拘禁である。拘禁の他の形態（たとえばメーソン・クリニックへの収容）では、事前の評価を必要とすることになる。公式文書は、正式事実審理を受けることの適切性や精神異常の抗弁、あるいは量刑問題についても言及する場合があるのである。

さらに、被告人の犯罪への関与についての証明が手続きの最初に要求されることはいままでの間もない。起訴を基礎づける行為または不作為が最初に見いだされない場合には、被告人は、精神障害者の手続を受けることはできないのである。簡単に言えば、犯罪行為が証明されなければ、精神状態は問題とされないということになるのである。

この重要な新たに設定された手続段階は、盗んだクレジットカードを使ったのか、ナイフを使ったのか、車を運転したのかなど、いろいろな前提事実が証明されていない被告人を守ることになるのである。さらに、問題となる犯罪は、罰金刑などの財産刑ではなく自由刑によって処罰可能なものでなければならないのである。

図1 正式事実審理を受けることの適切性：手続の概略

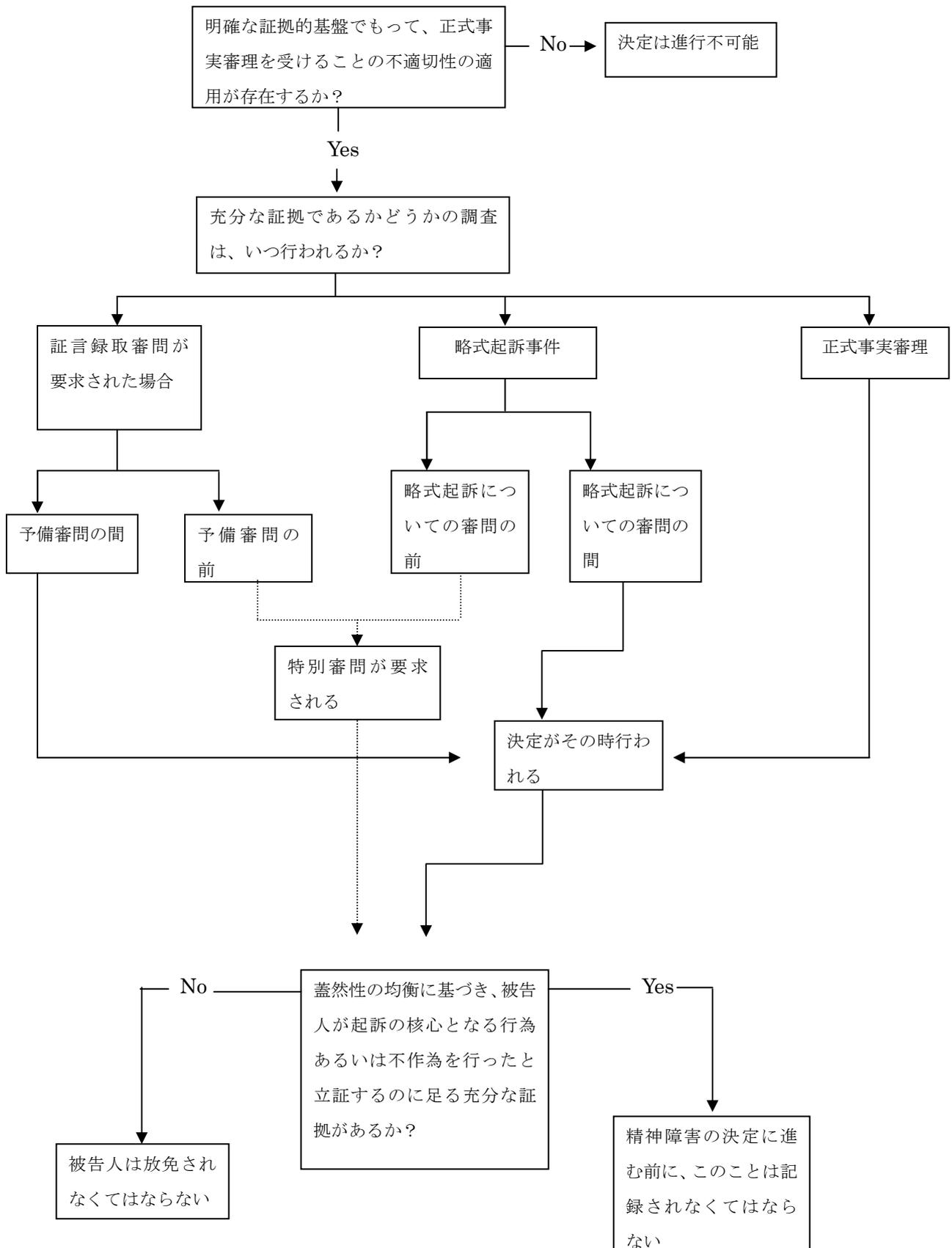


精神障害者に関する刑事手続の 5 段階は、トロー対ニュージーランド警察(Trow v New Zealand Police)事件において、ニコルソン判事(J. Nicholson)によって確認されている。しかしながら、第 1 段階に進む前に、裁判所は、被告人に、あるタイプの精神障害の可能性があるのか、それとも他のタイプの精神障害の可能性があるのかについて注意を払うであろうし、また、通常は、専門家の鑑定書を要求するであろう。最初は、当然のことながら、1 つの鑑定書のみを提出することが提案されるであろうが、この鑑定書は、公式手続にのせるための証拠的基盤を提供するものとなる。最初の鑑定書に問題があることが示された場合には、2 つ目の鑑定書の提出が、精神障害に関する審問の開始命令と同時に、命ぜられることになるのである。

こうした精神障害者に関する刑事手続の 5 段階は、以下の通りである。

(一) 犯罪の証拠の充分性の決定

図2 証拠の充分性の決定 (9条 決定)



これは、まさに手続法 9 条に見いだされる新しい手続段階といえるものである。犯罪の証拠の充分性の決定は、略式起訴審問(summary hearing)の前、または略式起訴審問において(10 条)、あるいは証言録取審問の前、または証言録取審問において(地方裁判所判事はこれを指揮しなければならない: 11 条)、もしくは明らかに陪審ではない正式事実審理において(12 条)取り扱われなければならないのである。通常は、「特別審問」(special hearing)を開くであろう。手続法は、何らの特別な手続について規定していない。実務においては、弁護士は、証拠が、しばしば証拠書面の方法で、反対尋問によってかあるいは反対尋問なしで、証明され得ることに同意するのである。しかしながら、裁判所は「被告人に不利な証拠」を考慮しなければならないため、たとえ「同意」があったとしても、事実の概要は表面的であってはならないのである。裁判所は、起訴された犯罪の基盤を形成している行為あるいは不作為が、証明されているかどうかの評定結果を記録しなければならないのである。

証拠のより低い基準——蓋然性の均衡(on the balance of probabilities)——をここでは、適用する。この基準が満たされなければ、被告人は刑事手続あるいは処遇手続を経ることなく、放免されることになる(13 条 2 項参照)。この基準が満たされれば、第 2 段階に移行するのである。

(二) 精神障害の決定

14 条 1 項に基づき、裁判所は、2 人の精神保健鑑定者(health assessors)から、被告人に精神障害があるかどうかの証拠の提示を受けなければならない。通常、精神病については、この精神保健鑑定者とは、精神科医を意味する。知的障害については、この精神保健鑑定者とは、心理学者、あるいは知的障害法 4 条 1 項に基づく、特定専門分野の鑑定者であることもある。

精神保健鑑定者による証拠は裁判所に提出されることになるが、そこでは、その証拠は当事者あるいは裁判所によって要求される場合には、反対尋問によって検証される。通常、すでに命じられた 2 人の精神保健鑑定者は、報告書をつくり、その内容を確認して、必要であればその内容を最新のものにし、いかなる質問にも答えることを宣誓するのである。報告書が提出されたならば、「仲裁付託の合意」(submissions: 紛争当事者間の合意のこと)が斟酌されることもある。次に、裁判所は、蓋然性の均衡によって、被告人に精神障害があるかどうかを決定し、その結果を記録する。法はそのように規定してはいないが、被告人に精神障害がないと認定された場合は、刑事司法過程の次の段階に移されることになるのである。

(三) 正式事実審理を受けることの適切性の決定

正式事実審理を受けることの適切性の決定を別個の段階とすることによって、手続法は、裁判所に、独立した過程として、正式事実審理を受けることの適切性の問題に焦点を当て

ることを要求している。しかしながら、実務では、第2段階で証拠を提示する証人と特別審問における証人とが同じであるため、第2段階は第3段階と合体していることが多い。多くの事案では、精神障害があると認定されると、すぐに、正式事実審理を受けることが不適切であるとされるのである。

正式事実審理を受けることの不適切性は、精神障害のために、抗弁を行い、あるいは弁護士に抗弁を依頼することができないことを意味するのであり（4条1項）、またそれは、答弁を行い、法的手続の性質、目的、可能な結果を適切に理解し、弁護士と意思疎通を図ることに無能力であることを意味するのである。P対ニュージーランド警察事件において、バラグワナス裁判官(Baragwanath J)は、包括的定義として一覧表にされた、3つの無能力のタイプ以外をも注目し、オーストラリア首都特別地域の立法に含まれた、より長い一覧表に注意を払っているのである。たとえば、それは、陪審員を忌避する権利を行使し、法的手続の過程に従い、被告人に対して不利な証拠の効果を理解する能力である。

第3段階について、法は、裁判所は、両当事者に証拠を審議し提出する機会を与えなければならないと規定している（14条2項）。実務では、裁判所に提出された報告書は、2つの争点について言及することが多いようである。すなわち、精神障害の問題を取り扱う事案では、裁判所は、当事者に、何らかのさらなる証拠が必要とされるのかどうか、もしくは正式事実審理を受けることの不適切性とは別個の問題として、仲裁付託の合意がなされたかどうかについて尋ねるのである。

P事件では、被告人には、正式事実審理を受けることの不適切性を確立するため、「挙証責任者」(proponent)としての責任があると判示されたが、ワーレン・ブルックバンクス(Warren Brookbanks)教授の見解では、争点は当事者主義の外に置かれているために、誰が法的責任を負うかについての争点は主として学問的なものであり、被告人は法的責任を要求されるべきではないとしているのである。争点は、むしろ、一方の当事者あるいは裁判官によって提起される可能性があるとするのである。

裁判所が、これは被告人の利益の観点から判断されるべきであるとする場合には、正式事実審理を受けることの適切性についての決定は、延期されることがあるのである（8条1項）。もし被告人が放免される場合には、何らの決定も行われないのである。この延期は、すべての証拠が決定的となる時点を超えることはできないのである。

精神障害者が正式事実審理を受けることに適切であるとみなされ、自由刑で処罰可能な犯罪で有罪が宣告される場合には、裁判所は、34条と35条の要請に従い、犯罪者に対して、病院もしくは特別保護施設への入院を命ずることがあるのである（本文の最終段落を参照。）

（四）調査命令

被告人が正式事実審理を受けることが不適切であると判断された場合、あるいは精神異常のために放免される場合には、裁判所は、被告人を処遇するのに最も適切な方法を決定

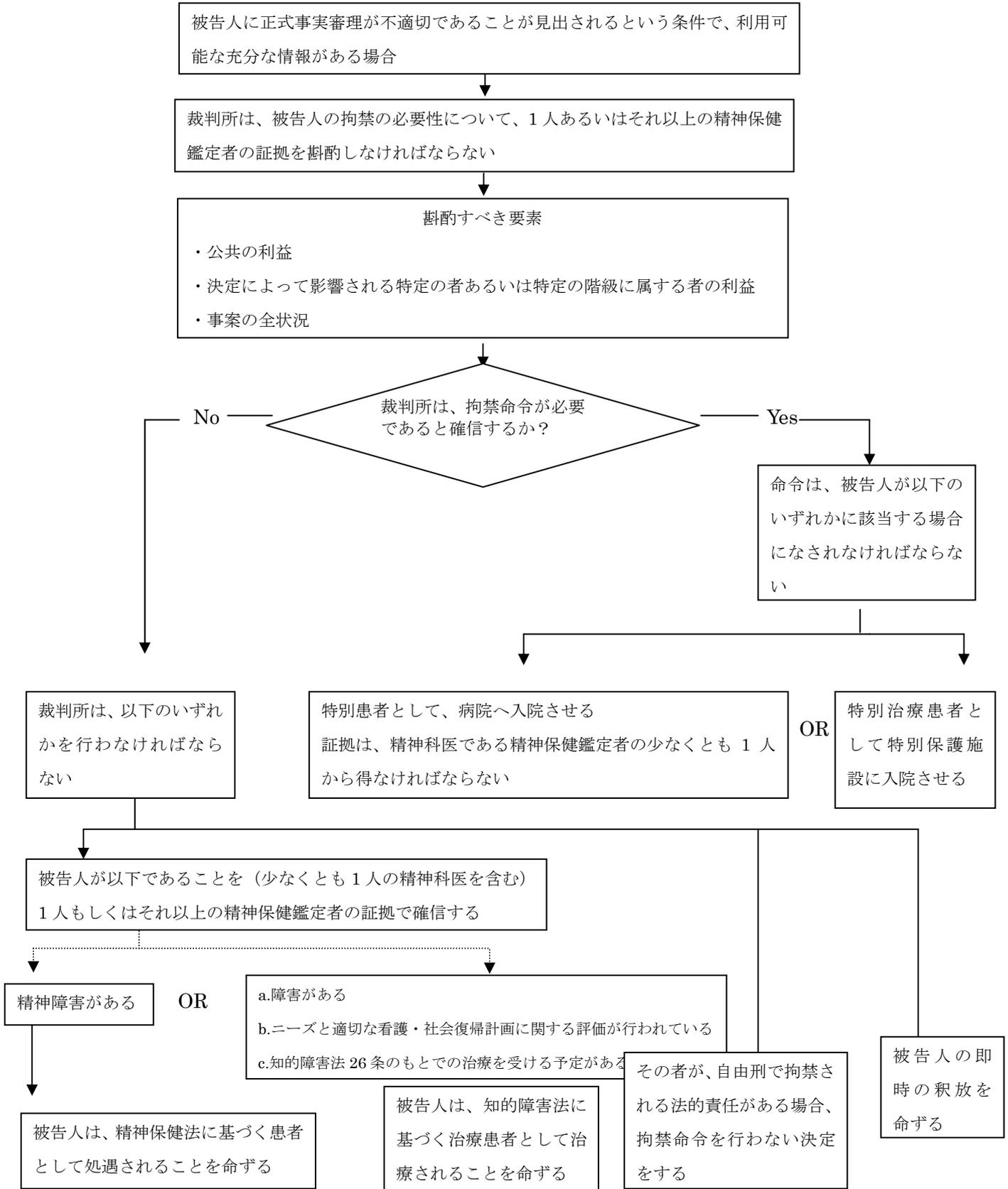
するために調査を行うことを命じなければならない(23条1項)。これらの調査は、命令が発せられてから30日以内に完了しなければならないのである。

手続法は、調査目的のための保釈、あるいは病院や特別保護施設への再入院について規定しているが、関係当局は、すでに必要な情報を獲得しており、それを裁判所に提出している場合がある。もし裁判所に提出された情報が必要にして充分である場合には、再入院は必要ではない。

複雑な事件では、23条のもとでの保釈あるいは再入院については、調査の遂行の猶予が命じられるべきである。知的障害者については、裁判所は、調査書が提出されていない場合には、知的障害法第3編のもとでのニーズ評価と、その者が受ける治療プログラムの詳細が要求されるのである。

(五) 適切な命令の決定

図3 適切な命令の決定（手続法 24・26 条）



実務的な選択肢としては、危険な人物については、精神保健法のもとで特別患者として病院へ入院させるか、または知的障害法のもとで特別保護患者として特別保護施設に入院させるかである（24条参照。そこに手続が規定してある）。これらの選択肢（拘禁命令）が、最初に考慮されなければならない。

特別保護施設への入院が必要であると判断されない場合は、25条のもとで、選択肢は、以下ようになる。

（1）精神保健法のもとでの一般患者、もしくは知的障害法のもとでの（特別保護施設ではない施設での）特別保護患者となる。

（2）拘禁命令ではなく、刑務所での拘禁刑を科す。

（3）被告人の即時の釈放を命ずる。

各事案において、裁判所は、1人あるいはそれ以上の精神保健専門家(health professionals)からの証拠を得なければならない。精神保健法のもとでの命令が予期される場合は、この精神保健専門家は、精神科医でなければならない。知的障害の事案においては、知的障害があること、知的障害法第3編のもとでの評価がなされたこと、及び同法26条のもとでの治療プログラムを受けることについての証明がなければならない（手続法25条参照）ことになっている。

三 精神異常の認定

精神異常の抗弁は、いかなる犯罪においても利用することができる。手続法の20条は、（1）被告人が精神異常の抗弁を持ち出す場合、（2）検察官が、精神異常によって無罪とすることが唯一の合理的な裁決であることに同意し、（3）裁判官が、専門家の証拠によって、被告人が犯行時、法的に精神異常であったということに確信を得た場合には、正式事実審理あるいは審問の必要性がないことを規定している。裁判官は、精神異常のために無罪であるとの認定を記録しなければならないのである（他の条項については、20条参照されたい）。

そのような認定が行われる場合には、正式事実審理が適切でないと言われた者と同様に、上述の（調査と拘禁命令についての）第4段階と第5段階が適用されるのである。

特別患者からの身分の変更についての決定は、保健大臣(Minister of Health)によって行われる。また、上訴の権利は、様々な段階で生じるのである（手続法16-19、20-22、29条参照）。

四 知的障害法の対象となり得る者の他の方法について

精神異常もしくは正式事実審理に不適切であるとされた場合の他に、ある者については、自由刑の一期間として、あるいは刑の言渡しの代わりに、知的障害法の対象となることがある。それらの者は、手続法34条のもとで、強制的保護及び社会復帰命令の対象となるの

である。

五 刑務所収容と特別拘禁命令

以下のいずれかの方法で、処遇施設もしくは保護施設における安全拘禁命令を行う、新たな権限が設けられている（手続法 28 条と 34 条）。

- (1) 安全拘禁命令に加えて、拘禁刑を科す（34 条 1 項(a)）。
- (2) 刑の言渡しの代わりに安全拘禁命令を科す（34 条 1 項(b)）。
- (3) 何らかの他の事件ですでに一定期間の拘禁刑に服した者について、安全拘禁命令を科す（28 条）。
- (4) 後に一定期間の拘禁刑に服する者について、安全拘禁命令を科す（28 条 1 項）。

最近の 2 つの事案においては、被告人が治療施設あるいは保護施設の患者である間は、拘禁刑の刑期が進行しており、もし少しでも刑期の残りがあるならば、刑務所に戻ってその残りの刑に服することになるのである。

六 おわりに

以上が、ニュージーランドにおける知的障害犯罪者に対する刑事手続に関する裁判官マニュアルの全貌である。これは一般向けの説明マニュアルではなく、マッカレー裁判官がニュージーランドの全裁判官に配布したマニュアルであるため、幾分専門的ではあるが、ニュージーランドにおける知的障害犯罪者の刑事手続を知る上において、貴重な文献であると思う。この文献が、我が国の知的障害犯罪者の刑事手続を検討する際の参考資料となれば幸いである。

資料源：McElrea, F. W. M., “Bench Book Material re Criminal Procedure for Mentally Impaired Persons,” *FWMM final edition*, March 5, 2007.

別紙 2 保護局のアンケート調査

回答様式「起訴猶予となり、更生緊急保護を申出を行った者に関する特別調査」

回答様式 「起訴猶予となり、更生緊急保護を申出を行った者に関する特別調査」

保護観察所

進行番号	申出日	① 年齢	② 性別	③ 刑事処分歴	④ 保護処分歴	⑤ 保護カードの有無	⑥ 保護を申し出た理由	⑦ 知的障害の疑いの有無	⑧ 療育手帳取得の有無	⑨ 社会資源の有無	⑩ 措置の内容						1・2・3のいずれもされなかった理由	
											1 委託保護	2 自庁保護				3 更生保護関係団体による援助		
												一般補導	一般補導として医療・福祉の調整を行った場合は、その内容	夜間給与	食費給与			医療援助
例	H21.12.15	55	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	

申出日 ※日付を右記の例のとおり入力すること（例：H21.12.1） ※数字は半角で入力すること。

①年齢 ※受理時の年齢を記載すること。

②性別 0 男性 1 女性

③刑事処分歴 0 なし 1 実刑 2 執行猶予（保護観察付） 3 単純猶予 4 罰金 5 拘留・科料 6 起訴猶予 7 不処分 8 少年院送致 9 保護観察 10 児童自立支援施設等送致 11 不処分 12 審判不開始 13 不詳

④保護処分歴 ※ ③と④は、本件処分を含まない。これまでの処分歴のうち最も重いものを記載すること。

⑤保護カードの有無 0 なし 1 あり 2 交付されたと述べるものの、申出時には提示がなかった

⑥保護を申し出た理由 0 宿泊保護を希望 1 一時保護を希望 2 その他

⑦申出時の知的障害（の疑い）の有無 0 なし 1 知的障害あり 2 知的障害の疑い 3 不明
※関係記録又は関係機関からの情報により把握できる場合に限り。
※前件記録中の身上調査書で判断するときは、「精神状況欄」に記載がある場合に限り。

⑧療育手帳取得の有無 0 なし 1 あり
※関係記録又は関係機関からの情報により把握できる場合に限り。

⑨社会資源の有無 0 なし 1 親族等 2 知人 3 屋主 4 その他（簡潔に記載すること）

⑩措置の内容

1 委託保護 0 なし 1 あり（更生保護施設） 2 あり（その他）

2 自庁保護 0 なし 1 あり（※「旅費給与」は、被保護者旅客運賃割引証の交付を含む。）
※ 一般補導として医療・福祉の調整を行った場合、その内容を記載すること（自由記載）。

3 更生保護関係団体による援助 0 なし 1 金銭の給与 2 物品の給与 3 金銭及び物品の給与
※ 1・2・3のいずれも「0 なし」の場合、その主な理由を簡潔に記載すること。

起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った知的障害者の状況に関する調査（結果概要）

1 調査対象

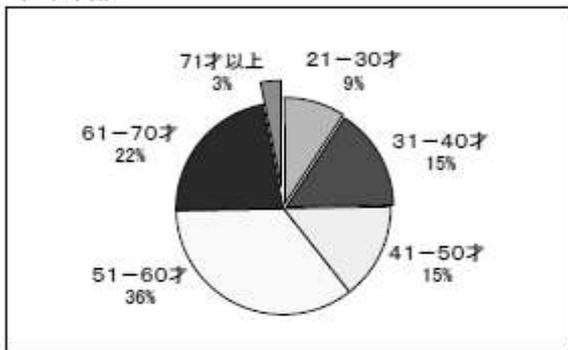
平成21年12月及び平成22年1月の2月間に保護観察所に更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者

2 調査方法

全国の保護観察所に対し、アンケート調査を依頼。保護観察所の担当保護観察官が、対象者本人との面接や、前件記録を確認するなどして、所定の調査票に回答を行った。

3 結果概要

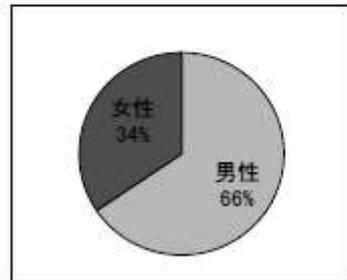
(1) 年齢



20才以下	1人
21-30才	21人
31-40才	35人
41-50才	33人
51-60才	80人
61-70才	50人
71才以上	7人
計	227人

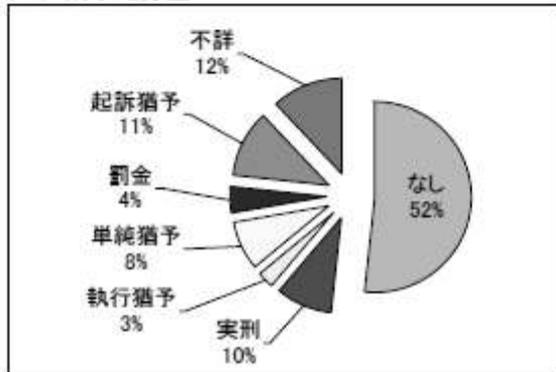
※20才以下の割合は1%未満のため、グラフ中省略

(2) 性別



男性	149人
女性	78人
計	227人

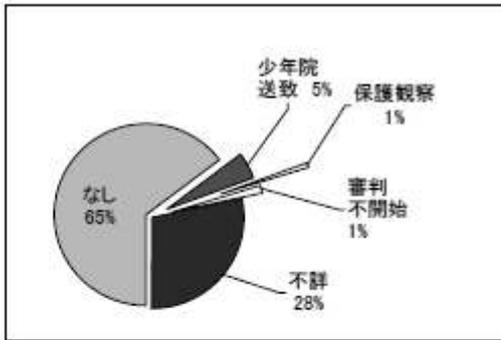
(3) 刑事処分歴



なし	117人
実刑	22人
執行猶予	6人
単純猶予	19人
罰金	10人
起訴猶予	26人
不詳	27人
拘留・科料	0人
計	227人

※0%の項目は、グラフ中省略

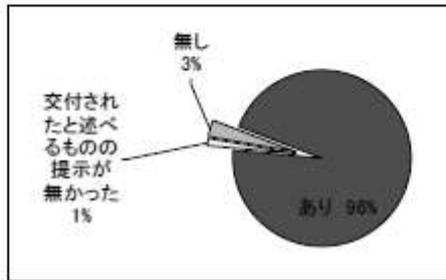
(4) 保護処分歴



④保護処分歴	
なし	146 人
少年院送致	11 人
保護観察	2 人
審判不開始	3 人
不詳	64 人
児童自立支援施設等送致	1 人
不処分	0 人
計	227 人

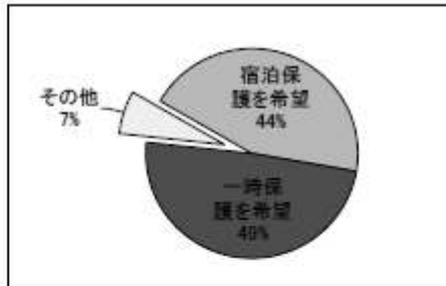
※ 1%未満の項目は、グラフ中省略

(5) 保護カードの有無



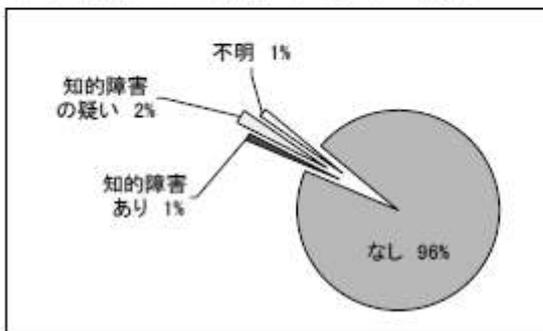
⑤保護カードの有無	
無し	7 人
あり	217 人
交付されたと述べるものの提示が無かった	3 人
計	227 人

(6) 保護を申し出た理由



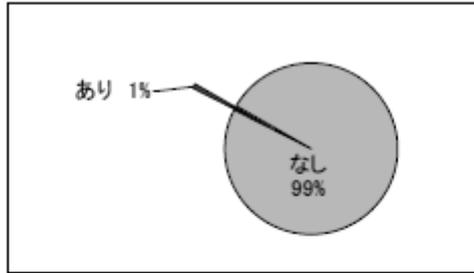
⑥保護を申し出た理由	
宿泊保護を希望	101 人
一時保護を希望	111 人
その他	15 人
計	227 人

(7) 申出時の知的障害（の疑い）の有無



⑦申出時の知的障害（の疑い）の有無	
なし	216 人
知的障害あり	3 人
知的障害の疑い	5 人
不明	3 人
計	227 人

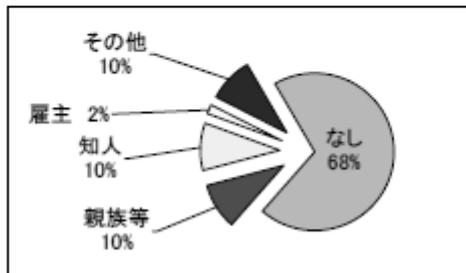
(8) 療育手帳取得の有無



⑧療育手帳取得の有無	
なし	225 人
あり	2 人
取得したと述べるものの、 申出時には提示がなかった	0 人
計	227 人

※0%の項目はグラフ中省略

(9) 社会資源の有無とその内容



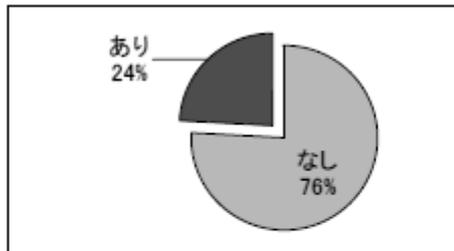
⑨社会資源の有無とその内容	
なし	158 人
親族等	22 人
知人	22 人
雇主	4 人
その他	21 人
計	227 人

その他の資源：NPO法人、年金、福祉、日雇労働

(10) 保護を申し出た理由別 措置の実施内容

保護を申し出た理由	保護を申し出た人数	措置の実施内容			
		委託保護	自庁保護		
			食事給与	衣料給与	旅費給与
宿泊保護を希望	101	53	13	5	14
一時保護を希望	111	2	21	2	29
その他	15		1	1	1
総計	227	55	35	8	44

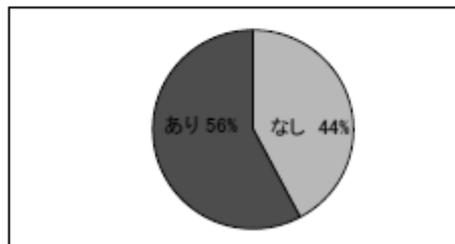
委託保護の有無



委託保護の有無	
なし	172 人
あり (更生保護施設)	55 人
あり (その他)	0 人
計	227 人

※0%の項目はグラフ中省略

自庁保護の有無

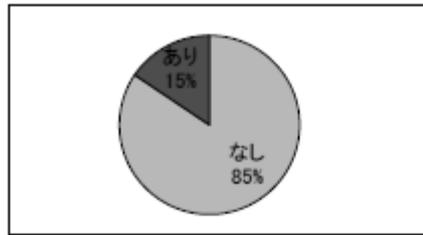


自庁保護の有無	
なし	96 人
あり	131 人
計	227 人

*訂正：自庁保護の有無
なし 140人(62%)
あり 87人(38%)

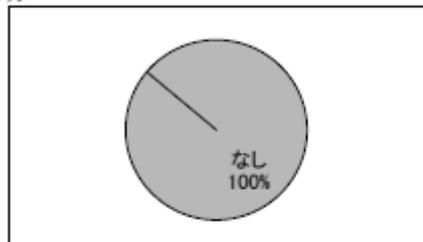
自庁保護の内容

・衣料給与



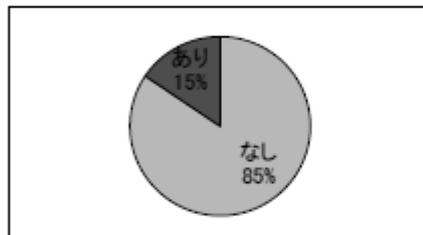
なし	192	人
あり	35	人
計	227	人

・医療援助



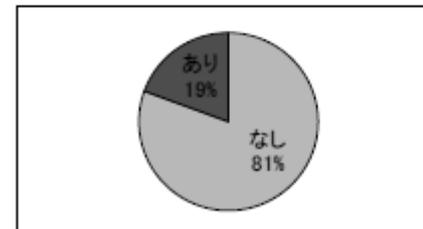
なし	227	人
あり	0	人
計	227	人

・食費給与



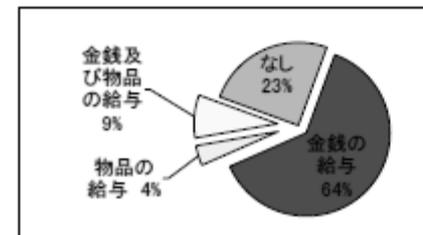
なし	192	人
あり	35	人
計	227	人

・旅費給与



なし	183	人
あり	44	人
計	227	人

・更生保護関係団体による援助



なし	57	人
金銭の給与	142	人
物品の給与	9	人
金銭及び物品の給与	19	人
計	227	人

*訂正：衣料給与 なし 219人(96%)
あり 8人(4%)

以上

別紙 3 台湾視察

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
（総合）研究報告書

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究

研究代表者 田島良昭 社会福祉法人 南高愛隣会 理事長

研究要旨 日本の法律を基本とし、欧米の法律を融合させて施行している台湾の矯正、保護及び社会福祉における知的障害者の処遇等について明らかになった。

研究分担者 藤本 哲也
中央大学法学部教授

で説明した一連の流れに関して検証を行う。

A. 研究目的

台湾は、日本の法律をベースとし、欧米の法律を融合させて施行している国である。近年、台湾は、グローバルスタンダードに従い、日本に先行して法律や制度を確立しているため、台湾の刑事司法制度における知的障害者の流れを把握することにより、当該研究の参考になると思われる。したがって、本研究の目的は、刑務所に収容されている知的障害者の実態を把握することにより、警察・検察・裁判段階での知的障害者を把握し、その際、台湾における知的障害者の測定方法及び処遇方法を把握した上で、出所後、知的障害者に対して更生保護施設あるいは社会福祉施設でどのような社会復帰のための訓練が行われているか等を日本と比較検討することにより、日本の厚生労働省と法務省がどのように連携すべきかを研究することにある。

B. 研究方法

各施設視察前より台湾の統計を基に研究を行い、各施設を実際に視察した上で施設の職員との情報交換を行うことにより、研究目的

C. 研究結果（詳細は 23 頁以降を参照。）

刑事司法制度における知的障害者の把握は困難であったが、矯正・保護・社会福祉施設視察により、心身障害者に関する定義が法務部と内政部間で統一されているため、障害がある犯罪者の処遇がスムーズであることが明らかになった。

D. 考察（詳細は 23 頁以降を参照。）

台湾には、社会福祉施設である教養院が 294 か所あり、最先端の施設では、ある一定の年齢までに施設に入所すれば、政府の補助により、一生涯面倒を見てくれる等の制度は検討する余地があると思われる。

E. 結論（詳細は 23 頁以降を参照。）

台湾では、知的障害者という概念はあまり認識されていないが、障害者の処遇に関する実務の面では、省庁間の連携が良く図られているため、政策が実行しやすいという点は学ぶに値する。

一、台湾視察における日程及び訪問先

1、概要

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（田島班）の一環として、本年3月1日から4日にかけて、本研究の分担研究者である藤本哲也を中心に、研究協力者である鮎田、野村、田崎、藤田及び研究助言者を含む総勢6名で、台湾にある知的障害者を含む刑事施設、更生保護施設及び社会福祉施設等4か所を訪問し、犯罪を行った知的障害者等に対する処遇の実態等を視察した。以下、各施設ごとに詳細を報告する。

2、日程及び訪問先

日程	訪問機関名	訪問先住所
3/1	更生保護施設「唯心康復之家」	桃園大溪鎮民權東路20號
3/2	財団法人天主教会嘉義教区附設嘉義縣私立聖心教養院	嘉義縣東石鄉港墘村60-40號
	内政部南投啓智教養院	南投縣名間鄉仁和村山腳巷1-7號
3/3	臺灣台中監獄	台中市南屯區培德路9號

二、各施設の概要

1、更生保護施設「唯心康復之家」

(1) 施設の概要

①台湾における更生保護施設について

台湾における更生保護施設の沿革は、約20年前まで遡る。当時、そのような施設の大部分は、公立病院の精神科と提携しており、「社会化」ということが考えられていなかった。1994年に健康保険制度が実施されて以降、一般市民によって運営される方式が出現したが、未だに「脱施設化」の精神に明らかに反している大規模な施設が地方において運営されている。2003年健康保険制度が、地域社会での社会復帰サービスに対する費用を引き上げたことから、小規模施設も創設可能となり、現在もそうした事業が上手くいっている。

②「唯心康復之家」の概略について

2004年9月に設立された「唯心康復之家」は、全国に20か所ある更生保護施設の1つで、桃園の大溪老街にある。この場所は植物も多く、観音廟も近くにあることから、施設を利用する患者にとって環境の良いところに位置している。当該施設はソーシャルワーカーである藍麗惠氏の自宅であり、150坪ほどの敷地に5階建てとなっている。2~3階が女性用、4~5階が男性用に区別されていて、各部屋は定員4名で2段ベッドが設置されている。2段ベッドは、上段は若年者用、下段は障害者用というように分けて使用されている。収容者は、定員40名であり、3月1日現在、37名(男性18名、女性19名)が収容されている。その病状については、統合失調症が23名、気分障害が6

名、統合失調感情障害が8名である。そして、37名のうち3名が犯罪者であった。それに対して職員は、ソーシャルワーカーが1名、看護師が3名である。施設の運営費に関しては、犯罪者を除く被収容者は費用を自費で負担するのが基本となっているが、場合によっては、被収容者に対して国から健康保険費として補填される。

(2) 処遇の目標

当該施設における処遇の重点目標は、「生存価値の追求」である。具体的内容は、3項目からなる。第1は、被収容者に関するもので、(i)友愛的環境を作り出すこと、(ii)当該施設外の定住場所を定めること、(iii)ヒューマンケアを提供すること、(iv)社会の暖かさと支援を付与すること、である。第2は、家族に関するもので、不利な家族のニーズに関心をもち、それにより被収容者への支援を強化し、ゆったりとした人間関係を再構築することである。第3は、地域社会に関するもので、(i)精神病者の生存権を尊重し許容する方法を主張し教育すること、(ii)施設収容者に人々へ加わり社会に触れることを促進すること、(iii)地域社会の関心事のモデルを創設すること、(iv)代替的な職業機会を調査したり設けること、である。

(3) 処遇の内容

当該施設の処遇内容は、5つの項目からなる。それは、(i)心身の健康と生活の質の確立と維持、(ii)自立能力の獲得、(iii)家族関係の再創出と施設収容者のケア面でのニーズを支援し関心を払うこと、(iv)適切妥当な地域社会でのケアとサービスの提供、(iv)民間介護者に対する家族的支援のニーズの提供、である。これらの項目の具体例としては、(i)再社会化のための能力の習得、(ii)問題解決能力の増強、(iii)自主的管理及び人としての権限付与と参加、(iv)仕事の共有とチームワーク及び環境の共有、(iv)病気の管理、(vi)職業の指導と転職、である。

こうした内容について、例えば健康管理に関しては、日頃からの体調管理を被収容者に義務づけている。帰宅時の手洗いの励行や体重測定、掃除・洗濯を適切に実施している。職業訓練についても、月曜日から金曜日までの週5日、被収容者はガソリンスタンドや金物工場などの仕事場に向かい、技術の修得を行っている。さらに社会参加の活動として定期的に施設付近の清掃も実施しているとのことである。

(4) 所見

台湾の更生保護施設は、必ずしも犯罪者の社会復帰を主眼としておらず、精神障害や帰住環境が整備されていない者を対象としている点が、日本と異なる。また、今回視察した施設は、立地条件が非常に良く、一見、アパートのような佇まいであり、街と一体化していることが印象的であった。施設が町に溶け込んでいる利点としては、清掃等のコミュニティ・サービスが盛んであることが挙げられる。さらに、処遇方法

に関して日本が学ぶべき点は、薬物治療継続のための処遇方法である。本施設では、病状に応じた薬が食堂の壁に貼付されており、精神病者が施設を離れた後も薬物治療を継続できるよう自分に必要な薬をテストを用いて暗記させるという手法を実施していた。これは、日本の更生保護施設では見られない手法であり、社会復帰促進のためには有用であるように思われる。最後に、本研究は知的障害者に関する研究ということで、IQに関する質問をしたのだが、その際、台湾ではIQ70以下の者は病院へ移送することが一般的であるとの回答を得た。

2、財団法人天主教会嘉義教区附設嘉義縣私立聖心教養院

(1) 施設の概要

本施設の沿革は、1902年スイスに誕生したカトリックの蒲敏道神父が、1962年に台湾で宣教活動を開始し、1968年から活動拠点を嘉義に移した後、1977年に聖心教養院を創立したことに始まる。現在の施設は、2009年2月21日に設立されたものである。本施設の土地購入、設備投資などの費用は約4億円で、その内訳は台湾政府が1億元、その他の民間団体及び海外の団体が約3億元を投資したということである。

本施設は財団法人であり、その目的はカトリックの教義から、人間の尊厳を至上命題として、社会奉仕することにある。

本施設の組織としては、董事会というカトリック会派の指揮の下、指導神師がその意思決定などを院長に伝達し、その院長の下に副院长、宗教に携わる院牧室、企画担当などの社工室、行政管理室、財務組、医療・教育・職業訓練などを担当する教保室が配置されている。現在の院長は5年前に訪日し、神戸の精神障害者の施設を参観したとのことである。2010年3月2日現在、本施設には総計172名の職員が奉職する。なお、本施設における職員は、必ずしもキリスト教に帰依しているわけではない。つまり、本施設は、一般人の観点から処遇を行っているのである。そして、医師は毎週1回（木曜日）、婦人科の医師も月2回の回診を行っている。

本施設は、医療・教育などを行う場と生活居住空間の場に分界されている。3月2日現在、収容人数172名であり、その内訳は、本施設に居住する100名、昼間だけ参院する72名によって構成されている。

対象者は、知的障害者及び昼間のみ在院する者、並びに行動可能ではあるものの、本施設において訓練を行う必要性がある者とされている。台湾では、政府が知的障害者に手帳を発行し、軽度、中度、重度、極重度の4段階に区分している。この点、本施設の費用は、軽度の者は、昼間のみ在院の場合は8,000元、入院の場合は12,000元、中度の者は、昼間のみ在院の場合は12,000元、入院の場合は16,000元、重度、極重度の者は入院することとなり20,000元の費用がかかる。ただし、政府発行の手帳によって、知的障害者の家族の経済状態に応じて、4,000元から7,000元が政府から支給されるようである。さらに内政部の統計によると、2009年においては知的障害者が107

万人（総人口の 4.6%）おり、そのうち重度の者が 18%を占めるとのことである。ただ、台湾でも知的障害者であることを隠す傾向は存在するから、本統計もその点を留意しなくてはならない。そして、本施設の入院者においては、家族がいない者は少なく、また、1年に3回開催される懇親会に親などが参加しなかった場合には強制退院させるとのことである。なぜならば、本院は、親の愛情を至上のものとするところから出発しているからである。なお、台湾の正月である2月及び8月には必ず親が来る。面会はいつでも可能で時間設定もなく歓迎しているとのことである。

（2）処遇の内容

本施設では、年齢及び障害の程度に応じてグループが編成されており、それぞれのグループに応じて、居室が分けられ、様々な改良器具等を用いた訓練が行われている。特筆すべき居室として、養護室（nursing care group）がある。ここは、他の居室とは異なり、居室に医療器具が備わっており、静穏室も完備され、手厚い処遇が実施されている。処遇の主たるものとしては、感官室と呼ばれる部屋で音楽を聴き、嗅覚を刺激する感情訓練、車椅子の人でもそのまま水に入れる水療法、さらに、専用教室で行われる楽器を使用した音楽療法、マウス等を改良したコンピューターの訓練及び木工細工の製作等がある。

（3）所見

本施設の評価としては、台湾の知的障害者施設の最先端技術を随所に採用し、手摺一本にも握りやすさなど細心の配慮がなされ、かつ、職員も充実している。そして、設立目的にあるキリスト教の博愛主義も注目すべき点であろう。なぜならば、日本でも、刑事政策的見地から、処遇理念の基礎として、従来から正木亮らによって、博愛主義が重視されてきたからである。それ故、セイフティネット構築においても、本施設の博愛主義の理念、ならびに、そこから導出される具体的政策は、参考に値すると考える。

3、内政部南投啓智教養院

（1）施設の概要

本施設は、1970年12月16日に呉孝焜氏が設立したものであり、1999年から台湾内政部の管轄となり、運営されている知的障害者施設である。本施設の利用者は、(1) 15歳から34歳までの中度、重度、極重度の知的障害者で、とりわけ自傷他害の恐れがある者、コミュニケーション能力に障害があることで日常生活に支障をきたしている者、長期の医療的看護が必要な重大な疾病を抱えている者、(2) 6歳から14歳までの中度、重度、極重度知的障害者で、自傷他害の恐れやコミュニケーション能力の障害があり、また感染の恐れがある重大な疾病を抱えている者、あるいは両親が死亡した

者、両親によるネグレクトの被害者で特別な看護の必要性がある者等である。現在における本施設の利用者数は320人であり、上記(2)に該当する者は存在しない。本施設では、共同生活を実施し、また個々の知的障害者に適切な教育、その他特別なサービスを提供することによって、将来的に自立した生活を営むことを可能にさせることを目標としている。

(2) 処遇の内容

本項では、処遇の内容に関し、8項目に分けて列挙する。

- ①特別教育－初等教育から中等教育までの学校教育を行う。
- ②日常生活技術－15歳以上の重度知的障害者に対して、物理療法等を行う。
- ③職業訓練プログラム－15歳以上の知的障害者に対してガーデニング、ごみリサイクルリング、梱包、クリーニング、石鹸作り等を行わせる。その他にも、重度知的障害者に対しては家具作り、中度知的障害者に対してはパン作りも行わせる。
- ④就業プログラム－本施設にある歓喜児(Happy Children's Bakery)での職業訓練プログラムである。歓喜児は、1999年5月に設立された喫茶店であるが、そこでは4名のインストラクターの指導のもとで、パンと製菓技術訓練と販売・接客技術の訓練を行っている。
- ⑤通勤プログラム－十分な技術が備わった知的障害者に対しては、日中の間は外部の事業所で働かせ、夜間は本施設に戻って生活させるプログラムを実施している。本プログラムの対象者は、現在10名である。
- ⑥余暇活動プログラム－芸術、音楽、ダンスを行い、また近隣の地域住民と行われる野外活動やスポーツ大会も実施される。
- ⑦医療プログラム－地域の病院と提携し、身体検査や治療を行っている。本施設では、各科の医療プログラムが展開されているが、本施設でのプログラムが不十分な場合には、他の病院に移送される。
- ⑧カウンセリングプログラム－プログラム、医療、就業についての相談を行うプログラムである。

(3) 所見

本施設では、広大な敷地を利用して、様々なプログラムが展開されており、とりわけ積極的に行われているのは、職業訓練プログラムとしてのガーデニング作業であるとのことであった。果物や植物を育てることにより、自然との触れ合い、自然の生存能力を学習させ、それによって心を豊かにさせることが重要であるとの説明がなされ、実際に農園を視察すると、生き生きとした表情でガーデニング作業を行っている利用者が印象的であった。また、本施設では、罪を犯した知的障害者は存在しないとのこ

とであったが、院長はかつて少年の矯正学校で勤務した経験を持っており、刑事政策的観点から、知的障害者が罪を犯さないようにする教育・職業プログラムを実施しているようであり、やはり知的障害者に対しては、就労支援が一番の犯罪防止策となるとのことであった。日本と同様、台湾においても就労支援を重要視していることが、本施設の視察で理解することができたのであり、そのような意味において、その他の諸外国における実態調査にも励まなければならないと認識した次第である。

4、臺灣台中監獄(台中刑務所)

(1) 施設の概要

台中刑務所は、台湾新幹線の停車駅である台中駅から約 10 分という刑事施設としては、利便性に優れており、台湾で唯一、医療施設（培徳病院）が併設されている施設である。本施設は、1895 年に臺中監獄として設立し、1947 年に現在の臺灣台中監獄に改称され、1992 年に現施設がある場所に移転し、2003 年に培徳病院が併設された。収容対象は、法務部が定める重刑及び累犯者であり、刑期が 10 年以上の者である。収容定員は 4,076 名と台湾で最も多い収容数を誇っており、3 月 3 日現在、約 5,600 名が収容されているため、過剰収容状態にあるといえる。罪名別では、薬物事犯が 34.8%と最も多く、次いで、強盗罪 13.8%、性犯罪 8.3%、窃盗罪 7.8%、殺人罪 7.7%の順となっている。また、大規模施設にもかかわらず、職員は 300 名しかおらず、1 日の稼働人員は 200 名である。

(2) 処遇の内容

①医療施設における処遇

今回の参観は、知的障害者の処遇に主眼を置いていたため、主に、医療施設を中心としたものであった。医療施設は、診察室及び重病治療棟、血液透析室、精神病棟、結核病棟、HIV 感染者病棟に分けられており、受刑者が台湾全土から移送されてくる。治療費は原則自費(1 日 2,280 元)であるが、経済状況により、政府が補助金を援助している。この医療施設は、中国医療大学と提携しているため、医師の確保が容易であり、約 20 名の医師が在籍している。診察室は内科を始め、外科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科、精神科、泌尿器科、皮膚科、放射線科等多岐にわたっており、24 時間対応が可能である。重病治療棟では、重症者に対して 68 の病床が設置されている。血液透析室には、血液透析機が 18 台あり、1 日 4 回治療ができることから、1 日に 72 名の治療が可能となっている。これは、日本で最多の透析機を所有している島根あさひ社会復帰促進センターの 14 台を上回っているため、透析治療に関しては、台中の方が恵まれているように思われる。精神病棟では、精神病者 350 名が収容可能であるが、3 月 3 日現在、約 250 名が収容されている。精神病棟は、開放的で多くの植物が植えられている明るい雰囲気概観とは異なり、舎房はとても暗く、2 名から 4 名を 1 室に収容しており、

ドアには病名と罪名が併記されている。精神病が軽度な者は、病舎に併設されている工場(第4工場)にて、簡単な作業を行っている。

②一般的な台中刑務所における処遇

医療施設に収容されていない者の処遇に関しては、日本の制度と同様である。刑務所に収容された受刑者は、分類後、教誨教育及び技能訓練を受け、刑期終了後、出所となる。技能訓練は、短期が2か月~6か月未満、長期が6か月以上となっている。技能訓練もほとんど日本と類似しており、七彩工場という工芸品や藍染め等の訓練を行っている。日本との相違点は、近年、放送大学と呼ばれる通信大学の講座を受講し、大学の単位が取得できる点である。その際、自費で電子手帳等を購入し、使用可能であるとのことである。

(3) 所見

台湾では、医療刑務所という概念がそれほど発展していないため、現段階では医療施設が併設する段階にとどまっている。したがって、精神病者の処遇も進んでおらず、重度の障害者でも単独室に収容することなく、2名~4名の居室に収容しているような状態である。知的障害者についても、病名は認識しているものの、知的障害者としての識別は行っていないとのことである。しかしながら、現在は刑務所における知的障害者等の研究は実施されていないが、日本とは異なり、医療スタッフが充実している上に、精神科の医師も在籍しているので、今後、日本よりも精神病の研究が発展する余地があるように思われる。

以上が、台湾にある知的障害者を含む刑事施設、更生保護施設及び社会福祉施設等4か所を訪問し、犯罪を行った知的障害者等に対する処遇の実態等を視察した結果である。

別紙 4 保護局のアンケート調査（結果概要）

「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った 知的障害者の状況に関する調査(結果概要)」

○調査対象

平成 21 年 12 月及び平成 22 年 1 月の 2 月間に保護観察所に更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者。

○調査方法

全国の保護観察所において、担当保護観察官が、対象者本人との面接または前件記録を確認するなどして、所定の調査票に回答を行った。

○基本データ

- ・調査対象者：227 人（うち 65 歳以上 37 人）。
→年間（推計）1,362 人（うち 65 歳以上 222 人）。
- ・更生緊急保護（過去 5 年間における平均値）：10,436 人。
- ・検察庁終局処理人員における起訴猶予者（過去 5 年間における平均値）：110,206 人。

	平均値	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
更生緊急保護	10,436	8,772	9,111	10,145	11,557	12,595
起訴猶予者	110,206	101,953	110,319	112,973	113,206	112,577

注：* 検察庁終局処理人員における起訴猶予においては、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く。

- ・結果概要における表は、2 月間の調査対象者を基に、保護観察所に申出を行った年間の起訴猶予者数を推計し、それぞれの項目別に起訴猶予者が更生緊急保護及び検察庁終局処理人員にどの程度含まれているかを示したものである（数値に関しては、四捨五入のため、若干の誤差あり）。
- ・表の（ ）内の数値は 65 歳以上の結果である。

○結果概要

1、年齢

表—1 は、今回の調査結果を基に、更生緊急保護及び検察庁終局処理人員における起訴猶予者を年齢別に推計した結果である。

更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者を年齢別にみると、51 歳以上 60 歳以下が 80 人(36%)と最も多く、次いで、61 歳以上 70 歳以下が 50 人(22%)、31 歳以上 40 歳以下が 35 人(15%)、41 歳以上 50 歳以下が 33 人(15%)、21 歳以上 30 歳以下が 21 人(9%)、71

歳以上が7人(3%)、20歳以下が1人(1%未満)の順となっている。

表一1

	調査結果 227	年間（推計） 1,362	更生緊急保護 10,436	起訴猶予者 110,206
20歳以下	1	6	46	486
21-30歳	21	126	965	10,195
31-40歳	35	210	1,609	16,992
41-50歳	33	198	1,517	16,021
51-60歳	80	480	3,678	38,839
61-70歳	50	300	2,299	24,274
71歳以上	7	42	322	3,398

注：*年齢区分は異なるが、一般的に高齢者と呼ばれる65歳以上は37人（16%）となっている。

2、性別

男女別人数では、男性が149人(66%)と過半数以上を占め、女性は78人(34%)である。

高齢者に関しては、男性の割合が73%となっているため、高齢者になるにつれて男性の割合が増加する傾向にあるといえる。

表一2

	調査結果 227 (37)	年間（推計） 1,362(222)	更生緊急保護 10,436 (1,701)	起訴猶予者 110,206 (17,963)
男性	149 (27)	894(162)	6,850 (1,241)	72,338 (13,108)
女性	78 (10)	468 (60)	3,586 (460)	37,868 (4,855)

3、刑事処分歴

刑事処分歴に関しては、8項目に分けられているが、刑事処分歴における可否の比率は半々である。まず、刑事処分歴ありを見ると、不詳の者が27人(12%)と最多を占めており、次に、起訴猶予を言い渡された者が26人(11%)、以後、実刑22人(10%)、単純猶予19人(8%)、罰金10人(4%)、執行猶予6人(3%)、拘留・科料0人と続いている。

しかしながら、高齢者では、実刑（16%）の割合が最も高く、次いで、執行猶予、罰金、不詳が同率で11%を占めている。したがって、高齢者では、執行猶予、起訴猶予及び単純猶予が少なく、実刑が多いことから、再犯者が多いと考えられる。

表一3

	調査結果 227 (37)	年間 (推計) 1,362(222)	更生緊急保護 10,436 (1,701)	起訴猶予者 110,206 (17,963)
なし	117 (14)	702 (84)	5,379 (644)	56,802 (6,797)
実刑	22 (6)	132 (36)	1,011 (276)	10,681 (2,913)
執行猶予	6 (4)	36 (24)	276 (184)	2,913 (1,942)
単純猶予	19 (3)	114 (18)	874 (138)	9,224 (1,457)
罰金	10 (4)	60 (24)	460 (184)	4,855 (1,942)
起訴猶予	26 (2)	156 (12)	1,195 (92)	12,623 (971)
不詳	27 (4)	162 (24)	1,241 (184)	13,108 (1,942)
拘留・科料	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

4、保護処分歴

保護処分歴では、処分歴なしが 65%と過半数を占めている。処分歴ありの者については、不詳が 28%と最も高い割合を示し、次いで、少年院 (5%) となっている。

高齢者については、処分歴なし (49%) と不詳 (49%) で 98%を占めている。これは、高齢者として更生緊急保護を求める者ほど、保護処分歴ありの割合が高いことが読み取れる。

表一4

	調査結果 227 (37)	年間 (推計) 1,362(222)	更生緊急保護 10,436 (1,701)	起訴猶予者 110,206 (17,963)
なし	146 (18)	876(108)	6,712 (828)	70,881 (8,739)
少年院送致	11 (1)	66 (6)	506 (46)	5,340 (486)
保護観察	2 (0)	12 (0)	92 (0)	971 (0)
審判不開始	3 (0)	18 (0)	138 (0)	1,457 (0)
不詳	64 (18)	384(108)	2,942 (828)	31,071 (8,739)
児童自立支援施設	1 (0)	6 (0)	46 (0)	486 (0)
不処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

5、保護カードの有無

保護カードの有無については、ありが96%と大半を占め、なしが3%、交付されたと述べるものの提示がない場合が1%という結果になっている。

高齢者に関しては、保護カードありが92%、交付されたと述べるものの提示がない場合が8%と、保護カードなしという者は全く存在しないという相違点がある。

表—5

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	7 (0)	42 (0)	322 (0)	3,398 (0)
あり	217 (34)	1,302(204)	9,976 (1,563)	105,351 (16,507)
交付主張・提示なし	3 (3)	18 (18)	138 (138)	1,457 (1,457)

6、保護を申し出た理由

保護を申し出た理由に関しては、一時保護が49%、宿泊保護が44%と若干、一時保護の割合が高いものの、あまり差異はない。

しかしながら、高齢者の場合は、一時保護が57%、宿泊保護が30%というように、明らかに宿泊保護を求めて保護を申請するケースが多いといえる。

表—6

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
宿泊保護	101 (11)	606 (66)	4,643 (506)	49,034 (5,340)
一時保護	111 (21)	666(126)	5,103 (965)	53,889 (10,195)
その他	15 (5)	90 (30)	690 (230)	7,282 (2,427)

7、申出時の知的障害(の疑い)の有無

知的障害なしが96%と大半を占め、知的障害あり（1%）と知的障害の疑いあり（2%）を合わせても3%のみであるが、更生緊急保護では両者を合わせて368人、検察庁終局処理人員まで遡れば3884人もの知的障害あるいはその疑いがある者が存在する可能性がある。

高齢者に限れば、知的障害ありの者は0人であったが、知的障害の疑いのある者は3%おり、更生緊急保護では46人、起訴猶予者では486人存在すると推測できる。

表—7

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	216 (33)	1,296(198)	9,930 (1,517)	104,866 (16,021)
知的障害あり	3 (0)	18 (0)	138 (0)	1,457 (0)
知的障害の疑い	5 (1)	30 (6)	230 (46)	2,427 (486)
不明	3 (3)	18 (18)	138 (138)	1,457 (1,457)

8、療育手帳取得の有無

療育手帳に関しては、なしが99%であり、ありが1%という結果になっている。表—7の知的障害の有無に照らし合わせてみると、知的障害ありと療育手帳ありの年間（推計）からは、知的障害と診断された者で療育手帳がない者はわずかであるが、検察庁終局処理人員で比較した場合、知的障害者1,457人に対し、療育手帳ありの者は971人となり、約67%の者にしか療育手帳が発行されていないことになる。高齢者の場合も同様である。

表—8

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
療育手帳なし	225 (37)	1,350(222)	10,344 (1,701)	109,235 (17,963)
療育手帳あり	2 (0)	12 (0)	92 (0)	971 (0)
取得主張・提示なし	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

9、社会資源の有無とその内容

社会資源の有無については、なしが68%と過半数を占めており、次いで、親族等、知人、その他がそれぞれ10%、雇主が2%の順となっている。

一方、高齢者では、なしが57%、その他が27%、知人が11%、親族等及び雇主が3%の順になっており、社会資源なしの数値が平均値よりは低い、親族等の割合が低い点特徴的である。

表一9

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	158 (21)	948(126)	7,264 (965)	76,707 (10,195)
親族等	22 (1)	132 (6)	1,011 (46)	10,681 (486)
知人	22 (4)	132 (24)	1,011 (184)	10,681 (1,942)
雇主	4 (1)	24 (6)	184 (46)	1,942 (486)
その他	21 (10)	126 (60)	965 (460)	10,195 (4,855)

10、保護を申し出た理由別 措置の実施内容

保護を申し出た上で措置が実施された割合を理由別にみると、宿泊希望の実施率は84%、一時保護では49%となっている。詳細は、表一11以降を参照。

表一10

保護を申し出た理由	保護を申し出た人数	措置の実施内容			
		委託保護	自庁保護		
			食事給与	衣料給与	旅費給与
宿泊保護を希望	101	53	13	5	14
一時保護を希望	111	2	21	2	29
その他	15	0	1	1	1
総計	227	55	35	8	44

(1) 委託保護の有無

委託保護に関しては、委託保護なしが76%を占め、ありは24%にとどまっている。

しかし、高齢者の場合、委託保護なしが95%、更生保護施設への委託保護ありが5%となっていることから、委託保護が困難であることがうかがえる。

表一11

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	172 (35)	1,032(210)	7,907 (1,609)	83,504 (16,992)
あり(更生保護施設)	55 (2)	330 (12)	2,529 (92)	26,702 (971)
あり(その他)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(2) 自庁保護の有無

自庁保護については、なしが62%と過半数を占め、ありは38%である。

高齢者に関しては、自庁保護なしが30%、ありが70%と数値が逆転しているため、高齢者になるほど、自庁保護が実施される確率が高くなると考えられる。

表一12

	調査結果	年間(推計)	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	140 (11)	840 (66)	6,436 (506)	67,968 (5,340)
あり	87 (26)	522(156)	4,000 (1,195)	42,238 (12,623)

(3) 自庁保護の内容

表一13 衣料給与

衣料給与では、なしが96%を占め、ありが4%のため、ほとんど実施されていないと思われる。高齢者に関しては、なしが100%のため、同様のことがあてはまる。

	調査結果	年間(推計)	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	219 (37)	1,314(222)	10,068 (1,701)	106,322 (17,963)
あり	8 (0)	48 (0)	368 (0)	3,884 (0)

表一14 医療援助

自庁保護のうち医療援助は、データを見る限り、皆無に等しい。

	調査結果	年間(推計)	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
あり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表一15 食費給与

食費給与は、なしが85%と大半を占め、ありは15%に過ぎない。高齢者の場合、なしが92%、ありが8%なので、高齢者の方が保護を受ける割合が減少している。

	調査結果	年間(推計)	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	192 (34)	1,152(204)	8,827 (1,563)	93,214 (16,507)
あり	35 (3)	210 (18)	1,609 (138)	16,992 (1,457)

表—16 旅費給与

旅費給与の場合、なしが 81%、ありが 19%となっている。高齢者については、なしが 97%とさらに割合が上昇し、ありは 3%にすぎない。

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	183 (36)	1,098(216)	8,413 (1,655)	88,845 (17,476)
あり	44 (1)	264 (6)	2,023 (46)	21,362 (486)

表—17 更生保護関係団体による援助

更生保護関係団体による援助では、金銭の給与が 64%と最も高く、次いで、なしが 23%、金銭及び物品の給与が 9%、物品の給与が 4%と続いている。他方、高齢者に関しては、金銭の給与が 73%、なしが 17%、物品の給与が 5%、金銭及び物品の給与が 3%となっており、援助なしが減少し、金銭の給与の割合が高い傾向にあるといえる。

	調査結果	年間（推計）	更生緊急保護	起訴猶予者
	227 (37)	1,362(222)	10,436 (1,701)	110,206 (17,963)
なし	57 (7)	342 (42)	2,621 (322)	27,673 (3,398)
金銭の給与	142 (27)	852 (162)	6,528 (1,241)	68,939 (13,108)
物品の給与	9 (2)	54 (12)	414 (92)	4,369 (971)
金銭及び物品の給与	19 (1)	114 (6)	874 (46)	9,224 (486)

以上

別紙 5 外国文献の紹介

1 アメリカに関する文献

- Teplin, L. A., Keeping the Peace: Police Discretion and Mentally Ill Persons, Rockville, MD: NCRJS Photocopy Services, 2001.
- Petersilia, J., Doing Justice?: Criminal Offenders with Developmental Disabilities. Detailed Research Findings, Berkely, CA: California Policy Research Ctr., 2000.
- Prins, S. J., and L. Draper, Improving Outcomes for People with Mental Illness under Community Corrections Supervision: A guide to Research, New York, NY: Council of State Government Justice Ctr., 2009.
- Mears, D. P., and L. Y. Aron, Addressing the Needs of Youth with Disabilities in the Juvenile Justice System: The Current State of Knowledge, Washington, DC: The Urban Institute, 2003.
- Conly, C., Coordinating Community Services for Mentally Ill Offenders: Maryland's Community Criminal Justice Treatment Program, Rockville, MD: National Institute of Justice, 1999.
- California Board of Corrections, Mentally Ill Offender Crime Reduction Grant Program, Sacramento, CA: California Board of Corrections, 2002.
- Brown, K. A., Assertive Community Treatment: A Reentry Model for Seriously Mentally Ill Offenders, Columbus, OH: Ohio Dept. of Rehabilitation and Correction, 2004.
- Ctr. on Juvenile and Criminal Justice, Addressing Gaps in Post-Release Services for Mentally Ill Offenders: One Community's Response, Rockville, MD: NCJRS Photocopy Services, 2003.
- Phipps, P., and G. J. Gagliardi, Implementation of Washington's Dangerous Mentally Ill Offender Law: Preliminary Findings, Olympia, WA: Washington State Institute for Public Policy, 2002.
- Phipps, P., and G. J. Gagliardi, Washington's Dangerous Mentally Ill Offender Law: Program Selection and Services Interim Report, Olympia, WA: Washington State Institute for Public Policy,
- Nieto, M., Mentally Ill Offenders in California's Criminal Justice System, Sacramento, CA: California Research Bureau ,1999.
- McDonald, D. C., and M. Teitelbaum, Managing Mentally Ill Offenders in the Community: Milwaukee's Community Support Program, Rockville, MD: National Institute of Justice, 1994.
- Visher, C. A., Naser, R. L., Baer, D., and J. Jannetta, In Need of Help: Experiences of Seriously Ill Prisoners Returning to Cincinnati, Washington, DC: The Urban Institute,

2005.

- Ditton, P. M., Mental Health and Treatment of Inmates and Probationers, Rockville, MD: US Department of Justice, Bureau of Justice Statistics Clearinghouse, 1999.
- Wolff, N., Investing in Health and Justice Outcomes: An Investment Strategy for Offenders with Mental Health Problems in New Jersey, Newark, NJ: New Jersey Institute for Social Justice, 2003.
- Lurigio, A. J., Rollins, A., and J. Fallon, Effects of Serious Mental Illness on Offender Reentry, Rockville, MD: NCRJS Photocopy Services, 2004.
- Texas Council on Offenders with Mental Impairments, Biennial Report of Texas Council on Offenders with Mental Impairments, Rockville, MD: NCRJS Photocopy Services, 2003.
- National Mental Health Association, Mental Health Treatment for Youth in the Juvenile Justice System: A Compendium of Promising Practices, Arlington, VA: National Mental Health Association, 2004.
- Minnesota Dept. of Corrections, Symposium on Offenders with Mental Illness: Understanding and Hope, St. Paul, MN: Minnesota Dept. of Corrections, 2002.
- Council of State Governments/Eastern Regional Conference, Criminal Justice/Mental Health Consensus Project, New York, NY: Council of State Governments/Eastern Regional Conference 2002.

2 イギリスに関する文献

- Batty, David, "The Mental Health Bill," *The Guardian*, Nov.17, 2006.
- Carlen, Pat, "Prisongate: The Shocking State of Britain's Prisons and the Need for Visionary Change," *Brit. J. Criminology*, vol.1000, 2004.
- Laing, J.M., "Detaining the Dangerous: Legal and Ethical Implications of the Government's Proposals for High-risk Individuals," *The Journal of Criminal Law*, vol.66, 2002.
- James, D. et al. "Outcome of psychiatric admission through the courts," *RDS Occasional Paper*, vol.79, 2002.
- Powis, B., "Offender's risk of serious harm a literature review," *RDS Occasional Paper*, no.81, 2002.
- McGuire, James, "What is problem solving? A review of theory, reserch and applications," *Criminal Behavior and Mental Health*, vol.11, 2001.
- McAlinden, Anne-Marie, "Indeterminate Sentences for the Severely Personality Disordered," *Crimnal.Law .Review*, 2001.

- H.Howard, “The Confinement of Personality Disordered Individuals: Questions of Justice and Safety,” *The Journal of Criminal Law*,vol.65,2001.
- Bean,Philip, *Mental Disorder and Community Safty*,2001.
- Department of Health,Home Office and Prison Service, “DSPD Programme,” *Dangerous People with Severe Personality Disorder Initiative Progress Report*,2001.
- Moran,P. and A.Hagell, “Intervening to prevent antisocial personality disorder :a scoping review,”*Home Office Reserch Study* ,no.225,2001.
- Boardman,Anthony and Richard Hodgson,“Community In-patient Units and Halfway Hospitals,”*6 Advances in Psychiatric Treatment* 2,2000.
- Mackay,R.D.and David Machin,“The operation of section 48 of the Mental Health Act of 1983,” *Brit.J.Criminology*,vol.40,2000.
- Laing,Judith M,“Diversion of Mentally Disordered Offeders: Victim and Offender Perspectives,” *Criminal Law Review*,1999.
- Laing, Judith M.,*Care or Custody?:Mentally Disordered Offenders in the Criminal Justice System*,1999.
- Department of Health, *Modernising Mental Health Services: Safe, Sound and Supportive*, Dec.1998.
- Peay,Jill, “Mentally Disordered Offenders’,” in M.Mguire et al (Eds.), *The Oxford Handbook of Criminology*,2nd ed., 1997.
- Ashworth, Andrew and Julia Fiona,“The New Code for Crown Prosecutors: (1)Prosecution,Accountability and the Public Interest,”*Criminal Law.Review*,vol.894,1994.
- Tilt,R., *Report of the Review of Security at the High Security Hospitals*,2000.
- Home Office, *Provision for Mentally Disordered Offenders, Circular66/90*, 1990.

3 カナダに関する文献

- Mumley, D.L., C.E.Tillbrook, and T.C.Grisso, “Five Year Research Update(1996-2000):Evaluations for Competence to Stand Trial(Adjudicative Competence)”, *Behavioral Science and the Law*, vol.21, 2003, pp.329-350.
- O’Reilly, R.L., Keegan, D.L., Elias, J.W., “A survey of the use of community treatment orders by psychiatrists in Saakatchewan”, *Canadian Journal Psychiatry*, Vol.45, 2000, pp.79-81.
- Swaminath, R.S., J.D.Mendonca, C.Vidal, P.Chapman, “Experiments in Change: Pretrial Diversion of Offenders with mental illness”, *Canadian Journal Psychiatry*, Vol.47, 2002, pp.450-458.

- C.O.Maureen, Tonia, L.N., J.Brink., “Mentally ill individuals in limbo: obstacles and opportunities for providing psychiatric services to corrections inmates with mental illness”, *Behavioral Sciences and the Law*, Vol.27, Issue5, 2009, pp.811-831.
- D.Daubney, “Striking a balance: A strategy to encourage community corrections in Canada”, *Correctional Today*, Vol.64, No.1, 2002, pp.40-46.
- C.Goff, *Criminal Justice in Canada*.3rd ed. 2004.
- 21Summers, J., J.Adamson, E. Bradley and K.Boyd et al., “The Need for More Community Nursing for Adults With Intellectual Disabilities”, *Canadian Journal of Psychiatry*, Vol.50, 2005, p.187.
- Arboleda-Florez,J., and Holley, H.L., “The effects of changes in the law concerning mentally disordered offenders:The Alberta experience with Bill C-30”, *Canadian Journal of Psychiatry*, vol.40, 1995, pp.225-232.
- Roesch, R., Ogloff, J.R.P., Hart, S.D., Dempster R.J., Zapf, P.A., and Whittemore, K.E., “The impact of Canadian criminal code changes on remands and assessments of fitness to stand trial and criminal responsibility in British Columbia”, *Canadian Journal of Psychiatry*, vol.42,1997, pp.509-514.
- Roesch, R., Zapf, P., Eaves, D., and Webster, C., *The Fitness Interview Test(rev.ed)*. Mental Health Law and Policy Institute:Burnaby, BC, 1998.
- Veiel, H., and Coles, E., “Measuring unfitness to stand trial: Psychological analysis of a legal issue”, *Canadian Journal of Psychiatry*, vol.44, 1999, pp.356-361.
- Whittemore, K.E., Ogloff, J.R.P., and Roesch, R., “An investigation of competence to participate in legal proceedings in Canada”, *Canadian Journal of Psychiatry*, Vol.42, 1997, pp.869-875.
- Zapf, P., and Roesch, R., “Assessing fitness to stand trial: A comparison of institution-based evaluations and a brief screening interview”, *Canadian Journal of Community Mental Health*, Vol.16, 1997, pp.53-66.
- Zapf, P.a., and Roesch, R., “Fitness to stand trial: Characteristics of remands since the1992 criminal code amendments”, *Canadian Journal of Psychiatry*, 1998, pp.287-293.
- Chaimowitz, G., and Ferencz, J., “Cost savings associated with fitness-tostand-trial assessments in detention centers: A pilot program”, *Canadian Journal of Psychiatry*, vol.44, 1999, pp.808-810.
- Florez, J., and Copithorne, M., *Mental Health Law and Practice*. Carswell Publishing: Toronto, 1994.
- Miller, R.D., and Germain, E.J., “Inpatient evaluation of competency to stand trial”, *Health Law in Canada*, Vol.9, no.3, 1989, pp.74-78.

- Wormith, J.S., and F.Mckeague, “A mental health survey of community correctional clients in Canada”, *Criminal Behavior and Mental Health*, Vol.6, 1996, pp.49-72.
- Zinger, I., and A.E.Forth, “Psychopathy and Canadian criminal proceedings:The potential for human rights abuses”, *Canadian Journal of Criminology*, Vol.40, 1998, pp.237-276.
- Ashford, J.B., “Offence Comparisons Between Mentally Disordered And Non-Mentally Disordered Inmates”, *Canadian Journal of Criminology*, Vol.31, 1989, pp.35-48.
- Hodgins, S., “Men Found Unfit To Stand Trial And/Or Not Guilty By Reason Of Insanity:Recidivism”, *Canadian Journal of Criminology*, Vol.29, 1987, pp.51-70.

4 ニュージーランドに関する文献

- Statistics New Zealand(Tatauranga Aotearoa), *Review of Crime and Criminal Justice Statistics Report 2009*, 2009
(<http://www.stats.govt.nz/~media/Statistics/publications/people/review%20of%20crime%20and%20criminal%20justice%20statistics/review-of-crime-and-criminal-justice-statistics-report-2009.aspx>).
- New Zealand Police, *Statement of Intent 2007/2008 (full text) – New Zealand Police*, 2007,
(<http://www.police.govt.nz/resources/2007/statement-of-intent/statement-of-intent-2007.html>).
- Statistics New Zealand(Tatauranga Aotearoa), *Table Builder Prosecuted Charges 1980-2008*,
(<http://wdmzpub01.stats.govt.nz/wds/TableViewer/tableView.aspx?ReportName=Justice/Prosecuted Charges>).
- Statistics New Zealand(Tatauranga Aotearoa), *Table Builder Convicted People 1980-2008*,(<http://wdmzpub01.stats.govt.nz/wds/TableViewer/tableView.aspx>).
- Statistics New Zealand(Tatauranga Aotearoa), *Table Builder Prosecuted People 1980-2008*,(<http://wdmzpub01.stats.govt.nz/wds/TableViewer/tableView.aspx?ReportName=Justice/Prosecuted People>) .
- Geoff Bascand, *2006 Disability Survey – Hot Off the Press* ,Statistics New Zealand(Tatauranga Aotearoa), 2007 年
(<http://www.stats.govt.nz/~media/Statistics/Browse%20for%20stats/DisabilitySurvey2006/HOTP06/DisabilitySurvey200606HOTP.ashx>)
- Xenitidis, K., Powell, J. and Fazel, S., “The prevalence of Intellectual disabilities among 12000 prisoners – A systematic review”, *International Journal of Law and*

Psychiatry, Vol.31, No.4, 2008, pp369-73.

- Brookbanks, W. J., “Intellectual disability, fitness to plead and international obligations”, *Journal of Law & Medicine*, Vol.4, 1996, pp10-15.
- Stancliffe, R. J., Parmenter, T. R., Wiese, M and Riches, V. C., “Intellectual disabilities and mental illness in the NSW criminal justice system”, *International Journal of Law and Psychiatry*, Vol.29, No.5, 2006, pp386-96.
- Gunn, Y. and Roselen, K., “Legal lifeline for people with mental health or Intellectual disabilities”, *Alternative Law Journal*, Vol.30, No.4, 2005, p199.
- Bonardi, A, *The Balance between Choice and Control: Risk Management in New Zealand Intellectual Disability Service*, Wellington, N.Z., Fulbright New Zealand, 2009.
- Francis, L. P., “Employment and Intellectual disability”, *The Journal of Gender, Race, and Justice*, Vol.8, No.2, 2004, pp299-325.
- Underwood, R. and Cockram, J., “Offenders with an Intellectual disability and arrest process”, *Law in Context*, Vol.17, No.2, 2000, pp101-119.
- McSherry, B., “A review of the New South Wales Law Reform Commission’s Report: People with an Intellectual disability and the criminal justice system”, *Monash University Law Review*, Vol.25, No.1, 1999, pp166-180.
- Byrnes, L., “Justice and Intellectual disability”, *Alternative Law Journal*, Vol.22, No.5, 1997, pp243-247.
- Brookmanks, W., “insanity in the criminal law: reform in Australia and New Zealand”, *The Juridical Review*, Vol.2003, pt1, 2003, pp81-103.
- Finn, J., “Criminal Justice in New Zealand”, *Otago Law Review*, Vol.12, No.1, 2009, pp207-209.
- Corns, C., “Police summary prosecutions in Australia and New Zealand: some comparisons”, *University of Tasmania Law Review*, Vol.19, No.2, 2000, pp280-310.
- Briggs, M. and Dawkins, K., “Criminal Law”, *New Zealand Law Review*, pt3, 2008, pp541-567.
- Taua, C. and Farrow, T., “Negotiating complexities: An ethnographic study of intellectual disability and mental health nursing in New Zealand”, *International Journal of Mental Health Nursing*, Vol.18, No.4, pp274-284, 2009.
- Samuels, A., O’Driscoll, C. and Allnutt, S., “Fitness issues in the context of judicial proceedings”, *Australasian Psychiatry*, Vol.15, No.3, pp212-216, 2007.
- Browne, M. A. O., Wells, J E. and Scott, K. M., *Te Rau Hinengaro: The New Zealand Mental Health Survey*, Wellington, Ministry of Health, 2006.
- Lennox, N., Taylor, M., Rey-Conde, T., Bain, C. Purdie, DM. and Boyle, F., “Beating

- the barriers: recruitment of people with intellectual disability to participate in research”, *Journal of Intellectual Disability Research*, Vol.49,pp296-305,2005.
- O’Brien, P., Miller-Burginger, W. and Vickery, R., *Interfere between people with Intellectual disability and the criminal justice system*, Auckland, N.Z., Auckland College of Education, 1999.
 - Helena Harbrow, *The Intellectual Disability(Compulsory Care and Rehabilitation) Act: an innovative regime*, Wellington, Victoria University of Wellington, 2004.
 - Brookbanks, W. J., Tapsell, R., Gluestein, A., Recordon, P. and Brown, D., *The new regime of criminal procedures and compulsory care governing mentally impaired and intellectual disabled persons*, Auckland,N.Z., Auckland District Law Society, 2004.
 - McArthur Brigid, *intellectual handicapped offenders and the New Zealand criminal justice system*, Wellington, Victoria University of Wellington ,1984.
 - Hogins S, “MENTAL DISORDER, INTELLECTUAL DEFICIENCY, AND CRIME EVIDENCE FROM A BIRTH COHORT”, *Archives of General*, Vol.49,1992,pp476-483.
 - New Zealand. Law Commission, *LAW COMMISSION Report No.30: Community Safety: Mental Health and Criminal Justice Issues*, Wellington, N.Z., Law Commission, 1994.
 - Campbell, I.G., *Mental disorder and criminal law in Australia and New Zealand*, Wellington,Butterworths,1988.
 - Mental Health Commission, *Mental illness, crime and the justice system*, Wellington,N.Z, Mental Health Commission 2003.
 - Cook, A. and Lennox, N., “General practice register’s care of people with intellectual disabilities”, *Journal of intellectual & developmental disability*, Vol.25,No.1,pp66-77,2000.
 - Cockram, J, and Underwood, R., “people with intellectual disability and criminal justice system: The family perspective”, *Journal of intellectual & developmental disability*, Vol.23,No.1,pp41-56,1998.
 - New Zealand. Ministry of Health, *Living with intellectual disability in New Zealand*, Wellington, Ministry of Health,2005.
 - Ministry of Health, *Guidelines for the Role and Function of Care Managers: Under the Intellectual Disability(Compulsory Care and Rehabilitation)Act 2003*, Wellington, Ministry of Health,2004.
 - Ministry of Health, *Guidelines for the Role and Function of Compulsory Care CO-ordinators: Under the Intellectual Disability(Compulsory Care and Rehabilitation)Act 2003*, Wellington, Ministry of Health,2004.

- Ministry of Health, *Guidelines for the Role and Function of Specialist Assessors: Under the Intellectual Disability(Compulsory Care and Rehabilitation)Act 2003*, Wellington, Ministry of Health,2004.

以上

「弁護活動と福祉との連携に関する研究」

触法被疑者となった高齢者・障がい者に対しては、弁護活動と福祉との連携によって、その後の再犯防止に向けた具体的な予防策が必要なところ、現段階においては、触法被疑者の実情さえも把握されておらず、その具体的な方策についても明確な整理がなされていないのが現状である。

そのため、当研究グループでは、本年度、触法被疑者・被告人となった高齢・障がい者に対する弁護活動について、その現場の実態や問題点等を広く洗い出す作業を行った。具体的には、触法高齢者障がい者をめぐり、被疑者段階・公判段階での問題点を洗い出したうえで（後記「第1 被疑者段階での課題」「第2 公判段階での課題」）、近時、新たに導入された裁判員制度や日本司法支援センター固有の問題点を洗い出す作業を行った（後記「第3 裁判員裁判における課題」「第4 日本司法支援センター（法テラス）に関する課題」）。そのうえで、これらの課題を前提として、近時、福祉との連携をしながら効果的な弁護活動をしようとする試み（後記「第5 福祉との連携」）や、弁護士会として触法障がい者をサポートする動き（後記「第6 あらたな弁護士会の動き」）が報告されたので、これらの実態調査を行った。なお、これらの問題点の洗い出し作業にあたり、具体的事例を提示できるものについては、可能な限り当該事例を紹介するようにした。

そのうえで、これらをふまえて、現時点で考え得る今後に向けての提言・提案をとりまとめた（後記「第7 今後に向けて」）。

なお、本研究は、日本弁護士連合会高齢者・障がい者の権利に関する委員会第2部会（障がい者に関する問題を担当する部会）の全面的な協力のもとに進められた。

第1 起訴前段階での課題

まず、起訴前段階において、触法高齢者・障がい者等が抱える課題・問題点について検討がなされた。最初に逮捕から起訴までの制度の概要をまとめた上で、触法高齢者・障がい者等が抱える課題・問題点として、以下の①被疑者が孤独な状態に置かれるという問題、②供述録取書をめぐるとの問題、③密室での取調べをめぐるとの問題、④障がい者が捜査官に迎合しやすく、誘導されやすいという問題、⑤黙秘権をめぐるとの問題、⑥弁護士選任権をめぐるとの問題、が挙げられた。

1 逮捕から起訴までの制度の概要

(1) 手続の流れ (資料1 参照)

ア 逮捕

逮捕とは、捜査機関（警察や検察など）が、ある人に対して「何らかの罪を犯したのではないか」との疑いをもったとき、法律に基づいて身体を拘束する手続のことをいう。

ところで、逮捕には逮捕令状が必要でない現行犯逮捕と、逮捕令状が必要な通常逮捕、緊急逮捕がある。通常逮捕と緊急逮捕との違いは、逮捕令状を用意した上で逮捕するか、緊急性があり、とりあえず身柄拘束した後に逮捕令状を用意するかの違いで、前者が通常逮捕で後者が緊急逮捕である。人の身柄を拘束することは人権侵害そのものなので、それを許すためには裁判所による関与（逮捕令状）が必要となるが、現に罪を行なっているところを発見されたり、まさに罪を行ない終わったところを発見されたという場合には、犯行事実がはっきりとしているので裁判所の関与なしに身柄を拘束することが許されている。

イ 検察官送致

逮捕されると、警察の留置場か拘置所に收容される（ほとんどの場合は警察の留置場に收容される）。捜査機関からは「被疑者」と呼ばれ、捜査の対象として扱われるようになる。警察に逮捕されると、48時間以内に、逮捕された被疑者、書類および証拠物（これらをまとめて事件という。）が検察官の元へ送られる（これを「検察官送致手続・送検」という）。マスコミ用語で書類送検という言葉があるが、これは被疑者を逮捕・勾留の必要がない事件や、被疑者が送検以前に死亡した事件等のように被疑者を逮捕しないで書類や証拠物だけを検察官に送る場合をいう。

ウ 勾留

被疑者に定まった住所がなかったり、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があったり、または証拠隠滅（証拠や証人を隠したりすることをいう）をすると疑うに足りる相当な理由があるため検察官が被疑者の身体拘束を続ける必要があると考えれば、送検後24時間以内に、裁判官に引き続き身体を拘束するように請求する（「勾留請求」という）。この逮捕に引き続く身体拘束を「勾留」という。結局、逮捕

の手續としては最大で72時間（検察官送致までの48時間と勾留請求までの24時間との合計）、裁判所による勾留決定がないまま身体の拘束を受けることになる。

検察官からの勾留請求があると、裁判官が被疑者の言い分を聞いたうえで（これを「勾留質問」という）、引き続き身体を拘束するかどうかを決める。このとき、「犯罪を犯したという疑いが無い」あるいは「定まった住所があり、逃亡や罪証隠滅すると疑うに足る相当な理由がない」あるいは「勾留の必要がない」と裁判官が考えれば、勾留は認められず、釈放されるが、この段階で釈放が認められることはほとんどない。勾留は法律上原則として10日となっているが、更に10日以内の延長ができることになっている。

エ 起訴

検察官が被疑者をおある罪で処罰したいので裁判をしてほしいと、裁判所に対し求めることで、「公判請求」という。

勾留が認められれば、検察官は、裁判官が認めた勾留期間が終わるまでに被疑者を取り調べ（といっても、現実に証拠を集めたり、被疑者を取り調べたりすることの多くは警察である。）、起訴するか、しないかを決める。捜査した結果、犯罪を犯した疑いがなくなったり、疑いはあるものの証拠が十分ではなかったり、何らかの理由で起訴するまでには及ばないと検察官が判断した場合には不起訴とされ釈放される。

また、犯した罪に対して課せられる刑として懲役刑や禁固刑のほか、法律が罰金刑を用意している場合で検察官が罰金刑が妥当と判断した場合、被疑者が書面だけによる裁判に同意した場合には起訴されると同時に釈放される（略式裁判という。）。被疑者が起訴された場合、それ以後、「被告人」と呼ばれることになる。

(2) 被疑者に認められる権利

ア 黙秘権

刑事訴訟法198条2項では「取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない」と定められているが、これを黙秘権という。

黙秘権の保障は、終始沈黙していてもいいし、ある質問には陳述するが、別のある質問には陳述を拒否するというを権利として保障するという意味である。

この黙秘権の保障は、捜査官による取調の段階はもとより裁判が始まってからも同様である。刑事事件を扱うテレビドラマの中で、裁判長が検察官による起訴状の朗読が終わった後、被告人に対し、終始沈黙していてもいいし、個々の質問に対して陳述を拒むことができ、陳述することもできること、ただし、その陳述は有利な証拠とも、不利な証拠ともなり得ることを伝えているが、これを黙秘権の告知という。

イ 弁護人選任権

現行法は身体が拘束されているか否かに関わりなく、被疑者の正当な利益を保護するため被疑者段階から弁護人を選任することが認められている。これを弁護人選任権というが、この権利は被疑者だけではなく、配偶者、両親や兄弟姉妹といった親族にも認められている（刑訴法30条2項）。逮捕後、起訴される前に弁護人が選任されれば孤独な被疑者に良き理解者ないし支援者が現れたことになる。

被疑者段階から選任された弁護人の仕事は、孤独な被疑者を励ますことばかりではなく、被疑者が犯行を否認している否認事件の場合はもとより犯行を認めている自白事件の場合でも意に反する供述録取書には署名を拒否できることを伝えたり、黙秘する権利を解りやすく説明したり、被疑者に認められている権利を行使しやすいよう支援することや犯罪被害者と示談することによって刑を軽減する活動を行うこと等が一般的である。

2 逮捕、勾留中の取り調べをめぐる問題

(1) 被疑者が孤独な状態に置かれるという問題

被疑者が警察官に逮捕されると48時間以内に検察官に送致され、検察官は送致を受けてから24時間以内に勾留請求し、裁判官によって10日間の勾留が認められるケースがほとんどである。そして、事実関係を否認すれば、さらに10日間勾留期間を延長されることが多い。

通常、逮捕・勾留される場所は警察署内の留置場であり、被疑者は、逮捕から数えて、最大23日間警察の留置場内で不自由な生活を強いられ、必要に応じて取調べを受けるということになる。検察官や警察官は、いつでも留置場から被疑者を連れ出し、取調室で取調べを行うことが可能な状況が作り出されている。しかも、弁護人との面会（接見という。）を除き多くの場合、家族・親族や知人等の面会が認められず、認められても著しく制限される（例えば、事件の内容などについては話すことができない。）。特に共犯者がいる場合や罪証隠滅の恐れがあると検察官が判断した場合には長期間にわたり面会が認められない。

(2) 供述録取書をめぐる問題

捜査においては、取り調べの対象となった被疑者について、供述録取書（調書と呼ばれます。）が作成され、供述者である被疑者によって署名押印がなされている。

裁判の場で、この供述録取書は、多くの場合、信用性が高いものとして、事実認定に用いられる。逮捕、勾留段階で検察官や警察官の言うとおりに調書を作ったとしても、裁判になって本当のことを言えば裁判官は解ってくれるだろうという考えは基本的には通用しない。

その理由は、検察官や警察官によって作成された調書を被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを確認し、もし被疑者が調書への追加や削除の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならないことになっているし、被疑者が、調書に誤りのないことを申し立てたときに、被疑者に対してこれに署名押印す

ることを求めることができることになっていて、被疑者が署名を拒絶することも可能だからである（刑事訴訟法第198条4、5項）。つまり、被疑者の署名押印がある供述録取書は、調書の記載を取調官が被疑者に読み聞かせる→被疑者がその内容を確認する→被疑者がその記載内容に誤りがないことを申し立てた→被疑者が法律上認められている署名押印拒否権を放棄した→その上で被疑者が署名押印したということを意味している。しかも、その供述内容は、ほとんどの場合、詳細でなおかつ具体的であり、こんなことは被疑者しか説明できないだろうし、被疑者自身が署名押印しているのなら、そうなのだろうという印象を強く与えてしまう。しかし、果たして知的障害者や精神に障がいがある人が理路整然とした供述を行うことができるのか疑ってみる必要がある。

(3) 密室での取調べをめぐる問題

取り調べはテレビドラマに登場するように狭い部屋に机と椅子がおいてある取調室内で行われる。そこには取調官と被疑者の他には誰もいないし、制度上、録音・録画もなされないのが、外部からどのような過程で供述調書が作成されたかを検証することができない。

やってもいない人が嘘の自白をするはずがないと思われることから、自白は他の証拠より価値が高いと考えられている。そのため、自白は「証拠の王」と呼ばれたりもする。ところで、ここでいう自白とは捜査段階で取調べを受けたときに作成される供述調書のなかで、被疑者・被告人が犯した行為について自ら話した内容のものをいい、それが記載された調書を自白調書という。

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と定め、同条2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と定めている。つまり、自白が証拠の王だとしても、それが検察官や警察官の強要、脅迫によるものであったり、認めれば悪いようにはしない等といった利益誘導に基づくような場合のように任意にされたものとはいえない場合には証拠とすることができないことになっている（刑事訴訟法319条1項）。最高裁判所の判決（最高裁昭和41年7月1日判決）でも、取調中検察官が被疑者に対して、反省して正直に話せば起訴猶予にしてやると言って自白を引き出したという事案で、「検察官の、自白をすれば起訴猶予にしてやる旨の言葉を信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は任意性に疑いがあるとして証拠能力を欠く」としている。しかし、既に述べましたように密室での取り調べによる場合、獲得された自白がどのような過程で得られたのかを検証することは極めて困難である。ということは、たとえ被告人が裁判の場で、「取調べの際に警察官から罵声や怒号を浴びせられ続け、気力を失って、やってもいないことを自白しました」と訴えたとしても、警察官が証人として「被告人は自らの行いを反省し、涙を流しながら全てを告白してくれました」と証言した場合、裁判官はどちらの証言に信憑性を認めるだろう

か。多くの場合、被告人が任意に自白したことになってしまうはずである。残念ながら現在も自白偏重の傾向が強い。

(4) 障がい者が捜査官に迎合しやすく、誘導されやすいという問題

供述録取書の作成経緯については既に述べたとおりであるが、現実には作成するのは捜査官である。捜査官は、被疑者から自白に関する供述を引き出そうと努力し、理路整然とした供述録取を作成するために事件のストーリーを作ろうとする。その結果、被疑者の供述を誘導することが頻繁に行われる。

● 事例 1

捜査段階で、知的障がいに関する適切な鑑定等がなされていなかった事例

事案の概要

知的レベルが小学校の低学年以下であった被疑者がお腹が空いていたため住宅に侵入し冷蔵庫の中にあった食品を食べ、その後に放火したという国選弁護事案。

弁護人に対して「どうして放火したのか」「どこに放火したのか」さえまったく説明できなかった被告人が、被疑者段階の供述録取書では、「自分の犯行を知られるのをおそれて居間のカーテンにライターで火をつけました」とされており、住宅に侵入する状況等も詳細に記載されていた（もちろん、供述録取書には、被疑者の署名と押印（指印）もなされていた。）。

弁護活動の内容・結果

しかし、この供述録取書は火災後1か月以上経過し、消防が火災原因を特定した後に作成されたものであり、もともと被告人は、その火災から数日後、別の場所（現場から数百メートル離れた物置）でカップラーメンを食べた後、その物置に火をつけて逮捕・起訴されていた。この事件は被告人の責任能力について簡易鑑定すら行われていなかった。

結果的には、公判中に鑑定が採用され、大幅に減刑された。

● 事例 2

誘導尋問によって誤った供述録取書が作成された事例

事案の概要

指紋で自らの犯行が判明する等とは考えていないし、考えたこともなかった被疑者（療育手帳を持っていた）が納骨堂の中にあった賽銭箱から現金を盗んだ際に軍手をしていたという事案。

起訴後に入手した供述録取には、「私は知的障害者ですが、人の物を盗むことは許さ

れないことは十分に解っています。」「軍手は指紋が残らないようにはめていました。」等と記載されていた。

弁護活動の内容

弁護人が被疑者段階で接見した時に警察官からどんな質問をされているか確認したところ、どうしてか解らないが軍手をしていて理由を聞かれ、「軍手をすれば指紋が残らないことは分かるだろう」と聞かれ、「はい」と答えた、とのことであった。

起訴後、被告人に軍手の話を確認すると自転車で現地に行くとき寒かったので軍手をしていたことが判明した。

このような話はいくらでもあり、知的障害者の特質として、警察官等のように自分より強いと考える人からの質問に対しては、質問の意味が分からなくとも聞き返したりせず、肯定的に答える傾向がある。また、捜査官側は障がい者の特質を十分に理解しているとはいえ、その特質に配慮がなされないまま供述録取書が作成されてしまう。

(5) 黙秘権をめぐる問題

現実の取調や裁判の段階で憲法上認められた黙秘権を行使することはとても困難を伴う。

逮捕・勾留されている被疑者には警察官や検察官の取調を拒否する権利が認められていないので連日長時間にわたる取り調べを受けることになる。しかも取調中に告知を受けたはずの黙秘権を行使しようとする、「反省していないのか」、「卑怯者だ」等と捜査官から罵声を浴びせられることになる。どうやら捜査官は、黙秘権を行使する被疑者は「くろ」だと決めつけている可能性がある。また、この黙秘権の意味内容を理解できない被疑者には、その意味内容を理解してもらうことが必要となるが、残念ながら捜査段階はもとより、裁判所による告知の際にもその努力がなされているとはいえないと思われる。

(6) 弁護人選任権をめぐる問題

従前、弁護人を選任しようとするとならば弁護士費用が必要となることから、法律扶助制度を利用できたとしても、弁護人選任は敬遠されがちであった。

しかし、これでは被疑者の権利が十分に守れないとの反省から、平成18年には「法定刑が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁固にあたる事件（殺人、傷害致死、強姦のような、3人の裁判官で審理することとされている事件や強盗などの重大事件）」について、勾留開始後被疑者が希望すれば起訴前段階から国選弁護人（被疑者国選弁護人）を選任することができるようになった。さらに、平成21年4月からは、その対象事件の範囲が「長期3年以上の懲役・禁固の罪（第1段階の重大事件のほか、窃盗、傷害、業務上過失致死、詐欺、恐喝等）」まで広げられ、ほとん

どの事件で被疑者国選制度を利用できるようになった。この結果、国選弁護の対象とされない事件は、「逮捕されたが勾留が開始されていない段階の全ての事件」と「勾留が開始された事件で法定刑が長期3年以下の懲役若しくは禁固にあたる事件(暴行、公然わいせつ等)」だけになった。(資料2参照。被疑者国選の受案件数は、平成20年度全国合計で7415件であったのに対し、平成21年度は、4月から2月分だけで全国合計5万6452件にまで達しており、飛躍的に増大している。)

これらの被疑者国選制度の対象とならない事件についても弁護人選任権は当然に認められるのであって、自費や日本司法支援センター(法テラス)を利用して弁護人を依頼することができる。

なお、この国選弁護人制度は、国費で弁護人を選任できる制度であるが、被疑者・被告人に十分な資力あるような一定の場合には後に裁判所が定めた弁護人の費用の返還を求められることがある。

第2 公判段階での課題

次に、一般的な刑事裁判の公判において、触法高齢者・障がい者等が抱える問題点について検討がなされた。その結果、公判段階での課題・問題点として、以下の①刑事責任能力をめぐる問題、②自白の任意性・信用性をめぐる問題、③情状鑑定をめぐる問題、④手話通訳制度の不備をめぐる問題、が挙げられた。

1 刑事責任能力をめぐる問題

(1) 刑事責任能力の位置づけ

刑事事件で被疑者、被告人の刑事責任を追及するためには、本人が是非の弁別能力(責任能力)を有することが要件である。何が許され、何が社会人として許されないか、そしてそれが刑罰の対象になるかを知らない人に刑事責任を問うことはできない。また刑事責任を追求して刑務所などへの入所措置をとるには、本人に悪い行為をしたことへの反省(規範)を求めるという教育が中心となる。それゆえ、悪いことをしたとの認識や理解力がなければ刑務所での教育はほとんど意味がないことになる。

(2) 刑事手続における現状

しかし、刑務所には刑法上の責任能力に重大な疑義がある知的障がい者、精神障がい者などが少なからず入所している。そしてその人々は、刑期を終えて釈放になった後も再び事件を起こして刑務所へ戻ってきているのが現状である。このことは、前記の人々へ刑法上の責任を追及することが、果たして法的に意味があるかとの疑問がある。また、知的障がいと聴覚障がいなどの重複障がいのある人は、幼児期からの教育過程や成長期において十分な社会援助がなかったこともあり、社会生活を営むための能力に重大な支障があり、是非の弁別能力や刑務所での教育の点でさらに多くの問題を抱えることになる。

(3) 刑事責任能力の位置づけ

今日の刑事司法は、責任能力を中心に立法されているにもかかわらず、知的障がい者や精神障がい者、そして重複障がい者の能力と刑事の責任能力との関係の解明が必ずしも十分ではない。むしろ率直に言えば、判断能力に難のある障がい者は、これまで捜査段階、公判段階、矯正段階のいずれの手續・段階においても、安易に刑事責任能力があるとされ、十分な考察が事実上放置され、それがため、厳しい刑罰を科されて再犯を繰り返してきたのに等しいのが現状である。そのため、今日の刑事司法は判断能力に難のある障がい者の捜査、公判、矯正のいずれの段階でも対応できる仕組みになっておらず、極論すると機能不全の状態である。

2 自白の任意性・信用性をめぐる問題

知的障がい・精神障がいを持つ人が被疑者となった場合、現実には犯罪行為をやっていないにもかかわらず、捜査官の誘導に従って自白をしてしまっている場合、公判段階において、犯罪事実の存否を争うことは困難である。

すなわち、通常、被疑者の取り調べにおいては、被疑者の供述内容をまとめた供述調書が作成される。そして、供述調書が作成されたときには、被疑者に対し署名捺印が求められる。この署名捺印は調書の内容が被疑者の供述内容に相違ないことを被疑者自身が認めたことの証である。

公判段階において、否認に転じたとしても、検察官は捜査段階で作成された供述調書を証拠請求する。そして、供述調書については、弁護人が証拠として採用することに同意しなかった場合であっても、法の定める要件（刑訴法 321 条以下）を満たしているということになると証拠として採用されることになってしまう。特に検察官面前調書については、緩やかな要件で証拠として採用されてしまう。

弁護人は、自白が任意になされていない（任意性）、あるいは信用性がないという主張をすることになるが、立証手段に乏しく、捜査官の証人尋問をしても、切り崩すことは困難である。

そのため、起訴前における弁護活動において、弁護人が被疑者の障がいに気づき、被疑者に不利な供述調書を作成させないようにしておくことが重要である。そして、取り調べの可視化は不可欠である。

3 情状鑑定をめぐる問題

(1) 情状鑑定の位置づけ

障がいを抱えながらも、受けられるべき福祉、必要な支援が受けられず、苦しい生活を強いられている人々が犯罪に手を染め、更に繰り返している。また、被告人の生育歴や家庭環境に複雑な問題のある事案や社会的に衝撃を以て受け止められる事案において、事件の背景事情を明らかにする必要がある場合もある。そこで、弁護人が情状弁護の一環として、被告人の障がいや生育歴等を明らかにするため、いわゆる情状鑑定をおこなうことが考えられる。

情状鑑定の目的としては以下のものが考えられる。

ア 犯行経緯の解明を目的とするもの

例) 生育過程において虐待を受けてきたものが逆に虐待を行うようになった場合の心理機制を解明する。

被告人の立場に身を置き、そのような境遇で犯行に至ることもやむをえないという流れを示すことは、避難可能性の乏しさを適切に理解させるため重要である。

イ 犯行後の更生への関わりを目的とするもの

例) 「常習的に窃盗を繰り返してきた知的障がい者を刑務所内で処遇するべきか」「どのようにすれば薬物使用をやめることができるか」といった問題意識を解決するため

更生に資する弁護活動にとって、常習性が生じる科学的仕組み、あるいは心理学的な仕組みについて考察し、隣接諸科学の観点から、よりよい処遇（あるべき処遇）を提言することによって、再犯可能性を極力減らすことが可能になる。

(2) 情状鑑定結果の証拠能力

情状鑑定の実施主体は、弁護人の私的鑑定か、裁判所の職権鑑定になる。

私的鑑定の場合は、検察官が鑑定結果について証拠とすることに同意しなかった場合、その証拠能力が問題となる。刑訴法321条4項準用による証拠採用が考えられるが、他方で、鑑定人によっては準用が否定されること、また必要性が強く争われることも大きい。

職権鑑定については、これまで、精神鑑定が刑事責任能力の有無を判断するにあたり利用されてきたこともあって、裁判所が、職権鑑定を行うことの必要性を理解しない、或いは職権鑑定を行うことを躊躇することが考えられる。

弁護人としては、専門性知見の必要性、専門性の高さを強調することになる。

4 手話通訳人制度の不整備

聴覚障がい者が被告人になった場合、公判において、手話通訳人が必要である。

しかしながら、現状において、全国的に手話通訳人が十分に確保できているとは言えない。多くの法律用語が飛び交う公判で手話通訳人を勤めるには研修が不可欠であるため、手話通訳人の養成も制度として整備しなければならない。

第3 裁判員裁判における課題

平成21年5月、裁判員裁判制度がはじまった。同年5月から翌22年2月末までの裁判員裁判対象事件の起訴件数は1458件（**資料3**参照）にも及んでいる。

ここでは、同制度の下において、触法高齢者・障がい者等が抱える特有の課題・問題点について検討がなされた。その結果、以下の①公判前整理手続段階での問題、②裁判員選任手続をめぐる問題、③裁判員裁判における公判をめぐる問題、が挙げられた。

1 公判前整理手続段階での問題

(1) 制度の概要

裁判員裁判対象事件は、必ず公判前整理手続に付されることとなっている（裁判員法49条）。

そして、公判前整理手続においては、被告人又は弁護人から検察官に対して、一定の範囲内で証拠を開示するように請求することができることとなっている。すなわち、検察官から取調べの請求がなされた証拠でなくとも、類型証拠・主張関連証拠に該当する証拠について、一定の要件のもと、検察官が証拠開示義務を負うのである（刑事訴訟法316条の15、20）。

これによって、被告人・弁護人は、検察官の手持ち証拠を一定範囲内で開示させることが可能となった。

その結果、被告人の障がい関係の診断書などといった、障がいをめぐる捜査資料等などをも開示させられるようになった。

(2) 公判前整理手続をめぐる課題

公判前整理手続段階においては、「弁護人が、早期に障がいがあることに気づく必要がある」という課題がある。

すなわち、公判前整理手続に付した事件では、公判前整理手続終了後の新たな証拠調べ請求が制限される（刑事訴訟法316条の32）。よって、公判前整理手続終了後になって、障がいに関する主張を追加しても、これを基礎づける証拠調べができない可能性がある。そのため、被告人に障がいがあるような場合、弁護人がこれに早期に気づいて、適切な弁護方針を立てるとともに、障がいをめぐる事実関係等について、綿密な立証計画を立てていく必要がある。

2 裁判員選任手続をめぐる問題

(1) 制度の概要

下記の各事由がある場合、裁判員から除外されることとされている（裁判員法14条以下）。

- ・欠格事由（禁錮以上の刑、心身の故障など）
- ・就職禁止事由（国会議員、法曹関係者であった者など）
- ・辞退事由（学生、70歳以上など）
- ・事件に関連する不適格事由（被告人、被害者など）
- ・「裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認められた者」

以上にあたる裁判員候補者を除いた上で、検察官、弁護人は、さらに「理由なし不選任」（裁判員法36条）の請求をすることができる。これは、検察官、弁護人が、一定人数まで、とくに理由を付さずに、特定の裁判員を選任しないように求めることができる、というものである。

これらを判断するために、裁判員候補者のうちの何名かをピックアップして、個別に質問をすることとなっている。もっとも、その際に質問できるのは裁判長のみであり、弁護人から直接の質問はできない。

(2) 裁判員選任手続をめぐる課題

ア 裁判員候補者の中から要支援者に対する差別・偏見がある者をいかに除外するか
裁判員の選任にあたって、「裁判員候補者の中から要支援者に対する差別・偏見がある者をいかに除外するか」が問題になるが、その判断要素は極めて乏しい。

すなわち、裁判員選任手続において、弁護人から、裁判員候補者全体に向けて直接問いを発することが想定されておらず、弁護人は、裁判員候補者の態度等のみの情報をもって不選任請求者を決するほかないのが現状である。

場合によっては、裁判員候補者に対する質問紙の中に「障がいに対する偏見の有無」や「障がいに対する理解の有無」のチェックができるような項目を入れるよう、裁判所に働きかける必要があると思われ、今後の実務での運用に十分に注意を払っていく必要がある。

イ 障がい者が裁判員から排除される問題

障がいがあることをもって、裁判員から排除されてしまう可能性がある。この点をめぐる問題点についても、ほとんど議論がなされていないものと思われる。

例) 偽造関係事件などで「視覚障がい者は偽造態様を認識できないから裁判員の適格がない」などという理由で排除されるケース。

3 裁判員裁判における公判をめぐる問題

(1) 制度の概要

裁判員裁判においては、一般市民から選ばれた裁判員が、職業裁判官とともに公判における事実認定を行い、さらに量刑判断をも行う。

(2) 裁判員裁判における公判をめぐる課題

職業裁判官に比して、一般市民たる裁判員は、障がいの内容・特性に関する予備知識に乏しいことが多いものとも考えられる。

今後の実務での運用において、いかに裁判員に障がいの内容・特性などを理解してもらえるかが課題となろう。具体的には、それぞれのケースに応じて、いかなる立証方針を立て、どのように障がいの内容・特性を提示するのが裁判員に理解してもらえるのかどうか、という点が課題となるものと考えられる。

第4 日本司法支援センター（法テラス）に関連する課題

触法高齢者障がい者をめぐる弁護にあつては、その相当件数が国選弁護事件となっているものと思われるところ、国選弁護に関する業務は、平成18年10月以降、裁判所ではなく日本司法支援センター（法テラス）が所管することとなった。

そこで、触法高齢者・障がい者等が抱える問題点のうち法テラスに関するものについて

も以下のとおりの検討がなされた。

1 日本司法支援センター（法テラス）の概要

日本司法支援センター（愛称：法テラス。以下、単に「**法テラス**」という。）は、総合法律支援法（平成16年公布）に基づき、平成18年4月に設立された公法人である。

法テラスは、同法に基づいて、以下の業務を行っている。

(1) 情報提供業務

利用者からの問い合わせ内容に応じ、①法制度に関する情報、②相談機関等に関する情報を無料で提供する。

(2) 民事法律扶助業務

資力に乏しい方に対して、無料法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）。

(3) 司法過疎対策業務

法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、法テラスの「地域事務所」設置等を行なう。

(4) 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者支援を行なっている機関・団体と連携し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内する。

(5) 国選弁護関連業務

国選弁護人（国選付添人）になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払などを行なう

(6) 受託業務

法テラスの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて特定の業務を行う。現在は、日本弁護士連合会と中国残留孤児援護基金からの委託を受けている。

また、法テラスには、常勤で勤務している契約弁護士（通称：スタッフ弁護士。以下、単に「**スタッフ弁護士**」という。）が存在している。スタッフ弁護士は、売上額等に関係なく、所定の給与を受けることとなっているため、その採算等をあまり考えずに活動できるのが特徴である。

2 触法高齢者障がい者及び刑事裁判との関係

触法高齢者障がい者をめぐる問題に関して、法テラスは、上記業務のうちの「国選弁護関連業務」が関連することになる。

弁護活動との関係で、法テラスが関与するのは、主に国選弁護人選任段階（下記(1)）と国選弁護終結段階（下記(2)）の2段階である。

(1) 国選弁護人選任段階

法テラスは、国選弁護人選任に関する事務手続を行っている。一般に、国選弁護人

が選任される流れは以下のとおりとなっている。

- ① 被疑者被告人からの国選弁護人選任の請求
- ② 裁判所から法テラスへの指名通知請求
- ③ 法テラスが国選弁護人契約弁護士の中から候補を指名して裁判所に通知
- ④ 裁判所が③で通知を受けた国選弁護人を選任

(2) 国選弁護終結段階

法テラスは、国選事件の終結時に、国選弁護人に対する報酬算定を行い、その支出を行っている。

ここで、国選弁護人報酬の算定にあたって、障がい者等の要支援者であったこと（＝それによって労力等がかかったこと）を理由とする加算などはなされていないのが現状である。

3 法テラスをめぐる課題

(1) 触法高齢者障がい者が国選弁護人選任請求をするとは限らない問題

国選弁護人選任は、原則として、被疑者被告人から国選弁護人選任の「請求」がなされたことを端緒として開始されるものである。

そのため、触法障がい者が国選弁護人選任の請求をしなかった場合、そもそも弁護人による適切な弁護・援助を受けられない可能性がある。とくに、自らの権利擁護能力に乏しい触法高齢者障がい者の場合、弁護人の役割や意義についての理解が乏しく、国選弁護人選任請求をしないおそれが極めて高いものといえる。

(2) 高齢者・障がい者に詳しい弁護士を選任することが困難であるという課題

法テラスは、上記「② 裁判所から法テラスへの指名通知請求」がなされた段階では、当該被疑者・被告人の障がいの有無を知る術がない状態にある。

したがって、法テラスは、上記「③ 国選弁護人契約弁護士の中から候補を指名して裁判所に通知」をする段階で、要支援者に適した弁護人を選任する、などの工夫をすることが困難となっている。

また、一部の弁護士会では、触法高齢者・障がい者の弁護を担当することとなった弁護士をフォローする体制を構築するなどといった取り組みを始めている（後記「第6 新たな弁護士会の動き」参照）が、このような取り組みは、現段階において、全国的に広がっているとはいえない。

(3) 国選弁護における私的鑑定・情状鑑定の費用支弁の問題

人格障がい者などの被疑者・被告人の場合、その弁護にあたって、私的鑑定や情状鑑定が必要となってくる場合がある。

しかし、国選弁護事件の場合、その国選弁護報酬法テラスが算定するにあたって、実施した私的鑑定費用や情状鑑定費用を支出する規定がないため、当該弁護人が個人的にその鑑定費用を負担せざるを得ない状況にある。

このような状況であるため、「本来、私的鑑定や情状鑑定がなされるべき触法高齢

者障がい者であるのに、適切な鑑定を受けることができない」というケースも相当数存在するものと思われる。

(4) 福祉との連携場面におけるスタッフ弁護士の活用

法テラスは、公的機関でもあるので、福祉関係諸機関との連携がとりやすいといわれている。また、現に、「法テラスのスタッフ弁護士が、多くの福祉関係諸機関と連携をして、当事者の法的問題のみならず、福祉関係の生活課題を含めた包括的解決を進めている」という事例が、民事・刑事を問わず、各地から報告されている。

さらに、裁判段階において、このような連携活動の結果、再犯可能性がなくなったことなどを「良い情状」としてとらえてもらう事例も生じている。このような連携活動をいかにサポートし、発展・普及させていくかが現状の課題と思われる。

● 事例3

裁判員制度・法テラスの連携活動に関わる事例（頼れる身内がおらず、コミュニケーションに障がいがあるとも疑われる被告人の事件において、ホームレス向けの自助グループとの連携をとった事例）

事案の概要

窃盗被告事件。

失業中の20代後半の独身男性が、食料を買うお金が無くなり、キャベツなどの手持ちの食べ物を食べ尽くし、スーパーで食料品を万引きしたという事案。

方針

担当裁判官は、執行猶予にするには、釈放後に生活可能な状況がないと再犯の虞が高いため、生活可能という条件がないと執行猶予にできないとの意向が示されていた。そのため、釈放後の被告人の生活可能状況の確保にせまられた。

弁護活動の内容

被告人は病弱の老母のみが身寄りの人だったので、老母の住居（1室のみ）を訪れて被告人の当面の預かりを頼んだが、生活保護を受給しているし、被告人が住む部屋もない等の理由で断られた。

それで、判決前に、地方法務局の保護局を訪問して、更生保護施設への入所を依頼したところ、一度目は満員であると断われたが、結局、執行猶予の判決後に、被告人と共に来てくれたら被告人から事情聴取のうえ、更生保護施設への入所は可能であるとの回答を得た。この経過を最終弁論で報告し、ようやく、執行猶予となって釈放されたが、もし、更生保護施設も入れない状況であったら、実刑になった可能性が高かった。

担当弁護人の感想

判決直後、被告人の全財産たる身の回りのもの一式を入れたビニール袋一つを持って、当職と被告人の二人で保護局に行った。保護局の担当官は、更生保護施設で生活保護

の申請をすることになると言ってくれたので安心したので覚えている。実刑になるよりも、再犯の虞は非常に低くなったと思っている。

● 事例 4

裁判員制度・法テラスの連携活動に関わる事例（頼れる身内がおらず、コミュニケーションに障がいがあるとも疑われる被告人の事件において、ホームレス向けの自助グループとの連携をとった事例）

事案の概要

通貨偽造、同行使。

1万円札16枚を偽造し、叔父に真正紙幣と交換してもらって行使した。偽造の態様は、「家庭用インクジェットプリンタのスキヤナで読み取って、これをインクジェットでプリントアウトし、ハサミで裁断して紙幣のようなものを作った」というもの。

被告人本人（40歳代）は、この10年ほど引きこもりの状態にあり、仕事もしておらず、高齢の母及び叔父の年金で生活をしていた。

方針

弁護活動の内容については、多岐にわたるが、何らかの障がいがあるかもしれない（この10年ほど引きこもるほど、コミュニケーションが若干苦手。）、と思われる部分に関しては、以下ような方針で活動をした。

ア 「人格障がいなどが疑われる」「何らかの障がいかも知れない」などという弁論はしなかった。

← 障がいであることの確信がもてないうえに、その確定診断等に時間・費用がかかる一方で、本件は執行猶予により早期に身柄開放を求めるべき事案との結論に至った。

また、仮に、何らかの人格障がいなどが認められるのだとしても、そのことについて、裁判員に理解・共感を得られることは困難とも思われた。

← 他方で、被告人質問のなかで、被告人本人の優しい人格だとか、粗暴でない点、内気な点、コミュニケーションが苦手なことなどが自ずと裁判員らに伝わるものとの結論に至った。

イ また、執行猶予を付けてもらった場合の社会資源がまったくなかった（家族は全員、被告人の受け入れを拒否した。）ことから、スタッフ弁護士の連携先であるホームレス向け自助グループとの連携を図った。具体的には、自助グループスタッフに拘留所へと同行してもらい、被告人と、身柄解放後の生活設計などを話しあってもらった。

た。あわせて、自助グループスタッフの目から見て、被告人が、自助グループ内でうまくやっていたか、地域生活ができるかどうかの見極めをしてもらい、それを自助グループスタッフの陳述書に反映させた。そして、この「自助グループスタッフの陳述書」を証拠請求した。（なお、この陳述書のなかには、自助グループの施設などの写真をふんだんに盛り込み、裁判員にその活動の実態・支援内容等をイメージしてもらえるように工夫した。）

ウ 弁論の中でも、人格障がいと疑われる点に関して、①被告人が法的無知であったことから、貸金業者に対して、利息制限法超過利息を長期間にわたって返済しつづけてしまったこと、②過去に稼働していた経験があり、稼働しながら生活することが十分に可能であること、③上記自助グループの適切な支援のもとで、職業人としての地域生活を十分に送っていたこと、④刑務所に入れることになれば、被告人に食事・住居・仕事が自ずと与えられるうえ、そのために税金からコストを支出しなければならないのに対し、執行猶予を付ければ、食事・住居・仕事は自らの力で見つけなければならないこと（よって、執行猶予は、被告人本人のためのみならず、社会のための制度でもあること）を主張した。とくに、このうちの④の主張は、相当数の障がい者が、適切な福祉的社会的資源に結びつかずに、刑務所に収監してしまっていることへの反省を念頭に置いた主張であった。

結果

懲役3年 執行猶予5年（求刑：懲役4年）

判決の中では、「なお、保護観察を付するかどうかについて検討すると、被告人に対する支援は欠かせないが、サポートセンターがその役割を十分果たすことで足り、それ以上の公的な支援までは必要がないものと考えた。」旨の判示がなされ、自助グループとの連携活動が大きく評価されて、保護観察はつけられなかった。

また、自助グループを用いながらの更生についても、「被告人は、10年以上仕事をしていない点など社会復帰の不安材料はあるものの、前科はなく、以前には真面目に働いていた時期もあり、世間の信用も技術も持ち合わせていた実績がある。加えて、今はサポートセンターの支援も得られる状況にあることからすると、社会復帰してやり直すことが期待でき、それが被告人にとっても重要なことである。」と判示され、この点でもサポートセンターとの連携が評価されている。

第5 福祉との連携

上記で検討した各制度のもと、近時、一部の弁護士のあいだで、福祉との連携を図りつつ、触法高齢者障がい者に対して効果的な弁護をしようという試みがなされている。そこで、本節では、このような試みの実態を報告する。

1 触法障がい者の弁護活動が抱える問題点

(1) 弁護士の戸惑い

矯正統計年報(平成19年)によれば、新受刑者中知的障がい等が疑われる者(知能指数69以下)は、27%にも達している。

しかし、犯罪に陥る障がい者は、軽度の知的障がいや発達障がいの人が多いことから、当番弁護士、被疑者国選等で派遣された弁護士が、被疑者に知的障がいや発達障がい等があると気づかないまま、弁護活動が行われていることは多い。

仮に気づいたとしても、被疑者がどのような障がいを抱えているのか、親族等に支援を断られ帰る家もなく、仕事もお金もない彼らに、「弁護士」として何ができるのか、戸惑う。

(2) 起訴猶予・執行猶予のためには、帰住先と生活の支援が必要である

触法障がい者の犯罪の多くは、万引き、無銭飲食等の微罪と言ってもいいような犯罪を繰り返し、有罪判決を受け、服役している。初犯の段階で、福祉と繋がり彼らの生活を支援することができれば、起訴猶予になる事案、帰る家、支えてくれる人さえいれば執行猶予となる事案、逆に帰る家も仕事もお金もないのに執行猶予となってしまう事案を抱え、帰る家(帰住先)や、その後の生活支援をどう確保すればいいのか、悩む弁護士は多い。

(3) 裁判官の戸惑い

犯罪事実を争わない事件において、被告人質問の際に、障がいが疑われる応答をする被告人がいる場合、裁判官にも刑事責任を問うていいのか、あるいは、裁判の後、服役の後の彼らの行く末に不安を抱き、戸惑っている様子がうかがわれる。時には、「温情判決」の後に、説諭する裁判官もいるが、戸惑いは隠せない。

万引きや無銭飲食等、明らかに生活に困窮して軽微な罪を犯した障がいのある被告人が、仕事もなく、お金もなく、身寄りもなく、住居もない場合、裁判官が実刑判決に傾くのは、やむを得ないが、そのような被告人が、社会に戻った後、福祉的支援が受けられることが明かであれば、執行猶予判決を出すに当たっての安心材料の一つとなるであろうことは容易に想像される。

弁護人からの障がいに対する主張が契機となり、知的障がいや発達障がいについて、一定の理解を持つ裁判官がおり、最近では、判決中に被告人の発達障がいについて言及する事案もある。他方で、殺人・放火・子どもが被害者の事案等、重大な犯罪では、弁護人から、障がいがあるという主張があっても、その主張が採用されない事案も多く見受けられる。

2 福祉との連携

(1) 弁護士の活動

福祉との連携をしつつ、触法高齢者障がい者の弁護活動をするにあたって、弁護人は、以下の各点に留意すべきである旨が指摘されている。

- ・ 被疑者と接見した段階で、障がいに気づくことが必要である。
- ・ 障がいのある人とのコミュニケーションのあり方を検討する必要がある。
 - ⇒ 速やかに捜査機関に障がいについて申し入れをすることを検討する
 - ⇒ 知的障がいのある人とのコミュニケーションについての研修も必要である
- ・ 障がいのあることの証明をいかにすべきかも問題である。
 - ⇒ 療育手帳を持たない場合、福祉との連携が必要である。
- ・ 情状立証の組み立てをいかにすべきかも問題である。
 - ⇒ 「障がい特性」や「どのような生活を準備できるのか」という点をいかに立証していくかが課題となる。

(2) 福祉サービスとの連携

弁護士が連携すべき福祉サービス機関として、以下のようなものが考えられる。

ア 福祉保健センター

障がい福祉・生活保護ケースワーカー等々の連携

イ 相談機関の活用

地域活動ホーム（横浜市の場合）の一般相談、緊急時の対応に関する相談

地域ケアプラザ

民生委員

こころの健康相談センター

発達障がい者相談支援センター

自立生活アシスタント（横浜市 知的障がい者、精神障がい者が地域生活を継続するために専門的知識と経験を有する自立生活アシスタントを派遣するもの。触法障がい者との接点を多く持ち、具体的生活場面での助言やコミュニケーション支援を行う）

ウ 施設・施設職員との連携

触法障がい者が、住まいを確保し、安定した生活をしていくため、障がい者施設の提供する福祉サービスの利用が有益な場合もある。

● 事例 5

万引きを繰り返し（前歴20犯）、執行猶予中にさらに万引で逮捕され、実刑となった事例

事案の概要

当番弁護士として出動し、Iさんに接見した際、Iさんは、警察に捕まった（逮捕）の初めてだと話したが、アパートで一人暮らしを士生活保護受給中だったため、勾留中に生活保護が打ち切られ、帰る家がなくなってしまった。Iさんは、知的障がい（B1）

の手帳を持ち、3か月前に窃盗（万引き）で執行猶予の判決を受けていることがわかった。Iさんは、裁判を受けたことはもちろん、執行猶予の意味すら理解していなかった。

方針

Iさんに知的障がいのあることを検察官、裁判官に理解してもらう
再度の執行猶予

結果

Iさんは、再度簡易鑑定を受けたが、刑事責任能力ありとなり、起訴。Iさんの住居を確保し、生活の立て直しを図るため、入所施設に支援を打診したところ、社会内での更生を支援する旨の上申書提出。

しかし、この事案では、裁判官は、弁護人の提案には何ら配慮することなく、実刑判決。

その後、支援を依頼した施設が、Iさんのことを心にとめ、刑務所に面会に行き信頼関係を築き、服役後、Iさんは、その施設に入所することができた。

担当弁護人の感想

検察官は障がいに気付いていたが、簡易鑑定の結果により、起訴された。裁判官は、障がいには全く無頓着で、型どおりの裁判だった。服役後が心配だったが、福祉に繋がりが、弁護人としては、心強かった。

● 事例6

発達障がいであることがわかり、福祉につながった事例

事案の概要

人付き合いが苦手できまじめなNさんは、10年来勤めていた職場（早朝の病院内の清掃）がなくなったことをきっかけに、精神的に不安定となり、駅に脅迫文を置き、威力業務妨害で逮捕された。N三位は、放火の前科と器物損壊（電車の椅子を切り裂く）の前歴があった

方針

接見時に、話しが噛み合わない、精神的に不安定な状況が窺われたことから、自立生活アシスタント（福祉職）と一緒に接見し、発達障がいではという指摘を受けた。

勾留中に、されに精神的に不安定になったので、保釈を取ること
裁判までに福祉の支援について検討し、情状立証とすること

結果

Nさんの小中学校時の成績表（ほとんどが1、2）、発達障がい者相談支援センターのパンフレットや相談員の上申書を添え、保釈請求したところ、認められた。

保釈後、Nさんの障がいを明らかにするため、精神科を受診してもらい、情状立証では、今後、手帳を取得し、福祉サービスを利用していく旨主張。

この事例では、被告人質問の際にも裁判官の質問とNさんの答えが噛み合わず、裁判官も障がいに気づき、執行猶予の判決となった。

担当弁護人の感想

裁判官が、「発達障がい」に理解を示してくれた。被告人に、知的障がいや発達障害があるという事例は、実は多くあり、裁判官も戸惑っているのではないかと実感した事例だった。

いずれにしても、弁護人にとって、福祉との連携は、極めて有意義である。

第6 新たな弁護士会の動き

また、近時、一部の弁護士会において、触法高齢者障がい者支援に向けて、新たな制度を立ち上げる動きが生じている。そこで、本節では、このような試みの実態を報告する。

1 はじめに

知的な障がいのある被疑者・被告人への支援が、刑事手続きの最初の段階からなされることが必要であることは論をまたないが、残念ながら、そのような議論はこれまでほとんどなされてこなかった。しかし、近年、刑事司法の入口から積極的に支援すべきとの認識が高まり、2009年に埼玉弁護士会と大阪弁護士会が、支援が必要な被疑者・被告人を弁護する弁護人を支援する取り組みを相次いで始めた。両者とも、対象となる被疑者・被告人を知的障がいのある者と限定してはいないが、知的障がいのある被疑者・被告人は支援の必要な障がいのある者として当然包含されている。

このような単位会の独自事業を受けて、日本弁護士会としても、今後必要な制度の創設・提言等を積極的に行っていく予定である。

2 埼玉弁護士会—社会復帰支援委託援助事業

埼玉弁護士会では、2009年7月より、住居不定等により帰住先のない身柄拘束中の被疑者または被告人に対し、早期の社会復帰を果たせるように支援している刑事被告人（弁護士）を援助する事業を始めた。

事業の内容としては、釈放後の一時的な居所を確保するとともに、同所から長期的に居住可能な住居に転居する等の支援を社会福祉士等専門的資格を有する者に委託し、自立支援のための助言を行うことである。

具体的には、まず、埼玉弁護士会刑事弁護センターが、上記の委託可能な一時的な居所（シェルター施設）を運営する法人等を選定・指定する。そして、実際に被疑者等が

帰住先を喪失していたり、釈放後に最低生活費が下回る生活状況が予想される場合、弁護人が上記指定された施設に「社会復帰支援の委託」の申し込みをする。

すると、その施設の社会福祉士等専門職が弁護士と連携して、釈放後の支援計画についてアセスメントや必要な支援を行い、個別支援計画を作成し、弁護士はこの書面を情状弁護の資料とする。その結果、被疑者・被告人が釈放されたのちは、一時的にシェルター施設で生活しながら、退所後の生活についての調整をする。この場合当該弁護士には生活保護の申請同行支援を含めた積極的な連携が期待されている。そして、当該施設は、要支援者がシェルターを出て地域生活に移行したのちもアフターフォローができるよう、地域のネットワークへのコーディネートも行う。

弁護人は、その際「社会復帰支援委託金」を指定施設に支払うが、この委託金を埼玉弁護士会が援助する仕組みとなっている。

3 大阪弁護士会—障害者刑事弁護サポートセンター

大阪弁護士会は、2009年11月、高齢者・障害者総合支援センターの下に、「障害者刑事弁護サポートセンター（以下、単に「サポートセンター」という。）」を発足させた。障がいのある被疑者・被告人あるいは少年の弁護人・付添人に対し、どのような支援ができるのか、またすべきなのかといった助言や情報を提供し、必要に応じて福祉等のネットワークにつなぐコーディネート支援を行うことで、障がいのある者に適切な刑事弁護が保障されることを目的としている。

具体的には、実際に弁護している被疑者・被告人、少年に障がいがある場合、あるいはあるのではないかと疑われる場合に、その弁護人・付添人が、サポートセンターのメーリング・リストに登録をしたうえで、現実に直面している問題や疑問等を投稿する。すると、障がい者の刑事弁護に経験豊富な弁護士が具体的な助言や情報提供をする。また、必要に応じて、個別に医師や社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉関係者等を紹介し、ネットワークにつなげていくこともしている。

たとえば、実際に弁護をするうえで、被疑者とどうもうまくコミュニケーションがとれず、動機も理解不能である、被告人に障がいがあるのかもわからない、そのような場合、弁護人としては弁護方針すらたてられないことがある。また、起訴猶予や執行猶予を取ったのいいが、同じ環境での釈放後の生活が不安である、けれどもどこへつないでいいかわからないといったケースも実は多く存する。そういった弁護人を援助するのがサポートセンターの役割である。

さらに、国選弁護人で、被疑者・被告人に障がいがあり、特にコミュニケーションがとりづらい場合は、複数選任の申立てを積極的に行うことを勧め、その場合に複数選任の候補として障がい者刑事弁護の経験豊富な弁護士を紹介することも行っている。

第7 今後に向けて

以上を前提に、今後に向けて、現段階で考え得る方策の検討がなされ、①関係法規の改

正（下記「1」）、②具体的事案での弁護活動の改善（下記「2」）、③捜査機関・裁判所等の公的機関の対応改善（下記「3」）、などの提言・提案がなされた。

1 関係法規の改正

判断能力に難のある障がい者の刑事問題を抜本的に解決するには、刑法等の責任能力と障がいのある人の判断能力の異同の調査研究は勿論、刑法・刑事訴訟法などの鑑定のあり方、手続規定全般についての見直しが不可欠である。また、知的障がい者らを保護するために、消費者契約法・金融商品関係の法の改正も必要である。このことは今後さらに検討するにしても、当面できることから着手し、障がいのある人の不要・無用な刑事拘禁施設への入所を改める必要がある。それには今まで刑事手続の過程で無縁であると思われた福祉の諸制度、手当を活用することが肝要である。

2 具体的事案での弁護活動の改善

(1) 弁護人が早期に障がいに気づくこと

ア 障がいに気がつくためのチェックリストの作成

被疑者・被告人に対して障がい特性に配慮した適切な刑事弁護をするためには、まず、弁護人が被疑者・被告人になんらかの障がいがあり、配慮が必要であることに気づかなければならない。しかし、知的障がいは一見しただけではわかりにくいため、これまでも、周囲はおろか本人自身も気づかないまま、結果として適切な配慮がなされず、種々の不利益を被ってきた歴史がある。

他方、できるだけ早い段階で被疑者・被告人の障がいを正しく把握することはその後の弁護方針のために重要である。そのために、弁護人が最初の接見の段階で気づくためのチェックリストを作成した（後記の「別表」）。

弁護人が接見した際の障がいの見極め方としては、概ね以下のようなことが考えられるので、それぞれチェックリストに反映させた。

- (ア) まず、被疑者・被告人の様子、言葉遣い、目線、振る舞い、対応の仕方に注目する。目線が合わなかったり、身体を前後に揺するなどの常同行動はないかなど、それとなく観察することが必要である。
- (イ) その結果少しでも障がいがあるかなと思ったら、当番弁護士のパンフレット等の文章を音読してもらうことも効果的である。そのことで漢字は読めるか、文意をとらえているかがある程度わかる。
- (ウ) また、動機を尋ねることも重要である。知的障がいがある人はコミュニケーション能力に障がいがあるため、動機をうまく説明することが困難であることが多く、その結果、本人の口から語られる動機は意味不明であったり、不可解なものとなってしまう。なお、調書上の動機はたいてい整合性があるようになっているので、被疑者・被告人自身の口から聞くことが肝要である。
- (エ) 住所とか家族に関する質問も有効である。知的障がいがあると、通常なら当然答えられるような質問に対して答えられないことがある。また、足し算などの簡

単な問題を出題することも考えられる。繰上り計算ができないこともある。認知症の判断に使われる長谷川式スケールのように、形式化すると使いやすいと思われる。

- (㉑) 学校についての質問も必要である。但し、必ずしも養護学校（特別支援学校）や養護学級（特別支援学級、情緒学級）卒とは限らない。年輩者の場合は小学校だけの場合もあるので注意を要する。
- (㉒) 障害者基礎年金の受給の有無や、療育手帳や障害者手帳を持っていないかを聞くことも必要である。
- (㉓) 職歴についての質問も時として有効となる。人間関係が苦手なので頻繁に職が変わっていることがあるからである。また、給料が極端に低ければ福祉的就労（作業工賃など）の可能性がある。福祉的就労の場合は、障がいのある人の日中活動を保障する制度で、作業工賃は最低賃金のしほりを受けないからである（大阪弁護士会編「知的障害者刑事弁護マニュアル」Sプランニング）。

イ 障がいに気がついたあとの弁護士向けの留意点

チェックリストにより、被疑者・被告人に知的障がいがあるのではと気づいた場合には、次のことに気をつける必要がある。

- (㉔) たとえば、被疑者が弁護人はいらないといったとしても、その本位を見極める必要がある。知的障がいのある人は、本質的にコミュニケーション能力が高くないので、真意を十分に伝えることが困難であるからである。また、その二次的的特性として、相手側に迎合しようとしたり、質問の意味がわからない場合はすべて肯定（黙従反応）あるいはすべて否定することがある。

まず、なぜ弁護人が要らないと言っているか良く聞く必要がある。そもそも弁護人の役割を理解していない場合がある。また、知的障がいのある人の勘違いとしてあるものに、たとえば前回執行猶予になったから、今回も執行猶予になるだろうと思いついでいる場合がある。

次に、弁護人は要りませんと言った理由が弁護士費用の点を考慮しての場合が考えられる。知的障がい者の人の場合成人してからも経済的に親の世話になっている場合もしばしば見受けられる。そのような場合、経済的負担をかけないようにしようと思って、弁護士への依頼を躊躇する場合がある。

この他、自白を取るために捜査機関から「弁護士なんか頼んでも意味がない。」などと聞かされている場合もある。そのような場合には、弁護士は被疑者・被告人の正当な権利を守るものであることを説明し、「弁護士はあなたの味方です。」と言う必要がある。

- (㉕) また、知的障がいのある人の場合、弁護人と捜査機関との違いを十分理解していないことがしばしば見受けられる。「弁護士は警察とは違うこと。あなたを守るために来たこと。秘密は守ること。」などを平易な言葉で説明することが重要

である。

更に、黙秘権、署名押印拒否権、調書の増減変更の申立権、接見交通権などについて分かりやすい言葉に言い換えて説明することも不可欠である。そうすることによって初めて、知的障がいのある人に対する合理的配慮義務を尽くしたことになる。

(ウ) 次に知的障がいのある人から話を聞く場合の注意点としては以下のことがあげられる。

- ① 具体的な事実を問う質問にする（たとえば「誰がしたのか。」「何をしたのか。」）
- ② 平易な言葉を用いる
- ③ 短い文章で質問する
- ④ 複文でなく、単純な構文を用いる
- ⑤ 条件付きの文章にしない
- ⑥ 仮定の質問をしない
- ⑦ 指示代名詞を使わない

また、混乱させるような質問をしないことも必要である。具体的には

- ① 時間の順を追って質問する
- ② たてつづけに質問しない
- ③ 重複尋問をしない
- ④ 威圧的な質問をしない
- ⑤ 流れを中断せず、説明を遮らない

その他、質問を理解する時間をかける、誘導尋問をしない、非言語的表現の意味するところをはっきりさせる等に注意する必要がある（大阪弁護士会編「知的障害者刑事弁護マニュアル」Sプランニング）。

(イ) そして、被疑者・被告人に知的障がいがある場合は、本人の供述内容に過度に頼らないことが重要である。できるだけ客観的証拠によって、犯罪事実の有無を判断すべきである。被疑者・被告人の内面に関することでも、家族や支援者など当人のできるだけ身近にいる者から十分な聞き取りを行い、当人の供述が真実であるかを見極めることが不可欠である。

別表

被疑者・被告人の障がいに気づくためのチェックリスト

- 目線があわない。
- 体を前後にゆすっている。
- 体のどこかをずっと触り続けている。

- 言葉遣いやイントネーションに違和感がある。
- 質問と答えがかみ合わない。
- パンフレットの漢字が読めない。
- 繰り上げ計算ができない。 例 $15+8=$ $43+72=$
- 動機が意味不明もしくは理解不能。
- 自宅の住所や電話番号が答えられない。
- 家族構成を説明できない。
- 養護学校（特別支援学校）卒である。
- 養護学級（特別支援学級、なかよし学級）にいたことがある。
- 障害基礎年金を受給している。
- 療育手帳もしくは障害者手帳を有している。
- 職場を頻繁に変わっている。
- もらっている給料が極端に低い。

(2) 弁護人が障がい者を十分に理解すること

弁護士が障がいのある人の刑事事件の弁護活動に関与するにあたっては障がいの特徴、当該障がい者の処遇のあり方などを十分に知って対応することである。捜査段階では警察へ可視化の要請したり、専門家の関与の必要性を書面などで要請し、そのうえで検察官と協議することである。

(3) 公判において障がい者を十分に理解してもらうこと

また公判に臨むにあたって障がいの特徴と事件との関わりを丁寧に説明をし、捜査段階の調書作成の問題点、本人供述の問題点などを訴えるとともに、冒頭での意見陳述ではそのことを強調し、刑事の責任能力と本人の判断能力の関係、本人が事件に関与しているとしても拘禁施設への措置は教育刑その他の趣旨からしても事実上無意味であること、福祉施設との連携があれば再発防止に有効であることを強調することである。判断能力に難のある人の事件では、刑務所は適切ではなく、福祉施設で安定することこそ、本人の生活の安定のため、丁寧に訴えることが重要である。

(4) 福祉関係諸制度との連携強化

他方、従来、福祉の関係者、とくに行政や福祉施設の人々は刑事事件を起こす障がい者や刑務所で服役した障がい者を嫌悪する傾向があった。それもこれも刑事事件の責任能力と障がいのある人の判断能力の問題についての無理解が福祉の関係者にあったからにはほかならないと思われる。「罪」を犯した障がい者が刑務所ではなく、障がい者の更生施設で日常生活に特段の不自由なく生活をしていれば窃盗などの財産犯を犯すことは大幅に減少することになる。またグループホームなどで専門家の援助を受けたりしながら生活をするならば、安心して月々の生活を営むことが可能になる人が

多い。その意味で障害年金や生活保護制度の一層の充実が不可欠である。

(5) 判断能力に即した対応の必要性

いずれにしても、従前の刑事事件では本人の刑事責任能力の有無・程度を中心に裁判上論議がされてきたが、知的障がい者や精神障がい者の判断能力はこれまでの是非の弁別能力と同次元で論ずることは、これまでの矯正の実体と再犯をくり返す人々の実情に照らして、あまり意味がないといえる。いずれにしても、是非の弁別能力さえあれば刑事責任を問うことができるという考えは、あまりにも判断能力に難のある障がい者の人権を考えていない誤った対応というべきである。

3 捜査機関・裁判所等の公的機関の対応改善

判断能力に難のある障がい者の犯罪類型で比較的多いのは、窃盗、無銭飲食、クレサラなどの詐欺共犯などの財産犯である。その背景には判断能力に難のある障がい者が就労ができていないことや障害年金などの年金の不支給、そして生活保護が受給できていないことなどがある。いうならば障がい者に福祉の諸制度、手当などが十分に活用されるならば、財産犯で起訴したり、刑務所へ入れたりするなどの措置は大幅に減少すると思われる。具体的にいえば、下記の対応が考えられる。

- ① 捜査関係者、警察、検事などに知的障がい者、精神障がい者、重複障がい者の特徴、判断能力の有無、程度、刑事手続における攻撃防禦の能力の不十分性、そして取調の可視化の必要性について研修を十分に行うことである。
- ② また、裁判官及び裁判所職員に対して、①と同じような研修を行うばかりでなく、裁判所の段階で判断能力の有無・程度が争われる障がい者の刑事事件の関与にあたっての特別研修を行うことが必要である。例えば、視覚障がい者で判断能力に難のある重複障がい者には、点字の調書や録音テープの本人への交付と聴取の機会、聴覚障がい者で判断能力に難のある重複障がい者には、手話や要約筆記などの専門家の配置などの手続をことさら重視することを義務づけるべきである。また視力や聴覚の障がいをもった重複の知的障がい者や精神障がい者には前記の手続に加えて、社会福祉士や精神保健福祉士などの本人の代弁者というか本人の能力を十分にわきまえて攻撃防禦ができたり、本人の能力に合致した代理人の関与が必要である。
- ③ 前記①、②の研修では、知的障がい者らの取調や尋問の際における発問と答との関係（例えば、「やったか」と聞けば「はい」と答え、「やらなかったか」と聞けば「はい」と答えがちな問題）は勿論、調書の記載方法（例えば、質問に端的に答えたのか、途中、いくつかの発問と答があって、調書の結論になったのか、いうならば公判廷における速記録のごとく、すべてを要略せずに調書化したり、発問と答の時間がどのくらいあったかの記載・・・3分・・・）などについても研修する必要がある。
- ④ また前記の研修と併行して、取調に関与する捜査関係者、裁判所の関係者に、判断能力に難のある障がい者なのか、そうでないのかを初期の段階で見分ける能力を

身につけさせるためには、従前の鑑定とは別に、社会福祉士や精神保健福祉士などを関与させることである。このことは、その後の手続の進行上は勿論、本人の保護・権利保全のため極めて重要である。これが不十分なため、捜査関係者に都合のよい調査が作成されたり、これを一面的に信ずる裁判官が取調や調書作成の捜査過程を問題にすることなく、刑事の責任能力の有無などだけで判断するため、時には苛酷な判決になったり、極端な場合は冤罪、誤判をもたらすことになる。

- ⑤ 捜査機関、とくに検察官は、起訴・不起訴の決定にあたって少しでも判断能力に疑いのある障がい者の事件処理にあたっては、当該障がいの専門家や施設の担当者の意見を聴取することである。ここで当該障がいの専門家とは、これまでのような刑事責任能力の有無・程度を明かにするための精神鑑定などの専門家を指すものではない。知的障がい者や精神障がい者、重複障がい者などの施設で10年前後働き、あるいは行政機関の相談センターなどで10年前後働いたことのある社会福祉士や精神保健福祉士を指している。
- ⑥ 前記の諸手続の必要性は、これまでの刑事裁判で責任能力ありとして公判廷で審理され、有罪判決を下されて刑務所に入ったものの、矯正の過程で刑務官が日常味わっているように、刑務所の教育はほとんど役にたっていないとの経験則によるものである。担当者と十分に協議したうえで対応することが必要である。

以 上

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（田島班）
「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」（浜井研究グループ）

研究分担者 浜井浩一

研究メンバー

◎浜井浩一	龍谷大学法科大学院	教授	(犯罪学・刑事政策)
齊藤司	龍谷大学法学部	准教授	(刑事訴訟法・刑事政策)
岡田和也	福島保護観察所	統括保護観察官	(更生保護)
○我籐諭	龍谷大学矯正保護研究センター	嘱託研究員	(司法心理学)事務局担当
古川隆司	追手門学院大学	准教授	(高齢者福祉)

◎は責任者、○は事務担当

海外協力者は以下のとおり。

- ・ イギリス・ポーツマス大学刑事司法研究所の Tom Ellis 主任講師
- ・ ノルウェー・オスロ大学犯罪学研究所の Lill Scherdin 研究員
- ・ イタリア・国連犯罪司法研究所(UNICRI)の Angela Patrignani 研究員 & Francesca Bosco 研究員

研究メンバーの報告(添付)

- ①触法高齢者・障害者に対する更生保護施設の処遇・更生保護施設(職員)に対する調査票案(古川隆司)
 - ③ノルウェー出張報告：ノルウェーにおける高齢又は障害を持つ犯罪者(被疑者・被告人)に対する処遇(浜井浩一)
 - ④未決拘禁者を含む被疑者に対する社会的援助による拘禁回避——刑事訴訟法の立場から(齊藤司)
 - ⑤弁護士(会)に対する実態把握調査の調査票案(岡田和也)
- * 添付資料には第2回合同会議と重複するものも含まれている。

I 平成 21 年度の成果報告

平成 21 年度は以下の事項について研究を実施している。(別添メンバー報告・資料参照)

1 統計分析(保護統計年報等)

保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。これまでの成果は、第 2 回合同会議にて報告したとおり。

2 更生保護施設に対する調査

更生保護施設(職員)に対して、執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護観察処遇の実態や更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護の実態についてインタビュー調査を実施している。また併せて更生保護施設に対する質問紙によるアンケート調査についても現在準備中である。これまでの進捗状況及び調査票案については、別紙(古川)報告書のとおりである。

3 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、特に、刑事司法で働く専門職としてのソーシャル・ワーカーに焦点を当てつつ、「判決前調査」、「特別な当番弁護制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等についてまずそれぞれの国の概要を調査した。

平成 21 本年度は、イタリア、ノルウェー、ドイツ、韓国等を調査対象とした。

イタリアについては、トリノにある UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute)の研究員の Angela Patrignani (アンジェラ・パトリニャーニ)&Francesca Bosco(フランチェスカ・ボスコ)の両氏に研究協力を依頼し、イタリアの刑事司法における高齢・障害者の処遇に関する報告書(英語)を受領した。イタリア報告書の概要は第 2 回合同会議で報告したとおりである。なお、報告書は現在翻訳中である。

ノルウェーについては、平成 22 年 3 月に浜井がオスロ大学を訪問し、海外協力者の Lill Scherdin(リル・シェリダン)の協力の下、政府統計局(司法統計部門)、オスロ刑務所を訪問し、担当者に対してインタビュー調査を実施したほか、オスロ大学犯罪学研究所のスタッフとの意見交換会を実施し情報を収集した。イギリスについては、Tom Ellis(トム・エリス)に関連文献の調査を依頼した。

また、研究メンバーの斎藤司が、ドイツ、韓国において関係者へのインタビューを含めて実地調査を行った。(斎藤報告を参照)。その結果、韓国については、刑事司法において、高齢者や知的障害者などに対する特別な措置はないことが判明したため、調査対象国から除外することとした。なお、韓国は、現時点では高齢化率は低いものの、日本に追随する形で、今後、急速に高齢化することが見込まれている。

4 弁護会に対する調査

荒弁護士グループと協力して、弁護士会を通じて当番弁護・国選弁護を担当している弁護士に対して、知的障害や高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を実施するために、調査票(第一案)を作成し、その内容を検討した。調査票(案)については第2回合同会議別岡田報告を参照されたい。

II 平成22年度の研究計画

基本的には、第2回合同会議で報告した平成22年度の研究計画を基本として研究を進める。

1 統計分析(保護統計年報等)

(1)被疑者・被告人となった高齢者・障害者について警察・刑事司法統計(検察、矯正、保護統計年報)といった保護統計以外の既存の統計を調査することでその特徴を分析する。

(2)保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について更に分析する。

2 更生保護施設に対する調査

更生保護施設等に対して、更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護の実態や受入れ・処遇上の問題点に関する調査を実施する。この調査は、高齢者を受け入れているいくつかの更生保護施設を訪問して、職員及び利用者に対するインタビュー調査を実施するサンプリング調査と、質問紙を使って全国の更生保護施設に対する郵送によるアンケート調査の二つの方法で実施する。

平成22年度は以下の点を中心について調査を実施する(古川報告を参照)。

- ・保護観察付執行猶予者の保護や更生緊急保護による高齢者・障害者の受入れ実態
- ・高齢者・障害者を受け入れる際に考慮する事項
- ・高齢者・障害者を受け入れるために必要な条件又は福祉的との連携
- ・更生保護施設と福祉との連携の現状・課題(制度的に整備が必要な事項)

なお、更生保護施設ではないが、昨年より地域生活定着支援センターの開設・運営が始まり、高齢・障害受刑者の支援に当たって様々な課題が見えてきているため、地域生活定着支援センターでのインタビュー調査なども実施していく。

3 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、特に、刑事司法で働く専門職としてのソーシャル・ワーカー等に焦点を当てつつ、「判決前調査」、「特別な弁護制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等について具体的実務に焦点を当てて調査を実施する。

平成22年度は、調査対象国の中でもイタリアを訪問し、ソーシャル・ワーカーなどに対するインタビュー調査を実施する。インタビュー対象者の選定や施設訪問などについては、

現在、海外協力者の在トリノ国連犯罪司法研究所研究員アンジェラ・バトリニャーニに依頼し調整中である。予算・時間の余力があればイギリスについても、イタリアと同様の調査を実施したい。

ノルウェーについては、本年 3 月に現地での実地調査を実施した。今年度は、ノルウェーの年金制度や住宅政策など高齢者や障害者に対するセイフティーネットの詳細や刑事司法関係者の研修制度についても資料収集を続け、必要があれば年度末に再訪問を実施したい。

4 弁護士に対する調査

荒弁護士グループと協力してできるだけ早く質問紙を確定させ、弁護士会を通じて当番弁護・国選弁護を担当している弁護士に対して、知的障害や高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を実施する。なお、質問紙の内容については、荒弁護士グループの意見を聴取しつつさらに検討を加えたい。調査の方法は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封した調査票を送付する郵送方式による調査を予定している。ただし、弁護士会に対する調査は、政府関係機関に対する調査と異なり回収率が低くなることが予想されるため、全数調査だけでなく、より調査対象者を絞ったサンプル調査(例えば刑事弁護委員会に所属している弁護士に限定)やインタビュー調査も検討したい。

触法高齢者・障害者に対する特別調整と更生保護の現状

古川隆司（追手門学院大学社会学部）

1. 研究関心と対象・方法

(1) 研究関心と対象

刑事司法で何らかの処分を受けた高齢者・障害者の社会復帰については、報告者のフィールド調査では、警察・検察・裁判段階で微罪処分・不起訴・執行猶予付などとされた場合から、矯正・保護段階で特別調整とされた場合まで、実務上刑事政策のすべての段階で地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）による対応が期待されている。これは当初本事業が想定していた役割を超えた状況といわなければならない。

研究分担上、更生保護段階における触法高齢者・障害者の処遇を主にみていく上でも、刑事施設における候補者選定、保護観察所による決定、定着支援センターや更生保護施設における受け入れで、対象者の絞り込み・決定が現場の判断に委ねられており、各地の定着支援センターで対応に戸惑う状況が生じていることもわかってきた。特別調整の基準である「福祉の措置」なり社会福祉サービスの必要性があることの判断は、送り出し側と受け入れ側双方から現状を分析する必要がある。

従来、就労による自立更生を目指してきた更生保護施設の多くが、就労可能性の低いかれらを積極的に受け入れる訳ではない。しかし刑事施設から、あるいは更生緊急保護により「やむを得ず」高齢者・障害者を受け入れる更生保護施設は多いと考えられる。このため、触法高齢者・障害者について、更生保護施設における受け入れ実態、補導員の態度を把握・分析することにより、かれらを対象とする更生保護の現状と社会福祉との連携のあり方を構築する課題が明らかになると考えられる。

また定着支援センターは、事業開始後様々なケースへの対応が迫られている。この中で社会福祉による対応ではなく、障害者雇用による対応や医療機関との連携などによる支援が望ましいケースも見受けられる。このため、これまで対応してきたケースについて集約、ソーシャルワークの立場から地域生活定着支援における実践モデル構築に向けた課題分析を実施していくこととする。

(2) 方法

更生保護施設及び補導員・福祉職（※）に対する調査と、定着支援センターに対する調査を併行して実施、特別調整の現状を把握、分析することにより、特別調整の受け皿における実践上の課題を把握、分析していく。

更生保護施設に対しては、質問紙による悉皆調査と、補足的にインタビュー調査を通し、1) 受入に対する実態・2) 打診のあった際に検討する事項・3) 受け入れのために必要と考える条件や支援・4) 社会福祉との連携、について調査を行う。質問紙は留置法もしくは郵送法を併用し、インタビュー調査は調査者が訪問して実施することとする。

定着支援センターに対しては、インタビュー調査を実施、対応したケースを集約していくこととする。支援の過程を分析して、受入先確保や関係機関・団体への連携上の課題を明らかにしていく。

※ 更生保護施設でも刑事施設と同じく社会福祉士の採用を予定していたが、実際には介護福祉士など他の資格の福祉職員が採用されているところもある。このため現状を踏まえて「福祉職」という表記とする。

1) 更生保護施設に対する質問紙調査の内容 別紙のとおり。

2) 更生保護施設職員へのインタビュー調査の内容

高齢者・障害者の受け入れ経験のある更生保護施設職員に対し、受け入れケースの処遇過程を中心に半構造的な聞き取り調査を行う。聞き取り調査は、以下の調査項目を踏まえた半構造的なインタビュー調査を実施する。なおインタビューは更生保護施設の補導員および福祉職から実施する。

（調査項目）

- ・受け入れたケースの属性

- ・受け入れたケースについて実施した処遇内容（処遇過程に沿って）
- ・処遇のなかで困った内容
- ・処遇のなかで調整上考慮した内容
- ・処遇後の課題

3) 地域生活定着支援センターへのインタビュー調査の内容

全国の定着支援センターの職員に対し、受け入れたケースについて、支援の過程に沿って調整・検討した内容を以下の項目を踏まえた半構造的なインタビューを実施する。

（調査項目）

- ・受け入れたケースの属性
- ・受け入れたケースについて実施した支援内容（支援の家庭に沿って）
- ・環境調整で困った内容
- ・支援の中で配慮した点
- ・今後の課題

2. 前年度までの調査

更生保護施設に対する質問紙調査およびインタビュー調査の設計を終えて、1施設の協力を得て試行的にインタビュー調査・質問紙調査を実施し、現在結果の整理と見直しを行っている。また調査協力を得るべく、関係機関との打ち合わせを進めつつ、報告者の調査研究に協力頂いてきた他2施設への依頼を実施している。

3. 調査の実施計画

(1) 行程

6月	試行した調査結果の整理，質問紙の見直し終了。調査協力の依頼手続。
7月～8月	更生保護施設への質問紙調査実施（質問紙の送付から返送と単純集計まで） 更生保護施設および定着支援センターへのインタビュー調査
11月	調査結果の概要とりまとめ，中間報告
12月～2月	調査結果の分析、必要に応じ追加調査
3月	調査報告の執筆，報告

別紙1

更生保護法人 各位

龍谷大学法科大学院教授 浜井浩一

触法高齢者・障害者への処遇に関する調査について（ご依頼）

私は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（※）の研究分担者である、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環で、全国の更生保護法人の運営される更生保護施設に、触法高齢者・障害者の更生保護処遇について、実態や課題と考えられること等を調査したく考えております。

ご多用のことと存じますが、本研究の趣旨をご理解頂き、ご協力の程をお願い申し上げます。

※ 課題番号：H21-障害-一般-001，研究代表者：社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭

【調査結果の処理】

この調査の内容は、個人情報に配慮して処理を行います。またこの調査紙は本研究の目的のみに用います。

【調査の回答方法】

選択肢のある質問については、該当する記号をお選び頂き、回答欄に記号でお答えください。記述式の質問は、回答欄へ自由にお書き下さい。

【用語の定義】

ここでいう「触法高齢者」「触法障害者」については、次の通りとします。

- ・触法高齢者 … 65歳以上の被保護者をいいます。
- ・触法障害者 … 専門機関等による知能検査の結果で知的障害との判定を受けている被保護者のほか、面接所見の結果、知的障害・軽度発達障害が予想される被保護者も含まれます。なお、知的障害を伴わない精神障害者（統合失調症・うつ病・覚せい剤精神疾患、人格障害など）は除きます。

I. 触法高齢者の受け入れについて

問1 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法高齢者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある
- 1 ない

<問2と問3は、問1で「ない」と答えた方のみお答えください>

問2 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 その他（自由にお書き下さい）

問3 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 空気がなかったため
- 5 その他（自由にお書き下さい）

<問4～7は、問1で「ある」と答えた方のみお答えください>

問4 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（複数選択可）。

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
- 1 更生緊急保護として
- 2 長期受刑者の中間処遇として
- 3 市町村から
- 4 警察から
- 5 その他（自由にお書き下さい）

問5 触法高齢者の受け入れに対してどのような点を検討されましたか。以下の選択肢から該当するもの3つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 0 年齢
- 1 犯歴
- 2 刑事施設での処遇状況
- 3 帰住先・身元引受先の有無
- 4 職業経験
- 5 本人の就労意欲
- 6 疾患や障害状態
- 7 所持金の有無
- 8 年金など社会保険の加入状況
- 9 その他（自由にお書き下さい）

問6 触法高齢者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（2つ以内を選択）。

- 1 就労について
- 2 年金など社会保険の加入について
- 3 帰住先・身元引受先との調整
- 4 疾患や障害状態について
- 5 福祉事務所や老人ホームとの調整
- 6 その他（自由にお書き下さい）

問7 触法高齢者を処遇され、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。

II. 触法障害者の受け入れについて

問8 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法障害者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある
- 1 ない

<問9と問10は、問8で「ない」と答えた方のみお答えください>

問9 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 その他（自由にお書き下さい）

問10 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 空きがなかったため
- 5 その他（自由にお書き下さい）

<問11～14は、問8で「ある」と答えた方のみお答えください>

問11 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい。（複数選択可）

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
- 1 更生緊急保護として
- 2 長期受刑者の中間処遇として
- 3 市町村から
- 4 警察から
- 5 その他（自由にお書き下さい）

問12 触法障害者の受け入れに対してどのような点を検討されましたか。以下の選択肢から該当するもの3つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 0 年齢
- 1 犯歴
- 2 刑事施設での処遇状況
- 3 帰住先・身元引受先の有無
- 4 職業経験
- 5 本人の就労意欲
- 6 疾患や障害状態
- 7 知能の程度
- 8 所持金の有無
- 9 年金など社会保険の加入状況
- 10 その他（自由にお書き下さい）

問 13 触法障害者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するもの 2 つ以内を選び□に v を入れて下さい。

- 1 就労について
- 2 年金など社会保険の加入について
- 3 帰住先・身元引受先との調整
- 4 疾患や障害状態・知能程度について
- 5 福祉事務所や障害者施設の調整
- 6 その他（自由にお書き下さい）

問 14 触法障害者を処遇されて、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。

Ⅲ. 触法高齢者・障害者の処遇における福祉との連携について

問 15 平成 21 年度から社会福祉士などの配置が取り組み始められました。貴施設での配置をお教え下さい。次のうち該当するもの一つを選び□に v を入れて下さい。

- 0 社会福祉士を配置している
- 1 介護福祉士を配置している
- 2 介護支援専門員を配置している
- 3 その他の職員を配置している（具体的にお書き下さい）
- 4 まだ配置していない

問 16 福祉資格のある職員の待遇について伺います。

(1) どのような雇用身分で採用されていますか。以下の選択肢から該当するものを一つ選び、□に v を入れて下さい。

- 0 常勤職員として採用した（勤務週 5 日）
- 1 非常勤職員として採用した（勤務週 1 回～4 回）
- 2 パートタイムとして採用した（勤務週 1 または隔週 1 回程度）

(2) 職務内容はどのようなことをされていますか。以下の選択肢から該当するもの全てについて、□に v を入れて下さい。

- 0 他職員と同じ職務内容
- 1 主に事務
- 2 主に処遇
- 3 特別の処遇プログラム
- 4 病院や福祉事務所などとの連絡調整
- 5 その他（具体的にお書き下さい）

(3) 上の他、職務について期待されることはありますか。自由にお書き下さい。

問 17 触法高齢者・障害者の処遇について、福祉関係者との連携について伺います。

(1) 福祉との連携への意向について、以下の選択肢から該当する程度を一つ選び、□に v を入れて下さい。

- 0 一層必要である
- 1 対象によって必要である
- 2 限定的に必要である（福祉・介護サービスの利用など）
- 3 あまり必要ない
- 4 まったく必要ない

(2) 福祉関係者との連携について課題と考えることはどのようなことですか。以下の選択肢から該当するものを3つ以内で選び、□にvを入れて下さい。

- 0 福祉制度の紹介・斡旋
- 1 福祉関係者とのチームによる処遇
- 2 福祉関係者からの助言
- 3 円満退所に向けた受け皿の確保
- 4 更生保護・福祉の考え方の理解
- 5 被保護者の人権に対する理解
- 6 施設の運営方針に対する理解
- 7 その他（自由にお書き下さい）

<問 18 は問 17 (1) で「一層必要」「対象により必要」「限定的に必要」と答えた方のみお答えください。>

問 18 今後どのような点で福祉関係者との連携を進める必要があると考えますか。自由にお書き下さい。

問 19 平成 21 年度から都道府県で地域生活定着支援センターが開設されはじめました。地域生活定着支援センターについて伺います。

(1) 貴施設の所在する都道府県では地域生活定着支援センターは開設されましたか。次の選択肢のうち一つを選び、□にvを入れてください。

- 0 開設された
- 1 開設準備中である
- 2 まだ開設されていない

(2) (1)で「開設された」と回答された方にお尋ねします。処遇についてセンターとの連携をどのように評価されますか。次の選択肢のうちあてはまるもの一つを選び□にvを入れてください。

- 0 うまく連携できていると思う
- 1 まあまあ連携できていると思う
- 2 まだ連携がうまくいっていないと思う
- 3 まったく連携ができていないと思う
- 4 わからない

(3) センターの開設にあたって課題であると考えられることはどのような点ですか。次の選択肢のうちあてはまるもの3つ以内を選び□にvを入れてください。

- 0 都道府県の理解や協力
- 1 市町村の理解や協力
- 2 社会福祉施設・団体の協力
- 3 地域住民の協力
- 4 BBS や保護司会など更生保護団体の協力
- 5 更生保護施設の協力
- 6 財政面の安定
- 7 情報の共有
- 8 その他（自由にお書き下さい）

問 20 触法高齢者・触法障害者の更生保護について、考えや思いについて自由にお書き下さい。

ノルウェー出張報告

ノルウェーにおける高齢犯罪者の動向及び高齢・障害犯罪者の処遇
龍谷大学矯正保護総合センター 研究委員長 浜井浩一

1. 出張期間：2010年3月19日から同月29日まで
2. 出張場所：ノルウェー王国オスロ市
3. 訪問先：オスロ大学、統計局司法統計部門、オスロ刑務所
4. 出張目的：ノルウェーにおける高齢・障害犯罪者の動向及び処遇の在り方、特に司法と福祉との連携についての調査
5. 調査結果の概要：今回のノルウェー出張では、犯罪を起こして警察に検挙されるなど刑事司法手続に関与することとなった高齢者(可能であれば障害者も)の実態を統計的に調査するとともに、彼らが刑務所などの刑事司法機関でどのように処遇され、その際に司法と福祉がどのように連携しているのかに焦点を当て、ノルウェー政府の統計局訪問、オスロ大学での専門家に対するインタビュー、オスロ刑務所を訪問しての施設参観と職員に対するインタビュー調査等を行った。

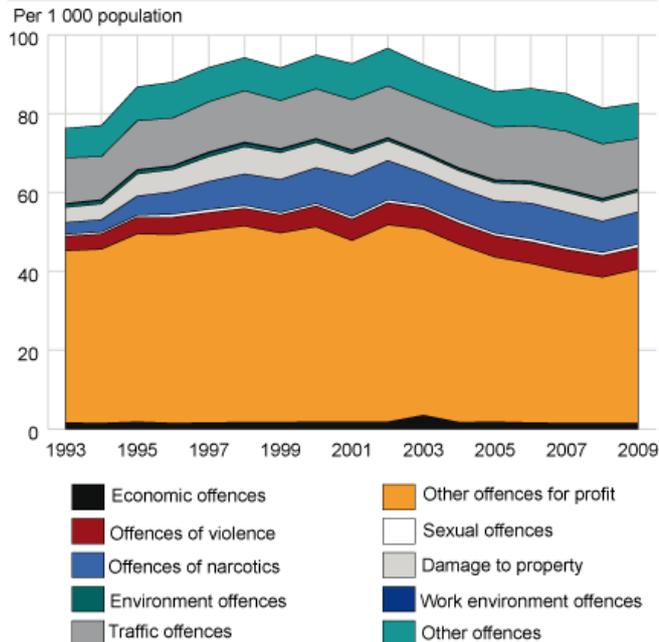
その結果、ノルウェーにおいても日本と同様に総人口における高齢化が進んでいるにもかかわらず、高齢者犯罪が全く問題となっていないこと。したがって、高齢者犯罪者の処遇の問題も存在しないことが、統計データ及び専門家の話から確認された。また、アルコールや薬物に対する依存を除き、知的障害等の障害者についても高齢者の場合と同様に、刑事司法上の大きな課題とはなっていない。基本的には、高齢者に対する福祉などのセイフティーネットや拘置所などでの医療制度が司法と独立しているため、高齢者や障害者が犯罪に追い込まれたり、受刑を余儀なくされたりする状況そのものがノルウェーには存在しない。

6. 高齢犯罪者の動向(統計分析)

(1) 認知件数

ノルウェーの最近の犯罪情勢は比較的安定しており、犯罪の種類も日本同様に軽微な財産犯が中心である。検挙率も比較的高く全犯罪の50%弱で推移している。罪種別の認知件数(人口比)は以下のとおり。

Offences reported to the police, by group of offence. 1993-2009.
Per 1 000 population

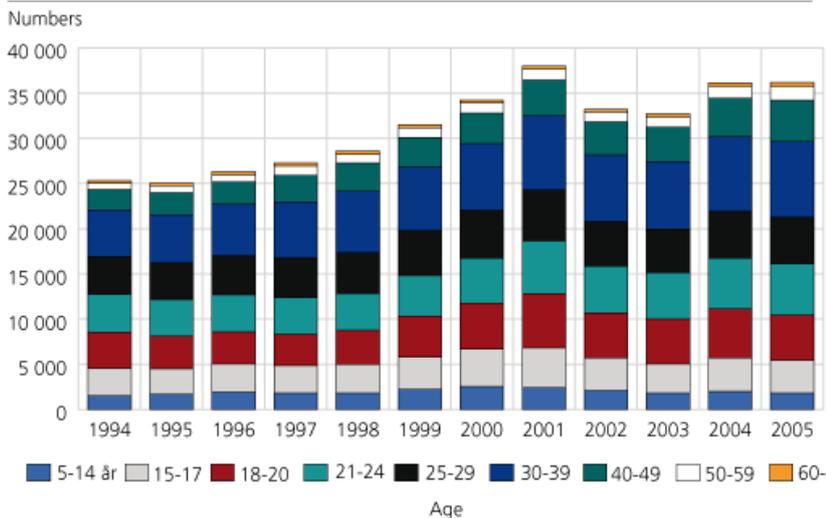


日本同様に 2002 年前後から財産犯を中心に認知件数の減少傾向が認められる。

(2) 検挙人員

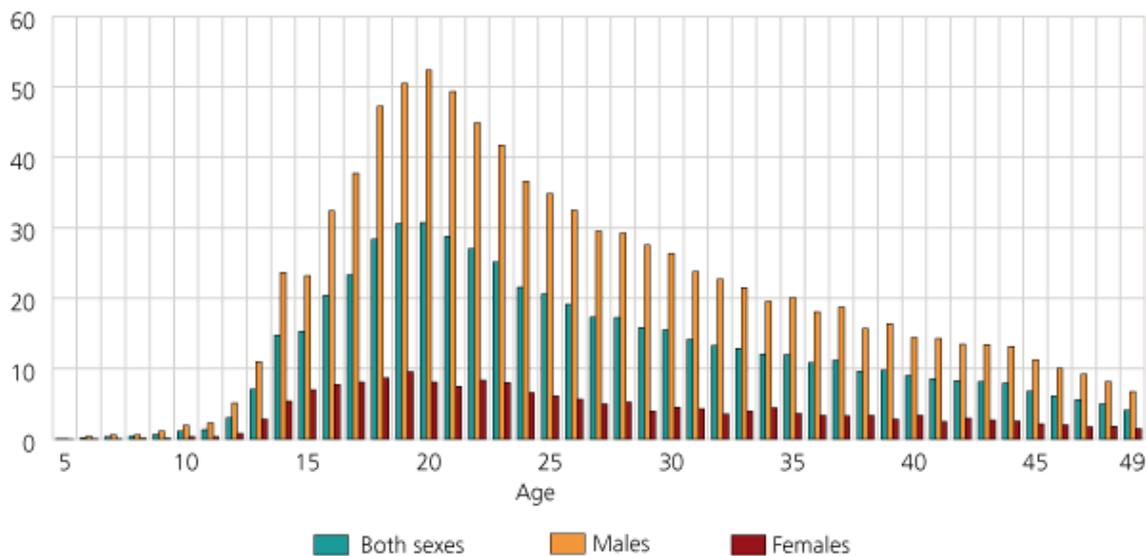
年齢層別検挙人員は下記のとおり。

Persons charged with crimes, by age. 1994-2005. Numbers



60 歳以上の高齢者はその絶対数が極めて少なく、また、増加する傾向にもない。下記は、年齢別の検挙人員を人口比で見たものである。

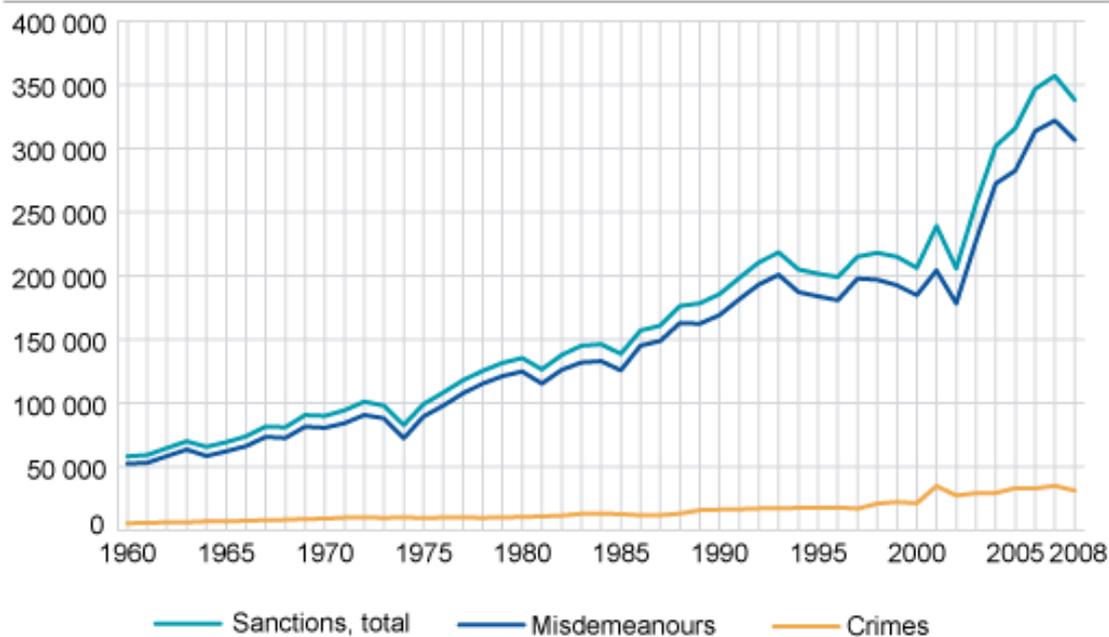
Persons charged with crimes, by sex and age. 2005. Per 1 000 population



(3) 刑罰

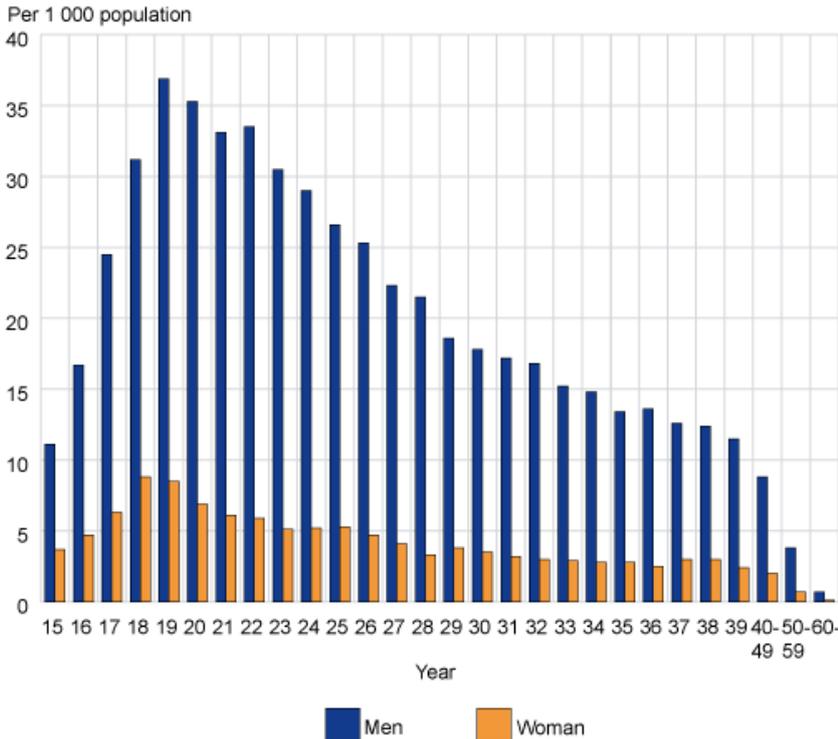
ノルウェーで刑罰の対象となる犯罪は下記のとおりいわゆる軽罪がほとんどである。

Sanctions by category of offence. 1960-2008. Numbers



下記は、年齢別に罰金刑以上の刑罰を受けた人員を人口比で見たものである。

Sanctioned in crime cases, by age and sex. 2008. Per 1 000 population over 15 years



日本と大きく異なり、50歳を超えると刑罰を受ける割合が急激に低下しているのがノルウェーの大きな特徴である。したがって刑務所には、高齢者は、統計を取る必要がないくらいほとんどいない。

なお、ノルウェーでは下図のとおり、受刑者人口そのものは上昇傾向にあるなど、他の先進国ほどではないが厳罰化の傾向が全く見られないわけではない。

Prisoners in Norwegian prisons. 1960-2007. Average number



それでも、ノルウェーでは、平均刑期は短く、2007年に刑務所を釈放された12,773人中、9,222人が執行刑期3月未満で釈放されており、10年を超えていたものは1名である。

7. オスロ刑務所でのインタビュー調査

今回の出張では、ノルウェー最大の刑務所(定員400人)オスロ刑務所を訪問した。二番目に大きな刑務所は今年になって開所した刑務所であり定員は250人であり、刑務所のほとんどは定員が200人を切り100人前後又はそれ以下で運営されている。刑務所というよりは日本の少年院に近い施設である。訪問当日、60歳以上の高齢受刑者は性犯罪の累犯で収容されている1人のみであった。

広報担当官に、所内を順に案内してもらう。最初に、精神的に問題のある受刑者のセクションに案内された。自殺念慮や集団にいることに問題のある受刑者を連れてきて絵を描かせたりして落ち着かせるユニットである。窓から住宅地が見渡させる。近隣からの見られることへの苦情はないとのこと。参観中どこに行っても受刑者が自由に話しかけてくることと、彼らのほとんどが英語で会話ができることが印象的であった。

オスロ刑務所には高齢受刑者がいないため、高齢受刑者等のための特化ユニットは存在しないが、

高齢刑務官のための特化ユニットが存在する。体力の衰えた高齢刑務官がゆっくりと仕事のできるように受刑者や勤務体制が工夫されている。

いろいろな部門で、職員から私が何を調査に来たのか、なぜそんなことを調査しているのかが不思議がられたため、日本では高齢受刑者の増加が大きな問題となっていると回答すると、全員が目を丸くして信じられない(あり得ない)と首を振っていた。

最後に、医療部門を訪問した。医療部門は刑務所当局から完全に独立し、地方自治体の医療部門の管轄下にある。したがって、受刑者のカルテが刑務官に開示されることはない。また、看護師や医師が受刑者の罪名等を知ることもない。あくまでも患者の一人として対応してるとのことであった。もともと地域医療が担当しているため、外部の医療機関との連携はスムーズで釈放時の医療の継続も特に問題はないとのこと。担当者の話は、受刑者といえども一人の人間として尊敬されていることが重要と話す。受刑者と職員の関係はよく、職員の定着率もいい。

医療部門におけるインタビューで最も一番興味深かったことは、受刑者の出所後の福祉や医療は彼らの住所地の地方自治体が責任を持つため、日本で言うたらい回しは起きないシステムになっているということ。現実には、ほとんど存在しないらしいが、もし、住所のいない被収容者が釈放される場合には、オスロ市の各区役所がその人の生まれ月によって担当することになっており、その責務から逃れることはできない。受刑者に限らず、住む場所のない人に対してはどこかの自治体が必ず責任を負うことになっていて、その責任を他に転嫁できない仕組みになっている。担当した自治体は、医療、保護、アパートなどを提供する責任を負う。福祉や医療は国の責任として提供されるのが当たり前で、政治的な議論の対象となること自体が不思議であると話していたのが印象的であった。

また、担当者の話では、ノルウェーの刑事司法では、医師の権威が比較的尊重されているため、精神障害や知的障害などで医師が刑務所での処遇が適当でないと判断されれば医師の判断で特別なユニットを持つ病院に移送され、そこで刑を受けることになるとのこと。未決段階でも拘置所・刑務所の医師が精神障害だと判断した場合には、責任能力がないとして入院措置がとられる。そのため認知症の人や知的障害の人が刑務所に来ること自体がほとんどない。障害のある人に対しても地方自治体は保護を実施する責任があり、障害で生活困窮に陥ったり必要なサービスが得られなかったりすることは考えにくいとのこと。

ただし、ノルウェーの刑務所では、医療部門を含めて入所時に知能テストをしたりすることはないため軽度の知的障害者がどの程度受刑しているかについてはわからないとのことであった。

8. オスロ大学犯罪学研究所及びロースクールでのインタビュー調査

オスロ大学では、犯罪学研究所に所属している教員・研究員だけでなく、ロースクールの社会保障法の教員等に対するインタビュー調査を行った。

(1) ノルウェーにおける高齢者サービス

すべてのインタビューに共通していたのは、私が何を調べたいのかがよくわからないと言われたことであった。そのため、インタビューに際しては、まず、私の方から日本の刑事司法の実態、特に刑務所における高齢者と知的障害者の問題を説明した。彼らの感想は、ほぼ共通しており、なぜ、そんなことが起こるのか理解できない、そもそも刑務所に高齢者や障害者を収容すると人権上の問題がある前にコスト的にかかなり高くつくため、その点からも大きな批判が起こるはずである。なぜ日本ではそうした批判が起きないのかと問われることが多かった。それに対する回答はともかくとして、司法統計分析からも明らかなようにノルウェーの刑事司法では高齢者の問題がそもそも存在していない。高齢者人口の増加が刑事司法には何の影響も与えていないことは明らかである。

そこで、今回の出張では、途中から調査対象を司法における福祉の役割ではなく、高齢者の犯罪化を防止している福祉そのものに移すこととした。

これまでの日本における高齢者犯罪の分析からは、高齢者が犯罪を繰り返し刑罰を科される背景要因として、住居や引受人がなく、生計の手段がないことがわかっている。つまり、生活の基盤となる住宅と生計手段が確保されていないため、高齢化によって雇用を喪失したり、家族からの支援が得られなくなったりすると、セイフティーネットの網の目からこぼれ、すぐに貧困に陥り、社会的に孤立しやすい傾向がある。そのことが、高齢者が生活困窮、犯罪(累犯)、実刑といった刑事司法の負のスパイラルに陥る原因となっている。このことを説明した上で、インタビュー調査を行った結果返ってきた答えは要約すると次の三点であった。

①**最低補償年金制度**：ノルウェーには、年金に加入していたか、掛け金を支払っていたかにかかわらず、最低限度保証された年金制度が存在し、高齢者が貧困に陥ることはない。月当たり日本円にして15万円以上。

②**高齢者向けの公共住宅制度の充実**：高齢者に限らず、地方自治体は住む場所のない者に対して住宅を提供する義務を負っており、高齢者用住宅も質はともかく数は確保されている。

③**被疑者・被告人・受刑者も市民(逃げない(たらい廻しをしない)福祉)**：犯罪者として検挙され、刑罰を受けたからと言って福祉が手を引くことはない。被疑者・被告人・受刑者といえども福祉を受ける権利を有していることに変わりはなく、必要があれば継続的にサービスを受けられる。また、実刑となっても刑期自体が短く、継続的に福祉サービスの対象となる。(オスロ刑務所でのインタビュー調査のとおり)

(2) 刑事仲裁委員会

いわゆる修復的司法の手法を用いたダイバージョンの一つである。この委員会は、民事や刑事などのトラブルの仲裁をする機関で法務省が運営している。個人の申し出によって委員会を開催することも可能であるが、警察の捜査段階や検察の段階で起訴・公判という手続に入る代わりとして(ダイバージョンとして)実施することが多い。1980年代に始まったもので、もともとは刑罰の代替として導入されたが、1990年代に入り修復的司法という要素が入ってきた。委員会における仲介者、いわゆるミディエーターは一般市民から公募され、応募者の中から政府が任命する。候補者は4日間の研修か義務づけられている。基本的には実費弁償のボランティアで教師や社会福祉士などが多い。組織的な調査は行われていないが被害者の満足度は低くない。ただし、検察官や警察官には懐疑的な人が少なくないとのこと。器物損壊や万引きなどが対象で元々は少年犯罪を主としたターゲットにしてきたが、高齢者犯罪にも適用可能である。実際に35歳以上の加害者のケースも年間2,500件ぐらいがこの委員会にかけられている。委員会は、警察の管轄ごとに存在し、ケースの種類は地域によってばらつきがある。最近では、暴力事件にも適用されるようになってきた。ある意味曖昧な手続で、同じ事案でも対応が異なってくるため法律家には評判はよくない。オスロ大学のニルス・クリスティ教授は、刑事司法を法律家が独占していたことが刑事政策を厳罰化という誤った方向に向かわせたと指摘し、刑罰・刑務所改革に取り組んできた(犯罪者が同じ人間であるという単純な事実)に市民が気がつくことが大切)。

現在、年間9,000件程度がこの委員会にかけられているが、刑事処分全体としてはそれほど多くなく、被害者や加害者が途中で拒否すれば正式な刑事手続きが再開される。下記の表(民事的な争いを含む)は、委員会の処理件数の推移である。

Disputes dealt with by the conciliation boards, by decision. 1994-2004

	Total	Dismissed	Reconciled	Referred to the court	Judgment by default		Other judgment	
					Not replied	Not appeared	Statement accepted	Mediation in vain
1994	95 713	13 906	2 547	6 012	62 618		9 630	
1995 ¹	101 507	15 753	3 555	5 308	60 134	4 005	6 593	3 069
1996	108 705	17 098	4 014	4 641	67 401	3 939	7 897	3 805
1997	118 208	20 149	4 246	4 165	73 550	4 008	8 288	3 802
1998	132 052	21 329	4 613	3 956	83 990	4 354	9 694	4 116
1999	142 367	20 969	4 991	4 487	92 391	4 522	10 977	4 030
2000	166 379	25 349	5 656	3 803	110 279	4 902	12 022	4 368
2001 ²	214 014	33 056	6 762	3 997	143 705	5 934	16 079	4 381
2002	226 575	32 442	7 290	3 988	154 744	6 623	16 936	4 552
2003	233 402	39 433	7 685	3 720	153 134	6 441	18 040	4 949
2004 ³	218 157	39 152	7 766	3 791	139 452	6 258	16 318	5 397

¹ Includes 3 090 cases with unknown decision.

² Includes 100 cases with unknown decision.

³ Includes 23 cases with unknown decision.

(3) Krom(クロム)

クロムとは、受刑者や元受刑者と学者等から構成される団体で刑務所運営や改革などについて発言している。英語では The Norwegian Association for Penal Reform と訳されている。1968年に設立された団体で、もともとは、フーコーの刑務所改革や刑務所の廃止運動から始まっている。当時のノルウェーの刑務所は単なる拘禁施設であり非人道的な処遇が行われており、クロムの活動は、刑務所改

革に大きな影響を与えた。現在では、クロムの主催で年に一回二泊三日程度で泊まり込みでワークショップが開かれ、受刑者、元受刑者、刑事政策研究者、被害者、刑務所長、法務省職員、法務大臣又は代理者が参加して受刑者処遇や刑事政策が議論される。

9. 結論

今回の出張は、ノルウェーにおける福祉と刑事司法との連携が調査の目的であった。しかし、ノルウェーには、福祉と刑事司法の特別な連携やそのための制度も組織も存在しなかった。ただ(逃げない)福祉があっただけである。日本で唯一たらい廻しをしないのは刑務所だけなのかもしれない。

ノルウェーでの調査をとおしてわかったことは、現在日本で問題となっているような、万引、自転車盗、無銭飲食といった軽微な犯罪を繰り返して累犯者となり、最後には受刑者となるような現象は、ノルウェーには存在しないこと。つまり、適切なセイフティーネットがあれば、刑事司法において高齢者犯罪が問題となること起こらないのである。発達犯罪学的に見ると人は加齢とともに犯罪行動が減少する。支援を必要としている人に必要なサービスが提供されれば、年齢別の犯罪(検挙人員)曲線はノルウェーのようになるのが自然であり、日本のように高齢者や知的障害者が刑務所に大量に収容されているのは、生物学・心理学的な要因、つまり個人に帰属されることが出来る要因とは異なる社会的な要因が、彼らを犯罪又は刑罰へと追い込んでいると考えるのかもしれない。

ただし、現在の日本の財政、政府への信頼感を考えると、今回の研究テーマとしなっている問題を解決するために必要なセイフティーネットを整えるためには長い道のりが必要かもしれない。ちなみにノルウェーの消費税は最大 25%である。

2009年度の研究成果と2010年度の研究計画

齋藤司（龍谷大学法学部准教授）

I. 2009年度の成果

1. 身体拘束の短縮や回避を目的とする援助・支援制度の検討

無罪推定原則（憲法 31 条）からは、身体不拘束の原則が要求される。その内容は、以下の 3 点であるとされる。第 1 に、刑事手続における身体拘束は例外であって、可能な限り回避されるべきこと。第 2 に、身体拘束理由が認められる場合でも、そのもっとも制限的でない代替手段が考慮されるべきこと。第 3 に、身体拘束がなされる場合でも、身体を拘束されている者は身体拘束されていない場合の社会生活の生活条件を可能な限り保障されなければならないことである。

上記の内容からすれば、刑事手続において身体を拘束する場合、身体拘束中にもたらされる弊害を除去するだけでなく、身体拘束の回避及び短縮を目的とする援助や支援が、無罪推定から要求されることになる。

2. 1の検討を土台として、被疑者段階の刑事手続制度と社会福祉の関係を検討する

日本においては、そもそも社会的排除された者（されつつある者）が身体拘束を受け、さらに社会的排除されるという構図が見て取れる。このような構図は、既決被収容者だけでなく、未決被拘禁者についても妥当することになる。

この問題を解決するためには、一般社会における社会的排除の要因の除去だけでなく、身体拘束に伴う社会的排除を最小化する必要がある。そのためには、身体拘束がもたらす弊害を最小化し、さらには弊害をもたらす身体拘束そのものを最小化・回避する必要が生じる。

II. 政策提言

1. 身体拘束の短縮や回避を目的とする援助・支援制度に関する調査

※ドイツの現状（齋藤司「未決拘禁における社会的援助」福井厚編『未決拘禁改革の課題と展望』（日本評論社、2009年）201頁以下）

（1）背景

ドイツでは、身体拘束が安易に用いられてきたことに対して、「厳格に限定された例外的な場合にのみ」身体拘束を使用すべきとする無罪推定に矛盾するものであるとする批判がなされていた。また、刑事手続における身体拘束は、もっともなおざりにされてきた領域であり、未決被拘禁者は例外なく弱い立場に置かれ、未決拘禁の状況は既決以上に厳しい状況にあることも指摘されてきた。このような批判も踏まえ、ドイツでは、1980年代後半から拘禁回避・短縮のための援助・支援を提供するプロジェクトが展開されてきた。

（2）無罪推定原則を根拠とする身体拘束の最小限化→身体拘束の短縮・回避

それらのプロジェクトでは、裁判所、検察、弁護士、ソーシャルワーカーなどが連携して、未決被拘禁者に対する援助・支援が行われている。その根拠としてあげられる、根拠の一つが無罪推定原則である。

（3）身体拘束者に対する社会国家原則の適用→援助・支援の提供

また、無罪推定原則の適用だけでなく、困難を抱える者に対する社会国家原則の適用もその根拠とされている。

（4）身体拘束者に関する情報の収集と分析、援助の提供（住居、資格、仕事、社会福祉制度への橋渡し）→多機関（ソーシャルワーカー、民間団体、家裁調査官など）の連携

ドイツにおける身体拘束者に対する援助・支援の具体的内容としては、以下のものが挙げられる。①未決被拘禁者を施設に受け入れられた際に拘禁短縮を考慮しながらその者の未決拘禁の理由や置かれていた個人的・社会的状況に関する再検討をすること。②勾留理由と関連づけながら住居、仕事、社会的状況について未決被拘禁者と協議すること。③その他の情報も含めてソーシャルワーカーとコンタクトをとり、協力を仰ぐこと。④弁護士・保護観察官・福祉事業者、援助施設、親類、配偶者、雇用者などとコンタクトをとること。⑤勾留の代替手段に関する計画を立てること。⑥勾留を管轄する裁判官とコンタクトをとり、勾留短縮に重要な観点の説明、勾留決定にとって重要な説明の入手と調整及びそれに対する回答をすること。⑦未決被拘禁者との秘密の協議（釈放条件や指示を遵守しない結果の説明など）をすること。⑧拘禁短縮が失敗した場合における迅速な公判期日の申し合わせの模索。

→州単位の立法として実現されつつある

2. 身体拘束の短縮や回避を目的とする援助・支援制度に政策提言

(1) 理論的根拠

①無罪推定（憲法 31 条）→住居や仕事の確保による身体拘束の理由や必要性の解消

②社会権（憲法 25 条）→刑事手続の対象となったことを契機とする社会的統合

③主な内容

・身体拘束中の弊害の除去（社会とのつながり、家族とのつながりの維持など）

・住居や仕事の確保、一般福祉への橋渡し、帰住地の確保、保証人の確保などによる逮捕・勾留からの解放

(2) 具体的内容・図 1（原田和明「発達障害のある少年を中心とした福祉と刑事司法の連携」浜井浩一＝村井敏邦編『発達障害と司法』（現代人文社、2010 年）200 頁以下も参照）

①逮捕前からの援助・支援（ケースマネジメント）

・一般の社会福祉や更生保護などの対象となっていた場合→任意同行への付き添いや逮捕をさせない働きかけ（逮捕の必要性なしの主張：刑訴法 199 条 2 項但書）

・対象となっていなかった場合→逮捕された段階からの関与？

②逮捕段階の援助・支援（ケースマネジメント）

・微罪処分による手続からの解放や検察官に対する不起訴処分への働きかけ

・心神耗弱・喪失の主張

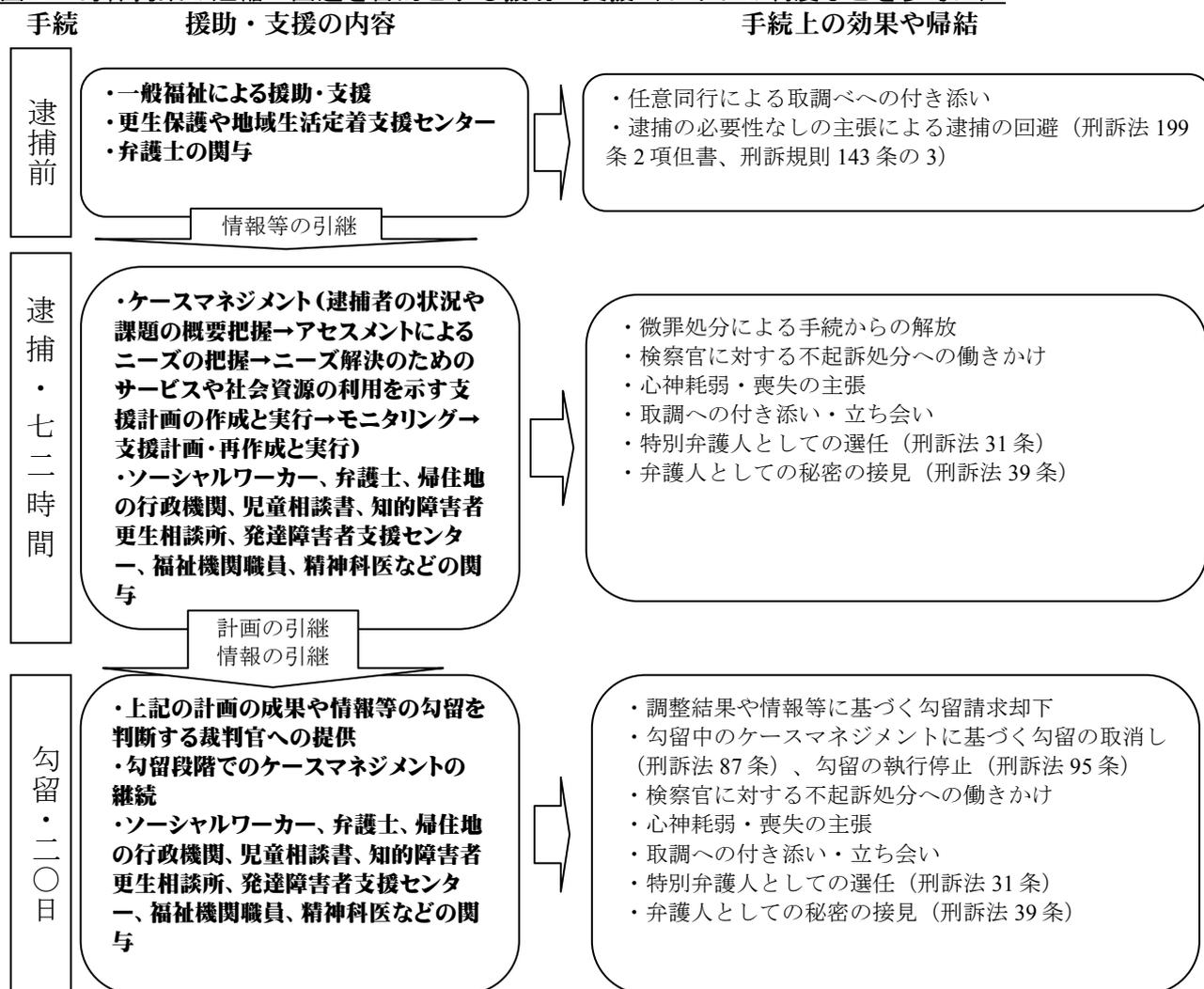
・取調への付き添い・立ち会い

・特別弁護人としての選任（刑訴法 31 条）と弁護人としての秘密の接見（刑訴法 39 条）

③勾留段階での援助・支援（ケースマネジメント）

・逮捕段階とほぼ同様か

図 1 身体拘束の短縮・回避を目的とする援助・支援（ドイツの制度などを参考に）



※重要と思われるポイント

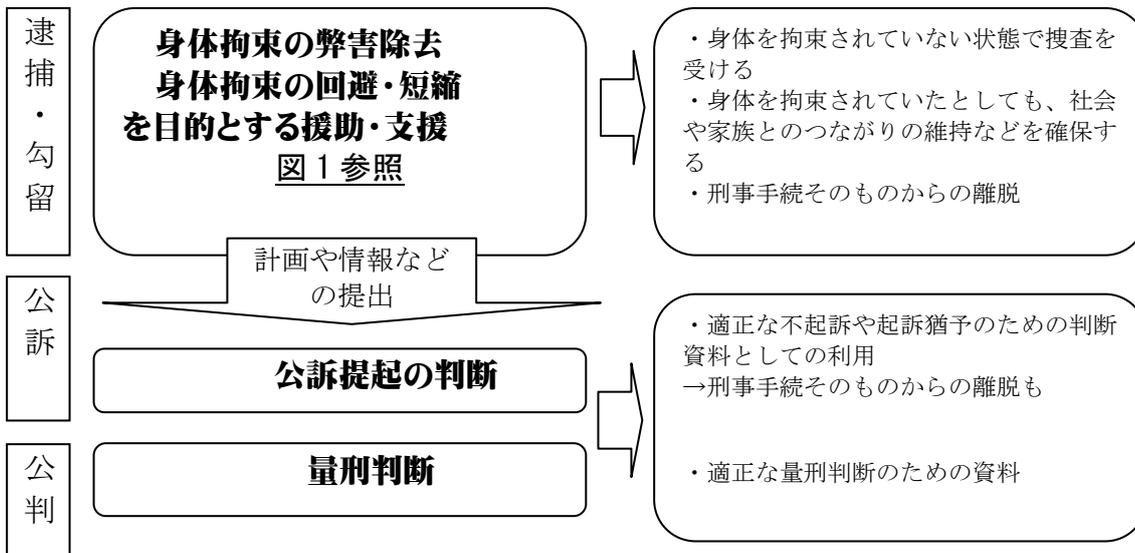
- ①捜査段階における身体拘束からの解放・代替手段が少ない
- ②関与者が原則として特別弁護人として選任される基盤が整備されるべき
- ③取調への関与についても保障されるべき
- ④身体拘束判断に関する資料としてケースマネジメントの成果や情報などが提供される基盤が整備されるべき
- ⑤計画や情報などの一貫した引継体制の整備

Ⅲ. 拘禁回避・短縮に関するモデル試案

①現行の刑事司法システムを前提として可能な制度（図2）

- ・身体拘束前後を通して獲得された情報などの不起訴判断への活用
- ・さらに量刑資料への活用

図2 現行の刑事司法システムを前提として可能な制度



※重要と思われるポイント

- ①留置施設の利用が前提とされている点→援助の提供が自白獲得の取引材料とされないか？
- ②密室の取調べ、取調べ重視の捜査→調査や援助提供の優先順位を認めない方向性
- ③逮捕段階での弁護士関与が不十分→調査や援助の提供は任意が前提だが、その確保が困難→立会なしの接見（オープン・ビジット方式）
- ④身体拘束からの解放手段が不十分→とくに起訴前における保釈の欠落
- ⑤起訴・不起訴判断の不明確さ
- ⑥国家や施設の義務に関する規定なし

Ⅳ. 2010年度の研究計画

1. 以上から抽出された論点

- ①捜査段階における身体拘束からの解放・代替手段の構築
- ②関与者が原則として特別弁護人として選任される基盤整備と取調への関与、接見方法
- ③身体拘束判断に関する資料としてケースマネジメントの成果や情報などが提供される基盤整備とその一貫した引継体制の整備
- ④多機関連携の在り方
- ⑤刑事手続全体の構造との関係→公訴の判断や量刑判断との関係

2. 具体的な研究計画

- ①海外調査→ドイツ等の研究→代替手段や多機関連携の在り方、公訴・量刑判断との関係
- ②文献調査→代替手段や公訴・量刑判断との関係（公判前調査などの研究）

弁護士 各位

龍谷大学法科大学院教授 浜井 浩 一

知的障害又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査のお願い

私は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（※）の研究分担者である、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環として、弁護士の皆様に、知的障害又は高齢被疑者の刑事弁護に関する御経験、御意見等について調査させていただきたく存じます。

御多用のところ誠に恐縮ですが、本研究の趣旨を御理解の上、御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本調査の実施につきましては、日本弁護士連合会事務局の了解を得ております。

（※）課題番号：H21-障害-一般-001，研究代表者：社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭

【調査結果の処理】

本調査の回答結果は、コンピュータによる統計処理を行いますので、回答者個人が特定されることはありません。

【回答の方法】

選択肢が設定されている質問は、合致するものを1つ選び、その数字を右回答欄に御記入ください。記述式の質問は、欄内に自由に御記入ください。

【用語の定義】

ここでいう「知的障害」「高齢」は、次のように定義します。

「知的障害」：専門機関等による知能検査の結果で「知的障害」の診断がなされているもののほか、面接所見の結果、知的障害が予想された場合も含みます。なお、知的障害を伴わない精神障害（統合失調症，うつ病，覚せい剤精神病，人格障害など）は除きます。

「高齢」：65歳以上をさします。

【照会先】

本調査に対する質問等は、以下にお願いします。

龍谷大学矯正保護研究センター

京都市伏見区深草塚本町67（電話 075-645-2417）

担当：〇〇〇〇（E-mail： ）

I 知的障害被疑者・被告人に関する刑事弁護の経験

Q1 これまで、知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護の経験はありますか。

0 一度もなし（→右欄回答の上、IIへ）

1 当番弁護のみあり

2 国選弁護のみあり

3 当番弁護・国選弁護ともにあり

Q1

(以下のQ2～Q7は、Q1で1～3を選択した方のみ回答。)

Q2 これまで、何回くらい担当されましたか。

Q2
約 回

Q3 担当された際、次の①～⑦の経験・感想を持ったことがありますか。

- ① どんな質問にも「はい」と言ってしまう。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ② 取調べ中に、事実でないことにも認める発言をした。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ③ 記憶があいまいであった。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ④ 将来の生活計画を述べるができなかった。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑤ 発言の内容に論理性がない。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑥ 行動にこだわりが強い。
0 なし 1 ややあり 2 非常にあり
- ⑦ その他の経験・感想

Q3
①
Q3
②
Q3
③
Q3
④
Q3
⑤
Q3
⑥

Q3⑦

Q4 当該被疑者・被告人の弁護方針を立てる際に、次の①～⑤の点について、どの程度重視されましたか。

- ① 精神鑑定を求めること
1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった
- ② 面接を通して、知的能力の程度を明らかにすること
1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった
- ③ 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること
1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった
- ④ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること
(場所、生計の手段等)
1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった
- ⑤ その他重視されたこと

Q4
①

Q6
②

Q4
③

Q4
④

Q4⑤

Q5 当該被疑者・被告人について、被害弁償の状況はいかがでしたか。

- 1 完済した場合が多かった。

- 2 完済した場合は少なかった。
- 3 完済した場合はなかった。
- 4 非該当（被害が生じた例はなかった。）

Q5

Q 6 当該被告人の裁判結果についてお聞きします。

① 裁判結果に対する評価

- 1 予想していたよりも、重い場合が多かった。
- 2 予想通りの場合が多かった。
- 3 予想していたよりも、軽い場合が多かった。

Q6①

② 実刑であったものの件数

Q6②

③ 上記③のうち、何らかの手段・制度があったら、実刑を回避できたと思われるものの件数

Q6③

約 件

Q 7 担当された当該被疑者・被告人について今考えた場合、知的障害の程度を、どの程度認識できていたと思いますか。

- 1 おおむね認識
- 2 半分程度は認識していた
- 3 あまり認識していなかった

Q7

II 高齢被疑者に関する刑事弁護の経験

Q 1 これまで、高齢の被疑者・被告人の刑事弁護の経験はありますか。

- 0 一度もなし (→右欄回答の上、IIへ)
- 1 当番弁護のみあり
- 2 国選弁護のみあり
- 3 当番弁護・国選弁護ともにあり

Q1

(以下のQ 2～Q 7は、Q 1で1～3を選択した方のみ回答。)

Q 2 これまで、何回くらい担当されましたか。

Q2

約 回

Q 3 担当された際、次の①～⑦の経験・感想を持ったことがありますか。

- ① 頼るべき親族や帰る場所がなかった。
 - 0 なし
 - 1 ややあり
 - 2 非常にあり
- ② 意思疎通が、非常に困難であった。
 - 0 なし
 - 1 ややあり
 - 2 非常にあり
- ③ 認知症の症状（例えば、同じ話の反復、記憶違い）
 - 0 なし
 - 1 ややあり
 - 2 非常にあり
- ④ 過去へのこだわりが強い。
 - 0 なし
 - 1 ややあり
 - 2 非常にあり
- ⑤ 将来の見通しが楽観的であった。
 - 0 なし
 - 1 ややあり
 - 2 非常にあり
- ⑥ 将来を悲観していた。
 - 0 なし
 - 1 ややあり
 - 2 非常にあり
- ⑦ その他の経験・感想

Q3

①

Q3

②

Q3

③

Q3

④

Q3

⑤

Q3

⑥

Q3⑦

Q 4 当該被疑者・被告人の弁護方針を立てる際に、次の①～④の点について、どの程度重視されましたか。

① 面接を通して、認知症の程度を明らかにすること

- 1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった

Q4
①

② 本人がこれまで受けていた、福祉サービスを調査すること

- 1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった

Q4
②

③ 釈放後に、福祉サービスが受けられるようにすること
(場所、生計の手段等)

- 1 非常に重視 2 やや重視
3 あまり重視していなかった

Q4
③

④ その他重視されたこと

Q4④

Q 5 当該被疑者・被告人について、被害弁償の状況はいかがでしたか。

- 1 完済したが多かった。
2 完済した場合は少なかった。
3 完済した場合はなかった。
4 非該当（被害が生じた例はなかった。）

Q5

Q 6 当該被告人の裁判結果についてお聞きします。

① 裁判結果に対する評価

- 1 予想していたよりも、重い場合が多かった。
2 予想通りの場合が多かった。
3 予想していたよりも、軽い場合が多かった。

Q6①

② 実刑であったものの件数

Q6②

③ 上記③のうち、何らかの手段・制度があったら、実刑を回避できたと思われるものの件数

約 件

Q6③

約 件

Ⅲ 知的障害又は高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護の在り方

Q 1 今後、知的障害又は高齢被疑者・被告人に対する刑事弁護に関して、次の①～⑥の事項がどの程度必要であると思いますか。知的障害、高齢のそれぞれについてお答えください。

- 0 まったく必要とは思わない 1 あまり必要とは思わない
2 必要であると思う 3 非常に必要であると思う

(知的障害) (高齢)

① 専門弁護士の育成

Q1 ①	Q1 ①
Q1 ②	Q1 ②
Q1 ③	Q1 ③

② 判決前調査（に類似した）の導入

③ 弁護士に対する、知的障害者又は高齢者の

特性に関する知識，研修

- ④ 弁護士に対する，知的障害者又は高齢者の福祉に関する知識，研修
- ⑤ 弁護士料の加算に関する制度整備
- ⑥ その他必要であると思うこと

Q1 ④	Q1 ④
Q1 ⑤	Q1 ⑤

Q1⑥

Q 2 今後，知的障害者又は高齢者に関して，社会・制度全般に関する要望を御記入ください。

Q2

【最後に，貴職についてお聞きします。】

- ① 年齢 歳 ② 性別 ③ 所属弁護士会 弁護士会
- ④ 弁護士経験 年 うち，刑事弁護経験 年
- ⑤ 1年間の担当件数 当番弁護 件 国選弁護 件

質問は以上です。御協力ありがとうございました。
本調査用紙を返信用封筒に入れて，送付してください。

平成21年度 福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究報告書

研究グループ責任者 小林繁市

I 田島班小林グループ研究テーマ

福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究

II 研究の目的・方法

触法・被疑者となった高齢者・障害者への支援の研究について、先行研究厚生労働省研究「触法障害者の地域生活移行に関する研究（平成18-20年）」とその政策的反映を踏まえ、障害者福祉施設等における支援の現状と可能性について、3年計画の第1年次計画を実施した。

1. 目的と意義

触法・被疑者となった障害者・高齢者の支援に関する実態と課題を国内外において総合的に調査研究し、今後の触法障害者・高齢者支援のあり方と障害福祉及び司法福祉における体制整備と連携システムに関する政策的検討に資する

2. 研究グループ研究テーマ

1) 触法・被疑者となった障害者（知的障害者、発達障害者、高齢障害者）への福祉的支援について

2) デンマークにおける触法知的障害者等に関する刑事司法制度と支援の現状について

3. 研究調査領域

1) 触法・被疑者となった国内の知的障害者、発達障害者、高齢障害者に関する福祉施設（知的障害者施設、救護施設）、相談支援機関（広域相談支援事業所、発達障害者支援センター）、特別支援教育（高等特別支援学校）

2) デンマークにおける触法知的障害者に関する刑事司法制度について

4. 研究対象分野

1) 国内研究： 全国救護施設、全国発達障害者支援センター、北海道知的障害者福祉施設、北海道高等特別支援学校

2) 海外研究 先進国比較研究 デンマークにおける知的障害者矯正教育施設

5. 研究対象地域及び調査方法

1) 日本 実態調査研究 5調査
質問紙による実態調査 5調査

2) デンマーク 文献及び実態調査研究 1調査
デンマークにおける触法知的障害者に関する文献調査及び実態調査

6. 研究期間 平成21年4月から平成22年3月31日

7. 研究体制（敬称略）

研究グループ責任者 小林繁市（北海道社会福祉事業団太陽の園総合施設長）

研究協力者

青山勝義（札幌明啓院施設長）
石井隆（つくも学園施設長）
大賀浩一（さっぽろ法律事務所弁護士）
小関あつ子（ますとびいー専門相談員）
佐々木明員（北海道医療大学准教授）
長谷川直実（ダイケアクリニックほっとステーション院長）
武内聖二（ダイケアクリニックほっとステーションスタッフ）
光増昌久（松泉学院施設長）

デンマーク調査研究協力者

銭本隆行（デンマーク日欧文化交流学院教員）

研究助言者

天野孝（札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課長）
大場公孝（侑愛会理事長）
大場信一（北海道中央児童相談所長）
木村昭一（はるにれの里常務理事）
佐藤光次（札幌高等養護学校長）
條野昌和（北海道保健福祉部障害者保健福祉課長）
福井一之（北海道教育局教育指導監）
吉田元重（札幌保護観察所長）

研究ワーキンググループ協力者

小野尚志（留萌圏域障がい者総合相談支援センターうえる所長）
金子諭（札幌明啓院就労支援コーディネイター）
佐藤治人（北海道新篠津高等養護学校教諭）
浜尾勇貴（根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室所長）
丸山芳孝（発達障害者支援道東地域センターきら星所長）
北海道知的障害者施設関係者

Ⅲ 第1年次計画における研究調査の結果概要

1) 触法・被疑者となった障害者・高齢者の支援と体制整備に関する実態調査研究

①「北海道の知的障害者施設における触法者・被疑者となった障害者の支援に関する実態調査」 研究担当者 石井隆・光増昌久

②「救護施設を利用する障がい者・高齢者の触法・被疑者の実態及び支援に関する実態調査」 研究担当者 青山勝義、佐々木明員

③「発達障害者支援センターにおける触法者・被疑者となった発達障害者への支援の実態

調査」 研究担当者 佐々木明員

④「北海道広域相談支援事業所における触法・被疑者となった発達障害者への支援に関する実態調査」 研究担当者 佐々木明員

⑤「北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査」
研究担当者

⑥「デンマークにおける触法障害者の支援に関する調査研究」
研究担当者 佐々木明員、デンマーク現地研究調査報告者 錢本隆行

2) 研究内容とまとめ・提言の概要

1) 触法・被疑者となった障害者・高齢者の福祉施設における支援の実態調査

道内（3 調査）、全国（2 調査）の五つの実態調査研究と一つの海外調査研究（デンマーク）を実施した。調査結果を基に触法・被疑者となった障害者と支援の実態・課題を分析し、各調査ワーキンググループにおいて検討し、また助言者の助言を得て制度的提言をまとめた。

2) 提言「触法者・被疑者となった障害者のための支援に関する当面の提言」

次の諸点に関して提言した。

①保護観察所毎に地域生活定着支援センターを速やかに設置すること、保護観察所と地域生活定着支援センターがコーディネート及び相談支援の機関として、圏域支援システムを速やかに整備すること

②福祉施設の利用希望者の受け入れと支援体制の整備のために、個人情報管理に留意しつつ、関係者の支援協議会議等において適切に情報が提供される体制の整備が必要である。

③触法障害者等への地域生活個別支援特別加算について、旧法施設や通所事業所への加算の拡大、保護観察中や執行猶予者の対象化、健康な利用者や過疎地の医療状況に配慮した精神科医師の受診基準等の改訂が必要である。

④触法障害者支援に関係するサービス管理者責任者講習、支援マニュアルや触法障害者支援に関する研修・講習テキストの刊行等による普及・向上の対策が必要である。

⑤モデル的支援施設を指定し、モデル的支援プログラムの実施と開発、触法障害者支援関係施設等への相談支援や情報支援、技術援助と関係者実務研修等による公的な人材養成事業の実施について提言、等を行った。

3) 調査研究報告

国内 5 編、デンマーク 1 編からなる 6 編の調査研究の結果と提言を報告する

①北海道の知的障害者施設における触法・被疑者となった障害者の支援に関する実態実態調査

福祉施設における触法・被疑者の実態と支援の課題に関する調査を踏まえ次の提言を行った。福祉施設受け入れは着実に取り組みの前進がしている実態が明らかにされた。同時

にさまざまな問題・課題が明確にされつつある。これらに関してはまとめによる課題提起やと提言として以下の内容にまとめた。

福祉施設受け入れに際しての矯正施設等の情報提供や障害者手帳の取得の速やかな取得、地域生活移行個別支援特別支援加算制度を見直し全施設を対象とすること、執行猶予者。保護観察付きの人も対象とするなど必要性に応じたと取り組み易い基準のすること。触法障害者の入所施設利用の程度区分判定基準や障害程度区分認定制度を見直しすること、触法障害者の専門的支援施設の対策や関係職員の研修の機会や実践交流・ネットワークの必要性について提言した。

②救護施設を利用する障がい者・高齢者等の触法・被疑者の実態と支援に関する調査

大きく変貌する利用者と触法の障害者・高齢者の急増という短期間の特徴的変化、同時に問題課題の多様化、また救護施設関係者の対応の実態も明らかになった。端的に表現するなら、救護施設における急増する触法の障害者・高齢者・路上生活者と問題の多様化、在所の長期化である。

これらの中で、救護施設の無差別平等を理念とする生活保護施設のセフティーネット機能と多様化する触法者支援の課題に対する施設のあり方について、課題の対応が問われている。

平成19年度救護施設調査研究「救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援及びその課題の検証」（高橋勝彦グループ）を踏まえて、高齢化する救護施設における触法高齢者及び触法障がい者の実態について調査検討を行った。特にリーマンショックによる大不況によって生活困窮する障害者及び路上生活者が急増し、受け入れが大きく拡大している。

提言の要点は、触法の障がい者や路上生活者の入所の増大と受け入れに関する個人情報を含む支援及び保護観察所・地域生活定着支援センター・矯正施設等の機関連携の課題及び地域支援体制構築について、多様な支援課題への条件整備に関する加算制度の創設、支援マニュアルや職員研修制度の必要性を提言した。

③発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援に関する実態調査

全国の発達障害者支援センターの調査を実施し、発達障害者支援センターの支援と体制の実態と課題を整理し、調査の結果から触法発達障害者支援における発達障害者支援センターの役割と触法発達障害者支援機能の強化について述べた。

調査結果からの相談支援の実態については、多くの支援センターが触法障害者支援は、今後の課題としていることである。この点に関しては、実態としての利用状況の少なさに関する認識や、関心を持つ他の支援関係者や支援を望む当事者との課題のとらえ方にズレ、タイムラグが存在している。わかりづらい障害者であることやプライバシーや発達障害の自認の難しさなどの背景もあるが、調査から地域との他機関連携体制が未整備であるなどの実態は大きな課題と考えられる。

こうした実態を踏まえ、発達障害者の非行や触法へ2次的な適応障害による社会的不適応行動の予防や障害特性に対応した支援について次の提言を行った。

発達障害者の早期診断や早期支援について、保護観察所・地域生活定着支援センター

一及び地域の障害者地域自立支援協議会を中心とした支援体制の整備と連携した取り組みの推進について、対応や支援の困難ケースへの家族・関係者への助言指導、発達障害者の障害特性に対応した触法発達障害者支援に関する技術支援やマニュアル作成、研修の実施について提言した。

④北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査

北海道高等養護学校における非行と支援の実態を調査し、急増する生徒への教育と寄宿舎の指導、保護者や家族への支援等の全体を捉えた教育指導体制の課題、プライバシーが保持できない寄宿環境等の課題、中高連携による非行等の早期対応による連携の必要性、特性に応じた問題別指導のあり方、卒後支援に関する地域との連携のあり方等について課題提起し提言を行った。

⑤広域相談支援事業所における触法・被疑者への相談支援に関する全道実態調査

北海道の障害者圏域広域相談支援事業所における触法・被疑者への相談支援の実態と課題への取り組みについて調査した。同所は広域の専門相談機関として、又圏域の障害者の地域生活支援や地域移行に関する社会資源の開発や計画のプロモート機関でもあるが、触法・被疑者への相談支援に関しては、取り組みは端緒についた状況と言える。北海道の広域過疎問題を背景に、地域の生活課題と基盤を一にした今後の取り組みの方向性が特徴的であり、包括的地域支援体制のなかに今後どのように位置づけ、取り組みを推進していくかが問われている。

北海道障害者圏域の広域相談支援事業所における触法・被疑者への相談支援の現状を明らかにし、保護観察所単位の地域生活定着支援センターの設置及び圏域相談事業との連携のあり方、市町村障害者自立支援協議会を基盤にした支援の受け皿づくりの取り組みと地域連携支援体制の構築、障害者施設における支援の加算制度の改善について提言した。

⑥デンマークにおける触法知的障害者への矯正教育・支援の調査研究

福祉先進国デンマークは触法知的障害者の矯正教育は独自の施策を実施している。こうしたデンマークのノーマライゼーション理念と触法障害者への矯正教育の実態を調査研究し、比較研究し今後の我が国の触法知的障害者支援の制度と支援のあり方を検討することとした。

デンマークの知的障害者刑事司法制度では、触法知的障害者への5段階の保護観察処分制度とその専用知的障害者福祉施設における矯正教育制度で実施されている。

この研究は、デンマーク日欧文化交流学院銭本隆行氏に研究調査レポートをお願いし、同レポートを基に検討を行っている。

研究担当者佐々木は、銭本レポートの知的障害者保護観察処分制度を参照し、我が国の矯正教育施設や知的障害者施設等における触法知的障害者矯正教育支援の現状と今後の矯正施設制度に関する検討課題を提起した。

4)各調査報告書（（別添参照）

①「救護施設を利用する障がい者・高齢者の触法・被疑者の実態及び支援に関する実態調査」 研究協力者 青山勝義、佐々木明員

②「発達障害者支援センターにおける触法者・被疑者となった発達障害者への支援の実態調査」 研究協力者 佐々木明員

③「北海道の知的障害者施設における触法者・被疑者となった障害者の支援に関する実態調査」 研究協力者 石井隆・光増昌久

④「北海道広域相談支援事業所における触法・被疑者となった発達障害者への支援に関する実態調査」 研究協力者 佐々木明員

⑤「北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査」
研究協力者 佐々木明員

⑥「デンマークにおける触法障害者の支援に関する調査研究」
研究協力者 佐々木明員、デンマーク現地研究調査報告者 錢本隆行
以上

触法者・被疑者となった障害者の支援に関する当面の提言

福祉施設支援における研究グループ 小林繁市

触法障害者支援体制の確立のために、次項の対策を提言する。

1. 地域生活定着支援センター関係

地域における触法障害者等の支援の受け皿を整備していくためには地域生活定着支援センターの速やかな設置と地域における圏域システムの構築が必要である。

したがって、保護観察所毎に地域生活定着支援センターを設置が望まれる。

保護観察所と地域生活定着支援センターがコーディネート及び相談支援の機関として、矯正施設、都道府県市町村、地域の更生保護関係機関・施設、福祉施設関係機関、就労支援企業等による圏域支援システムを速やかに整備することが必要である。

2. 福祉施設の支援における条件整備について

1) 福祉施設利用希望者の支援協議に関する情報の提供体制の整備について

福祉施設の受け入れ協議における障壁のひとつに矯正施設等の情報提供の問題がある。

福祉施設の利用希望者の受け入れと支援体制の整備のために、個人情報管理に留意しつつ、関係者の支援協議会議等において適切に情報が提供される体制の整備が必要である。

保護観察所・地域生活定着支援センターは、地域連携体制の運営に当たりこれらの具体的な取り組みが期待される。

2) 矯正施設等からの出所や保護観察中である触法障害者が障害福祉サービス利用を速やかに利用できる手続きの対応について、対応のばらつきがみられる。

矯正施設在所中に、都道府県市町村関係機関と連携し計画的に障害者の判定、障害者手帳の交付、障害者程度区分認定、障害者サービス受給者証の交付が行われることが必要である。

3) 契約制度になじまない保護を要する利用者への措置の適応について

障害福祉サービスの利用は契約が基本であるが、福祉施設での保護や行動監護を要するなどにより契約になじまない利用者に対して、市町村長による成年後見の実施や措置の適応が必要である。

また、知的障害者福祉施設都等の触法障害者支援に関する役割・機能と障害者施設のあり方に関する制度的検討が必要である。

3. 障害者自立支援法における地域生活個別支援特別加算について

1) 障害者自立支援法における旧体系事業を地域生活個別支援特別加算の対象とすること

地域生活個別支援特別加算は、新体系障害福祉サービス事業に限定している。しかし、実態においては旧体系事業所が主要な役割を占めおり、支援の体制整備における障壁になっている。受け入れに必要な障害福祉サービス供給体制の整備と円滑な利用のためには、旧体系事業にも適応することが急務である。

2)また、支援においては入所施設と同等に支援の役割を担う日中活動支援事業にも適応すること。

3)保護観察なしの執行猶予者も地域生活個別支援特別加算の対象者とする

保護観察なしの執行猶予者は加算対象者から除外されているが、矯正施設出所者と同様の支援を要するため加算対象とすることが必要である。

4)加算の基準において、「精神科を担当する医師の受診を月2回以上」の規定があるが、健康で受診を要しない場合があること、また地方の医師不在などにより、困難な場合がある。したがって、「精神科の医師の判断により、指導が要する者は定期的な指導を受けること」に改訂することが必要である。

4. 触法障害者支援に関する研修や触法障害者支援に係るサービス管理責任者等の講習等を実施し、触法障害者の理解と支援プログラムの質的な向上普及を図る推進事業を実施することが極めて重要である。

また、触法障害者支援に関する支援マニュアルや触法障害者支援に関する研修・講習テキストの刊行、支援に関する諸課題に関する調査研究を推進すること。

5. 触法障害者支援に関する実績を有するモデル的触法障害者支援施設を指定し、モデル的支援の実践とセンター的な機能を付与し、触法障害者支援に施設の普及と質的な向上を図ることが必要である。

モデル的支援プログラムの実施と開発、触法障害者支援関係施設等への相談支援や情報支援、技術援助と関係者実務研修等による人材養成等の公的事業が早急に行われることが望まれる。

以上

北海道の知的障害者施設における触法者・被疑者となった

障害者の支援に関する実態調査報告

報告者 石井隆（つくも学園）

光増昌久（松泉学院）

I はじめに

北海道の知的障害者施設における触法者・被疑者となった障害者の支援に関する実態調査アンケートを実施した。

この調査では、ワーキンググループとして、知的障害者施設で触法者・被疑者となった障害者を受入れている施設代表者10施設の協力により、アンケート結果、及び、触法者・被疑者となった障害者の受け入れ状況、現行制度などの意見交換を行なってきた。

以上のことを踏まえ、今後の触法障害者の円滑な福祉サービスの利用と支援体制に関する調査結果から主要な課題について報告し提言とする。

II 障害者自立支援法における地域生活個別特別加算について

今回の調査では、地域生活個別特別加算を受けているのは、2法人4名のみにとどまっている。地域生活個別特別加算の問題点は、次のとおりである。

1) 触法者・被疑者となった障害者を支援している施設・事業所は、新体系に移行した施設・事業所だけではなく旧体系の施設・事業所でも多くの人を受入れているのにも関わらず、加算対象が新体系のみになっていることにある。

触法者・被疑者となった障害者を支援している施設・事業所すべてに適用することが求められている。（実態調査のまとめ概要3）参照）

2) 現在は、矯正施設からの受け入れについてのみ加算対象にしているが実際には、矯正施設からの受け入れの場合だけでなく執行猶予・保護観察が付いている人の受け入れについても、特別な支援・特別な対応が必要である。

執行猶予・保護観察者も地域生活個別特別加算対象にすることが求められている。（個別事例のまとめ9）参照）

この加算を受けるためには施設基準は、ひとつに「精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行なわれていること」とある。触法者・被疑者となった障害者の中には、まったく精神科通院の必要ない人もおり、また、地方では精神科の医師不足により不可能な場合もある。「精神科の医師の判断により必要な人は精神科の医師による定期的な指導が行なわれていること」と改める必要がある。

3) 在宅者やアパートなどに居住する触法者・被疑者となった障害者への支援においても日中活動とあわせて生活全般にわたり支援プログラム及び支援が必要であるため、地域生活特別加算の対象としていく必要がある。（入所・グループホームの1/2程度など加算額には検討が必要）

Ⅲ 矯正施設との関係について

- 1) 矯正施設内において療育手帳申請について、刑務所・更生相談所・相談支援事業所・市町村実施機関・精神科医師などが協力し、刑務所内で判定を受け、取得した例を含め3件あった。

しかし、まだ少なく矯正施設内で療育手帳申請、年金申請など行なえるようにしていく必要がある。

- 2) 触法者・被疑者となった障害者の受入れにあつたて、矯正施設内の状況を含め情報提供について、アンケートでは、「受入れる際最低限必要と思われる個人情報」と「実際に開示されている個人情報」は、ほぼ一致（注1）していたが、まだまだスムーズに公開されていない現状にあり、改善が望まれる。

（実態調査のまとめ概要5）参照）

（注1）必要と思われる個人情報は、全施設、実際に開示されている個人情報は、触法・被疑者となった障害者を受け入れている施設が回答している。

Ⅳ 受入れ施設について

- 1) 今回のアンケートでは、ケア会議が実施されているところは21%あつたが、処遇プログラムがあるところは12.0%と少ない。処遇プログラム、支援プログラムなどのマニュアル化が求められている。

（実態調査のまとめ概要4）参照）

- 2) 現在の入所施設は、重度化してきており、触法者・被疑者となった障害者は、中・軽度の障害者が多く、施設では、孤立化しており個別での対応が余儀なくされているところが多く、受け入れ施設の対策が必要と思われる。（例、触法者・被疑者となった障害者専門の施設など）

- 3) 現在入所施設の入所条件は、障害程度区分が4以上（50歳以上は、3以上）であり、今回のアンケートでも入所に際し、障害程度区分の見直しが7ケース見られているが、障害程度区分の判定方法を支援の必要度によってなされるような検討が必要と思われる。

（個別事例のまとめ6）参照）

- 4) 触法者・被疑者となった障害者を受入れている施設などの情報交換や研修を定期的に行なえる環境とネットワークが必要と思われる。

北海道の知的障がい者施設における触法者・被疑者となった障害者の支援に関する実態調査の結果の概要

1) アンケート配布数・回収率

アンケート配布施設・業所数 470施設
 アンケート回収施設・事業所数 217施設
 全体回収率 46.17%

コメント

調査対象は、北海道知的障がい福祉協会470施設・事業所に送付し、回収は217施設・事業所、回収率は46.17%であった。

2) 回答法人の運営形態

社会福祉法人 209法人
 公立運営 6市町村
 事業団 2事業所

コメント

回答法人の運営形態は、社会福祉法人209法人、公立運営6事業所、2事業団であった。

3) 触法障害者の受け入れと刑罰・処分等の状況

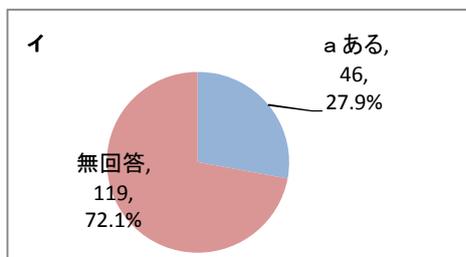
	利用前の刑罰・処分等							利用後の刑罰・処分等									
	刑務所服役	少年院収容	保護観察付執行猶予	単なる執行猶予	児童自立支援施設等	起訴猶予・不起訴	その他微罪処分等	警察が認知せず	小計	刑務所服役	少年院収容	保護観察付執行猶予	単なる執行猶予	児童自立支援施設等	起訴猶予・不起訴	その他微罪処分等	警察が認知せず
旧体系施設	8		10			28		46	4		0			21			25
新体系施設	17		12			15		44	2		5			55			62
その他	13		4			16		33	1		1			8			10
合計	38		26			59		123	7		6			84			97

コメント

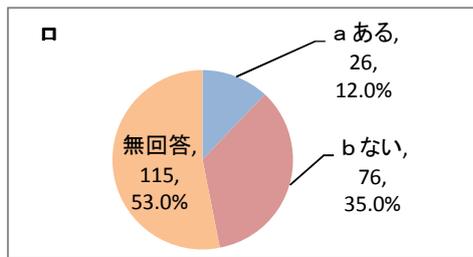
利用前の刑罰・処分全体では、旧体系46件、新体系44件とほぼ変わらない。
 利用後の刑罰・処分などでは、旧体系25件、新体系62件と新体系が多い。
 全体的には、新体系施設も旧体系施設も矯正施設退所者、保護観察・執行猶予者等の受け入れを

4) 支援に関するケア会議・処遇プログラムについて

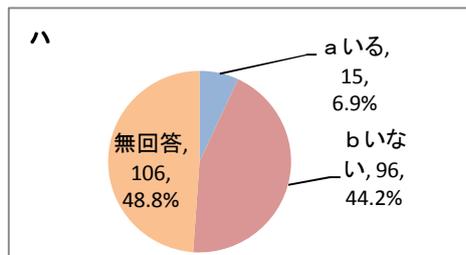
イ) 対象者についてのケア会議は実施されていますか？



ロ) 対象者についての処遇プログラムはありますか？



ハ) 犯罪・触法行為のある人を受け入れ、その後退所した人はいますか？又は入所後、犯罪・触法行為に及び退所した人はいますか？



コメント

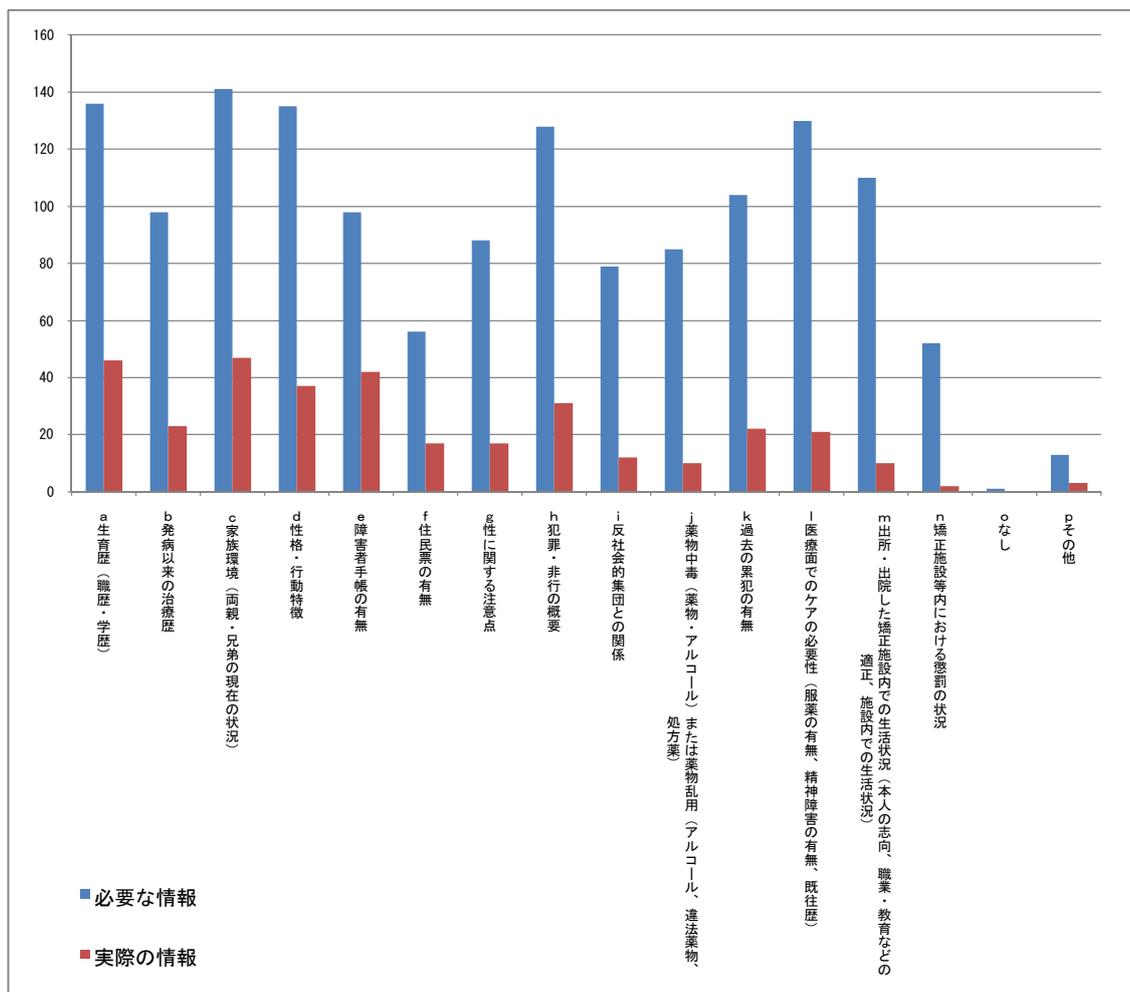
ケア会議は、実施されているところが46カ所21%あるが、処遇プログラムがあるところは、26カ所12.0%と少ない。
 犯罪・触法行為のある人を受け入れ、その後退所した人がいると回答した施設は、15カ所で20人であった。退所先は病院・矯正施設、他の施設などである。

5) 受け入れに際し、必要な個人情報について

- イ) 触法等の障がい者を受け入れる際、最低限必要と思われる個人情報は何か？（複数選択可）
 （全施設の回答数）
- ロ) 触法障がい者等を受け入れる際、実際に開示されている個人情報は何か？（複数選択可）
 （触法障害者を受入れている施設の回答数）

コメント

受け入れる際に、必要な個人情報と実際に開示されている個人情報について、必要な情報は、
 家族環境、生育歴、性格・行動特徴、犯罪・非行の概要、医療ケアの必要性などであるが、
 開示されている個人情報は、
 家族環境、生育歴、障害手帳の有無、性格・行動特徴、犯罪・非行の概要などでありほぼ一致している。



触法等障害者の概要

1) 事例数

50事業所 87ケース

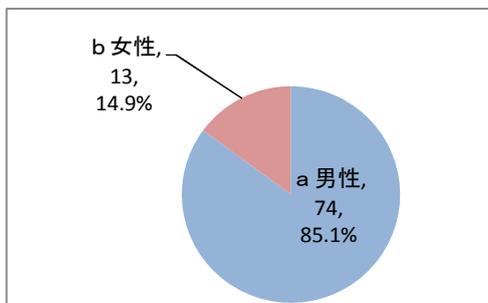
コメント

個別事例は、50事業所から87ケースが寄せられた。

2) 性別

男性 74名

女性 13名

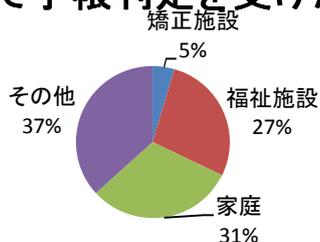


コメント

男性が74名で85%を超える。

3) 手帳の判定場所

どこで手帳判定を受けたか

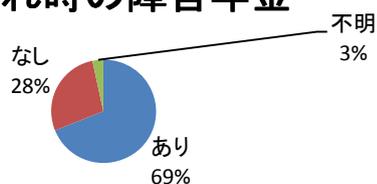


コメント

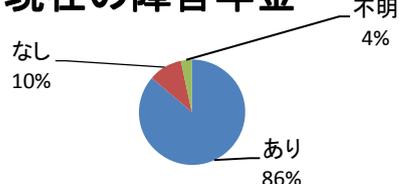
手帳判定は、家庭、施設が多いが、矯正施設が3件5%あった。

4) 受入れ時と現在の障害者年金

受入れ時の障害年金



現在の障害年金



コメント

障害者年金は、受入れ時は、28%が未受給であったが、現在86%が受給している。

5) 地域生活移行個別支援特別加算

地域生活移行個別支援特別加算 I 2ケース
地域生活移行個別支援特別加算 II 2ケース

コメント

地域生活移行個別支援特別加算 I と II の対象は、87名中2名と極端に少ない。

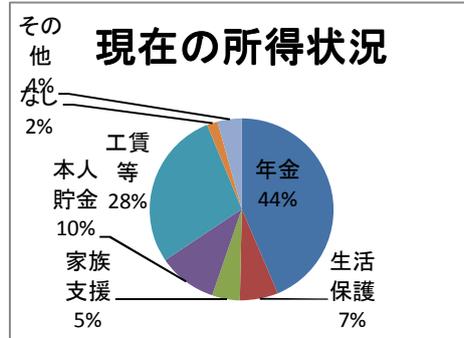
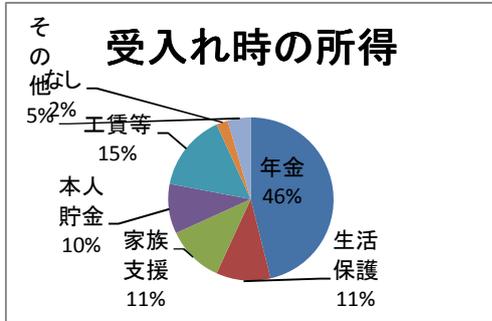
6) 受入れに当たり障害程度区分の見直しがあったか

あった(認められた) 7ケース

コメント

触法・被疑者となった障害者の受入れにあたり、障害程度区分の見直しが7件あった。

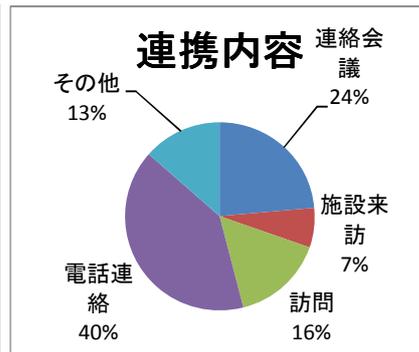
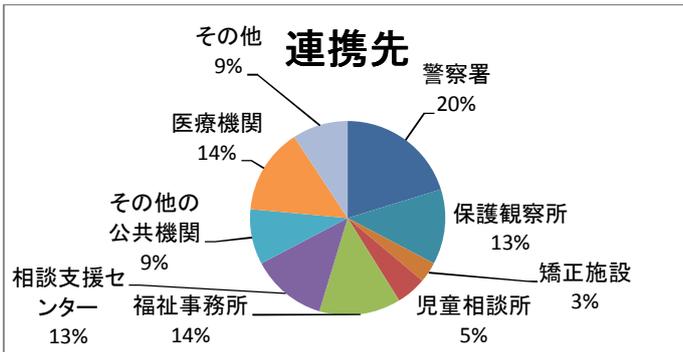
7) 受入れ時と現在の所得状況



コメント

受入れ時の所得状況は、年金・工賃、預金の他に、生活保護と家族の支援等である。現在は、生活保護・家族支援が減り、工賃等の比率が大きくなっている。

8) 関係機関との連携とその内容



コメント

連携先は、警察署・保護観察所・相談支援センター・福祉事務所・医療機関などが多く、連携内容は、電話連絡が多く、連絡会議、訪問等が多くなっている。

9) 特別な支援が必要な内容

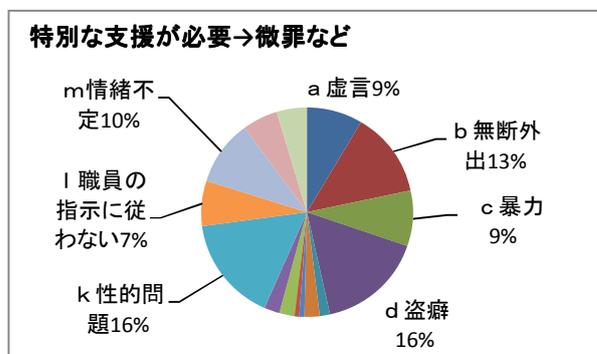
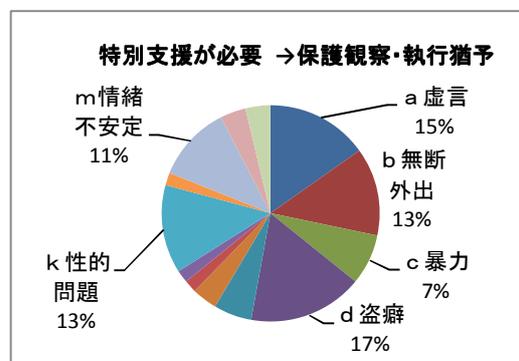
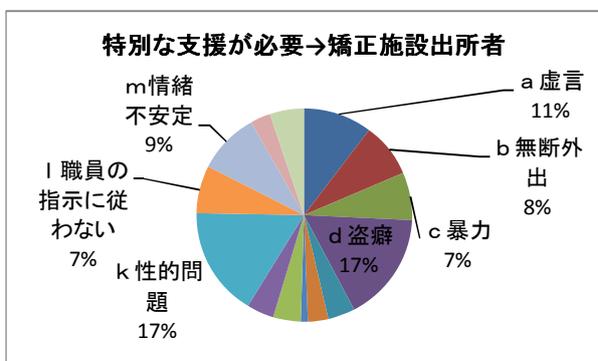
コメント

特別な支援が必要な内容は、窃盗、性的問題、無断外出、情緒不安定、虚言、暴力などが多い。

a 虚言	16
b 無断外出	23
c 暴力	15
d 盗癖	33
e 放火癖・火遊び	6
f 薬物乱用（アルコール、違法薬物、処方薬）	4
g アルコール依存	1
h ギャンブル依存	1
i 浪費癖	9
j 反社会的集団との関係	7
k 性的問題	29
l 職員の指示に従わない	12
m 情緒不安定	17
n 行動障がい	7
o その他	7
計	187

コメント

刑罰・処分内容を「矯正施設」「保護観察・執行猶予等」「微罪など」の3群と「特別な支援が必要な内容」の関連性を比較した。3群とも盗癖、性的問題、無断外出、虚言、情緒不安定、暴力などが多い。



北海道の知的障がい者施設における触法障がい者の処遇・支援に関する実態調査結果 1 (実態)

No. 1

0 配布数 470 施設 回収数 217 施設 回収率 46.17 %

1 運営形態	1. 公立運営	6	2. 事業団	2	3. 公立民営	0
	4. 社会福祉法人	209	5. NPO法人	0	6. その他	0

2 受入状況

	利用前の刑罰・処分等							利用後の刑罰・処分等											
	刑務所服役	少年院収容	保護観察付執行猶予	単なる執行猶予	児童自立支援施設等	起訴猶予・不起訴	その他微罪処分等	警察が認知せず	小計	刑務所服役	少年院収容	保護観察付執行猶予	単なる執行猶予	児童自立支援施設等	起訴猶予・不起訴	その他微罪処分等	警察が認知せず	小計	
日中活動	就労（一般就労）	2		1		1	1	1	7			1		4	2	1	8		
	就職活動	1	1	1					3						1		1		
	自立訓練（生活訓練）			1					1		1						1		
	就労移行支援			2			2	1	5					1	2	3	6		
	就労継続支援（B型）							1	1	1				1	5	1	8		
	就労継続支援（A型）																		
	旧入所更生施設	1	1	4			5	1	1	13	2				1	2	3	8	
	旧入所授産施設						1		1	2						2	3	5	
	旧通所更生施設	2	1					1		4	1				1	1		3	
	旧通所授産施設							1		1							1	1	
	生活介護	3	2	1	1			1	1	9					1	6	4	11	
	児童施設等							2		2									
その他	3	1		1		1	2	2	10										
小計	12	6	10	3		10	11	6	58	3	1	1	1	9	21	16	52		
旧体系施設（網掛け部分）	5		4			13			3	0				14					
新体系施設（網掛け以外）	9		8			9			1	2				32					
その他	4		1			5			0	0				0					
生活	グループホーム・ケアホーム	3	1	1			1	1	1	8	1		2		8	8	4	23	
	施設入所支援	2	2	1	1		1	1		8				1		1	2	4	
	旧入所更生施設	2	1	4			5		2	14	1				1	1	2	5	
	旧入所授産施設																		
	旧通勤寮（自立訓練・宿泊型含む）			1			1	1	2	5						2		2	
	更生保護施設				1			1		2									
	短期入所			1				1		2									
	児童施設等							3		3						1		1	
	自宅	2	1	1	1			8	1	14		1	1		1	4	2	9	
	その他	4	2		1		1	1		9						1		1	
	小計	13	7	9	4		9	17	6	65	2	1	1	2	1	10	18	10	45
	旧体系施設（網掛け部分）	3		6			15			1	0				7				
新体系施設（網掛け以外）	8		4			6			1	3				23					
その他	9		3			11			1	1				8					
計	25	13	19	7		19	28	12	123	5	2	2	3	1	19	39	26	97	

旧体系施設	8	10	28	46	4	0	21	25
新体系施設	17	12	15	44	2	5	55	62
その他	13	4	16	33	1	1	8	10
合計	38	26	59	123	7	6	84	97

3 処遇状況

イ) 対象者についてのケア会議は実施されていますか？

a ある	46	b ない	52	無回答	119
------	----	------	----	-----	-----

ロ) 対象者についての処遇プログラムはありますか？

a ある	26	b ない	76	無回答	115
------	----	------	----	-----	-----

ハ) 犯罪・触法行為のある人を受け入れ、その後退所した人はいますか？又は入所後、犯罪・触法行為に及び退所した人はいますか？

a いる	15	b いない	96	無回答	106
------	----	-------	----	-----	-----

二) ハ) で a あるを選択した場合、その人数と理由を教えてください。

a 人数	20
------	----

4 個人情報収集

イ) 触法等の障がい者を受け入れる際、最低限必要と思われる個人情報は何ですか？（複数選択可）

a 生育歴（職歴・学歴）	136
b 発病以来の治療歴	98
c 家族環境（両親・兄弟の現在の状況）	141
d 性格・行動特徴	135
e 障害者手帳の有無	98
f 住民票の有無	56
g 性に関する注意点	88
h 犯罪・非行の概要	128
i 反社会的集団との関係	79
j 薬物中毒（薬物・アルコール）または薬物乱用（アルコール、違法薬物、処方薬）	85
k 過去の累犯の有無	104
l 医療面でのケアの必要性（服薬の有無、精神障害の有無、既往歴）	130
m 出所・出院した矯正施設内での生活状況（本人の志向、職業・教育などの適正、施設内での生活状況）	110
n 矯正施設等内における懲罰の状況	52
o なし	1
p その他	13
計	1454

ロ) 触法障がい者等を受け入れる際、実際に開示されている個人情報は何ですか？（複数選択可）

a 生育歴（職歴・学歴）	46
b 発病以来の治療歴	23
c 家族環境（両親・兄弟の現在の状況）	47
d 性格・行動特徴	37
e 障害者手帳の有無	42
f 住民票の有無	17
g 性に関する注意点	17
h 犯罪・非行の概要	31
i 反社会的集団との関係	12
j 薬物中毒（薬物・アルコール）または薬物乱用（アルコール、違法薬物、処方薬）	10
k 過去の累犯の有無	22
l 医療面でのケアの必要性（服薬の有無、精神障害の有無、既往歴）	21
m 出所・出院した矯正施設内での生活状況（本人の志向、職業・教育などの適正、施設内での生活状況）	10
n 矯正施設等内における懲罰の状況	2
o その他	3
計	340

5 個別事例の詳細(1) 別紙1

事例数	87
-----	----

性別	a 男性	74	b 女性	13		
執行猶予	a あり	12	b なし	65	c 不明	10
保護観察	a あり	13	b なし	63	c 不明	11
仮釈放	a あり	1	b なし	75	c 不明	11
満期出所	a あり	2	b なし	73	c 不明	12

受入時の障害者手帳の有無

a あり(身)	0	a あり(知)	78	a あり(精)	1	b なし	1	c 不明	8
---------	---	---------	----	---------	---	------	---	------	---

受入後の障害者手帳の有無

a あり(身)	0	a あり(知)	71	a あり(精)	0	b なし	10	c 不明	6
---------	---	---------	----	---------	---	------	----	------	---

手帳判定の場所

a 矯正施設	4	b 福祉施設	24	c 家庭	27	d その他	32
--------	---	--------	----	------	----	-------	----

利用の福祉サービス

		受入時	現在
日中活動	就労(一般就労)	9	13
	就職活動	3	1
	自立訓練(生活訓練)	2	1
	就労移行支援	4	10
	就労継続支援(B型)	3	12
	就労継続支援(A型)	0	0
	旧入所更生施設	19	8
	旧入所授産施設	2	1
	旧通所更生施設	6	1
	旧通所授産施設	12	0
	生活介護	6	23
	児童施設等	4	3
	その他	17	7
	計	87	80

		受入時	現在
生活	グループホーム・ケアホーム	18	27
	施設入所支援	3	17
	旧入所更生施設	20	7
	旧入所授産施設	3	1
	旧通所寮(自立訓練・宿泊型含む)	11	10
	更生保護施設	0	1
	短期入所	0	0
	児童施設等	7	4
	自宅	13	5
	その他	12	8
計	87	80	

受入時の障害基礎年金	a あり	60	b なし	24	c 不明	3
------------	------	----	------	----	------	---

現在の障害基礎年金	a あり	75	b なし	9	c 不明	3
-----------	------	----	------	---	------	---

地域生活移行個別支援特別加算

a あり(I)	2	a あり(II)	2	b なし	82	c 不明	2
---------	---	----------	---	------	----	------	---

受入時の障害程度区分

a 新法	36	a 旧法	37	b なし	16	c 不明	7
------	----	------	----	------	----	------	---

受入に当たり障害程度区分の見直しがあったか

a あり(認められる)	7	b あり(認められない)	0	c なし	80
-------------	---	--------------	---	------	----

受入時に行なった医療ケア

a なし	43	b 健診	18	c 受診	28	b 入院	1	c その他	3
------	----	------	----	------	----	------	---	-------	---

6 個別事例の詳細(2) 別紙1

現在の身元引受者	a あり	75	b なし	9	無回答	3
----------	------	----	------	---	-----	---

受入時の所得状況

a 年金	61	b 生保	14	c 家族支援	15	d 本人貯金	13	e 工賃等	20
f なし	3	g その他	6						

現在の所得状況

a 年金	71	b 生保	11	c 家族支援	8	d 本人貯金	17	e 工賃等	46
f なし	3	g その他	7						

関係機関との連携について

a 連携したことがある	119	b 連携したことがない	26
1. 警察署	24		
2. 保護観察所・保護司	15		
3. 出所した矯正施設(刑務所・少年院等)	4		
4. 児童相談所	6		
5. 福祉事務所	16		
6. 相談支援センター	15		
7. 児童施設等	0		
8. その他の公共機関	11		
9. 医療機関	17		
10. その他の団体・個人	11		
		c 触法に関する事案はない	2

関係機関との連携内容について

a 関係機関との連絡会議	21
b 関係機関からの定期的な施設来訪	6
c 関係機関への定期的な訪問	14
d 電話による状況報告・相談	36
e その他	12

特別な支援が必要な内容

a 虚言	16
b 無断外出	23
c 暴力	15
d 盗癖	33
e 放火癖・火遊び	6
f 薬物乱用（アルコール、違法薬物、処方薬）	4
g アルコール依存	1
h ギャンブル依存	1
i 浪費癖	9
j 反社会的集団との関係	7
k 性的問題	29
l 職員の指示に従わない	12
m 情緒不安定	17
n 行動障がい	7
o その他	7

7 個別事例の詳細(1) 別紙2

	有(単)	有(複)	なし	不明
1. 刑事事件で取り調べ（のみの場合）を受けたことがある。	22	22	35	8
2. 刑事事件で逮捕されたが起訴猶予となったことがある。	6	5	64	12
3. 刑事事件で逮捕されたが不起訴となったことがある。	13	2	59	13
4. 刑事事件で逮捕・起訴されたが執行猶予となったことがある。	15	0	63	9
5. 刑事事件で逮捕・起訴され実刑になり服役したことがある。	12	4	70	1
6. 虞犯少年として補導されたことがある。	1	8	61	17
7. 非行少年として家庭裁判所の審判で不処分となったことがある。	1	1	69	16
8. 非行少年として家庭裁判所の審判で児童相談所送致となったことがある。	2	1	67	17
9. 非行少年として家庭裁判所の審判で保護観察処分になったことがある。	3	1	66	17
10. 非行少年として家庭裁判所の審判で児童施設送致になったことがある。	1	0	71	15
11. 非行少年として家庭裁判所の審判で児童自立支援施設送致になったことがある。	1	0	71	15
12. 非行少年として家庭裁判所の審判で少年院送致になったことがある。	5	2	65	15
13. 非行少年として家庭裁判所の審判で検察官送致になったことがある。	1	0	71	15

8 個別事例の詳細(1) 別紙3

		有(単)	有(複)	なし	不明
万引き・窃盗	コンビニなどから物品を盗む	8	20	47	12
	バイク・自転車等を盗む	5	3	67	12
	他者の家から金品を盗む	15	18	50	4
傷害	他者に対して無謀な暴力を振るう	3	11	66	7
	暴力を振るい怪我をさせる	4	7	67	9
詐欺	他者を欺いて金品を騙しとる	3	9	67	8
	無銭飲食をする	3	2	76	6
恐喝・強盗	相手を脅迫しまたは実行行使する	1	2	74	10
	他者の金品を奪いとる	8	3	71	5
不法侵入	他者の家屋に無断で侵入する	13	7	65	2
放火	火遊びの結果、誤って出火したことがある	4	0	75	8
	意図的に住居に火をつける	4	3	71	9
性的問題	下着などを盗む行為がある	1	1	75	10
	異性に対するわいせつ行為がある	4	16	57	10
	テレクラ等を通じて、性的行為を行なったことがある	1	2	73	11
	援助交際等で金品を得たことがある	1	1	73	12
禁止薬物等の飲用	違法薬物等を乱用したことがある	1	2	76	8
	飲酒して問題を起こしたことがある	4	0	75	8

救護施設における触法障害者・高齢者等の実態・支援に関する実態調査の結果

調査研究者

青山勝義（札幌明啓院）

佐々木明員（北海道医療大学）

1 調査の概略

調査の対象	全国救護施設協議会に加盟する救護施設 188 施設		
調査票の回答	123 施設(回収率 65.4%)		
調査期日	平成 22 年 2 月(調査基準日 平成 21 年 12 月 1 日)		
調査の目的	救護施設における触法・被疑者となった障がい者・高齢者等の実態と支援の状況を調査し、今後の支援および体制整備について検討する。		
調査方法	郵送による質問紙の送付と回答		
調査研究者	研究協力者	青山勝義（札幌明啓院）	佐々木明員（北海道医療大学）
	研究協力ワーキンググループ委員	金子諭（札幌明啓院）	

II 調査結果の概要

本調査結果の特徴

① 救護施設における触法者及び障がい者の支援が急速に進展している。

平成 19 年度前回調査（h15—h19 の 5 年間で調査）と 3 年経過後の本調査結果の単純比較では、談施設約 2 倍、相談件数 3.5 倍、受け入れ人数においては約 3 倍と急増している。

直近 3 年間で、受刑・拘置経験のある人の入所相談を 103 施設 83.7%の施設が受け、相談件数は 504 件あり、入所相談のうち 278 名 55%が入所している。現在の入所者で、受刑・拘置の経験がある人は 86 施設に 381 名が利用している。123 施設の総定員 11, 484 名に対して 3.3%である。刑期満了出所者が 72%と多い。入所後 1 年未満が 121 名約 31%おり、短期間に多くを受け入れている。321 名 84.3%が障がい者で、46%が精神障害者であることも特徴的傾向である。

又新たな特徴として、相談時に路上生活状態の人が 95 名 19.3%、触法入所者の入所前に路上生活者であった人が 37 名 9.6%である。病院、自宅、福祉施設に次いで 4 位である。路上生活者の入所の急増に伴いその実態の一端と課題が明らかになった。また、61 歳以上が 208 名 54.6%と半数を超えている。入所中の触法者の将来に関しては、施設入所の継続が 246 名 63.4%である。

総じて見れば、障がい化・高齢化・問題の多様化、施設生活の長期化の傾向である。

一方、受け入れができなかった理由には、満床の他に刑務所出所間際の相談で対応不能、他害・暴力の明白な予測、再犯の強い懸念、本人同意・意思確認の不可等であり、救護施設の性格・役割・機能に係わる課題が提示されている。

② 支援の状況ではさまざまな問題と課題がある。

支援の特別プログラムがある、が 4 施設 3.3%であり、前回調査 13 施設 9.1%よりも減少しているが、特別扱いではない支援や特別プログラムではなく個別支援計画による支援等の記述があることも注目される。また支援の困難性では、施設になじめない、暴力・威圧等、対応の困難等が上位の内容で

あるが、ルールを守らない、盗難・金銭搾取、薬物関係、器物破損、個室がない等のさまざまな福祉施設における対応支援の限界や問題・課題の実態が指摘されている。

③ 今後の触法障がい者等の受け入れ支援の意向は57%

今後の受け入れの意向は、積極的にとりくむ11施設、とりくむ必要がある59施設を合わせると70施設57%である。実際に受け入れしている施設数86施設よりも16施設少ない数値である。どちらともいえないが38施設30.8%やその他が11施設8.9%の合計40%あり、救護施設における触法障がい者等支援の実態とその多くの問題や課題を現している。これについては、提言としてまとめた。次に、設問項目に沿った調査結果の概要を示す。

1 触法行為による受刑・拘置経験のある人の入所相談について

平成19年～平成21年の3年間における受刑・拘置経験のある人の入所相談の状況

① 相談の有無について

103施設(83.7%)の施設がなんらかの入所相談を受けている。

② 相談件数

3年間で504件(男性85.7% 女性14.3%)の入所相談を受けている。平成20年、21年と著しい相談の増加が認められた。

③ 相談のあった機関等

生活保護施設であるため福祉事務所からの相談が80.5%となっている。そのほか「地域生活定着支援センター」がスタートしている地域では同センターからの相談も出始めている。

④ 相談のあった対象者の障がい状況

精神障がいをもつ対象者が36%と比率が高い。知的障がい12.1%・身体障がい8.4%となっている。とくに障がい認められない対象者は43.6%となっている。

⑤ 相談のあった対象者の触法行為の内容

窃盗が209件41.0%と最も多く違法薬物55件10.8%、傷害42件8.2%であり以下、暴行25件、放火23件、詐欺21件、殺人16件、恐喝11件、強盗9件、その他は79件となっている。

⑥ 相談のあった対象者の年齢

51歳～60歳が146名30.9%、61歳～70歳が123名26%と高く以下、41歳～50歳、88名・18.6%、31歳～40歳、55名・11.6%、18歳～30歳、21名・4%となっている。71歳以上の高齢者は40名と8.5%であった。

⑦ 相談のあった対象者の相談時点での居所

病院が143名29.1%ともっとも多く、次いで刑務所93名18.9%、路上生活95名19.3%、居宅57名11.6%、他の福祉施設37名7.5%、更生保護施設21名4.3%などとなっている。

⑧ 相談事例から施設が受けて入れに至った件数

相談事例の55%、278名(男性253名・女性25名)を受け入れている。平成20年・21年と相談事例が急増していることとともない平成19年・61名、20年・86名、21年131名と受け入れも急増している。

⑨ 相談事例で受け入れができなかった理由(自由記載)

率直な意見が多数出されていた。特徴的な理由は

- ・ 刑務所に服役中の入所相談の場合、相談から刑期満了による出所までの期間が1週間、あるいは数日間と短く、十分な検討ができない。また、本人との面接ができない。

- ・ 施設が満床状態にあった。
 - ・ 本人が入所を希望しない。または入所意思が確認できない。
 - ・ 再犯の可能性が強く懸念される。
 - ・ 既存の利用者に対する暴力など、他害行為が明白に予想される。
- * 他の記載内容は別紙参照

2 現に施設で暮らす触法行為による受刑・拘置経験をもつ人の実態について

- ① 現在、施設に触法行為による受刑・拘置経験をもつ対象者の有・無
回答施設の 71.5%にあたる 88 施設から有との回答があった。無との回答は 30 施設 24%となっている。
- ② 対象者の概要
86 施設に 381 名が利用している。男性 340 名、女性 41 名と男性が圧倒的に多い。
- ③ 対象者の年齢状況
61 歳～70 歳が 150 名・39.4%と最も多く、71 歳以上 58 名・15.2%と合わせ 61 歳以上の人たちが半数を占めている。次いで 51 歳～60 歳が 110 名・28.9%、41 歳～50 歳、44 名・11.5%、31 歳～40 歳 17 名・4%、18 歳～30 歳 2 名となっている。
- ④ 対象者の障がい状況
精神障がいをもつ対象者が 194 名・45.9%と比率が高い。知的障がい 69 名 16.3%・身体障がい 58 名 13.7%となっている。
とくに障がい認められない対象者は 102 名・24.1%となっている。
- ④ 入所時の福祉関係各種手帳の有無
手帳を持っていた人は約 37.9%の 148 名が所持していた。
- ⑤ 手帳の内訳
療育手帳 51 名・21.0%、身体障害者手帳 54 名・22.2%、精神保健福祉手帳 138 名・56.8%
- ⑥ 障害基礎年金また障害加算の有無
43.4%の 158 名のひとたちが障害基礎年金または障害加算を受給している。
- ⑦ 対象者の入所前の居所
病院が 193 名、50.3%と最も多い。次いで居宅 50 名・13.0%、他の福祉施設 42 名・10.9%、路上生活 37 名・9.6%、刑務所 27 名・7%、更生保護施設 15 名・3.9%、その他となっている。
- ⑧ 触法行為の内容
窃盗が 177 件 36.9%と最も多く傷害 65 件・13.5%、違法薬物 45 件 9.4%、暴行 31 件、放火 21 件、詐欺 19 件、住居侵入 14 件、殺人 11 件、恐喝 10 件、強盗 8 件、その他は 64 件となっている。
- ⑨ 入所時における司法処分などの状況
刑期満了が 272 名と 71.6%となっている。執行猶予 25 名、起訴猶予 14 名、仮釈放 3 名、その他(不明と思われる)66 名であった。

3 受け入れ後の状況について

- ① 受け入れてからの期間
5 年～10 年が 63 名・16.3%、10 年以上が 61 名・15.8%となっている半面、6 ヶ月以下 62 名・16%、6 ヶ月～1 年が 59 名・15.2%となっている。1 年～2 年は 47 名、2 年～3 年は 41 名、3 年～4 年は

29名、4年～5年は25名となっている。

② 受け入れにあたっての特別な支援プログラムの有無

有の回答は4施設のみ3.3パーセントであった。

* 自由記載

- ・特別なプログラムはなく、再犯に至るような状況をつくらぬよう配慮
- ・特別にプログラムがあるのではなく全利用者に対しての個別支援計画を作成し支援にあたる。入所以前に罪を償って更生していることから受け入れ後も特別視していないため、通常の個別支援プログラムに基づき就労・生活支援を行っている。

* 他の記載は別紙参照

③ この3年間で退所した触法問題を抱える人たち(197名)の行き先

退所時点で生活保護の継続により居宅生活に移行した人たちが最も多く85名・43.1%である。

次いで病院への入院37名・18.8%、就労自立12名・6.1%、無断退所11名、他の福祉施設11名、再犯9名、不明・その他が32名となっている。

④ 現在、施設を利用している触法問題を抱える人たちの今後の方向性について。

現施設での生活継続が246名63.4%と最も高い、次いで地域生活への移行69名17.8%、他の福祉施設35名、就労自立13名、その他25名となっている。

⑤ 受け入れての課題・問題(自由記載)

この質問にもさまざまな率直な意見がだされている。特に困難なことは見受けられないとの回答もあるが、受け入れ後の生活支援に多くの課題・問題がだされている。

特徴的には

- ・必要な個人情報事前に十分得られない為、他利用者への影響など不安感をもたざるを得ない。
- ・入所時、施設側に事実が知らされていないために、支援方針がきちんと立てられなかった。
- ・暴力行為などの犯罪歴をもった対象者の場合、他利用者へのトラブル、人権侵害(暴力など)などがあり他利用者の生活への影響が大きい。
- ・集団生活のなかで最低限のルールが守れず暴言・威圧的行動により他の利用者に悪影響を与える。
- ・家族関係が非常に悪く、支援が得られない。再犯や以前の仲間の元へ戻っていく要因のひとつではないか。
- ・集団生活に適応できるようひとりひとりの抱える課題、ニーズに即応していかなければならない。
- ・個室が適当とおもわれるが個室が確保できない。

* 他の記載は別紙参照

4・今後のとりくみについて、施設の基本的考えについて

① 触法問題を抱える障がい者・高齢者・路上生活者等の救護施設での受け入れと支援について

積極的にとりくむ12施設、とりくむ必要がある63施設、どちらともいえない36施設、とりくむことは難しい3施設、その他7施設である。

② 受け入れ・支援を進めて行くうえでどのような課題、条件整備が必要か。(自由記載)

大変多くの提言を含め回答が寄せられた。

- ・施設単一の支援には限界があり、法律的に確立されたうえで地域社会相互のなかで援助体制が望まれる。
- ・特別な支援プログラムが必要。また、ハードの面の個室化、職員の配置基準の見直しが必要

- ・ 入所相談時、触法経験をもつことを隠して相談されることがある。オープンな情報共有ができる環境を望む。
 - ・ 施設スタッフの教育・研修。施設だけでなく専門職を含めた地域支援ネットワークの構築。
 - ・ 職員の研修・教育。支援プログラムの整備。環境・設備の整備が必要。
 - ・ 入所前に福祉事務所に明確な支援方針を確認。入所後関係機関(福祉事務所・医療・その他)との連携体制が不可欠。
 - ・ 入所相談から入所までの期間が短く、詳細な内容がわからないままの入所となる。事前に十分な本人情報があれば支援計画もスムーズに進むと思う。
 - ・ 地域生活定着支援センターとの連携。日中活動としての就労の場などの確保。
 - ・ 地域生活定着支援センターや司法関係の強力なネットワークと社会復帰を目標にすることが必要であり、再犯につながらないように精神保健福祉及び経済的な支援を要するための人員と経費が必要。市民に対する啓蒙活動もおこなうべきである。
 - ・ 触法障害者の受け入れ＝救護施設ということではなく、あくまで個別に対応すべきではないか。
- * 他の記載は別紙

Ⅲ 調査のまとめと提言

1 相談状況と受け入れ結果について

- (1) この調査項目については平成 19 年度本研究の宮城県船形コロニー施設長高橋勝彦氏(以下、前回調査と略)によって実施された救護施設を対象とした調査結果と回答施設数もほぼ同数(前回 119 回答、今回 123)であることから時間的推移のなかで比較をすることができる。前回調査は平成 15 年から 19 年までの 5 年間に入所相談を受けた施設は回答施設の 42.8%51 施設に対し、今回調査では回答施設の 83.7%103 施設となっている。相談件数についても前回調査では 5 年間で総数 143 件であるのに対し、今回調査では 3 年間で 504 件と著しい件数増加となっている。とくに 20 年、21 年と増加傾向はきわめて顕著になっている。前回調査では項目がなく比較はできないが相談対象者の障がい状況では「障がい無し」が 213 名であること、相談時点での対象者の生活状態として「路上生活状態」にあるひとたちが 95 名と全相談件数の 19.3%であること、61 歳以上が 163 名 34.5%であることなどが明らかになった。

これらのことは触法問題を抱える障がい者・高齢者はもちろんのことであると同時に、障がいがないとしても「路上生活」等を余儀なくされ、社会的援護を要する触法問題を抱える人たちが今日の社会経済状況のなかで増加し、生活保護施設としての救護施設にセーフティネット機能を求めていると考えられる。

- (2) 相談事例から受け入れに至ったのは 3 年間で 278 名となっている。ここでも前回調査の 5 年間の受け入れ 93 名と比較すると大幅に増加している。さまざまな課題・問題・悩みを抱えながらもニーズに対応している救護施設の姿がうかがえる。一方、受け入れにいたらなかった理由については自由記載としたが入所相談の時点での本人に関する情報提供の不足、それと関連するが入所後の他利用者とのトラブル、あるいは人権侵害に及ぶ行為への懸念があげられている。

2 現に施設で暮らす触法行為による受刑・拘置経験をもつ人の実態について

回答施設の 71.5%にあたる 88 施設で 381 名の受刑・拘置経験をもつ人々が入所している。61 歳以上の人たちが 208 名と 54.6%を占め高齢者が多い。障がい状況では精神障がい者が半数をしめている。入

所前の居所の調査結果から病院が193名、50.3%であるまた、ここでも「路上生活」状態からの入所が37名、9.6%となっており改めて今後の課題となるのではないだろうか。

3 受け入れ後の状況について

現在入所中のひとたちの今後における支援の方向性としては現施設での生活継続が246名と63.4%を占めている。先にもふれたとおり60歳以上の高齢者が多い状況の反映であると思われる。その一方で生活保護の継続を含む地域生活への移行、あるいは就労自立に向けた支援の方向性が示されている。現在、特別な支援プログラムによって支援を行っている施設は少数である。自由記載にあるとおり触法者への支援の難しさが如実に表れている。

また、この3年間で退所した197名の行き先については、生活保護の継続による居宅生活への移行が85名・43.1%と最も多い。

4 今後の救護施設での受け入れ・支援の課題と提言

セーフティネット機能をもつ救護施設はこの課題について、過去、現在(ある意味においては救護施設にとって古く・新しい問題でもある。)も重要な役割を果たしてきている。今後も福祉ネットワークのなかで同様にその役割を担っていかなければならないことは疑う余地はない。

今後のこの課題について、多くの施設が基本的なスタンスとしてとりくむ必要があると回答している。そのためには以下のような課題あるいは条件整備が必要との率直な意見が出されている。

(1) 施設体制の整備

救護施設が触法障がい者支援の条件整備として、自立支援法における加算制度と同様の専門職員の加算配置等による支援体制の整備やハード面における個室の整備などが必要である。

(2) 障がい特性等に配慮した安定的効果的な支援のために、職員研修体制の確立が必要である。

標準化された触法障がい者支援研修等が望まれる。

(3) 触法障がい者等の支援プログラムに基づく支援の充実と取り組みが必要である。

標準化された救護施設における触法障がい者支援の支援マニュアルなどが望まれる。

(4) 入所に当たっての円滑な情報提供と支援の連携体制の確立

適切な受け入れと支援の連携のために、矯正施設等からの個人情報適切な提供や協議が十分に尽くされることが必要である。

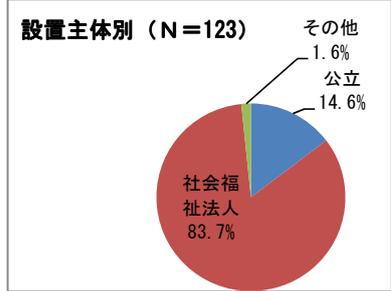
(5) 保護観察所と地域生活定着支援センターを中心とする地域の総合的一貫的支援体制の確立が必要である。

退所後の再犯防止においても、地域生活における居住支援、就労支援、生活支援、医療支援などが漏れないように関係する関係機関・支援事業者・支援関係者の地域支援連携が重要である。

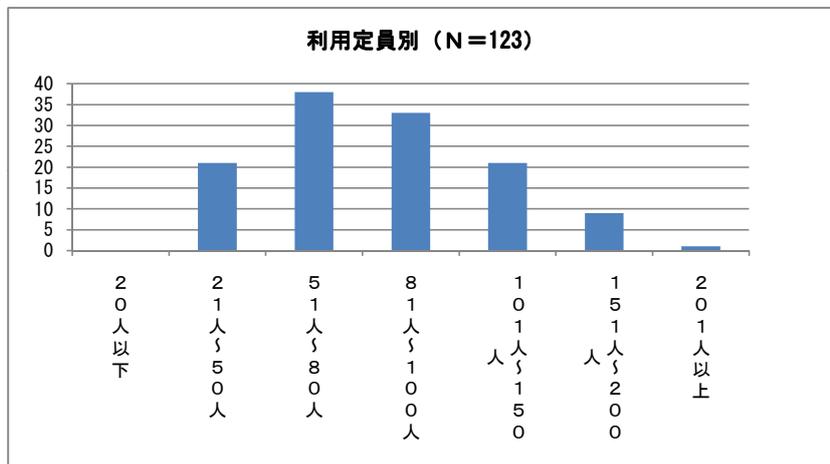
回答施設の状況

都道府県	実数	割合
北海道・東北	22	17.8%
関東	25	20.3%
北陸・中部	14	11.3%
近畿	26	11.3%
中国・四国	21	17.0%
九州	15	12.1%
総数	123	100.0%

設置主体	実数	割合
公立	18	14.6%
社会福祉法人	103	83.7%
その他	2	1.6%
総数	123	100.0%



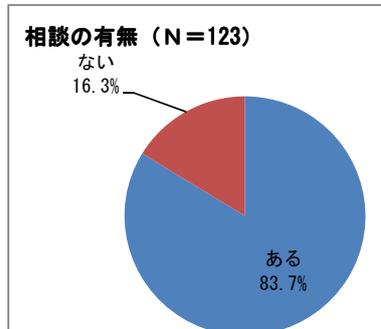
利用定員	実数	割合
20人以下	0	0.0%
21人～50人	21	17.1%
51人～80人	38	30.9%
81人～100人	33	26.8%
101人～150人	21	17.1%
151人～200人	9	7.3%
201人以上	1	0.8%
総数	123	100.0%



1. 最近3年間の入所相談の状況と結果

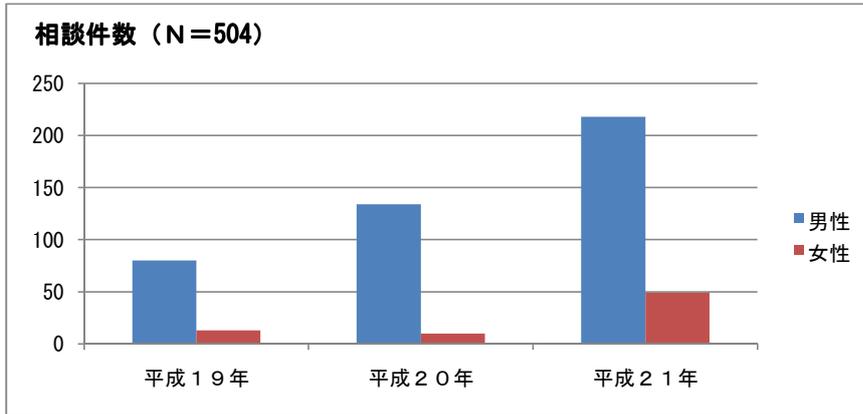
問1 最近3年間、触法行為により受刑、拘置経験のある人の入所相談を受けたことがありますか。

相談	実数	割合
ある	103	83.7%
ない	20	16.3%
総数	123	100.0%



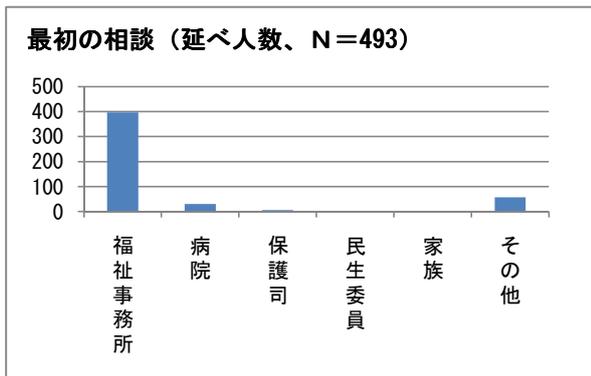
問2 相談件数

年度別	男性	年度割合	性別割合	女性	年度割合	性別割合	合計	年度割合	性別割合
平成19年	80	18.5%	86.0%	13	18.1%	14.0%	93	18.5%	100.0%
平成20年	134	31.0%	93.1%	10	13.9%	6.9%	144	28.6%	100.0%
平成21年	218	50.5%	81.6%	49	68.1%	18.4%	267	53.0%	100.0%
総数	432	100.0%	85.7%	72	100.0%	14.3%	504	100.0%	100.0%



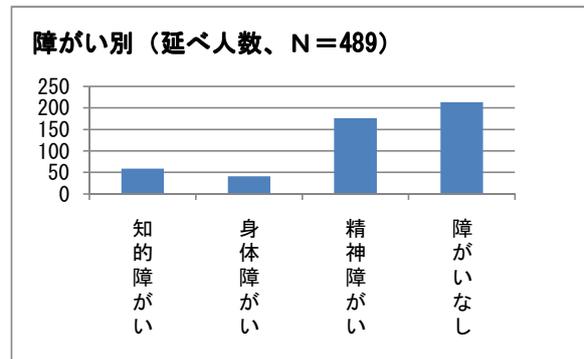
問3 最初の相談はどちらからありましたか。

最初の相談	延べ人数	割合
福祉事務所	397	80.5%
病院	31	6.3%
保護司	6	1.2%
民生委員	0	0.0%
家族	2	0.4%
その他	57	11.6%
総数	493	100.0%

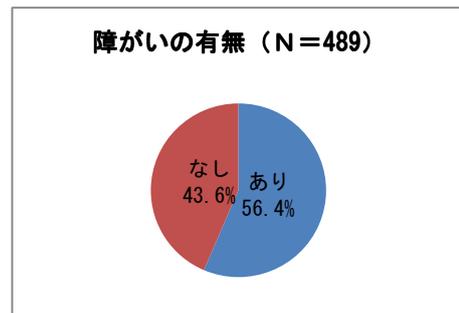


問4 相談があった対象者はどのような障がいを有していましたか。

障がい別	延べ人数	割合
知的障がい	59	12.1%
身体障がい	41	8.4%
精神障がい	176	36.0%
障がいなし	213	43.6%
総数	489	100.0%

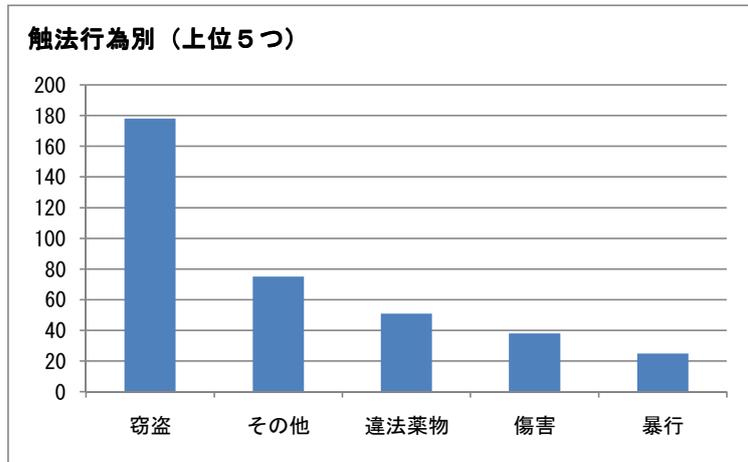


障がいの有無	実数	割合
あり	276	56.4%
なし	213	43.6%
総数	489	100.0%



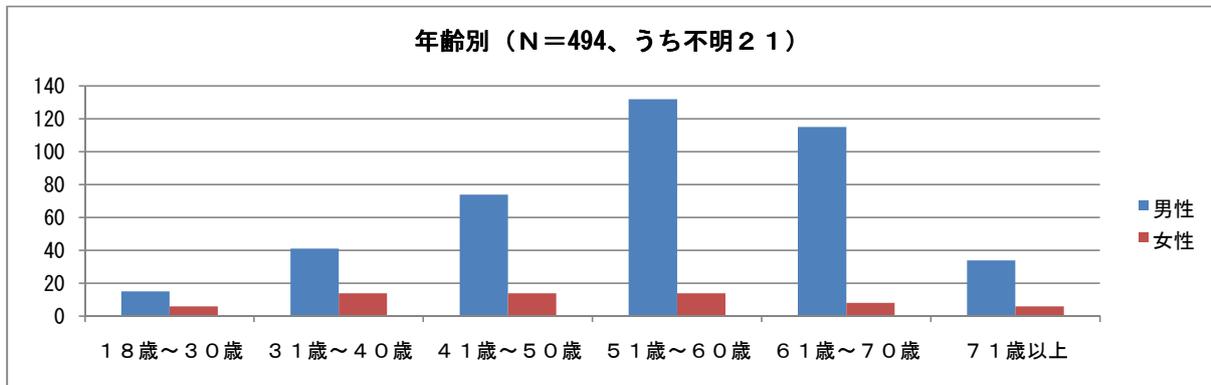
問5 触法行為の内容

触法行為別	延べ件数	割合
窃盗	209	41.0%
詐欺	21	4.1%
恐喝	11	2.2%
住居侵入	8	1.6%
遺失物横領	2	0.4%
傷害	42	8.2%
暴行	25	4.9%
公然わいせつ	10	2.0%
違法薬物	55	10.8%
強盗	9	1.8%
殺人	16	3.1%
放火	23	4.5%
その他	79	15.5%
総数	510	100.0%



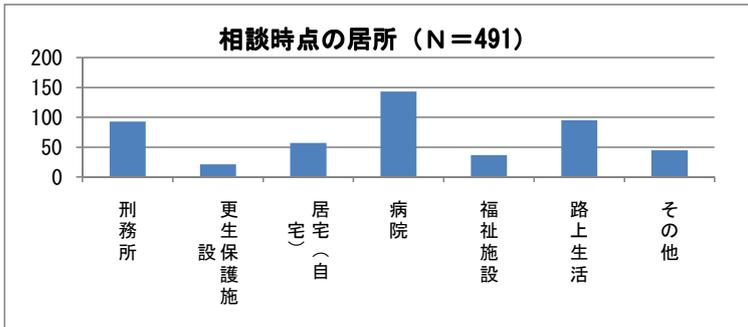
問6 相談があった対象者の年齢

年齢別	男性	年齢別割合	性別割合	女性	年齢別割合	性別割合	合計	年齢別割合	性別割合
18歳～30歳	15	3.6%	71.4%	6	9.7%	28.6%	21	4.4%	100.0%
31歳～40歳	41	10.0%	74.5%	14	22.6%	25.5%	55	11.6%	100.0%
41歳～50歳	74	18.0%	84.1%	14	22.6%	15.9%	88	18.6%	100.0%
51歳～60歳	132	32.1%	90.4%	14	22.6%	9.6%	146	30.9%	100.0%
61歳～70歳	115	28.0%	93.5%	8	12.9%	6.5%	123	26.0%	100.0%
71歳以上	34	8.3%	85.0%	6	9.7%	15.0%	40	8.5%	100.0%
総数	411	100.0%	86.9%	62	100.0%	13.1%	473	100.0%	100.0%



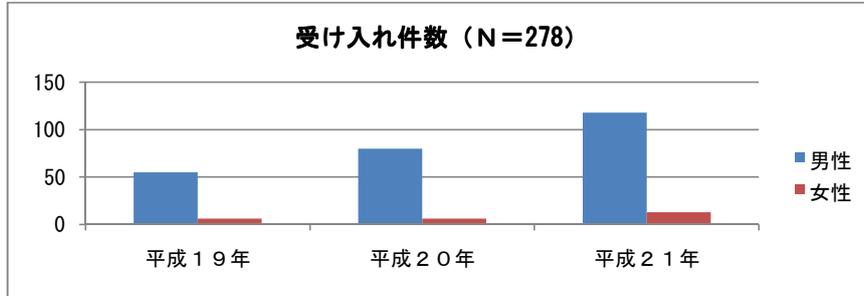
問7 相談の時点でその対象者はどこにいましたか。

相談時点の居所	実数	割合
刑務所	93	18.9%
更生保護施設	21	4.3%
居宅（自宅）	57	11.6%
病院	143	29.1%
福祉施設	37	7.5%
路上生活	95	19.3%
その他	45	9.2%
総数	491	100.0%



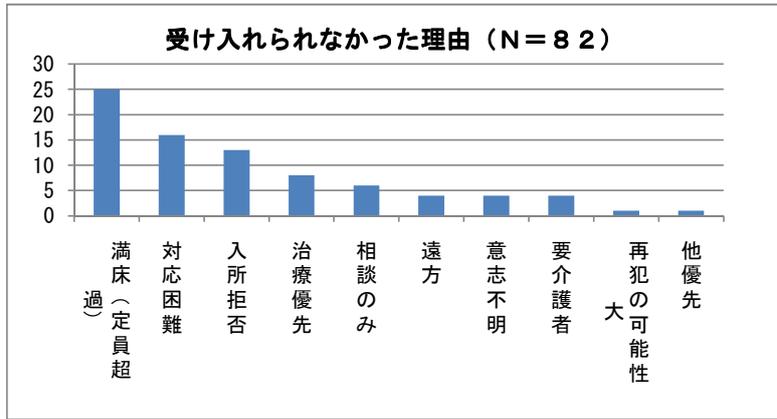
問8 相談事例から施設が受け入れに至った件数

年度別	男性	年度割合	性別割合	女性	年度割合	性別割合	合計	年度割合	性別割合
平成19年	55	21.7%	90.2%	6	24.0%	9.8%	61	21.9%	100.0%
平成20年	80	31.6%	93.0%	6	24.0%	7.0%	86	30.9%	100.0%
平成21年	118	46.6%	90.1%	13	52.0%	9.9%	131	47.1%	100.0%
総数	253	100.0%	91.0%	25	100.0%	9.0%	278	100.0%	100.0%



1-9 受け入れられなかった理由 (記述カテゴリ)

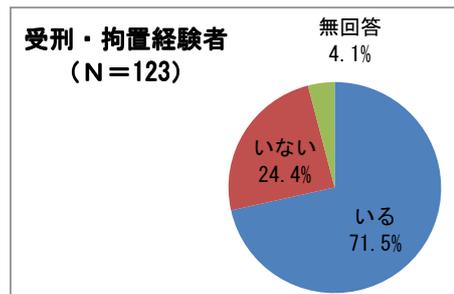
理由別	実数	割合
満床 (定員超過)	25	30.5%
対応困難	16	19.5%
入所拒否	13	15.9%
治療優先	8	9.8%
相談のみ	6	7.3%
遠方	4	4.9%
意志不明	4	4.9%
要介護者	4	4.9%
再犯の可能性大	1	1.2%
他優先	1	1.2%
総数	82	100.0%



2. 現在の施設利用者の状況

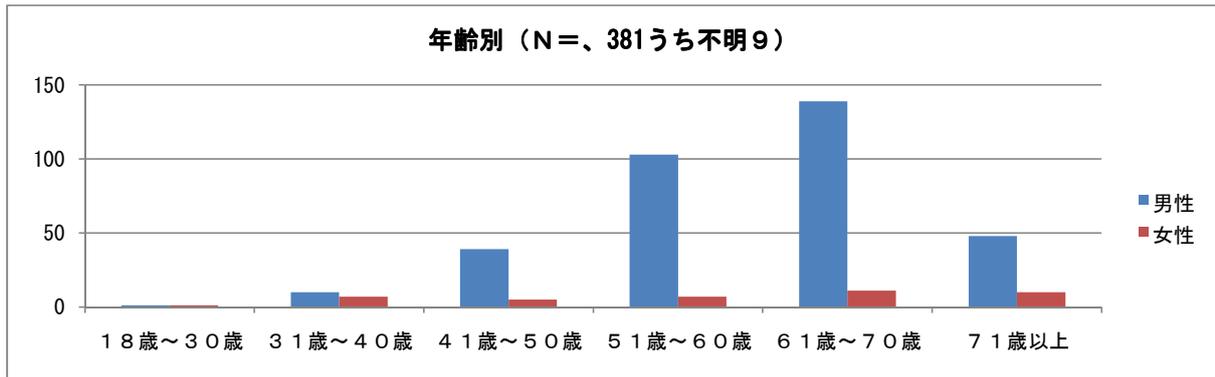
問1 現在、施設利用者のなかに触法行為により受刑、拘置経験をもつ人がいますか。

受刑・拘置経験者	施設数	割合
いる	88	71.5%
いない	30	24.4%
無回答	5	4.1%
総数	123	100.0%



問2 対象者の年齢

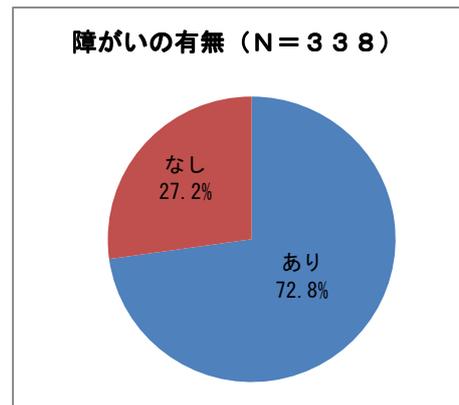
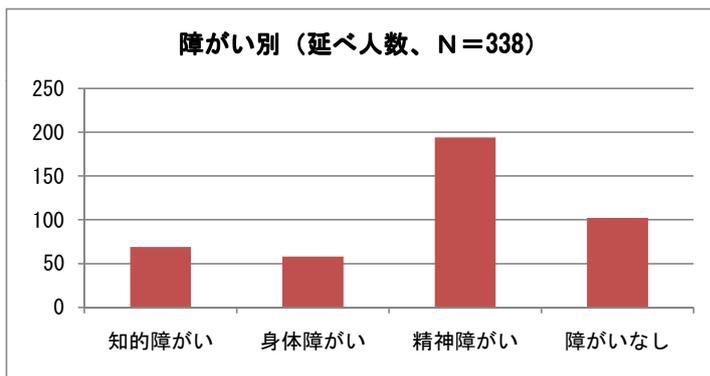
年齢別	男性	年齢別割合	性別割合	女性	年齢別割合	性別割合	合計	年齢別割合	性別割合
18歳～30歳	1	0.3%	50.0%	1	2.4%	50.0%	2	0.5%	100.0%
31歳～40歳	10	2.9%	58.8%	7	17.1%	41.2%	17	4.5%	100.0%
41歳～50歳	39	11.5%	88.6%	5	12.2%	11.4%	44	11.5%	100.0%
51歳～60歳	103	30.3%	93.6%	7	17.1%	6.4%	110	28.9%	100.0%
61歳～70歳	139	40.9%	92.7%	11	26.8%	7.3%	150	39.4%	100.0%
71歳以上	48	14.1%	82.8%	10	24.4%	17.2%	58	15.2%	100.0%
総数	340	100.0%	89.2%	41	100.0%	10.8%	381	100.0%	100.0%



問3 障がい等の状態

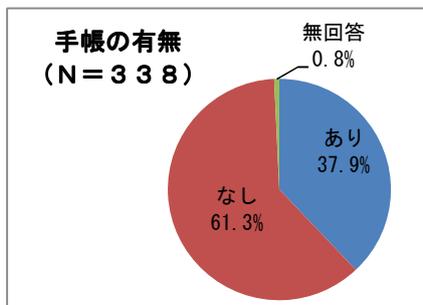
障がい別	延べ人数	割合
知的障がい	69	16.3%
身体障がい	58	13.7%
精神障がい	194	45.9%
障がいなし	102	24.1%
総数	423	100.0%

障がいの有無	実数	割合
あり	246	72.8%
なし	92	27.2%
総数	338	100.0%



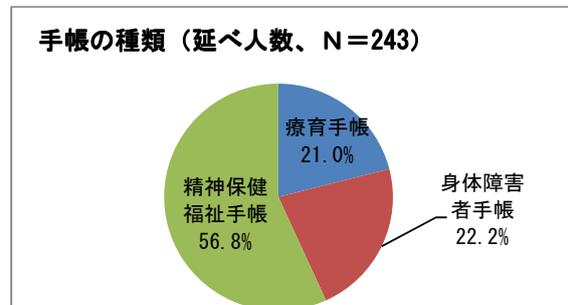
問4 入所時の手帳の有無

手帳の有無	実数	割合
あり	148	37.9%
なし	239	61.3%
無回答	3	0.8%
総数	390	100.0%



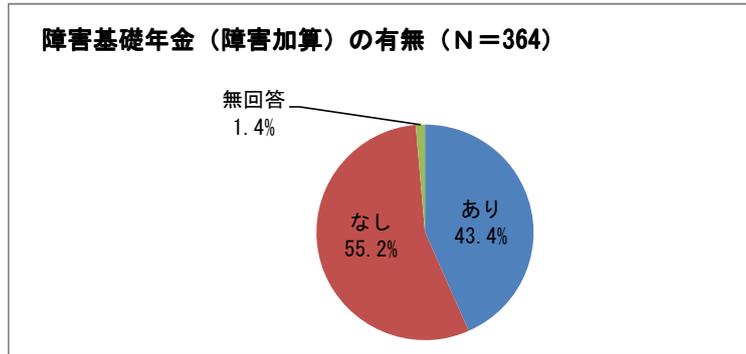
問5 手帳の種類

手帳の種類	延べ人数	割合
療育手帳	51	21.0%
身体障害者手帳	54	22.2%
精神保健福祉手帳	138	56.8%
総数	243	100.0%



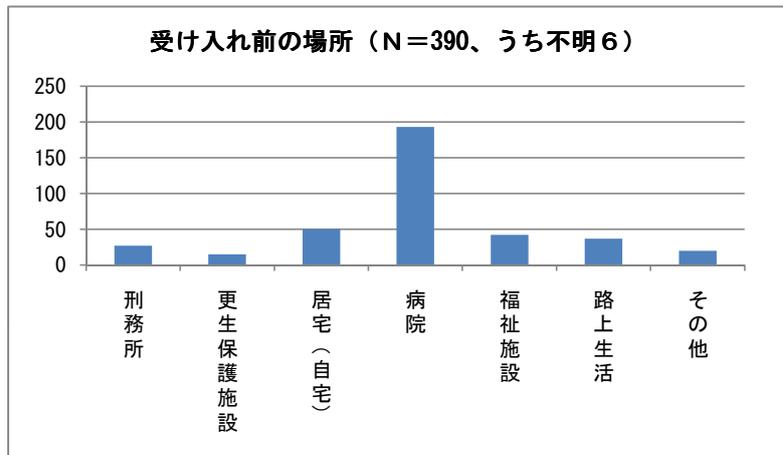
問6 障害基礎年金（障害加算）の有無

年金・加算の有無	実数	割合
あり	158	43.4%
なし	201	55.2%
無回答	5	1.4%
総数	364	100.0%



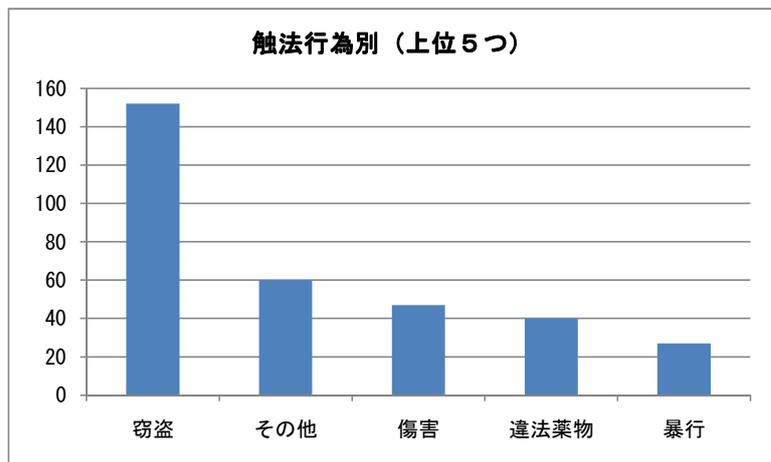
問7 受け入れ前の場所

受け入れ前の居所	実数	割合
刑務所	27	7.0%
更生保護施設	15	3.9%
居宅（自宅）	50	13.0%
病院	193	50.3%
福祉施設	42	10.9%
路上生活	37	9.6%
その他	20	5.2%
総数	384	100.0%



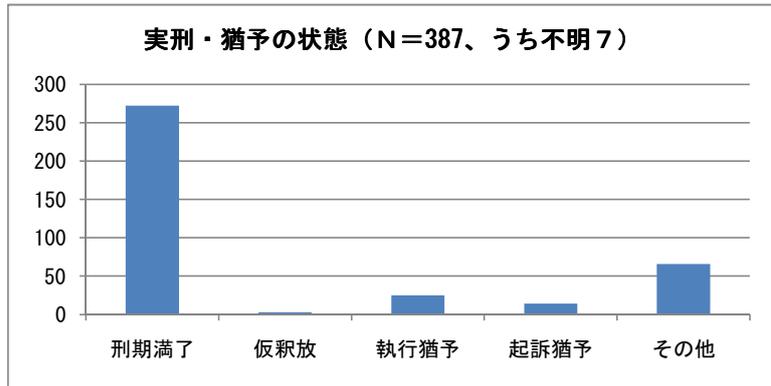
問8 触法行為の内容

触法行為別	延べ人数	割合
窃盗	177	36.9%
詐欺	19	4.0%
恐喝	10	2.1%
住居侵入	14	2.9%
遺失物横領	4	0.8%
傷害	65	13.5%
暴行	31	6.5%
公然わいせつ	11	2.3%
違法薬物	45	9.4%
強盗	8	1.7%
殺人	11	2.3%
放火	21	4.4%
その他	64	13.3%
総数	480	100.0%



問9 どのような状態で入所されましたか。

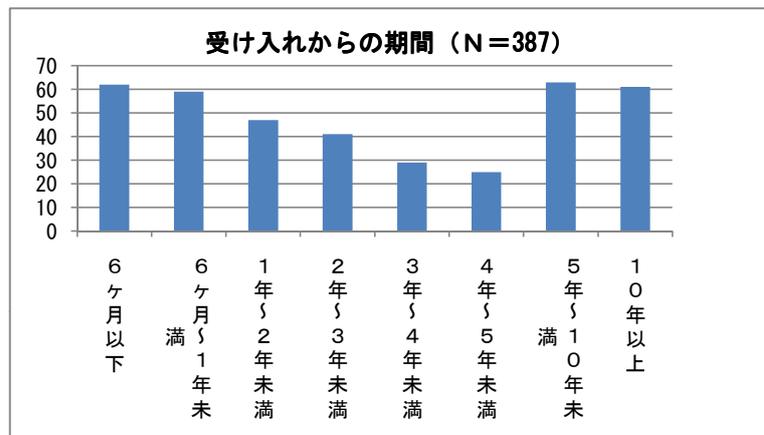
実刑・猶予の状態	実数	割合
刑期満了	272	71.6%
仮釈放	3	0.8%
執行猶予	25	6.6%
起訴猶予	14	3.7%
その他	66	17.4%
総数	380	100.0%



3. 受け入れ後の状況

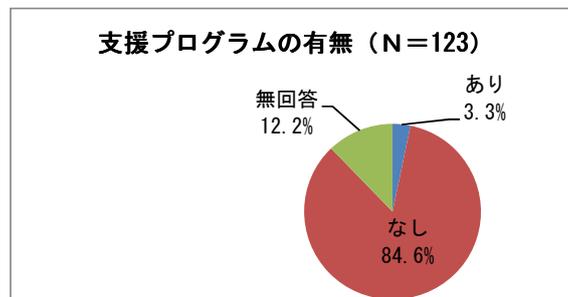
問1 受け入れてからの期間

受け入れからの期間	実数	割合
6ヶ月以下	62	16.0%
6ヶ月～1年未満	59	15.2%
1年～2年未満	47	12.1%
2年～3年未満	41	10.6%
3年～4年未満	29	7.5%
4年～5年未満	25	6.5%
5年～10年未満	63	16.3%
10年以上	61	15.8%
総数	387	100.0%



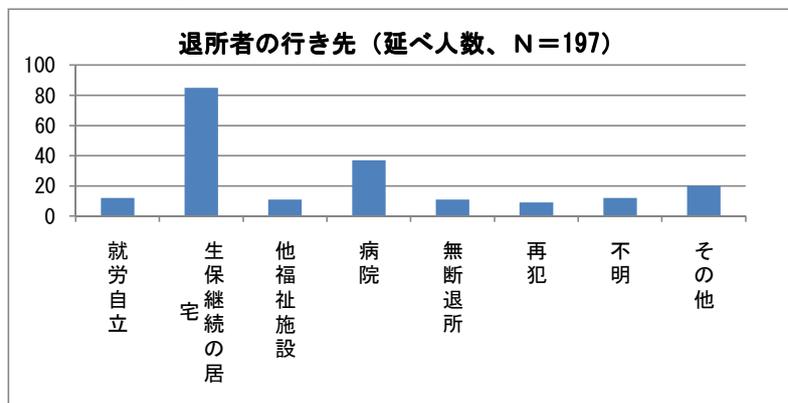
問2 受け入れの際に特別な支援プログラムの有無

支援プログラムの有無	施設数	割合
あり	4	3.3%
なし	104	84.6%
無回答	15	12.2%
総数	123	100.0%



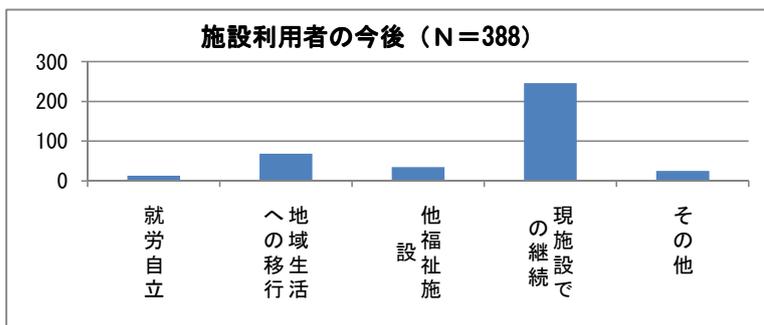
問3 この3年間で退所された触法問題を抱えるひとたちの行き先

退所者の行き先	延べ人数	割合
就労自立	12	6.1%
生保継続の居宅	85	43.1%
他福祉施設	11	5.6%
病院	37	18.8%
無断退所	11	5.6%
再犯	9	4.6%
不明	12	6.1%
その他	20	10.2%
総数	197	100.0%



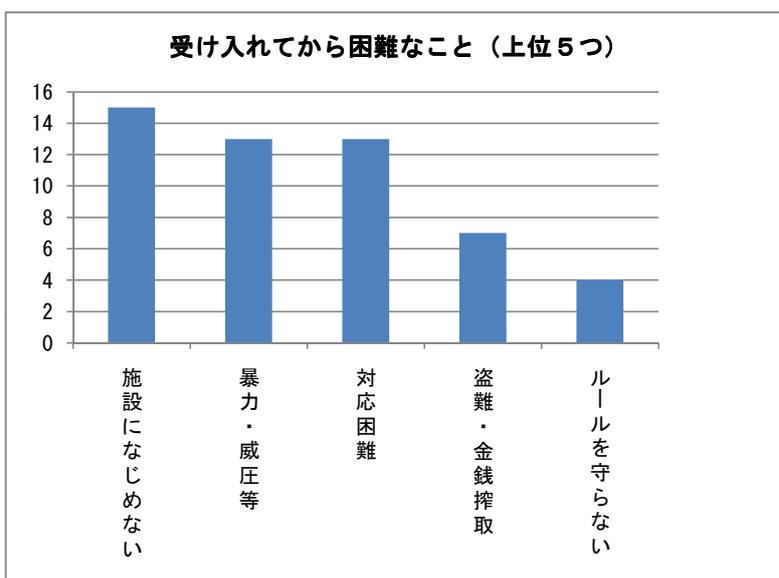
問4 現在、施設を利用している触法問題を抱えるひとたちの今後の将来

施設利用者の今後	実数	割合
就労自立	13	3.4%
地域生活への移行	69	17.8%
他福祉施設	35	9.0%
現施設での継続	246	63.4%
その他	25	6.4%
総数	388	100.0%



3-5 受け入れてから困難なこと (記述カテゴリ)

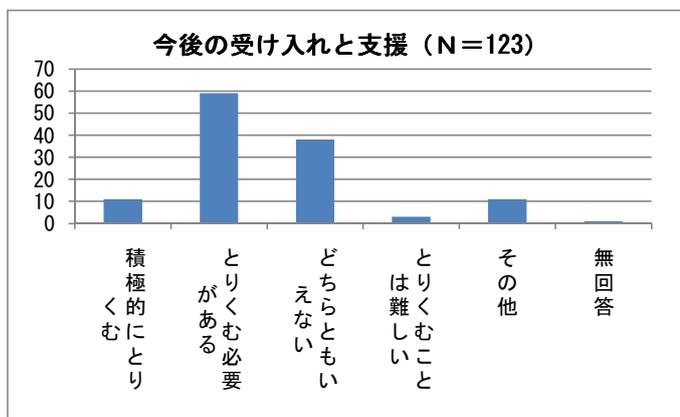
困難内容別	実数	割合
施設になじめない	15	20.8%
暴力・威圧等	13	18.1%
対応困難	13	18.1%
盗難・金銭搾取	7	9.7%
ルールを守らない	4	5.6%
家族関係	3	4.2%
無断外出	2	2.8%
情報不足	2	2.8%
目標設定が困難	2	2.8%
地域の安心・安全	1	1.4%
施設構造上の問題	1	1.4%
施設管理上の問題	1	1.4%
支援拒否	1	1.4%
精神疾患の発見	1	1.4%
器物破損	1	1.4%
触法経験者の発覚	1	1.4%
個室がない	1	1.4%
刺青	1	1.4%
薬物関係	1	1.4%
再犯の可能性	1	1.4%
総数	72	100.0%



4. 今後の状況

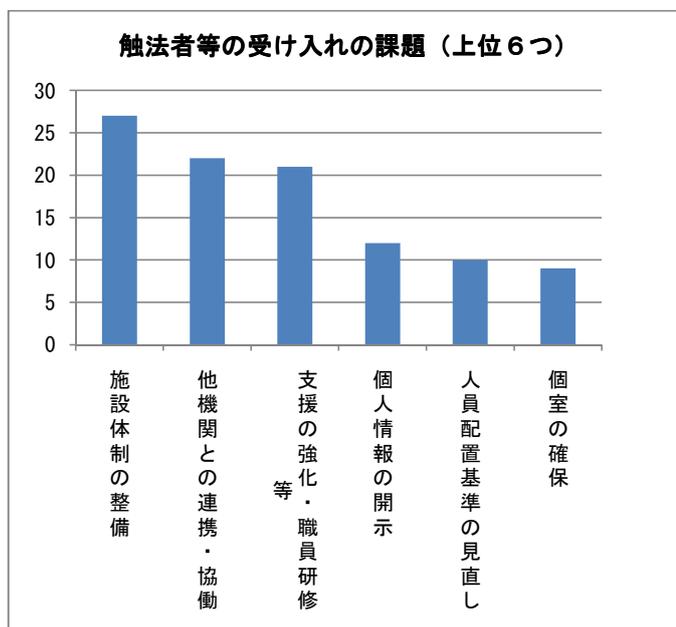
問1 今後、触法問題をかかえる障がい者・高齢者・路上生活者等の救護施設での受け入れと支援について

今後の受け入れと支援	実数	割合
積極的にとりくむ	11	8.9%
とりくむ必要がある	59	48.0%
どちらともいえない	38	30.9%
とりくむことは難しい	3	2.4%
その他	11	8.9%
無回答	1	0.8%
総数	123	100.0%



4-2 今後、触法者等の受け入れを進める上での課題（記述カテゴリ）

課題別	実数	割合
施設体制の整備	27	20.9%
他機関との連携・協働	22	17.1%
支援の強化・職員研修等	21	16.3%
個人情報の開示	12	9.3%
人員配置基準の見直し	10	7.8%
個室の確保	9	7.0%
再犯者の対応・補償	4	3.1%
地域の理解・協力	4	3.1%
対応困難者の受け入れ先の確保	2	1.6%
更正保護施設等の通過	2	1.6%
退所後の支援体制	2	1.6%
感染症等	2	1.6%
経費	2	1.6%
短期保護の必要性	1	0.8%
就労・生活の基盤作り	1	0.8%
精神的ケアの必要性	1	0.8%
体験入所の必要性	1	0.8%
本人の人間関係能力等の向上	1	0.8%
私設刑務所の必要性	1	0.8%
家族の理解	1	0.8%
啓蒙活動	1	0.8%
サテライト型施設の必要性	1	0.8%
措置制度の必要性	1	0.8%
総数	129	100.0%



1-9 受け入れられなかった理由

記述

- ・ 精神障害があり、未だ病状が改善されていなかった。満床のため。施設入所に際して、重要事項説明中に自ら入所拒否。
- ・ 平成21年 1名調整中、1名違法薬物（覚醒剤）常習のため
- ・ 本人が入所を拒む。病的に入所が困難。
- ・ 当園での入所待機者が多く、順番で案内させていただいているため。
本人は無断外出の癖があり、その都度事件を起こす。施設には無断外出に対するセンサー等がないため、対応が困難である。
- ・ また、強制わいせつ事件を起こしているが、女性に対しての興味が強く、施設職員は若い女性が多数いて、夜勤時等対応に不安があるため。
- ・ 施設見学、体験入所をされた後、施設が合わないとの理由で辞退される。
- ・ 本人が入所を望まなかった
- ・ 本人より断られる
- ・ 精神障害の状況と、本人の違法行為の状況から、現在の緑荘にその方を受け入れる余力がないと判断することになった。
- ・ 相談時満床であった。他府県刑務所から退所後の相談が4件あったが、その後正式な入所依頼はなかった。
- ・ ご本人に合った住環境が提供できなかったため。
- ・ 本人の入所意志がはっきりしない
- ・ ADL低下により身体介護が必要な状態であったため、施設では対応困難。
- ・ 問い合わせのみ4件、対応困難と判断3件、本人拒否2件、現在も保留中1件
- ・ 空きがない場合
- ・ 施設見学に来園し、在所者が本人が思っていた以上に重度であったため「自分には合わない」と本人から断ってきた。
- ・ 出所までの期間が2～3日しかなく、生保のめども立っていなかったため
- ・ 様々な施設に相談されていたようで、他の施設に決定されたのでしょうか。
- ・ 再犯の可能性が強く考察されるため。
本人が施設を希望しない。遠方の刑務所に収容中のため対応できない。本人からその後の連絡がない。全介助に近い状態の人のため設備面・人員面で対応できない。
- ・ 精神科の継続入院（薬物使用者）、入所意思の表示がなかった。緊急性を要したが、居室の空きがなかった。
- ・ 事件→精神科HPへ入院された。
- ・ 現在、入所待機中です
- ・ 県外（名古屋市）の福祉事務所からの依頼であった
- ・ 施設訪問された後、本人から断られた。素行不良が判明したため、入所不承諾書を提出した。定員超過のため困った。
施設の近隣に住んでおり、薬物の売人をしていた。また覚醒剤歴もあるケース。本人の覚醒剤を辞めたいという思いを考え、薬での横のつながりを完全に切ることを優先した。
- ・ 昨年から当施設の建て替え工事が始まり、居室は複数（6人部屋）であるため、定員以上入所できない状況である。
- ・ 定員がいっぱいであったため
- ・ 満床のため
- ・ 施設に男性の空きがなかったため
- ・ 平成21年度に男子1名受け入れましたが、その他の人は空きがないため受け入れられませんでした。
刑務所から1週間後の入所と日にちを決められていたが、満床のため受け入れしなかった。医療観察法によるケア会議、通院が必要な方であったが、病院が遠方で対応困難と判断した。
- ・ 施設に空きがなかった。また、本人が入所を希望しなかった。
- ・ 満床及び1件は対応不能のため
- ・ 福祉事務所より他に受け入れが見つかったことにより断ってきた。
- ・ 医療保護入院にて、閉鎖病棟に入っており？？するも全く病識はなく嘱託医の意見も聞くがまだ医療が当分必要であると判断した
- ・ 他施設入所になる1件。障がい知的で当施設の障がいと異なっていたため1件。他1件はその後連絡なし。
- ・ 既存の利用者に対する暴力等、他害行為が明白に予想できたため
- ・ 満床であったため
- ・ 施設見学の時の面談中に施設が気に入らない（リハビリの回数が少ない）といって暴言を吐き、テーブルをひっくり返そうとしたため、入所者・職員に対する危険を感じお断りした。
- ・ 本人の入所拒否、要介護ケース
- ・ 1名においては78歳と高齢のため、他施設（老人ホーム）を紹介しています
- ・ 今のところ、全て受け入れている
- ・ 本人が断った
- ・ 緊急性が高いケースが多く、その時点で定員いっぱいであったこと。現在、施設を利用されている方への影響が大きいと考えられたため
- ・ 申込に至らず相談問い合わせが2件。その他は入所申込はありましたが現在、定員超過しており待機中。
- ・ 当施設の定員を満たしていた
- ・ 内科的病状が悪化し退院できなかったため
- ・ 支援困難と認識したため

1-9 受け入れられなかった理由

- ・ 排泄をどこでもしてしまう人。精神症状面で入院対応が必要であると考えられた人
- ・ 問い合わせだけでそれ以上の話がなかった。空室がなかった
- ・ 最近（入所面接の頃）の犯罪歴であったことと、放火という癖であったため
- ・ 薬物依存者であり、ここ1ヶ月で覚醒剤を使用した可能性が高いと入院先からの情報があった
- ・ 情報提供から施設での生活が難しいと判断。待機中。
空気がなかった。施設では、本人の見学・説明の後、入所を決定しているが、刑務所や拘置所に居る場合外出ができないので、出訴前に入所決定することができなかった。一度病院等へ移ってから改めて見学に来てもらうようにした。精神障害の方の場合、きちんと治療を受けていないことがあるので、受診・服薬をして落ち着いている状態でなければ入所できないことを伝え、病院入院を勧めた。
- ・ 拘置中で見学面接対応が本人にとれなかった
- ・ 入院となったためキャンセルとなる
空気がなかったため。受け入れ居室が困難な状況にあったため。相談内容から受け入れ困難であったため。待機者がいたため。
- ・ 利用定員を満たしているため
- ・ 相談時点で当施設の空気がなかった

3-1 受け入れ時の特別支援プログラム

記述

- ・ 特別なプログラムはなく、再犯に至るような状況をつくらぬよう配慮している。
- ・ そのようなケースが入所する時には特別なプログラムを検討したい。
- ・ 福祉、医療機関の協力を前提とし協議
網膜はく離による障がいをもっているため、指先と感覚で取り組める紙細工と清掃訓練を行ない、集中力と持続性を養うよう支援している
- ・ 触法者用の特別な支援プログラムはありません。過去のケースは一般利用者と同じ支援プログラムを使用しています
アルコールミーティング（テキスト：アルコール依存症を知る、著者：森岡洋、発行：アルコール問題全国市民協会（ASK））、施設内での断酒会開催、地域断酒会への参加
- ・ 受刑者用に特別なプログラムがあるのではなく、全利用者に対して個別の支援計画を作成し、支援に当たっている。
入所以前に罪をつぐなって更正していることから、受け入れ後も特別視していないため、特別なプログラムではなく通常の個別支援プログラムに基づき就労・生活支援を行なっている

3-5 受け入れてから困難なこと

記述

- ・ 他の利用者に威圧的態度を取り、恐怖心を与える。自分本位の考えで、施設のルールを守らない。
ホームレス状態で受け入れた緊急一時保護としての入所（概ね2週間程度在籍）で短期間であり一般入所者とのかわりを持つ生活はしなかったため、特にトラブルはなかった。一般入所として受け入れた利用者は、施設生活になじめず数回無断外出をし捜索に行くこともあった。施設生活になじむと落ち着いてきた（知的障害あるため、原因は障害によるもの大きいと思いました）
- ・ 住宅地の中にある施設のため、地域住民の安心・安全の確保が優先。触法者の入所が増えることで、万一事故等があれば施設が存在が問われることになる。
- ・ 特になし
利用者、職員とのトラブル（口論・暴力・威圧的な態度）、施設でのルールを守れない（外出など）、自由な生活を送ってきた人は施設での生活は制約が多すぎるのかもしれない。
- ・ 入所されてから特に問題と思われる行動もなく、困難と感じることもありません。
- ・ 施設内での盗み、他の利用者とのトラブル、無断外出、傷害
- ・ 現在のところ比較的穏やかな方で問題はない。
本人が当施設で生活をしていくということを充分受け入れていない場合がある。施設の生活に自分を合わせるのではなく、自分の我慢をなるべく多く主張し、都合良く生活しようとする傾向がみられる。
- ・ 集団生活の中で最低限のルールが守れない。暴言・威圧的行動により他の利用者に悪影響を与える。
- ・ 現在のところは特になし
- ・ 特になし
暴力行為や窃盗など（視覚障がいの方が多いので防ぐのが困難なため）
- ・ 施設の構造、他入所者の影響
- ・ 同利用者の方への迷惑、施設側の支援を受け付けられない不法者。
現在の入所者が障害が重度の方たちが多く（大部分）あまりにも元気な方が入所されても、他の入所者との関係や職員体制を（ほとんど女性職員）根本から考慮する必要があるため。
- ・ 精神疾患の発見の難しさ。

器物破損、他の入所者への暴行・暴言・脅迫的行動、知的障害者に対する金銭搾取の疑いなどの問題行動が多々あった。救護施設は「日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行なう施設」である。一般の入所者はいわゆる社会的弱者であり、前記のような人物が入所してきた場合被害者になりやすく、一般の入所者が安心した生活が送れないということになる。

3-5 受け入れてから困難なこと

- ・ 入所後、触法経験者ということが発覚するケースがある
- ・ 刺青で他利用者の驚異になる。凶悪・重大犯罪（傷害・殺人等）の触法経験者には職員、身構えて接してしまう。過去の人間関係を引き継いでいる。
- ・ 窃盗の経験の方が地域で窃盗未遂を起こすこと
- ・ 施設という集団生活にどうしてもなれない方がおられます。
- ・ 女性職員が多いため、恐怖感がストレスの要因となり、退職されたケースがあった。暴力行為を伴う方もいるため、傷害事件への危惧が懸念される。将来の目標が見いだせない。重複障害がある方が多く、対応が複雑であり、困難な事例が多い。利用者の不安が伝わってくる。
- ・ 性的犯罪被害者の場合、再犯率が高いといわれている。たとえ支援プログラムがあったとしても、集団生活の中で自分ひとりそのプログラムを受けなければならないという状況の中で、じゅくちたる思いがあるかもしれない。また、対応如何によっては女性職員に性的犯罪がむかうということもあると思われる。そういう意味で、個々のケースの中で早急な具体策をつめていくことが必要である。
- ・ 比較的能力が高く、行動力もあるため、予想もしないような問題行動があり、施設としての対応が遅れがちになった。
- ・ 施設生活で触法行為が改善されておらず、他の利用者に迷惑がかかってしまうこと
- ・ 現在は特にないが、暴力行為があった場合不安になる入所者がいると考えられる。ただし、これについては他の入所者、特に男性で身体が大きい人であれば、同様である。
- ・ 他利用者さんに与える影響が大きい。
- ・ 家族が利用者を受け入れてくれない（精神面で将来への不安を抱えている）
- ・ 特にありません
- ・ 頭部開頭手術を受けているため、記憶力が著しく低下し、本人が施設にいなければならない理由を覚えていない。身内との交流が無く、協力が得られない。
- ・ 現在精神障害者が入所の70%であり、共同生活での影響が推測できないため。
- ・ 利用者とのトラブルがあると、感情的になって暴言・合力を起こすことが時々ある。
- ・ 現在受け入れていないため、具体的には分からないが、支援体制は難しいと思われる
- ・ 家族との関係が非常に悪く、断絶状態が多いと考えられます（過去のケース事例）人間関係がうまくいかないことが、再犯や仲間の元へ戻っていく1つの要因になっているようで、家族の支援が少ないことが大き課題。
- ・ 施設利用者への影響。職員の研修不足。必要な個人情報事前に得られない。
- ・ 知的障害のある方は処遇が難しい
- ・ 居室メンバー構成に苦慮した。設備・備品（危険と思われる物、刃物等）の取り扱い、管理方法の配慮。入所時の情報が少ない、正確でない。触法の方についてのノウハウがなく不安。宿直態勢での職員配置が不安。
- ・ 他利用者との人間関係を円滑に保つこと
- ・ 集団生活になじめず
- ・ 他利用者とのトラブル、施設で日常生活に慣れること（社会性が欠如している場合）
- ・ 現在入所している方については、特にトラブル・問題行動等はなく生活している。ただ、他の2名の方については背中に刺青があり、一泊レクにて宿泊（民間旅館）する場合は乳幼児に配慮を要する
- ・ 同室者間のトラブルにおいて、個室が適切かと思われませんが、個室はない状況です
- ・ 特にありません
- ・ 特別にはなし
- ・ 暴力気質がある人。薬物関係の人。
- ・ 入所後は利用者間のトラブルもなく特に困難となる事項は見受けられておりません
- ・ 窃盗行為を何度も繰り返し他の利用者に迷惑をかけることがある
- ・ 社会的適応力の支援、対応
- ・ 再犯の可能性の有無
- ・ 認知症状がある人、医療面のケアが多い人
- ・ 集団生活に適応できるよう、一人ひとりの抱える課題、ニーズに即応していくこと
- ・ 特にありません
- ・ 対人関係
- ・ 窃盗癖が直らず、施設内外で繰り返す。施設内での約束が守れない。人格障害の方には、対応に苦慮している。施設の支援が本人に受け入れられず、自分本位の理論を変えられない。
- ・ 他の利用者に与える影響。入所後の態度、言葉づかい等に問題あり
- ・ 現在のところ特になし
- ・ 暴力や暴言等の悪態により、他の利用者が畏縮した生活を送ることになるため。職員の対応の仕方次第では態度が急変することもあるため、非常に気を遣って対応している。
- ・ 不特定の利用者とのトラブルが多く、対応が難しい。
- ・ 自ら受刑歴があることを他の利用者に話され、利用者が不安定になったことがある
- ・ 他の女性入所者との関係。詐欺的問題行動。将来生活に対する向上心の欠如

4-2 取り組む上での課題など

記述

- 触法者に限らず、稼働力のある人は就労を条件に短期に保護決定にして欲しい（就職活動費の名目で、就職までのつなぎの資金として指導してほしい）
- 入所後暴力行為等で施設での対応が困難となった場合の受け入れ先があれば安心して対応していけると思います。
- 施設単一の支援には限界があり、法律的に確立された上で地域社会相互での援助体制が望まれる。
- 社会生活移行に取り組むが、各々の生活歴の違いにより、常識がない方も多い。他入居者との関わり方も含め、精神的ケアが必要。
- 病状的には病院。受け入れ体制は福祉事務所や警察、保健所等、他機関との連携が必要。
- 現在のところ、大都市圏の施設として在宅、社会的入院者、路上生活者当の待機者が大勢おり、触法等の選別をすることなく受け入れているが、個室がないこと、内側から外に自由に出ることができるなど、当直体制の中での防災・防犯・危機管理体制の確保や施設の施設管理に課題を抱えております。
- 特別な支援プログラムが必要。また、ハードの面も整備が必要（個室や鍵等）現在の配置基準（職員）の見直しが必要ではないか。
- 例えば、他の利用者と全く違う住環境の提供を行なう（ある程度強制力のあるハード面、支援の仕方が必要だと思う時がある）
- 最近、個人情報の保護の面だけが強調されすぎ、前向きな支援を行なうために前歴を十分に知らせてもらうことが、当事者に合ったケアを行なう上で必要。
- 情報が不足、また本人に関わる情報を集めようとして難しい面が多い。サポート体制が不足。
- 受け入れ前の実態調査後、判定会議を基に入所を決定しているが、通常に体験入所をしていただく場合もある。刑務所の方は体験入所が不可能なので判断が難しい。
- 本人自身の人間関係構築の能力・向上（個室ではない場合はどうしても難しい）、居住空間の広さ（せまいところではストレスが増大する）、本人自身の目標設定（自己責任）と個別な支援方法及び支援員の能力向上。
- 緊急的な対応ができる個室の設置。自立支援プログラムの整備、実施スペースの整備。
- 厚生施設で訓練した上で、在宅・施設等の検討をするべきだと思います。
- 緊急的受け入れは、協働生活の場では安全面で不安を感じる。それなりの設備、人的配置が必要と思われる。
- 入所相談時、触法経験をもつことを隠して相談されることがある。オープンな情報共有ができる環境を望む
- 触法の過去を伝えてもらえず、入所後に分かることが多い。個人情報を言われてしまえばそれまでだが、できるなら事前に情報は欲しい。
- 他の利用者の生活に悪い影響を及ぼす場合等にどのように対応するかノウハウ。
- 支援プログラムなどの整備、職員の教育、施設の構造
- 私設刑務所のような別の施設が必要である。現在の救護施設に法を犯した者たちは施設の規則など無に等しい。利用者の人たちが生活する場を奪われる。
- 職員体制の整備、現入所者との調和
- 福祉事務所、医療機関、警察機関との連携
- 前記の経験があるので、触法高齢者・障害者の受け入れは慎重にならざるを得ない。法による強制的な交流からいきなり生活施設に入所するのではなく、まずは社会適応するための施設→更生保護施設や生活保護法の厚生施設、売春防止法の婦人保護施設などの更生保護の観点を持った施設の活用が現実的と考える。救護施設はその過程を経て、日常生活が困難な高齢者・障害者が入所する施設ではないかと考える。
- 3-1問5のようなことが起こらないよう、しっかりした情報がほしい。
- 居室の個室か、問題発生時（夜間）の職員（女子のみで）対応、利用者の理解
- 過去の反省（冷静に自己を見つめやり直す気持ちを持つ）、ルールの順守、法務関係者等定期訪問
- 施設の内外で再犯をした場合の対応、補償を施設がどうカバーできるのか
- 福祉と法務の連携。救護施設の個室化などの受け入れ環境整備。
- 現在利用している方々との共存、入所時に承諾書等とり、常に声かけ話し合う。
- 警察も含め、専門家との連携が必要。ネットワークの構築。受け入れ体制（人的）の整備と学習（研修制度）の充実。
- もともと、触法行為により受刑・拘置経験をもつ方の入所は受け入れている。今までそれを特に意識して対応してきたわけではなく、ひとつのケース（資料として参考にするが）の中でどう対応すべきかを考えている。例えば性的犯罪被害者の場合、男性職員が対応するなどの工夫を個々のケースの中でしている。しかし、性的犯罪被害者と入所してからわかった場合で、女性が担当していたら不安に感じるがあった。
- 病院との連携、職員のスキル
- 精神保健福祉士等の資格を有する者の雇用。矯正施設、更生保護施設、医療機関、福祉事務所等の連携が必要と思う。
- 地域での社会資源の開拓及び支援者間のネットワークづくり
- 既在籍者とは別のプログラムや居室等体制作りが必要であり、社会復帰などを目的とした専門的な処置ができるよう、職員体制も考慮し、安易に受け入れることは避けていきたい。
- 生活保護施設なので、支援が必要な時は受け入れる姿勢は必要と思う。自立を目指す方には就労支援やしえ勝に関して指導できる職員や場所が整備されるべき。日々の生活の保障や生きがいを求めるなら、グループホームやケアホーム等の整備も必要。

- ・ 施設スタッフの教育・研修。施設だけでなく、専門職を含めた地域支援ネットワークの構築
- ・ 触法内容にもよると思われるが、他の入所者に対し、不安感をあたえなければ特に問題ないと思われず。基本的に施設のルールが守られれば問題はない。
- ・ 福祉事務所、病院（精神科）と連携が必要。支援するための専門の居室（1人部屋）が必要。
- ・ 利用されている方との協調性等、生活を同一するにあたっての支障の有無が課題である

4-2 取り組む上での課題など

- ・ 施設生活を余儀なくされて入所に至っている（社会復帰不可能）ため、家族の利用者の受け入れが必要（非協力的である）安心して施設生活できるよう家族のサポートの必要性。
- ・ 刑務所からダイレクトに受け入れるには、本人の意思確認ができない、情報不足といった問題があり、受け入れは難しい。不応となった場合のフォロー体制が必要である。救護施設は各施設によって状況が異なるので、対象者の状況に応じて選択していく必要がある。支援プログラムは重要であるが、施設でどこまで対応できるか疑問である（強制できない）
- ・ 触法時の状況やその前後の詳細な情報の連絡
- ・ 入所前に福祉事務所に明確な支援方針を確認。入所後の関係機関（福祉事務所、医療、その他）との連携体制が不可欠
- ・ 感染症等の心配があるので、きちんと身体検査ができていれば特に問題はないと思われず。
- ・ 有事の際の支援体制確保（福祉・身内）及び地域の理解と協力
- ・ まず職員の訓練と理解が必要かと思われる。居室のバリエーションも必要かと考えられる（1人部屋、2人部屋等）
- ・ 入所の際、誓約書の説明と同意と福祉事務所の連携とリスクマネジメント
- ・ 特に、路上生活者については、今後自立支援を進めていく中でアパートなど借りる場合など保証人の問題、また自立後の施設の関わり方など問題が多くある。
- ・ 地域定着支援センターや司法関係の強力なネットワークと社会復帰を目標にすることが必要であり、ネットワーク及び再犯に繋がらないように精神保健福祉及び経済的な支援を要するための人員と経費が必要。また市民に対する啓蒙活動も必要である
- ・ 環境を変えれば安定した生活が可能な対象者も多いと思うが、そうでない場合は受け入れ施設で混乱が生じる可能性が高いと思われる。受け入れに際しては関係者・関係機関との十分な連携協力が必要である
- ・ 職員の増加、資金援助
- ・ 詳細な情報提供、公的機関等によるバックアップ体制（相談する所）、専門的職員配置、医療機関等との綿密な連携（時に病院の受け入れ体制）、路上生活者については、健康診断（特に感染症）、措置入所時、福祉事務所で将来的な支援の方針を立てての入所が望ましい
- ・ 限られた資源の中で全利用者の安全な生活を守る必要がある。受刑者だからどう、ということではないが、その人が犯してきた行動によっては受け入れに慎重にならざるを得ない。受け入れ後、本人の意思も含め、適切でなかったと判断される事件が起きた時、速やかに退所いただける体制があれば良い。
- ・ 地域生活定着密着支援センター等の有効利用等
- ・ 重度障害者が多く生活しており、個々のパーソナリティもまちまちであるため、対人関係のトラブルが発生しやすいと思えます。施設に個室がないため、個室化が望まれます
- ・ 矯正施設、行政と連携（情報交換、個人の基本情報、支援内容、今後について）身元引受人、他施設、地域移行システムの設立、支援プログラムの整備
- ・ 受け入れの部屋の整備や支援プログラムの検討。受け入れについては自主事業で取り組んでいる
- ・ 個室の準備が必要だと思います。体験入所があれば良いと思います
- ・ 入所時、施設が定める諸規程遵守し、規則正しい生活をする覚書を取り交わす。日課については他のご利用者と同じとしてサポート体制の構築があると良い
- ・ 犯罪歴についてきちんと調べてほしい（福祉事務所は本人等への聞き取りのみと思われる。関係機関に照会して調べてほしい）
- ・ 成人男性の入所施設だが、現場は7割が女性スタッフである。中には威嚇行為に出る利用者もおり、男性スタッフの人員確保が必要か
- ・ 現在利用されている方への影響がないか。家族の協力や福祉事務所、医療関係との連携強化。生育歴など生活環境に関する情報。入所後に再犯があった場合の施設の責任問題について。触法障害者等の受け入れにはどうしても他のケースより慎重になってしまう。
- ・ 職員の研修・教育。支援プログラムの整備。環境・設備の整備。
- ・ 特に課題はありません。風の郷は施設という概念にとらわれることなく施設を地域社会として考えており、全ての利用者が地域社会の一員として自助・共助・共生することを目的に支援しております。また、救護施設はセーフティネットの役割を担っており、触法・被疑者であってもその人らしい人生を送れるよう支援しております
- ・ 今後も、現入所者の安全や影響を考慮した上での入所受け入れとなると考える。暴力的傾向の強い方は職員体制もあり難しい。また、受け入れにあたり十分な情報提供と、受け入れプログラム等支援の目安があると、スムーズに支援できると思われる。
- ・ 触法問題を抱える障害者の受け入れにあたり、支援に必要となる情報を密に提供されたい。また、触法問題に関わる研修会の実施、社会福祉士等が支援することで報酬加算の整備が望まれる
- ・ 地域生活定着支援センターとの連携。日中活動の場（就労・作業等）
- ・ 再犯のリスク、施設で責任を持ち切れない
- ・ 入所相談から入所までの期間が短く、詳細な内容が分からないままの入所となる。事前に年金状況や家族へ調査、障害手帳等の検討などを行なえれば施設側としても個々の支援計画もスムーズに進む。刑務所や留置所には施設側が訪問して面接を実施している
- ・ ゆとりのある体制と環境。スタッフの教育。徹底した支援体制
- ・ 救護施設がもつ緊急一時保護の機能を有効に活用していただけるよう、福祉事務所・医療機関・地域包括支援センター・保護観察所等、各関係機関との連携を今後も図っていきたく思います

- ・ 常習性の高い性犯罪や薬物依存等については、施設の立地環境等を配慮する必要がある（近くに小学校がある等）
- ・ 累犯となる前に、支援体制を整える必要がある。契約という形では、本人の意志が入所と合わない時に難しい。措置であることが必要。
- ・ 職員の配置基準の見直し

4-2 取り組む上での課題など

- ・ ハード面（状況によっては、個室が必要となるかもしれない）、ソフト面（専門的な知識をもった職員配置）、支援については施設だけではなくその方を取り巻く関係機関の参画・連携体制の整備、施設受け入れ時に管理規程の遵守説明
 - ・ 触法者に対する職員の意識改革。緊急時等の対応についての関係機関との連携強化。
 - ・ 地域への理解が必要。施設入所に止まらず、その人に合った処遇が必要（入所時の条件）
 - ・ 専門の知識・経験を持った職員が必要。また、そういった職員の養成も必要と思います
 - ・ 職員の理解。入所問い合わせの際、その人の正確な情報を提供してもらいたい
 - ・ 再犯防止。福祉的就労も含めた就労支援。生活の基盤作り
- 基本は、本人が入所意思があるかどうかですが、今後は施設内での支援を拒否される場合も考えられ、個人的意見ですが様々な理由での入所希望者が増えていくことを考えると、別事業としてサテライト型のような施設の検討もすべきではないかと思えます。

発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった 発達障害者への支援に関する実態調査結果

調査担当者 佐々木明員（北海道医療大学）

I 調査の概略

調査対象 全国の発達障害者支援センター69カ所（幼児対象事業所、支所は除いた）
調査票の回収 45事業所 65%
調査期日 平成22年2月から平成22年3月
調査対象期間 平成17年4月1日～平成21年9月30日（基準日）

担当研究協力者

北海道医療大学准教授 佐々木明員

調査ワーキンググループ

北海道発達障害者支援センターきらぼし所長 丸山芳孝

札幌市自閉症・発達所障害者支援センター副所長 加藤潔

調査研究助言者

北海道発達障害者支援センターあおいそら所長 大場公孝

北海道中央児童相談所長 大場信一

はるにれの里常務理事 木村昭一

調査の目的と内容

近年、発達障害は実態が明らかになるにつれ、発達障害の発生率の高さとともに、理解されにくい社会性や行動の障害等による周囲との軋轢とその結果による社会不適応行動のひとつとして触法問題がある。障害特性による犯罪の特異性等も指摘されている。

こうしたことから触法・被疑者となった発達障害者の実態及び支援の現状と課題について、全国の都道府県、指定都市等の発達障害者支援センターを調査し、現状と課題を明らかにし今後の対策に資する。

発達障害者支援センターは、発達障害者支援法第十四条において、「都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。」と規定している。

調査は、次の内容である。

- 1) 触法・被疑者である発達障害者への発達障害者支援センターにおける相談支援の現況と課題。
- 2) 発達障害者支援センターと刑事司法及び福祉の連携の現状と課題。
- 3) 新たな更生保護事業である地域生活定着支援センターとの今後の連携。
- 4) 触法・被疑者である発達障害者への支援について発達障害者支援センターが期待される役割機能、事業。である。

II 調査結果の概要

1. 発達障害者支援センターの状況

1) 発達障害者支援センターの運営主体は、自治体直営 19カ所 42%、事業団 10カ所 22%、社会福祉法人等 16カ所 36%である。都道府県直営以外の運営主体である事業団、社会福祉法人法人等の 26カ所 58%は、都道府県・指定都市等の自治体より発達障害に関する専門的実績等により事業委託を受けて運営している。

2) 発達障害者支援センター45カ所の開設は、発達障害者支援法施行の平成17年に16カ所が開設され、施行前の平成14年度から平成16年度の3年間に14カ所、施行後の平成17年度から平成19年度までの2年間で15カ所が整備されている。

3) 配置職員は、45施設 224名である。平均 4.98人、最小は2名、最大は12名の配置である。自治体間の規模や財政状況によって配置状況と設置運営形態に大きな較差がある。

4) 事業内容の状況

業務内容（記述式、カテゴリでまとめた延べ数）は、相談支援 40 カ所、発達支援 30 カ所、就労支援 32 カ所、啓蒙・啓発が 54 カ所、研修 19 カ所、機関連携 12 カ所等となっている。

発達障害者支援法第一条 1 項において、発達障害者支援センターは、次の五つの業務が定められている。専門的相談助言、専門的発達支援及び就労支援、関係者に団体等の従事者への情報提供及び研修の実施、関係者・団体等との連携調整、その他付帯する業務、である。

調査結果からは、調査回答事業所 45 カ所全事業所が実施しているのは、発達支援と就労支援で 62 カ所、啓蒙・啓発 54 カ所であるが、相談支援、研修、機関連携に関しては下回っている。

日々の相談・支援事業に追われている実態や他機関との事業や業務の分担等もあるのか、五業務があまねく実施されているとはいえない。

5) 配置職員の総数は 224 人である。職務別では、センター長 8 名、支援員 20 人、相談員 11 名、事務員 4 名の 43 名しか計上されていない。センター長が極端に少ないのをはじめとして支援員や相談員も同様である。他部門兼務者や嘱託職員任用等の職務職責上の扱いにおいて、設問の職名では計数されないためと思料される。

6) 職種は、臨床心理士等 22 名、社会福祉士・主事 20 名、医師 8 名、精神保健福祉士 4 名、保育士 8 名、保健師 3 名等が配置され、専門職は 81 名 31.1% である。

臨床心理士等の心理職又は社会福祉士等の職種が多い。大型のセンターでは、医師、心理職、保育士、セラピスト、社会福祉士・主事等の総合的な配置状況もみられる。

2.発達障害者支援センターにおける支援の実態に関する結果

1) 過去 5 年間の触法等の相談・支援の状況

相談・支援をしたことがあるが発達障害者支援センターは 35 カ所 77.8%、相談・支援をしたことがないが 10 カ所 22.2% である。触法発達障害者支援に関する実績は、都市部と地方の差があるとともに、発達障害者支援センター全体としては未だ一般化してない状況にある。この背景には発達障害者支援センターが日常の相談支援業務に追われている取り組みの実態もあるが、一方相談・支援の利用に至る課題として、触法行為をした本人が発達障害者としての自認や発達障害者として認知されることが必要である。

家族等の周囲の人々が発達障害者として適切な理解や支援をしている場合は、医療、教育、福祉、就労等の必要な相談・支援等とつながる可能性は高いが、発達障害はわかりづらいため相談・支援につながりづらい状況も多くある。このためにも支援につながるアプローチや連携が重要である。

2) 利用者の性別

相談支援の実数は、228 人、男性 194 人 85.1%、女性 29 人 12.7% である。男性が圧倒的に多く性差が著しい。触法における男性の多さの一般傾向と、広汎性発達障害の性差障害発生率の性差も大きく関連している。

○運営主体別相談支援の状況（クロス集計）

全体では 35 カ所/45 カ所約 78% が相談を実施している。22% が相談支援の実績がない。

相談件数は、全体で 228 件である。相談実績がある 35 カ所の平均件数は 6.5 件である。年間平均では 1.4 件である。

運営主体別実施状況は、自治体直営の内 14 カ所/19 カ所 74%、事業団の内 7 カ所/10 カ所 70%、事業団以外の社会福祉法人等の内 14 カ所/16 カ所 88% である。88% から 70% の 18% の幅があり、民間社会福祉法人が実施率が高く、自治体直営、社会福祉事業団の順に逡減してゐる。

3) 相談・支援を受けた発達障害者の年齢区分

14歳未満 38人 16.7%、14～19歳が 90人 39.5%、20～29歳 75人 32.9%、30歳～39歳 18人 7.9%で、97%を占める。未成年が 128人 56.2%と半数を超え、30歳未満で括ると 89%と約9割になる。14～19歳で急増しピークを形成し、20～29歳で減少し、その後の30歳から激減している。

4) 主障害及び継続支援中の人数（延べ数）

アスペルガー症候群 71人 31.1%（継続支援中 45人 63.4%）が最も多く、その他の広汎性発達障害 35人 15.4%（継続支援中 15人 13.9%）、発達障害疑い 34人 14.9%（継続支援中 10人 9.1%）、自閉症 25人 11.0%（継続支援中 11人 10.0%）、注意欠陥多動性障害 22人 9.6%（継続支援中 8人 7.3%）等である。自閉症スペクトラムが 131人、57.5%を占め、次いで発達障害疑いの未診断者が 34人 15%弱である。相談後の継続支援の全体状況は 48%である。

5) 犯罪の種類

犯罪の種類は、窃盗・万引き 56件 20.6%、暴行・傷害 52件 19.1%、わいせつ・痴漢・性的脅迫 27件 9.9%、器物破損 26件 9.6%の4種類で 59.2%と約6割をしめる。その他 50件 18.4%が上位5項目である。

凶悪犯罪では、放火 14件 5.1%、殺人（殺人未遂も含む） 6件 2.2%、強盗 4件 1.5%、強姦 4件 1.5%、合計で 78件 29.4%と、3割弱を占めており少なくない数字である。また詐欺・無銭飲食・無賃乗車 9件 3.3%等である。

6) 利用経路について

利用経路の上位8項目では、家族/親戚 66件 30.8%、学校・教育委員会 24件 11.2%、福祉事務所等行政機関 23件 10.7%、児童相談所 21件 9.8%、精神保健福祉センター 12件 5.6%、保護観察所 12件 5.6%、病院 12件 5.6%、その他 12件 5.6%である。継続支援中の件数は家族親戚の経路が 30件である。

家族・親族が突出し、次いで身近な相談支援機関、病院からの利用経路が多い。

7) 相談・支援内容

相談・支援内容については、支援の関係調整 77件 18.2%、日中活動支援 57件 13.5%、社会生活支援 48件 11.3%、医療 47件 11.1%、その他が 79件 18.7%が上位5項目である。その他に障害者手帳、年金、生活保護の申請や居宅介護利用の申請など生活全般に係わる多様な制度サービスやその手続き等の相談・支援内容がみられる。

8) 支援の連携先

支援の連携先については、家族・親戚 134件 16.9%、病院 109件 13.8%、学校・教育委員会 91件 11.5%、その他 86件 10.9%、福祉事務所等行政機関 78件 9.8%、児童相談所 74件 9.3%、となっている。青少年期のライフステージに関わる機関が連携先になっている。また病院が第2位となっており、先述の発達障害疑い 34人、14.9%の対応を含む専門的相談、診断、治療支援と密接に関連している状況をあらわしている。

9) 支援における困難な問題

支援における困難な問題（記述式）について、43項目が上がっている。

周囲の理解 9 件 20.9%、地域の支援の受け皿がない 7 件 16.3%、家庭環境 7 件 16.3%、障害の自己認知 5 件 11.6%等となっている。

これらを分類すると、発達障害への地域、関係者、家族の理解と支援の受け皿に関すること、当事者の障害特性に起因する善悪の理解や自己認知に関する支援の困難、発達障害者支援センターの支援の専門機能や連携の問題等に大別できる。支援における困難な問題は基本的で全般にわたっている。

10) 発達障害支援で必要なこと

発達障害支援で必要なこと（記述式）について、49 項目が上がっている。

周囲の理解 13 件 26.5%、支援の受け皿 6 件 12.2%、サポート体制 6 件 12.2%、教育・矯正 6 件 12.2%、関係機関の連携 6 件 12.2%等となっている。特徴的なのは、前項でもふれた周囲の理解がこの項でも突出し、障害の自己理解、支援の受け皿やサポート体制、家庭環境の安定、関係機関の連携が共通してあがっている。

3. 発達障害者支援センターにおける支援体制整備に関する調査結果

1) 都道府県等で発達障害の触法に関する支援で課題となっていること

ある 21 カ所 47.7%、ない 2 カ所 4.5%、わからない 21 カ所 47.7%である。ある 47.7%と、わからない 47.7%が半々を占めている。

触法障害者支援に関する都道府県等の自治体と発達支援センターの認識や位置づけ、取り組みの現状を示した内容といえる。

2) 活用できる支援ネットワークの有無について

ある 15 件 34.1%、ない 11 件 25.0%、わからない 18 件 40.9%となっている。わからないが首位で約 41%を占めている。

発達障害者支援センターの事業や役割において、発達障害者支援ネットワークづくりは基本的役割のひとつである。地域の情報の収集や取り組みの実践なくして支援ネットワークの形成は困難である。触法障害者支援に関する課題においては、発達障害者支援センター自体が触法発達障害者の相談支援に主導的に取り組みを進めることが最重要課題となっている。

3) 支援ネットワークの内容について

障害者相談支援事業所・障害者自立支援協議会等 8 件 23.5%、児童相談所・精神保健福祉センター等 8 件 23.5%、障害者・発達障害者支援福祉サービスサービス事業所・病院等 6 件 17.6%、更生保護施設・保護観察所等 4 件 11.8%、その他 4 件 1.8%が上位 5 項目である。地域生活定着支援センター等は設置が遅れている状況も反映してか 2 件のみである。

市町村の相談支援事業所と都道府県専門相談支援機関である児童相談所・精神保健福祉センター等が約半数を占め、次いで障害者支援事業所・病院等の支援事業所、さらに更生保護関係の施設・機関となっている。

4) 触法等発達障害者を受け入れてくれる・くれそうな事業所の状況

受け入れてくれる事業所があるが 8 カ所 17.8%、わからない 33 カ所 73.3%、ない 4 カ所 8.9%である。わからないが 2/3 弱の大多数であり、支援事業者の受け皿の情報が把握されていなく、関係が取れていない状況といえる。したがって、「わからない」と「ない」を加えると 82%となり、地域における情報の把握や受け皿との連携に大きな課題がある。

5) 触法等発達障害者を受け入れてくれる福祉サービス事業所の状況

受け入れてくれる福祉サービス事業所数では、通所系（就労支援、福祉的就労支援等） 5 件 50.0%、居住系（入所施設、GH*1 等） 5 件 30.0%、訪問系 1 件、10.0%、その他 1 件 10.0%である。居住系（入所施設、GH等）が主となっている。

*1GH、グループホームをGHと略し記す。

6) 支援ネットワークの有無に関して福祉サービス事業所等の内容別の状況(クロス集計) 児童相談所・精神保健福祉センター等が4カ所、障害者・発達障害者支援福祉サービス事業所・病院関係等及び障害者相談支援事業所・障害者自立支援協議会等が2ヶ所2カ所、学校・特別支援教育連携協議会等及び更生保護施設・保護観察所等が各1カ所、合計10カ所22%である。外部とのネットワークが一部のセンターで行われている状況である。

7) 触法障害者支援に関する地域自立支援協議会や協議の場の状況

触法障害者支援に関する地域自立支援協議会等の協議の場について、ある14カ所31.1%、ないが11カ所24.4%、わからない20カ所44.4%の状況である。

市町村等の地域における障害者支援に関する公的で総合的ネットワーク組織である地域自立支援協議会等における早期の取り組みが望まれる。

8) 支援に関する協議や検討する場の必要性について

支援に関する協議や検討する場の必要性について、あった方がよい26カ所59.1%、必ず設置すべきである9カ所20.5%、必要に応じての参集で良い9カ所20.5%、必要でない0カ所である。

あった方がよい、必要に応じての参集で良い、の2項で35カ所79.6%と多数であり、必ず設置すべきである9カ所20.5%のより積極的な意見は一部である。

9) 地域生活定着支援センターとの連携について取り組みや検討していること

地域生活定着支援センターとの連携について、連携の充実4カ所12.9%、特になし10カ所32.3%、未定(今後検討)17カ所54.8%、合計31カ所である。

未定及び特になしが27カ所87.1%を占め、具体的取り組みである連携の充実は4カ所12.9%である。現時点では9割弱が今後の検討としている。この背景には、都道府県地域生活定着支援センターは7カ所で、多くが未設置の状況であることが大きく影響している。その結果、連携を実施している事業所が2カ所という状況の反映でもある。

10) 発達障害者支援センターの触法等発達障害者の相談支援に関する今後の計画について

検討している5件11.4%、検討していない24件54.5%、検討できる段階でない15件34.1%である。

検討しているは5件と極めて少ない。全体としては未検討と検討できる段階にないとの状況判断による理由が9割方占めている。このことは相談支援の受相件数の実績や地域生活定着支援センター設置が遅々としている等の先行きが不透明な全体状況も色濃く影響していると考えられる。

11) 触法に関する課題で、今後の計画や取り組みを検討していない、できない理由

(設問9の理由に関する記述回答32カ所をカテゴリ別に12に分類)

事例不足8カ所25.0%、体制整備優先6カ所18.8%、業務優先5カ所15.6%、議論不足3カ所9.4%、今後の課題3カ所9.4%、その他に連携不足、情報不足、知識向上が優先、普及活動優先、都度協議、注目が無い、課題が無い、が各1件3.1%である。

これらの理由は、支援実績の不足による課題、現業務の優先、議論や普及・支援体制の未整備に関する課題、利用の少なさと現実的対応に関する主張に分けられる。

Ⅲ 調査結果の考察と課題の提言

発達障害者支援センターは、発達障害者への専門的支援と地域における関係者への啓蒙啓発、人材育成、ネットワークシステムの構築などの役割を期待されている。

発達障害者の非行・犯罪においては、社会不適応の予防と対応、非行・犯罪における障害特性の特異的行動起因による問題への早期対応の支援など多くを期待され、地域におけるライフサイクルにもとづくネットワーク支援体制の整備が課題になっている。

本調査による実態から課題と提言を述べ関係者の討議が深まることを期待したい。

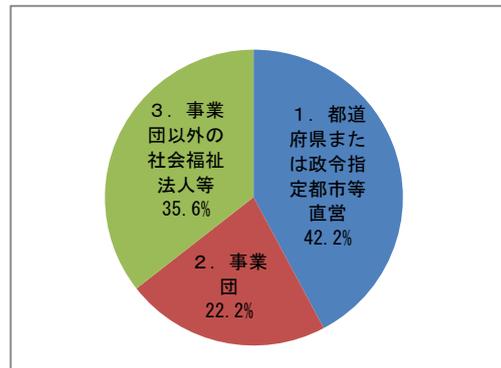
1. 児童自立支援施設、少年院には多くの発達障害者が入院している実態が既に明らかになっている。触法発達障害者支援への専門的支援とコンサルテーション、支援体制構築について、センター機関として触法発達障害者支援の課題について独自の取り組みが必要である。
2. 地域生活定着支援センター、地域自立支援協議会などと連携し地域連携体制の確立のために、連携構成員として、触法・被疑者の発達障害者支援に関する主導的役割と活動を推進すること。
3. 特に社会参加と自立の支援において、障害特性起因の問題への具体的な支援について、実践的な支援プログラムなどを実施展開し、学校、相談・支援事業所等へのコンサルテーションや研修支援等を行うこと。
4. 発達障害の診断や障害受容の早期支援について、診断治療機関と連携し専門的支援の対応とシステムづくりの取り組みが重要である。要支援者が支援につながるきっかけと連携支援の道筋をコーディネートすること。
5. 非行・触法発達障害者支援における困難ケースへの対応と支援について、家族・関係者・支援事業所・支援者への支援を、医療・教育・福祉・労働・刑事司法における保護観察所、矯正施設・更生保護施設等の分野と連携し行うこと。
具体的には、家族支援、支援者等の養成講習、支援会議への助言指導等を実施すること。
6. 触法発達障害者支援に関するマニュアルなどの調査研究の実施や啓蒙刊行物を発刊すること。
7. 国は発達障害者支援センターの機能強化のために専門職の増配すること、発達障害支援法における発達障害者支援センター業務内容を追加すること、機能強化のための財政的裏付けを行うこと。

以上

<回答事業所の基本事項>

運営主体別状況

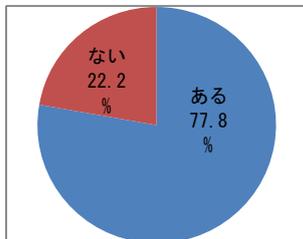
運営主体（委託先）	計	割合
1. 都道府県または政令指定都市等直営	19	118.8%
2. 事業団	10	62.5%
3. 事業団以外の社会福祉法人等	16	100.0%
総数	45	281.3%



1. 触法等の支援の状況

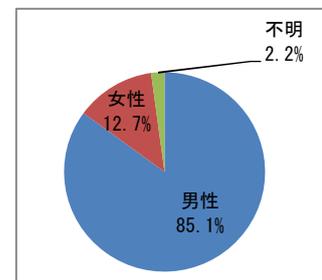
①相談・支援の実施状況

状況	実数	割合
ある	35	77.8%
ない	10	22.2%
総数	45	100.0%



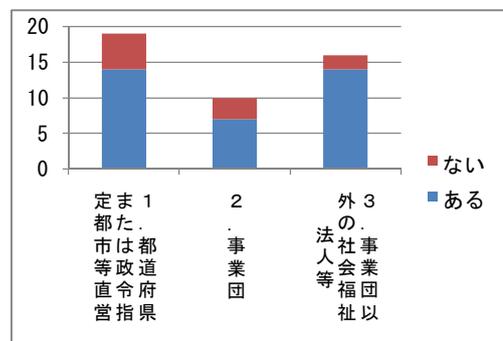
②相談・支援の実数

性別	実数	割合
男性	194	85.1%
女性	29	12.7%
不明	5	2.2%
総数	228	100.0%



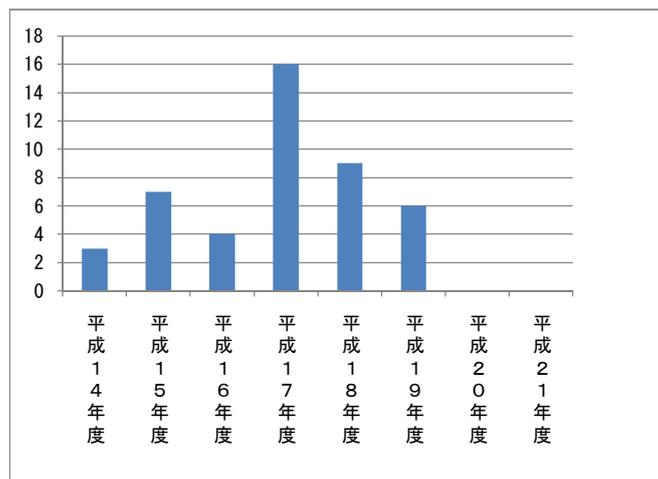
③運営主体×相談・支援の有無（クロス集計）

運営主体	触法・非行に関わる相談		
	ある	ない	計
1. 都道府県または政令指定都市等直営	14	5	19
2. 事業団	7	3	10
3. 事業団以外の社会福祉法人等	14	2	16
総数	35	10	45



2. 事業開始年度による分類

事業開始年度	計
平成14年度	3
平成15年度	7
平成16年度	4
平成17年度	16
平成18年度	9
平成19年度	6
平成20年度	0
平成21年度	0
総数	45

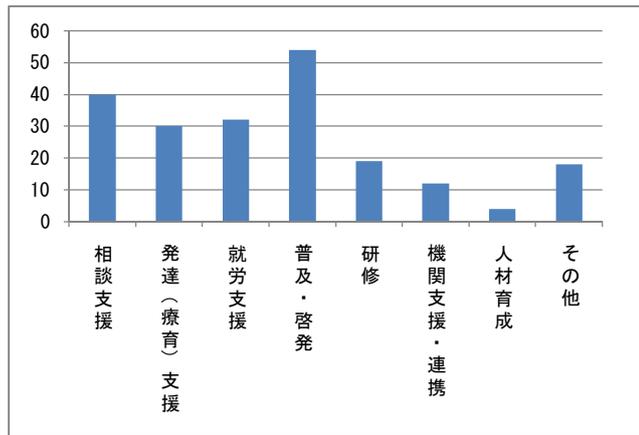


3. 職員数

職員数	計
最小	2
最多	12
平均	4.98

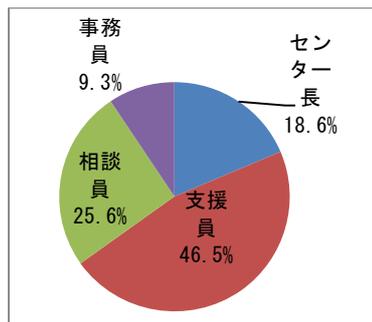
4. 事業内容による分類

事業内容	計
相談支援	40
発達（療育）支援	30
就労支援	32
普及・啓発	54
研修	19
機関支援・連携	12
人材育成	4
その他	18
総数	209



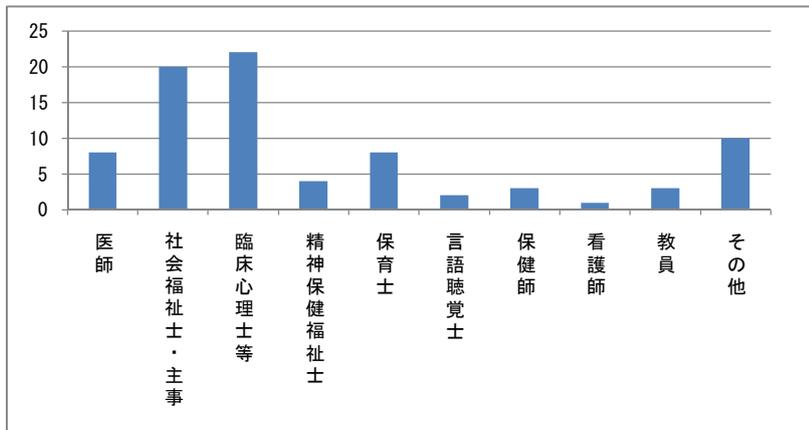
5. 職務別状況

役割による分類	人数
センター長	8
支援員	20
相談員	11
事務員	4
小計	43



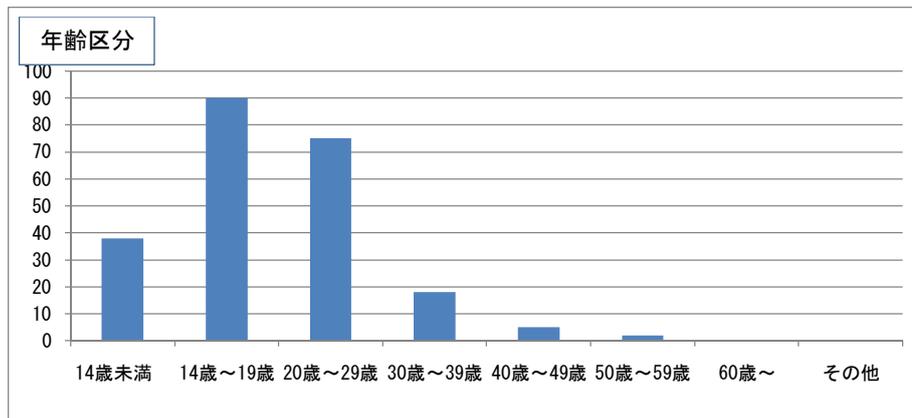
6. 資格別状況

資格による分類	人数
医師	8
社会福祉士・主事	20
臨床心理士等	22
精神保健福祉士	4
保育士	8
言語聴覚士	2
保健師	3
看護師	1
教員	3
その他	10
小計	81



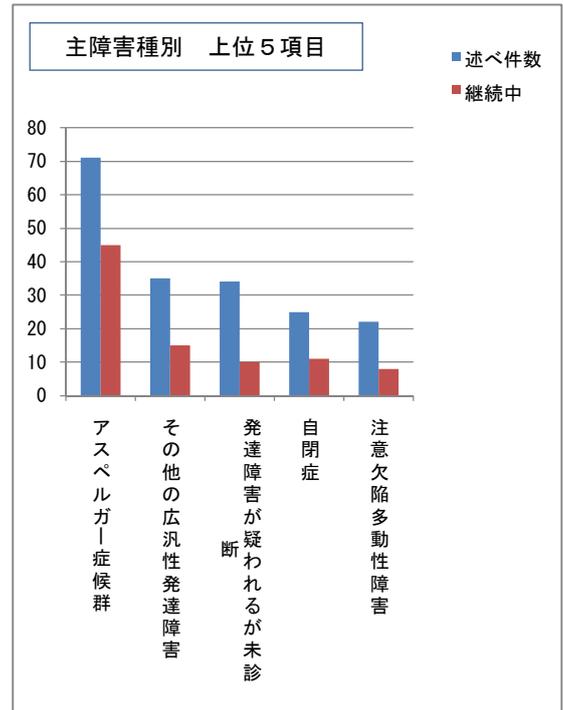
3 相談・支援を受けた方の年齢別状況

年齢区分	実数	割合
14歳未満	38	16.7%
14歳～19歳	90	39.5%
20歳～29歳	75	32.9%
30歳～39歳	18	7.9%
40歳～49歳	5	2.2%
50歳～59歳	2	0.9%
60歳～	0	0.0%
その他	0	0.0%
総数	228	100.0%



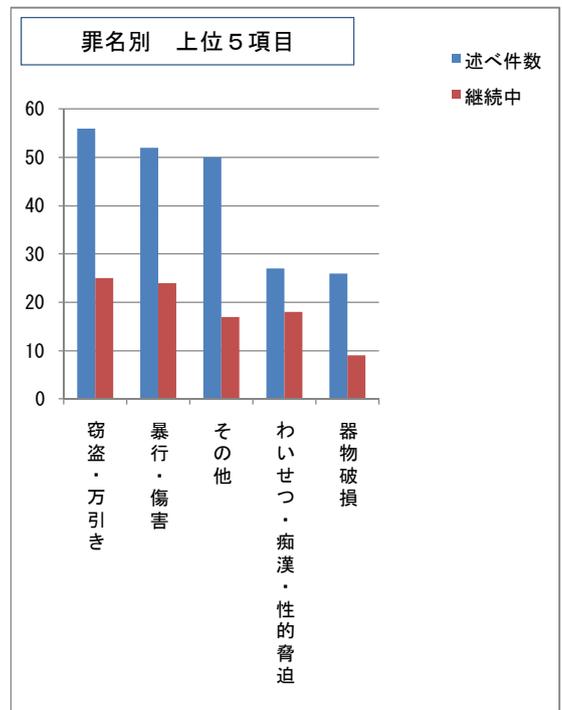
4 主障害別人数、（継続支援中の人数）

主障害種別	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中／実数
自閉症	25	11.0%	11	10.0%	44.0%
アスペルガー症候群	71	31.1%	45	40.9%	63.4%
その他の広汎性発達障害	35	15.4%	15	13.6%	42.9%
学習障害	4	1.8%	2	1.8%	50.0%
注意欠陥多動性障害	22	9.6%	8	7.3%	36.4%
その他の類する脳機能障害	1	0.4%	0	0.0%	0.0%
軽度知的障害	12	5.3%	6	5.5%	50.0%
精神障害	7	3.1%	6	5.5%	85.7%
高次脳機能障害	1	0.4%	1	0.9%	100.0%
発達障害が疑われるが未診断	34	14.9%	10	9.1%	29.4%
障害はない	4	1.8%	0	0.0%	0.0%
その他	12	5.3%	6	5.5%	50.0%
総数	228	100.0%	110	100.0%	



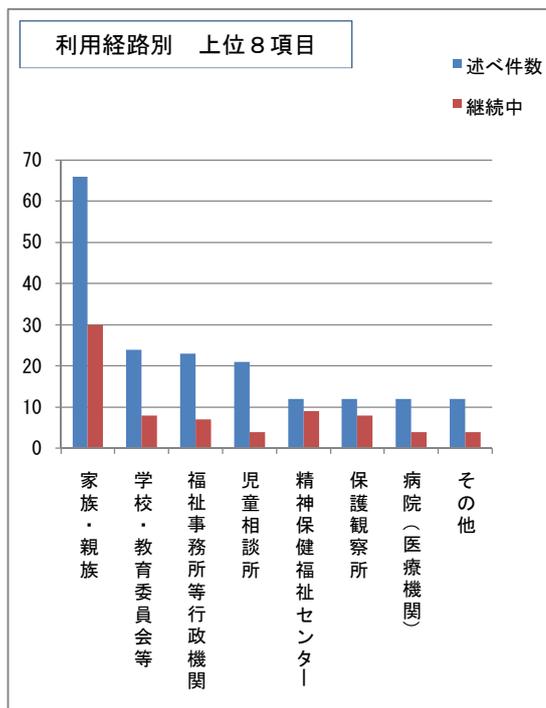
5 罪名別に人数（継続支援中の人数）（複数回答可）

罪名別	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中／実数
殺人（殺人未遂も含む）	6	2.2%	3	2.3%	50.0%
強盗	4	1.5%	2	1.6%	50.0%
放火	14	5.1%	9	7.0%	64.3%
強姦	4	1.5%	1	0.8%	25.0%
暴行・傷害	52	19.1%	24	18.8%	46.2%
脅迫・恐喝	4	1.5%	2	1.6%	50.0%
窃盗・万引き	56	20.6%	25	19.5%	44.6%
詐欺・無銭飲食・無賃乗車	9	3.3%	3	2.3%	33.3%
わいせつ・痴漢・性的脅迫	27	9.9%	18	14.1%	66.7%
住居侵入	8	2.9%	6	4.7%	75.0%
器物破損	26	9.6%	9	7.0%	34.6%
薬物関連	3	1.1%	2	1.6%	66.7%
武器所持	4	1.5%	3	2.3%	75.0%
虚偽申告	1	0.4%	1	0.8%	100.0%
売春	4	1.5%	3	2.3%	75.0%
その他	50	18.4%	17	13.3%	34.0%
総数	272	100.0%	128	100.0%	



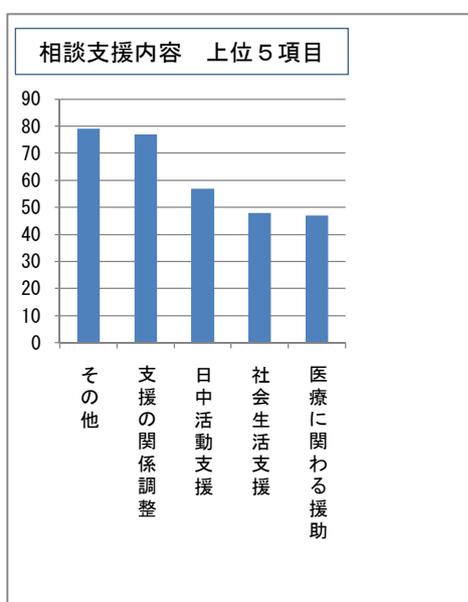
6 利用の経路別人数（継続支援中の人数）

利用経路別	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中／実数
弁護士	4	1.9%	0	0.0%	0.0%
病院（医療機関）	12	5.6%	4	4.2%	33.3%
通所系福祉事業所	5	2.3%	4	4.2%	80.0%
居住系福祉事業所	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
入所福祉施設	1	0.5%	1	1.0%	100.0%
福祉事務所等行政機関	23	10.7%	7	7.3%	30.4%
他の発達支援センター	1	0.5%	0	0.0%	0.0%
警察	6	2.8%	5	5.2%	83.3%
保護観察所	12	5.6%	8	8.3%	66.7%
家庭裁判所	4	1.9%	4	4.2%	100.0%
鑑別所	3	1.4%	3	3.1%	100.0%
刑務所・少年院	1	0.5%	1	1.0%	100.0%
更生保護施設	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
児童相談所	21	9.8%	4	4.2%	19.0%
児童養護施設	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
児童自立支援施設	2	0.9%	2	2.1%	100.0%
精神保健福祉センター	12	5.6%	9	9.4%	75.0%
更生相談所	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
学校・教育委員会等	24	11.2%	8	8.3%	33.3%
本人より直接	4	1.9%	2	2.1%	50.0%
家族・親族	66	30.8%	30	31.3%	45.5%
民生委員・地域住民	1	0.5%	0	0.0%	0.0%
その他	12	5.6%	4	4.2%	33.3%
総数	214	100.0%	96	100.0%	



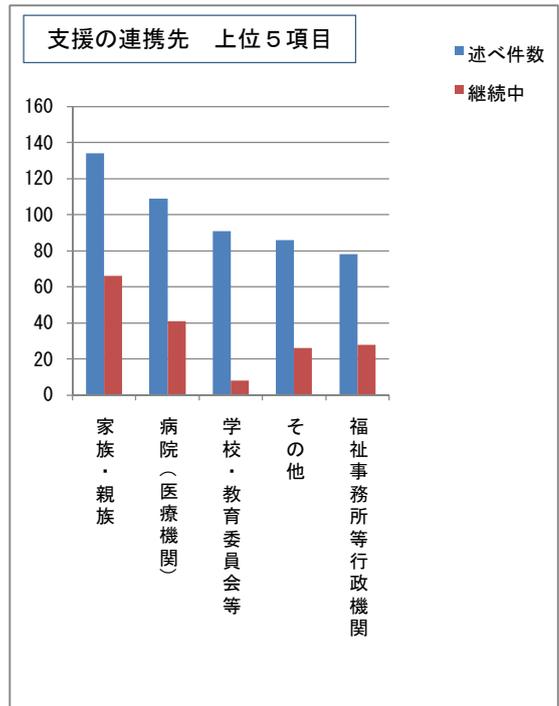
7 相談支援内容（複数回答可）

相談支援内容	述べ件数	割合
住居確保・居住支援	9	2.1%
入所福祉施設	11	2.6%
日中活動支援	57	13.5%
就労支援	41	9.7%
余暇活動支援	31	7.3%
社会生活支援	48	11.3%
医療に関わる援助	47	11.1%
障害者手帳の申請	12	2.8%
居宅介護利用支援	5	1.2%
年金申請支援	4	0.9%
生活保護申請支援	2	0.5%
支援の関係調整	77	18.2%
その他	79	18.7%
総数	423	100.0%



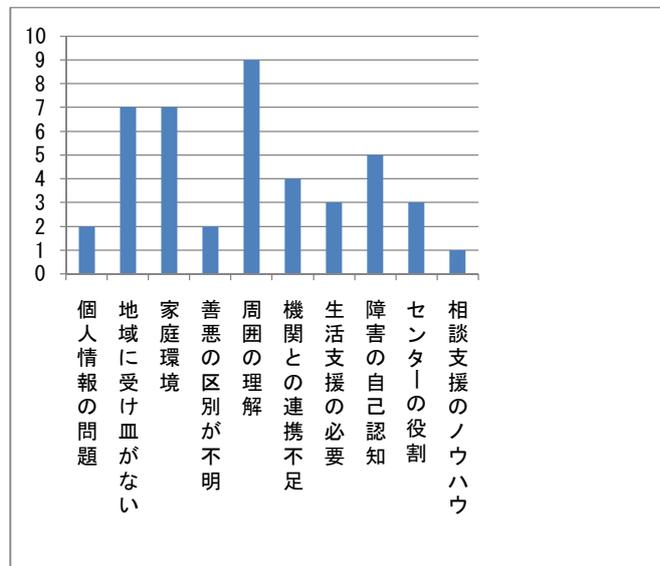
8 支援の連携先人数、（継続支援中的人数）複数回答可）

支援の連携先	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中／実数
弁護士	11	1.4%	3	1.0%	27.3%
病院（医療機関）	109	13.8%	41	13.9%	37.6%
通所系福祉事業所	25	3.2%	14	4.8%	56.0%
居住系福祉事業所	2	0.3%	0	0.0%	0.0%
入所福祉施設	5	0.6%	3	1.0%	60.0%
福祉事務所等行政機関	78	9.8%	28	9.5%	35.9%
他の発達支援センター	2	0.3%	0	0.0%	0.0%
警察	48	6.1%	17	5.8%	35.4%
保護観察所	31	3.9%	22	7.5%	71.0%
家庭裁判所	17	2.1%	10	3.4%	58.8%
鑑別所	5	0.6%	2	0.7%	40.0%
刑務所・少年院	8	1.0%	2	0.7%	25.0%
更生保護施設	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
児童相談所	74	9.3%	14	4.8%	18.9%
児童養護施設	18	2.3%	2	0.7%	11.1%
児童自立支援施設	2	0.3%	2	0.7%	100.0%
精神保健福祉センター	10	1.3%	7	2.4%	70.0%
更生相談所	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
学校・教育委員会等	91	11.5%	8	2.7%	8.8%
本人より直接	21	2.7%	21	7.1%	100.0%
家族・親族	134	16.9%	66	22.4%	49.3%
民生委員・地域住民	15	1.9%	6	2.0%	40.0%
その他	86	10.9%	26	8.8%	30.2%
総数	792	100.0%	294	100.0%	



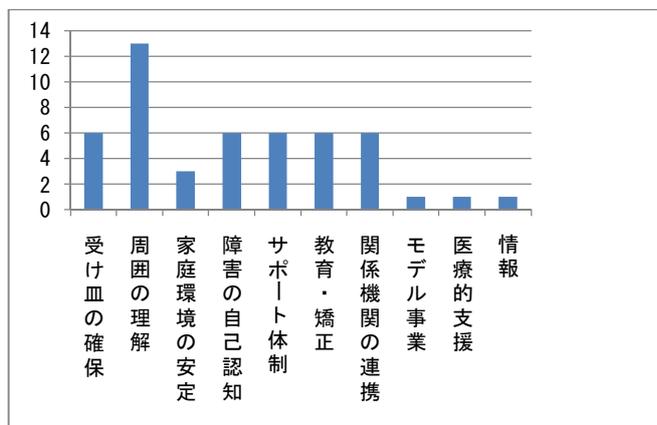
9 触法・被疑者となった発達障害者の支援で困難な問題

問題のカテゴリ	実数	割合
個人情報の問題	2	4.7%
地域に受け皿がない	7	16.3%
家庭環境	7	16.3%
善悪の区別が不明	2	4.7%
周囲の理解	9	20.9%
機関との連携不足	4	9.3%
生活支援の必要	3	7.0%
障害の自己認知	5	11.6%
センターの役割	3	7.0%
相談支援のノウハウ	1	2.3%
総数	43	100.0%



10 触法・被疑者となった発達障害者への支援に必要なこと

支援のカテゴリ	実数	割合
受け皿の確保	6	12.2%
周囲の理解	13	26.5%
家庭環境の安定	3	6.1%
障害の自己認知	6	12.2%
サポート体制	6	12.2%
教育・矯正	6	12.2%
関係機関の連携	6	12.2%
モデル事業	1	2.0%
医療的支援	1	2.0%
情報	1	2.0%
総数	49	100.0%



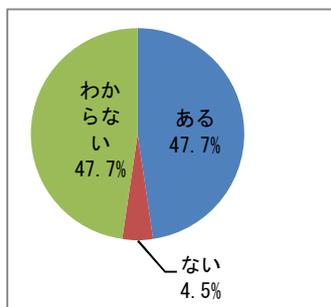
厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ

発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

1 触法・被疑者となった発達障害者への支援について、都道府県等で課題となっていること。

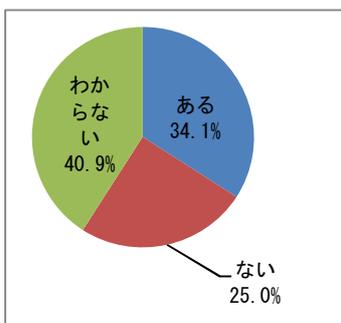
* 実際に検挙されていなくても、犯罪・非行を犯すおそれが強い方も含む

課題の有無	事業所	割合
ある	21	47.7%
ない	2	4.5%
わからない	21	47.7%
総数	44	100.0%



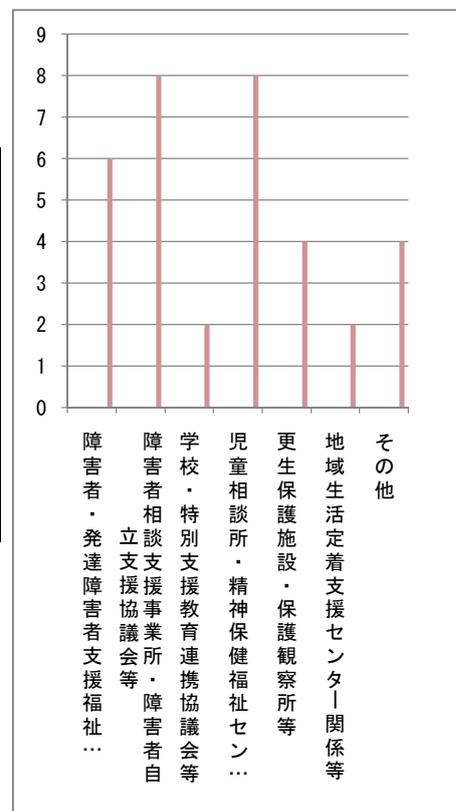
2 触法・被疑者となった発達障害者の支援を要する時に、活用できるネットワークの有無について

ネットワークの有無	事業所	割合
ある	15	34.1%
ない	11	25.0%
わからない	18	40.9%
総数	44	100.0%



3 支援のネットワークの内容について

支援ネットワークの内容	延べ件数	割合
障害者・発達障害者支援福祉サービス事業所・病院関係等	6	17.6%
障害者相談支援事業所・障害者自立支援協議会等	8	23.5%
学校・特別支援教育連携協議会等	2	5.9%
児童相談所・精神保健福祉センター等	8	23.5%
更生保護施設・保護観察所等	4	11.8%
地域生活定着支援センター関係等	2	5.9%
その他	4	11.8%
総数	34	100.0%

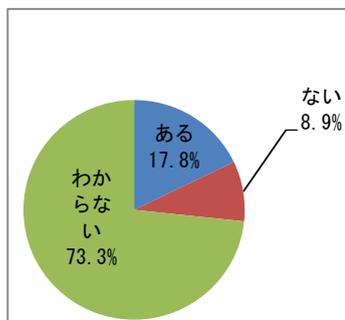


厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ

発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

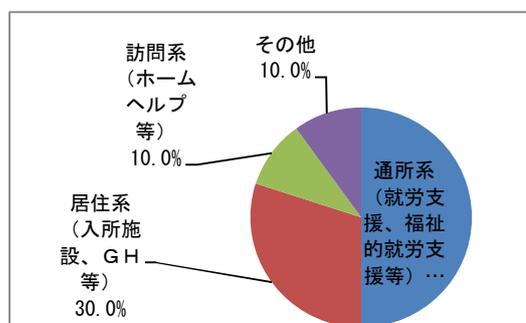
4 触法・被疑者となった発達障害者を受け入れる福祉サービス事業所等の状況について

事業所状況	実数	割合
ある	8	17.8%
ない	4	8.9%
わからない	33	73.3%
総数	45	100.0%



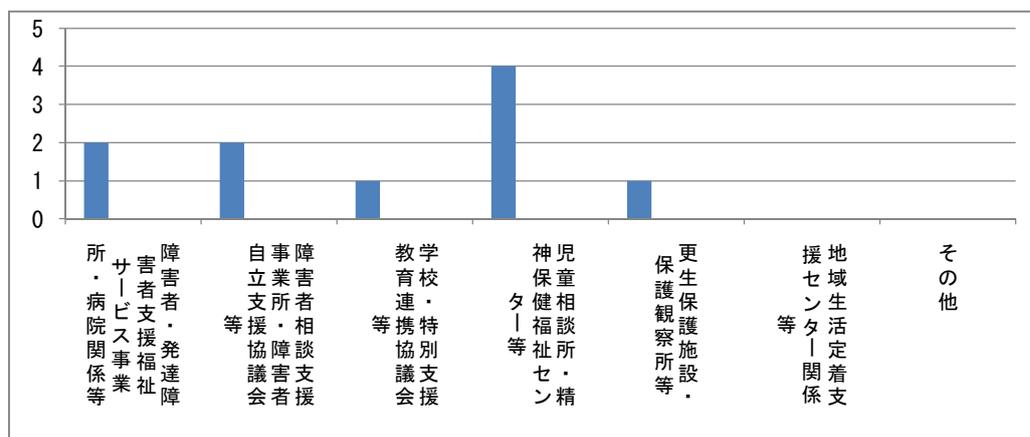
5 4で「①ある」と答えた方へ。受け入れてくれる・くれそうな事業所数を記入して下さい。

受け入れ事業所	延べ人数	割合
通所系（就労支援、福祉的就労支援等）	5	50.0%
居住系（入所施設、GH等）	3	30.0%
訪問系（ホームヘルプ等）	1	10.0%
その他	1	10.0%
総数	10	100.0%



福祉サービス事業所がある×支援ネットワークの内容（クロス集計）

支援ネットワークの内容（事業所）	福祉サービス事業所等（ある）
障害者・発達障害者支援福祉サービス事業所・病院関係等	2
障害者相談支援事業所・障害者自立支援協議会等	2
学校・特別支援教育連携協議会等	1
児童相談所・精神保健福祉センター等	4
更生保護施設・保護観察所等	1
地域生活定着支援センター関係等	0
その他	0
総数	10

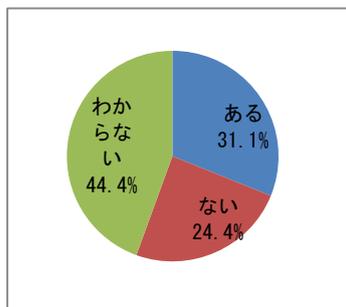


厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ

発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

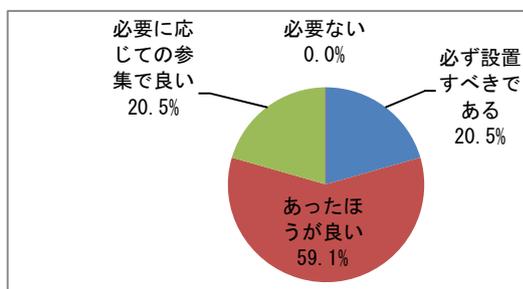
6 地域自立支援協議会や連携会議等における触法障害者支援に関する協議や場の状況について

協議・場の状況	実数	割合
ある	14	31.1%
ない	11	24.4%
わからない	20	44.4%
総数	45	100.0%



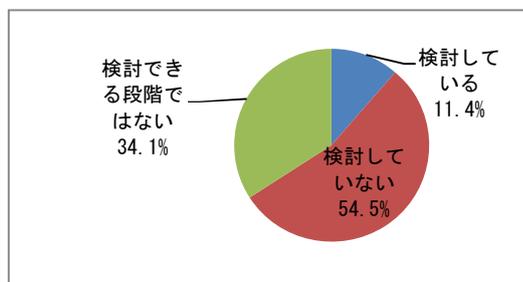
7 触法・被疑者となった発達障害者への支援に関する協議や検討する場の必要性について

協議・検討の場の必要性	実数	割合
必ず設置すべきである	9	20.5%
あったほうが良い	26	59.1%
必要に応じての参集が良い	9	20.5%
必要ない	0	0.0%
総数	44	100.0%



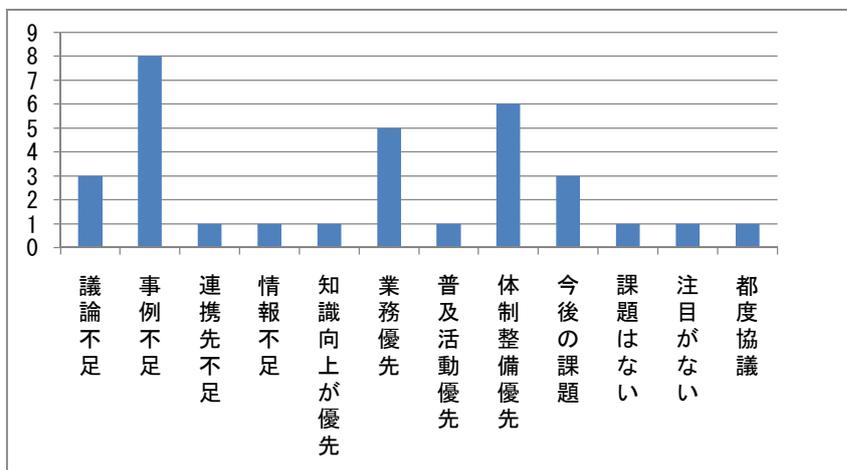
9 発達障害者支援センターは都道府県等の体制づくりを担っていますが、触法に関する課題で、今後の計画や取り組みについて、あるいは検討していない、できない場合は理由を記入して下さい。

計画・課題	実数	割合
検討している	5	11.4%
検討していない	24	54.5%
検討できる段階ではない	15	34.1%
検討できる段階ではない	44	100.0%



11. 触法に関する課題で、今後の計画や取り組みを検討していない、できない理由

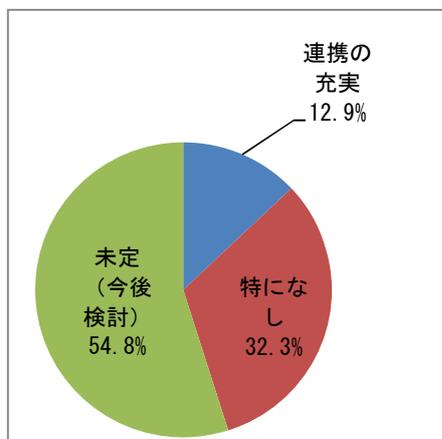
理由のカテゴリ	実数	割合
議論不足	3	9.4%
事例不足	8	25.0%
連携先不足	1	3.1%
情報不足	1	3.1%
知識向上が優先	1	3.1%
業務優先	5	15.6%
普及活動優先	1	3.1%
体制整備優先	6	18.8%
今後の課題	3	9.4%
課題はない	1	3.1%
注目が無い	1	3.1%
都度協議	1	3.1%
総数	32	100.0%



厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ
 発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

12. 地域生活定着支援センターとの連携について、取り組みや検討していること

検討のカテゴリ	実数	割合
連携の充実	4	12.9%
特になし	10	32.3%
未定（今後検討）	17	54.8%
総数	31	100.0%



北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査報告書

調査担当研究協力者

北海道医療大学准教授 佐々木明員

調査研究ワーキンググループ協力者

北海道新篠津高等養護学校教諭佐藤治人

I 調査の概要

1 はじめに

北海道の高等養護学校は、札幌市立を除く 13 校に寄宿舎を持ち、広域に対応する配置になっている。また、人口が集中する札幌圏に学校が少ないために、入学選考検査の不合格者は、希望する学校に入学できない状況もある。平成 17 年度から受検者が増加し続け、毎年募集定員を増やして対応している。こうした状況の中、養護事情の事由や児童福祉施設からの入学、また、障害の多様化や個別支援を要する生徒に、発達障害や軽度障害の生徒の増加も近年顕著になっており教育体制の整備や非行等の生徒への実態把握に基づく教育と卒後支援が課題となっている。

当研究グループは、北海道高等養護学校 13 校における非行等の実態と教育支援の状況の把握し、障害特性と生徒の実態に応じた特別支援教育及び刑事司法や福祉的支援の連携による支援のあり方を検討するためにアンケート調査を行った。

2 調査のテーマ

「北海道の高等養護学校における非行等への支援に関する調査」

3 調査対象及び回答数

道内の北海道高等養護学校 13 校

回答数 12 校、回答率 92.3%。

4 調査方法

郵送による質問紙法

5 調査期間

平成 22 年 1 月～2 月

6 調査協力者

(1) 調査担当責任者、調査ワーキンググループ協力者

調査担当責任者

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 准教授 佐々木明員

調査ワーキンググループ協力者

北海道新篠津高等養護学校長 菊地孝司

北海道新篠津高等養護学校教諭 佐藤治人

(2) 研究助言者・協力団体

北海道教育庁教育指導監 福井一之

北海道特別支援学校長会副会長 佐藤光司（北海道札幌高等養護学校長）

Ⅱ 調査結果と分析

1 入学前における非行の状況と対応

(1) 生徒数と性差について（調査票1の1）

在籍生数に対する非行・虞犯行動等（以後非行等と略す）をおこしたことのある生徒は、1245名中41名（3.3%）である。男子3.4%女子3.0%と性差はない。

(2) 学校差について（調査票1の1）

学校差は、0%から11.3%と大きな差がある。男女ともに0%の学校が5校（41.7%）である。受検者の多い道央圏の学校に0%の学校が多いことから、入学前に中学校側から不利になる状況が伝わりにくいと考える。

(3) 非行等の種別について（調査票1の1-①）

の20項目中16項目（80%）と広く該当する。（0%は、強盗、殺人、違法薬物等の乱用、その他）10%を超える項目は、「性的問題」（15.7%）、「徘徊・無断外出・家出」（11.4%）、「教員・生徒への校内暴力」（11.4%）、「虚言」（10%）、「飲酒・喫煙」（10%）、5項目である。

男子は、16項目該当し10%を超える項目は、「教員・生徒への校内暴力」（13.8%）「飲酒・喫煙」（12.1%）「徘徊・無断外出・家出」（10.3%）「性的問題」（10.3%）の順になる。女子は、4項目と男子に比べ1/4と少なく、「性的問題」（41.7%）「虚言」（25%）「徘徊・無断外出・家出」（16.7%）「盗癖」（16.7%）の順で、「性的問題」が突出し、男子では、6.9%である「虚言」が25%と多くなる。

(4) 教育的支援について（調査票1の1-②から）

「特別な職員配置」は1校で、校外関係者を含めたケース会議を行いやすくするため、「各学年の学年主任をコーディネーターに指名」としている。これは、特別な職員の配置にはならないため、どの学校も特別な職員配置は行わないで対応している。

「特別な支援プログラムによる対応」も1校である。7校中4校が、校内外の関係者によるケース会議を行い対応している。

2 在籍中の非行等の状況と支援

(1) 生徒数と性差について（調査票1の2から）

在籍生数に対する入学後に非行等をおこした生徒は、1245名中85名（6.8%）である。入学前の41名から倍増している。男子（7.5%）女子（5.3%）と男子の割合が多い。どの学校も男子の生徒数が女子の2倍程度在籍しており、寄宿舎で多くの生徒が生活をしている。100名前後の男子棟での集団生活は、50名以下の女子棟よりもゆとりがなく、ストレスの多い状況である。

(2) 学校差について（調査票1の2から）

学校差は、0%から21.5%と大きな差がある。この差は、さまざまな問題行動を非行等として生徒指導として対応するか、一人一人の障害特性の関係でとらえて指導するかの違いと考えられる。男女ともに0%の学校が3校（25%）である。

(3) 非行等の種別について（調査票1の2-①から）

20項目中16項目（80%）と広く該当している。0%は、放火・火遊びによる出火、強盗、殺人、違法薬物等の乱用の4項目である。10%を超える項目は、「性的問題」（25.7%）「飲酒・喫煙」（11.5%）「虚言」（10.8%）の3項目で、「教員・生徒への校内暴力」（9.5%）を加えても4項目である。特に、「性的問題」が15.7%から25.7%と10%も増加している。それ以外に入学後0.5%以上増加した項目は、「器物破損」「暴行傷害」「恐喝」「虚言」「飲酒・喫煙」である。逆に減少した項目は、「無銭飲食・無賃乗車」「住居侵入」「わいせつ・強姦」「徘徊・無断外出・家出」「教員・生徒への校内暴力」「家庭内暴力」「盗癖」「反社会的集団との関係」である。この増減は、思春期を迎えた年齢的な変化と中学

校までの家庭生活から寄宿舎生活という集団生活への変化、生まれ育った地域から知らない地域での生活という地域の変化の影響が考えられる。

男子は、16項目該当し10%を超える項目は、「性的問題」が21%「飲酒・喫煙」(13%)「教員・生徒への校内暴力」(11%)の順で、年齢的な変化の影響がある。女子は、10項目と男子より6項目少ない。「性的問題」が44%と突出し、「虚言」が19%で続く。「徘徊・無断外出・家出」は入学前の16.7%から7.4%に、「盗癖」が16.7%から3.7%に減少する。男子に比べて明らかに少ない項目は、暴力的な「器物破損」「暴行・傷害」「教員・生徒への校内暴力」の3項目と「飲酒・喫煙」「わいせつ・強姦」の2項目である。

(4) 他機関との連携と処分等について（調査票1の2-②・③から）

生徒の非行に対して連携している他機関は、「市町村・児童家庭センター」(16件25%)「警察関係」(12件18.8%)「児童福祉施設」・「児童相談所」(各9件14.1%)「他校・教育関係機関」(6件9.4%)「家庭裁判所」(2件3.1%)の順になっている。

処分等は、「家裁審判不開始・不処分」(2件2.2%)「児童相談所送致」(1件1.1%)「退学処分」(1件1.1%)は少なく、多くは、「校内訓戒指導」(68件73.1%)であり、次に「家庭の訓戒指導」(21件22.6%)が続く。「家庭の訓戒指導」は、「校内訓戒指導」と併せて行うケースが多くあると考えられる。

(5) 教育的支援について（調査票1の2-④から）

「ケース会議(校内のみ)の実施」(64.3%)が一番多く、次に「ケース会議(校外関係者を含む)の実施」(11.4%)と「特別な支援プログラムによる対応」(11.4%)が続く。各学校で、特別支援教育が定着しつつあるなか、校外関係者と連携した支援が行われている。

(6) 学年比較について（調査票1の2、*学年比較から）

1年19名、2年29名、3年37名と学年進行で非行等をおこした生徒は増えている。非行等の件数は、1年生は23件と少ないが、2年生になり学校生活に慣れるとともに66件と3倍である。3年生もほぼ同数の60件である。

4 卒業後の非行の状況と支援

(1) 回答数

卒業生後に非行等をおこしたことがある卒業生のいる学校は、12校中5校で41.7%と少ない。また、男子14名女子4名合わせて18名と1200名近くいる卒業生の1.5%程度である。在籍中におこした生徒が85名に対して極端に減っている。これは、在籍中の非行等は、学校と寄宿舎の中で多くおきるため、職員が把握できる状況にある。しかし、卒業後の非行等は、学校に通報や相談等が来た場合にのみ把握できるため、実態のごく一部であると考えられる。

しかし、高等養護学校の教育と卒後支援の成果とも考えられる。特に、卒後の支援に関しては、年2・3回程度の職場や施設、作業所等への定期巡回訪問と問題発生時の訪問指導などを卒後3年程度行うなどの成果もあると考えられる。

(2) 非行等の種別について（平成18年度から20年度の卒業生の合計）

20項目中10項目(50%)に該当している。0%であった項目の中に、在籍中に0%であった「放火・火遊びによる出火」「強盗」「殺人」「違法薬物等の乱用」の4項目も含まれる。また、10%を超える項目は、「性的問題」(36%)「飲酒・喫煙」(12%)の3項目である。

男子は10項目該当し10%を超える項目は、「性的問題」(28.6%)「飲酒・喫煙」(14.3%)である。女子は2項目該当し、「性的問題」が75%(4名中3名)となっている。在籍中より、特に女子において「性

的問題」が増加している。

非行等の種別から、重大ではなく軽微に該当する非行等を犯していることが伺える。

(3) 教育的支援について（調査票1の3-④から）

卒業後3年間は、前述したとおり卒業支援として巡回相談を実施しているため、年に2・3回は進路指導の先生や担任の先生と会う機会がある。そのため、教育的支援が行いやすい。4年目からは、問題に応じて対応することになる。市町村の相談・支援機関や福祉部と保護者と本人がつながるように在校中から働きかけを行っているところである。

5 非行等に関する地域支援について（調査票2）

(1) 回答校と実施校について

回答校13校のなかで、巡回相談等において非行等の事例があった学校は1校である。3年間で44名の対象児童生徒の相談を受けている。

ほかの12校もセンター的機能における地域支援や教育相談等を実施している。その多くが、発達や教育に関すること、就学や進学に関すること、就職に関することである。相談事例には、教室や校外への飛び出しや他生に対する暴力や物を壊したりする内容も含まれるが、主訴が非行等ではなく教育や子育ての困難さや障害の理解に関することであるため、非行に該当しないと回答になったと考える。

6 発達障害で2次障害の不応による非行等の実態及びその教育支援・卒業支援等の状況と課題について（記述回答）

12校中11校の記入があった。記入者の役職は、教頭（5）コーディネーター（2）生徒指導部（3）教務主任（1）である。

アンケート回答文中※印は、調査担当者の補足説明である。

(1) 早期発見・早期療育と通常の高校での教育の必要性について・・・1校

・入学前の段階で、2次障害の生徒を、3年間の高等養護の教育ではどうしようもないところがあります。早い段階からの、働きかけが絶対必要です。（早期発見・早期療育）また、通常の高校が発達障害の生徒に対して適切な教育ができるよう、文科省や教委の明確な施策が必要です。

小・中学校では、特別支援教育が充実してきているが、地域差や学校差はある。また、幼児期や高等学校段階での取り組みの進展が課題である。

(2) 地域の関係機関との連携の必要性について・・・5校

・卒業の支援に関しては、高等養護学校は今まで力を注いできました。卒業後の一定期間の期間は今後も役割を担う必要があると思います。学校として在校生の教育以外の仕事は（※卒業支援）本務として認められない状況の中で、年々増加する卒業生の支援を行うことは不可能です。地域の就労・相談支援機関の整備と引き継ぎや連携が必要と考えます。
・集団生活を基本とする高等養護学校では、思春期も相まって、これまでの育ち方が一気に露呈しやすい環境になる。なかでも、保護者も同様の障害を有していることが疑われたり、経済的なコントロールができない、障害状況を認知していないなど、家庭環境が整っていないケースについては、学校だけの対応には限界がある。区役所福祉課や相談支援機関との連携を図っているが、卒業後の就職先や居住先に乏しく（※卒業後は親元を離れ、グループホーム等で生活をさせたいが、受け皿が少ない）、大きな課題である。

- ・ 2次障害そのものを防ぐことが困難であることや、事件・事故がおきてからでないと、非行が表面化しない。日常的な卒業支援体制は、今の学校制度では困難です。
- ・ 連携が困難な家庭の生徒の指導・支援について
- ・ (※入学前と卒業後の) 非行等の実態把握は、学校現場では難しい。児童相談所や警察は相談できるが、連携は難しい。

地域の就労支援・相談支援機関の整備と引き継ぎや連携が課題である。また、家庭との連携が困難なケースの場合、在校中から地域の関係機関と連携した取り組みを行う必要がある。

(3) 専門性の必要性について・・・1校

- ・ 近年、発達障害があり非行等の不適応行動を過去におこした生徒が入学している。発達障害児への適切な指導のあり方など、学校の専門性を更に高めていく必要がある。

(4) 具体的な対応について・・・4校5例

- ・ H16卒業生で家庭内暴力から保護者がやむなく警察に通報し、現在入院中の卒業生がいます。ADHDの2次障害として不適応行動（主に暴力、器物破損）が、在学中から絶えなかった（入学前から）ので、医療機関との連携は欠かせなかった。お互いの情報交換は密に行っていたものの、具体的な支援策までは、さまざまな制約もあり、話し合いは、あまりできなかった。特に僻地では、頻繁に相談できない状況です。
- ・ 窃盗や破損の例が見られる。SST的指導を学舎で行い対応している。
- ・ 2次障害による不適応行動をおこさない指導(予防的カウンセリング等)が必要。
- ・ 社会的ルールを理解できていない（できづらい）生徒が、店の共有物(イヤホン)を勝手に持ち出して、対応したケースがあった。生徒個々で理解の様子も異なるので、在学中に個々に必要不可欠な内容の指導を見極めて行わなければならないと思う。
- ・ 性の問題について、以前は卒業後のトラブルが数件あったが、学校全体で性教育にしっかり取り組んだところ、ここ数年はおきていない。

(5) 該当・見解無し・・・2校

- ・ 本質問事項に関しては、本校におけるまとまった見解は現在ありません。
- ・ 本校において該当する非行等の実態はありません。

7 触法障害者への刑事司法と福祉との連携に基づく、新たな更生保護と再犯防止に関する 制度 ・ 事業について

(1) 支援体制の整備について・・・4校

- ・ 障害があるなしにかかわらず、適切な教育を受けられ、日本に生まれた子供が、生活や特に教育で格差が生じない環境にすべきと考えます。また、地域生活定着支援センターが都道府県に1カ所ではなく、必要なところに設置してほしいと思います。
- ・ 地域生活を支える支援体制が整備されていくことは、歓迎される。しかしながら、福祉施設の現場は経営的にも厳しい状況にあることから、人件費や研修体制などのバックアップが整備されることを期待する。
- ・ 制度そのものは非常によいと思います。今後全国への拡がり、サポート体制の充実を期待するとともに、特別支援学校卒業生への支援も視野に入れていただければと期待します。・ 障害があっても地域で当たり前暮らしという近年の地域福祉の流れは評価すべきだが、社

会の受け皿の整備が、まだ十分とは言い難いなかで、触法障害者の地域生活に対する、支援体制の整備は今後も重要である。

地域生活定着支援センターが制度化され、整備されることへに対して評価する意見が多かった。しかし、地域福祉の流れの中で、受け皿の整備等の課題がある。

(2) 連携等について・・・3校

・障害者が再犯するにあたり、その背景について、それぞれの専門機関の立場でアプローチすべきであり、かつ、それらの機関が連携することが重要であると思われる。
・触法障害者への保護士の対応に期待したいが、現実的には生活定着支援は難しい。今後は、触法障害者を取りまく人的ネットワークと教育方法の改善が求められる。
・通常の学級に在籍する生徒に、特別支援教育が必要かどうかを見極めながら、周囲が連携して支援していくことが第一歩だと感じる。(※高等学校)中途退学者の中に、対象と思われる生徒が多く、社会不適應をおこすケースが多いように思う。まずは地域で早期から支援する体制をつくっていくことが大切と思う。

(3) そのほか・・・1校

・特別支援教育や障害者のための福祉とのつながりがないことが、障害者の犯罪に結びつくという考え方は、教育関係者が障害者の犯罪に関する問題意識を高めるためには必要かもしれないが、犯罪に至るまでにはさまざまな要因があることを正しく理解しなければ、問題の矮小化に陥るおそれがあると考えます。

特別支援教育や障害福祉とつながりがなくとも、再犯等を繰り返すひとつの要因と考える。本調査は、特別支援教育関係者が、刑事司法及び福祉関係者との連携のあり方について検討する第一歩である。ほかにもさまざまな要因があることを正しく理解し、問題を矮小化することなく取り組む必要があると考える。

9 非行の知的障害児者、発達障害児者への教育支援について高等養護学校が期待される役割・機能・事業について

(1) 指導内容・方法について・・・4校

・指導内容、方法に関する指導資料の提供。
・自己肯定感を高める指導を重視する。
・矯正教育と特別支援教育の教育方法には共通点がある。そこで特別支援教育のノウハウを地域や関係機関に広げていく必要がある。(例)実態把握・指導方法(他者理解、自己開示の視点を含めて)
・養護学校というネーミングの改訂などを行い、通常の学級出身者に対しての心理的な垣根をはらい、社会的ルールやマナーについて一からしっかり教育できる機関としての役割を強めてもよいと思う。また、大きな事件を起こす前に、一人一人に合った指導内容(理解できていない部分の見極めも含めて)を考えながら支援することで、非行や犯罪が減少することを期待したい。

高等養護学校教育の指導内容や方法は、児童自立支援施設の教育への支援に有効と考える意見が4校からあった。

(2) 連携した取り組みについて・・・3校

- ・センター的機能によって、小・中・高と各専門機関との連携を推進するコーディネーションを構築する。
- ・卒業後の支援機関、専門機関との密接な連携と専門的な指導の実践。
- ・触法障害者への保護士の対応に期待したいが、現実的には生活定着支援は難しい。今後は、触法障害者を取りまく人的ネットワークと教育方法の改善が求められる。

センター的機能を発揮し、地域において特別支援教育を充実させることが2次障害や非行等の減少につながると考える。そのため、地域の関係機関と連携した取り組みが、高等養護学校の役割と考える。

(3) 高等養護学校の現状から・・・4校

- ・北海道の高等養護学校は居住地から離れた地域に設置されているため、全寮制の学校であるので、親元から離れ基本的な生活習慣を整え、指導できた面で指導効果があったケースはある。しかし、近年、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒を抱え、研修を実施しながら指導方法・内容を再検討している状況の中で、十分な成果が上がっていない。
- ・矯正教育的な受け入れに関しては、現在の入学選考制度の中では定員を満たさなければ全員合格になると、在学中の指導体制等対応の困難が予想される。
- ・少年院等の矯正教育機関の教育支援は、今後の役割となると考える。高等養護学校の役割として、矯正教育機関等を出院した者が「学びたい」という強い意志を有しているのであれば拒む理由はないが、3年間の居場所（※親から離すための寄宿舎生活）としての選択するケースについては、役割の範囲を超えていると考える。
- ・発達障害に加え非行に関する専門性もこれからの教員に求められていくのか。

矯正教育的な受け入れに関して消極的な意見が4校からあった。

近年、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒が入学し、各学校は指導方法・内容を研修し行っている。しかし、高等養護学校で初めて特別支援教育を受ける生徒も多く入学し、課題も多い。そのため、指導体制や指導内容、対応に困難が予想されるためと考える。

Ⅲ 今後の課題と提言

1 入学前に、非行等の実態が中学校側から正確に伝わらないため、非行等が発生してから情報収集や支援会議を行い、支援を始めることになる。入学前に教育支援計画や個別の指導計画の引き継ぎを中学校時代までの関係者とケース会議を行えるような中高連携システム構築が課題である。

2 急増する入学希望者に、学校を新設し、また、学科増を行って対応している。多くの学校が大規模化し、寄宿舎も同様である。建設中の小樽高等支援学校の寄宿舎は、高等養護学校では初めて二人部屋の居室となるが、ほかはすべて4人部屋であるなど、プライベートな空間がなく、共用空間も少ない状況である。このような状況の中で、非行等が発生している要因にもなっている。教育や生活環境の改善・整備が課題である。

3 校外の関係者と連携したり、生徒の出身地域でケース会議を行ったりするため、主に特別支援教育コーディネーターが連絡調整等を行っている。連絡調整力の向上のため情報交換や研修を定期的に行える会議や地域における関係者の組織体制づくりが課題である。

既存の青少年健全育成組織、地域自立支援協議会、特別支援教育や発達障害支援に関する特別支援教育連携協議会の専門部会（ケース部会）等で支援の実際的な協議ができることが必要である。

4 卒業後について、年々増える卒業生を学校が直接支援を続けることは困難である。支援のあり方や方法、役割分担と保護者・地域・関係機関の連携について、新たな検討が必要である。

5 非行の矯正教育では、生徒への指導とともに保、護者・家族への適切な親子関係の形成や生活環境の整備、自立と就労に向けた相談支援が再非行犯防止の鍵となる。したがって、家族支援は、本人と親が障害と非行の正しい理解が重要であり、児童自立支援施設や少年院で行われている親子SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）等の具体的で実際的な支援が必要である。

6 高等養護学校は、一人一人の障害やニーズに応じた教育を行える環境にある。その中で中学校時代に非行等を行った生徒への指導に成果があった。今後もこの環境を生かし、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒への指導方法や指導内容等に加え、非行等に関して教員、寄宿舎指導員が研修し、専門性を身につけ実践する必要があると考える。

7 平成21年度、北海道の非行児の児童支援施設である児童自立支援施設3カ所について、所在市町村小中学校の院内分校が設置され公教育が実施された。各分校は特別支援学級が設置されており、知的障害や発達障害の生徒の教育が行われている。

また要養護状況と虞犯等により、児童養護施設、知的障害児施設、情緒障害児施設等の児童福祉施設における健全育成の指導処遇を受けている発達障害や軽度知的障害の生徒が増加している。ちなみに、特別支援学校における知的障害を含む軽度発達障害の状況にふれると、平成19年度全国の特別支援学校調査では、知的障害特別支援学校高等部では、療育手帳なし8.7%の発達障害と軽度知的障害を含む在籍者は33%になると伝えられている。

こうした状況に伴い就学先の高等養護学校等における新たな教育的課題が生じている。これらの課題は、障害特性と非行内容に応じた個別的支援プログラムの教育指導が必要である。

特別支援学校が児童施設、矯正教育や刑事司法の関係機関と連携し、非行に関する健全育成の分野においてもセンター的モデル的支援の実践と地域ネットワークシステム形成のコーディネイトの取り組みが望まれる。

北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査(集計表)

調査票 1 (入学前)

回答学校数(13校中)	12	記入者役職種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
		教頭	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0		3
		コーディネーター	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		1
		進路指導部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
		生徒指導部	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1		7
		学年主任等	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0		6
		計	1	5	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1		18

1 在籍生徒で入学前に、非行・虞犯行動等をおこしたことがある生徒は何人いますか。(調査基準日 平成21年10月1日現在)

学校別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	小計	合計																
学年/性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女															
1年	0	0	3	0	1	1	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	6	4	10												
2年	0	0	0	0	0	1	2	0	5	1	2	0	2	0	0	0	1	0	0	12	2	14									
3年	0	0	3	1	1	1	1	2	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	11	6	17									
計	0	0	6	1	2	3	3	3	10	1	5	3	2	1	0	0	0	1	0	29	12	41									
割合(%)	0.0	0.0	5.8	2.4	2.1	6.7	2.9	6.4	12.7	2.7	10.0	14.3	4.3	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	3.0	3.3
男女別在籍生徒数	14	2	104	42	94	45	103	47	79	37	50	21	47	25	78	38	23	17	90	56	118	45	50	20						850	395
在籍生徒総数	16		146		139		150		116		71		72		116		40		146		163		70		0					1245	

1-①対象の生徒ごとに性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。

学校別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	小計	男女別割合	合計	割合																										
種別/性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女																									
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	8.6	0.0	5	7.1						
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.7	0.0	1	1.4				
放火・火遊びによる出火	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9			
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.7	0.0	1	1.4			
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9			
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9		
わいせつ・強姦	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	8.6	0.0	5	7.1		
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
虚言	0	0	1	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	6.9	25.0	7	10.0	
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	10.3	16.7	8	11.4	
教員・生徒への校内暴力	0	0	2	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	13.8	0.0	8	11.4	
家庭内暴力	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9	
盗癖	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6.9	16.7	6	8.6		
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.7	0.0	1	1.4	
性的問題	0	0	0	1	0	0	0	1	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	10.3	41.7	11	15.7		
飲酒・喫煙	0	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	12.1	0.0	7	10.0	
違法薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	0	10	1	0	0	3	4	37	3	5	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	12	100.0	100.0	70	100.0	

1-② 対象の生徒を受け入れる際、特別に行った教育的支援や対応について、該当項目に件数を、備考欄に具体的内容を記入してください。

教育的支援の項目/学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計	割合	備考
特別な職員配置(学校)	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5.0	学年主任をコーディネーターに指名
特別な支援プログラムによる対応	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	13.3	
ケース会議(校内のみ)の実施	0	4	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	15	25.0	週2回のコーディネーター会議
ケース会議(校外関係者を含む)の実施	0	2	0	0	11	0	3	0	0	1	0	0	0	17	28.3	医療機関・支援センター・中学校・児童施設
その他の対応	0	2	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	13	21.7	全職員での見守り・部活、学舎の連携
特別な職員配置(寄宿舎)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
特別な支援プログラムによる対応(寄宿舎)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	

ケース会議（寄宿舍のみ）の実施	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6.7	
その他の対応（寄宿舍）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
計	0	12	0	0	36	8	3	0	0	1	0	0	0	60	100.0	

北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査(集計表)

調査票1 (在校生)

2 在籍の生徒で、入学後に非行や虐待行動等をおこしたことがある生徒は何人いますか。

学校別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		計		合計			
学年/性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1年	0	0	5	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	19	
2年	0	0	2	0	0	0	6	2	7	3	1	0	0	0	2	0	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	22	7	29			
3年	0	0	1	0	1	0	6	4	10	1	1	1	0	0	2	1	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	26	11	37			
計	0	0	8	0	2	0	14	7	17	4	2	1	0	0	6	2	3	1	11	5	1	1	0	0	0	0	64	21	85			
割合 (%)	0.0	0.0	7.7	0.0	2.1	0.0	13.6	14.9	21.5	10.8	4.0	4.8	0.0	0.0	7.7	5.3	13.0	5.9	12.2	8.9	0.8	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	5.3	6.8			
男女別在籍生徒数	14	2	104	42	94	45	103	47	79	37	50	21	47	25	78	38	23	17	90	56	118	45	50	20			850	395				
在籍生徒総数	16		146		139		150		116		71		72		116		40		146		163		70		0		1245					

2-① 対象の生徒ごとに性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。(複数可)

学校別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		計		割合		合計			
種別/性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	9	2	7	7	11	7.4		
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0.7		
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	1.4		
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	10	1	8	4	11	7.4		
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
暴行・傷害	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	3.4		
わいせつ・強姦	0	0	2	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	0	7	0	9	6.1		
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3	4	5	3.4		
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
虚言	0	0	0	0	0	0	2	10	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5	9	19	16	10.8		
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	5	7	8	5.4		
教員・生徒への校内暴力	0	0	0	0	0	0	4	1	7	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	11	4	14	9.5		
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	1.4		
盗癖	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	4	4	6	4.1		
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0.7		
性的問題	0	0	1	0	0	0	7	2	12	4	1	0	0	0	1	1	0	0	4	4	0	1	0	0	0	0	26	12	21	44	38	25.7		
違法薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
飲酒・喫煙	0	0	4	0	0	0	2	0	7	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	16	1	13	4	17	11.5		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	2	1.4		
計	0	0	11	0	2	0	14	8	71	8	2	1	0	0	6	2	3	2	11	5	1	1	0	0	0	0	121	27			148			

2-② 前項対象生徒の非行等による少年法の処分等の該当項目に○を記入してください。(複数可)

処分等の項目/学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計	割合
校内訓戒指導	0	11	0	21	21	3	0	8	4	0	0	0	0	68	73.1
家庭の訓戒指導	0	8	0	0	3	0	0	8	2	0	0	0	0	21	22.6
学校退学	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1
児童相談所送致	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1.1
家裁審判不開始・不処分	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2.2
観護措置 少年鑑別所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
保護処分 障害児施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
保護処分 児童養護施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
保護処分 児童自立支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
保護観察所の保護観察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
少年院入院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
少年刑務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計	0	19	0	21	26	3	0	16	6	0	2	0	0	93	100

2-③ 前項生徒の非行に対する他機関連携について該当項目に○を記入してください。(複数可)

連携機関/学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計	割合
警察関係	0	0	0	1	8	1	0	0	0	0	2	0	0	12	18.8
児童相談所	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	2	0	0	9	14.1
他校・教育関係機関	0	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	6	9.4
市町村・児童家庭支援センター等	0	3	0	4	8	0	0	0	0	0	1	0	0	16	25.0
家庭裁判所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3.1
児童福祉施設	0	0	0	1	4	2	0	0	0	1	1	0	0	9	14.1
保護観察所・保護司等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
少年院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
少年刑務所等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	2	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	10	15.6
計	0	6	0	8	38	3	0	0	0	2	7	0	0	64	100.0

2-④ 対象の生徒を受け入れる際、特別に行った教育的支援や対応で、該当する項目に件数を、備考欄に具体的内容を記入してください。

教育的支援の項目／学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計	割合	備考
特別な職員配置（学校）	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.1	学年主任のコーディネーター指名
特別な支援プログラムによる対応	0	0	0	0	1	3	0	8	4	0	0	0	0	16	11.4	性指導
ケース会議（校内のみ）の実施	0	7	0	0	78	0	0	0	4	1	0	0	0	90	64.3	
ケース会議（校外関係者を含む）の実施	0	2	0	0	11	0	0	0	0	0	3	0	0	16	11.4	居住地の福祉課と連携が関係
その他の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
特別な職員配置（寄宿舎）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
特別な支援プログラムによる対応（寄宿舎）	0	0	0	0	1	0	0	8	0	0	0	0	0	9	6.4	性指導
ケース会議（寄宿舎のみ）の実施	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.9	
その他の対応（寄宿舎）	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.4	
計	0	15	0	0	94	3	0	16	8	1	3	0	0	140	100.0	

*学年比較

学年別／割合	1		割合		2		割合		3		割合		計		割合		合計	割合
種別／性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
窃盗・万引き・ひったくり	4	0	21.1	0.0	2	1	3.8	7.7	3	1	6.1	9.1	9	2	7.4	7.1	11	7.4
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	1	0	2.0	0.0	1	0	0.8	0.0	1	0.7
放火・火遊びによる出火	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
住居侵入	0	0	0.0	0.0	1	0	1.9	0.0	1	0	2.0	0.0	2	0	1.7	0.0	2	1.3
器物破損	1	0	5.3	0.0	5	0	9.4	0.0	4	1	8.2	9.1	10	1	8.3	3.6	11	7.4
強盗	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
暴行・傷害	2	0	10.5	0.0	3	0	5.7	0.0	0	0	0.0	0.0	5	0	4.1	0.0	5	3.4
わいせつ・強姦	2	0	10.5	0.0	5	0	9.4	0.0	2	0	4.1	0.0	9	0	7.4	0.0	9	6.0
恐喝	1	0	5.3	0.0	2	1	3.8	7.7	1	0	2.0	0.0	4	1	3.3	3.6	5	3.4
殺人	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
虚言	1	1	5.3	25.0	4	4	7.5	30.8	6	0	12.2	0.0	11	5	9.1	17.9	16	10.7
徘徊・無断外出・家出	1	1	5.3	25.0	2	0	3.8	0.0	3	1	6.1	9.1	6	2	5.0	7.1	8	5.4
教員・生徒への校内暴力	1	0	5.3	0.0	6	0	11.3	0.0	6	1	12.2	9.1	13	1	10.7	3.6	14	9.4
家庭内暴力	0	0	0.0	0.0	1	0	1.9	0.0	1	0	2.0	0.0	2	0	1.7	0.0	2	1.3
盗癖	1	1	5.3	25.0	1	0	1.9	0.0	3	0	6.1	0.0	5	1	4.1	3.6	6	4.0
反社会的集団との関係	0	0	0.0	0.0	1	0	1.9	0.0	0	0	0.0	0.0	1	0	0.8	0.0	1	0.7
性的問題	1	0	5.3	0.0	15	6	28.3	46.2	10	6	20.4	54.5	26	12	21.5	42.9	38	25.5
違法薬物等の乱用	0	0	0.0	0.0	0	1	0.0	7.7	0	0	0.0	0.0	0	1	0.0	3.6	1	0.7
飲酒・喫煙	3	0	15.8	0.0	5	0	9.4	0.0	8	1	16.3	9.1	16	1	13.2	3.6	17	11.4
その他	1	1	5.3	25.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	1	1	0.8	3.6	2	1.3
計	19	4	100.0	100.0	53	13	100.0	100.0	49	11	100.0	100.0	121	28	100.0	100.0	149	100.0

北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査(集計表)

調査票1 (卒業生)

3 平成18年度から20年度に卒業した後、非行や虞犯行動等をおこしたことがある卒業生は何人いますか。

学校別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		小計		合計		
卒業年度/性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
20年度卒業	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	8.0
19年度卒業	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5.0
18年度卒業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	5.0		
計	0	0	3	0	0	0	3	0	5	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14	4	18.0		

3-① 平成20年度卒業生 対象の卒業生ごとに性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。(複数可)

学校別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		小計		合計		
種別/性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2.0
器物破損	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
教員・生徒への校内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3.0
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計	0	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	9.0

3-② 平成19年度卒業生 対象の卒業生ごとに性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。(複数可)

学校別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		小計		合計		
種別/性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
器物破損	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
わいせつ・強姦	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
虚言	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2.0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
教員・生徒への校内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2.0
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計	0	0	2	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9.0

3-③ 平成18年度卒業生 対象の卒業生ごとに性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。(複数可)

学校別 種別/性別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		小計		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1.0	
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.0	
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
教員・生徒への校内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4.0	
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0	
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	3	7.0	

3-④ 対象の卒業生に行った教育的支援や対応について、具体的に記入してください。

②他相談機関の紹介、情報交換、本人面接指導 ④ケース会議にて、市の福祉部担当者、福祉施設職員等と保護先について協議した。最終的に入院となった。 ⑧来校時や在校生との関わりがあった場合に、担任や進路支援部(卒後支援担当者)から、電話による近況確認や面談を行い、適切な行動をとるように促した。 ⑩本人への事情確認と指導。会社への謝罪。

平成18年度から20年度の卒業生の合計

学校別 種別/性別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		小計		割合		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4.8	25.0	2	8.0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4.8	0.0	1	4.0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9.5	0.0	2	8.0
器物破損	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9.5	0.0	2	8.0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4.8	0.0	1	4.0
わいせつ・強姦	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9.5	0.0	2	8.0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
虚言	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9.5	0.0	2	8.0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4.8	0.0	1	4.0
教員・生徒への校内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	28.6	75.0	9	36.0
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	14.3	0.0	3	12.0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
計	0	0	3	0	0	0	7	0	7	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	21	4	100.0	100.0	25	100.0

調査票 2 (巡回相談等)

回答学校数 (13校)	12	記入者役職種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
		教頭	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0		4
		特別支援教育C○	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0		4
		進路指導部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		生徒指導部	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1		4
		学年主任等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	12

1 特別支援学校のセンター的機能における地域支援及び専門的支援（巡回相談等）において、非行等の事例について伺います。

年度／学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	17
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16
平成20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0	0	0	44

1-① 平成18年度 対象の児童・生徒等ごとに学年か年齢と性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。（複数可）

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
学校別	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			1
年齢又は学年	3	3	3	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	8			
性別	男	男	男	男	女	男	女	男	女	男	男	男	男	男	男	女	男			
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員・生徒への校内暴力	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	16
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗癖	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性的問題	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	17
計	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	0	35

1-② 対象の児童生徒等への教育的支援や対応について、具体的に記入してください。

⑩情緒短期治療施設併設の小中学校との連携

2-① 平成19年度 対象の児童・生徒等ごとに学年か年齢と性別を記入し、非行等に○を記入してください。(複数可)

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
学校別	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					1
学年	3	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8	9				
性別	男	男	男	男	男	男	女	女	男	男	男	女	男	男	男	男				
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員・生徒への校内暴力	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	14
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	15
計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	0	0	0	30

3-① 平成20年度 対象の児童・生徒等ごとに学年か年齢と性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。(複数可)

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
学校別	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10										1
学年	4	5	5	6	7	7	8	8	9	9	10									
性別	男	男	男	男	男	女	男	女	男	女	男									
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員・生徒への校内暴力	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
計	1	2	1	2	1	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14

調査票 3

回答学校数 (13校)	12	記入者役職種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
		教頭	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0		5
		特別支援教育C○	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		2
		進路指導部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		生徒指導部	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1		4
		学年主任等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		1
		計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	12

1 「発達障害で2次障害の不応行動による非行等の実態及びその教育支援・卒後支援等の状況と課題」についてお考えを記入してください。

②入学前の段階で、2次障害の生徒を、3年間の高等養護の教育ではどうしようもないところがあります。早い段階からの、働きかけが絶対必要です。(早期発見・早期療育)また、通常の高等学校が発達障害者の生徒に対して適切な教育ができるよう、文科省や教委の明確な施策が必要です。②卒後の支援に関しては、高等養護学校は今まで力を注いできました。卒業後の一定期間の期間は今後も役割を担う必要があると思います。学校として在校生の教育以外の仕事は、本務として認められない状況の中で、年々増加する卒業生の支援を行うことは不可能です。地域の就労支援・相談支援機関の整備と引き継ぎや連携が必要と考えます。④集団生活を基本とする高等養護学校では、思春期も相まって、これまでの育ち方が一気に露呈しやすい環境になる。なかでも、保護者も同様の障害を有していることが疑われたり、経済的なコントロールができない障害状況を認知していないなど、家庭環境が整っていないケースについては、学校だけの対応には限界がある。区役所福祉課や相談支援機関との連携を図っているが、卒業後の就職先や居住先に乏しく、大きな課題である。⑤2次障害そのものを防ぐことが困難であることや、事件・事故がおきてからでないと、非行が表面化しない。日常的な卒後支援体制は、今の学校制度では困難です。⑥近年、発達障害があり非行等の不応行動を過去におこした生徒が入学している。発達障害児への適切な指導の在り方など、学校の専門性を更に高めていく必要がある。⑦H16卒業生で家庭内暴力から保護者がやむなく警察に通報し、現在入院中の卒業生がいます。ADHDの2次障害として不応行動(主に暴力、器物破損)が、在学中から絶えなかった(入学前から)ので、医療機関との連携は欠かせなかったが、お互いの情報交換は密に行っていたものの、具体的な支援策までは、さまざまな制約もあり、話し合いはあまりできなかった。特に僻地では、頻りに相談できない状況です。⑧本質問題に関しては、本校におけるまとまった見解は現在ありません。⑨連携が困難な家庭の生徒の指導・支援について

⑩窃盗や破損の例がみられる。SST的指導を学舎で行い対応している。

⑪2次障害による不応行動をおこさない指導(予防的カウンセリング等)が必要。非行等の実態把握が学校現場では難しい。児童相談所や警察は相談できるが、連携は難しい。

⑫社会的ルールを理解できていない(できづらい)生徒が、店の共有物(イヤホン)を勝手に持ち出して、対応したケースがあった。生徒個々で理解の様子も異なるので、在学中に個々に必要不可欠な内容の指導を見極めて行わなければならないと思う。⑬性の問題について、以前は卒業後のトラブルが数件あったが、学校全体で性教育にしっかり取り組んだところ、ここ数年は起きていない。

2 障害があるものの特別支援教育や障害福祉とのつながりががないために、社会的不適応や生活困窮により罪を犯し、再犯を繰り返す等への対策として、21年度から保護観察所を中心に矯正施設からの出院・出所後の地域生活を支える支援体制、矯正施設から福祉への連携を調整する都道府県生活地域生活定着支援センターが制度化されました。こうした「触法障害者への刑事司法と福祉との連携に基づく、新たな更生保護と再犯防止に関する制度・事業について」のお考えを記入してください。

①特別支援教育や障害者のための福祉とのつながりがないことが、障害者の犯罪に結びつくという考え方は、教育関係者が障害者の犯罪に関する問題意識を高めるためには必要かもしれないが、犯罪に至るまでにはさまざまな要因があることを正しく理解しなければ、問題の矮小化に陥るおそれがあると考えます。②障害があるなしにかかわらず、適切な教育を受けられ、日本に生まれた子供が、生活や特に教育で格差が生じない環境にすべきと考えます。地域生活支援センターが都道府県に1カ所ではなく、必要なところに設置してほしいと思います。④地域生活を支える支援体制が整備されていくことは、歓迎される。しかしながら、福祉施設の現場は経営的にも厳しい状況にあることから、人件費や研修体制などのバックアップが整備されることを期待する。⑤制度そのものは非常によいと思います。今後全国への拡がり、サポート体制の充実を期待するとともに、特別支援学校卒業生への支援も視野に入れていただければと期待します。⑥障害があっても地域で当たり前暮らしという近年の地域福祉の流れは評価すべきだが、社会の受け皿の整備が、まだ十分とはいえないなかで、触法障害者の地域生活に対する、支援体制の整備は今後も重要である。⑩障害者が再犯するにあたり、その背景について、それぞれの専門機関の立場でアプローチすべきであり、かつ、それらの機関が連携することが重要であると思われる。

⑪触法障害者への保護士の対応に期待したいが、現実的には生活定着支援は難しい。今後は、触法障害者を取りまく人的ネットワークと教育方法の改善が求められる。

⑫通常の学級に在籍する生徒に、特別支援教育が必要かどうかを見極めながら、周囲が連携して支援していくことが第一歩だと感じる。中途退学者の中にも対象と思われる生徒が多く、社会不適応をおこすケースが多いように思う。まずは地域で早期から支援する体制をつくっていくことが大切と思う。

3 「非行の知的障害者児、発達障害児への教育支援について、高等養護学校が期待される役割・機能・事業について」お考えを記入してください。（例えば、児童自立支援施設の教育への支援、矯正教育的な受入等）

①指導内容、方法に関する指導資料の提供 ②北海道の高等養護学校は居住地から離れた地域に設置されているため、全寮制の学校であるので、親元から離れ基本的な生活習慣を整え、指導できた面で指導効果があったケースはある。しかし、近年、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒を抱え、研修を実施しながら指導方法・内容を再検討している状況の中で、十分な成果が上がっていない。③矯正教育的な受け入れに関しては、現在の入学選考制度の中では定員を満たさなければ全員合格になると、在学中の指導体制等対応の困難が予想される。④少年院等の矯正教育機関の教育支援は、今後の役割となると考える。高等養護学校の役割として、矯正教育機関等を出院した者が「学びたい」という強い意志を有しているのであれば拒む理由はないが、3年間の居場所としての選択するケースについては、役割の範囲を超えていると考える。⑤発達障害に加え非行に関しての専門性もこれからの教員に求められていく。⑥卒業後の支援機関、専門機関との密接な連携と専門的な指導の実践。⑩自己肯定感を高める指導を重視する。また、センター的機能によって、小・中・高と各専門機関との連携を推進するコーディネーションを構築する。

⑪矯正教育と特別支援教育の教育方法には共通点がある。そこで特別支援教育のノウハウを地域や関係機関に広げていく必要がある。・実態把握・指導方法（他者理解、自己開示の視点を含めて）

⑫養護学校というネーミングの改訂などを行い、通常の学級出身者に対しての心理的な垣根をはらい、社会的ルールやマナーについて一からしっかり教育できる機関としての役割を強めてもよいと思う。また、大きな事件を起こす前に、一人一人に合った指導内容（理解できていない部分の見極めも含めて）を考えながら支援することで、非行や犯罪が減少することを期待したい。

4 非行と教育支援について、調査研究に資する事例がありましたら、ご紹介下さい。例えば、教育支援の困難事例や成功事例、望ましい教育方法と家族支援プログラム、地域の支援体制と機関連携の取り組みや課題など。（A4版横書きで添付して下さい。）

* 添付なし

北海道広域相談支援事業所における 触法・被疑者となった障害者への調査の結果

研究協力者 佐々木明員（北海道医療大学）
ワーキンググループ協力委員 小野尚志（留萌圏域センターうえる）
浜尾勇貴（根室圏域相談支援センターあくせす根室）

I 調査の概略

調査対象 北海道が委託する民間法人による広域相談支援事業所 13カ所
調査票の回収 対象事業所 13カ所のうち回答 8事業所 61.5%
調査期日 平成 22 年 2 月

調査の目的と内容

北海道が設ける圏域広域相談支援事業における触法・被疑者となった障害者への相談支援と支援体制に関する現況と今後の取り組みについて明らかにし、今後の触法・被疑者への相談支援の課題と方策の検討に検討に資する。調査は次の二つの内容である。

- 1) 北海道圏域相談支援事業における触法・被疑者となった障害者への相談支援の状況について
- 2) 北海道圏域相談支援事業における触法・被疑者となった障害者への支援体制と今後の取り組みについて

II 調査結果の概要

1) 広域相談支援事業所における支援に関する調査結果

① 相談支援の有無

8事業所全てにおいて、相談支援の実績がある。

② 支援した実数

支援した実数は 25 人。性別は男性 20 人 80%、女性 5 人 20%、と性差が顕著である。

③ 主障害（手帳所持数）（複数回答可、延べ数）

主障害と障害者手帳の状況では、知的障害 21 人 84%（手帳 19 人 90.4%）、精神障害 2 人 8%（2 人 8%）、アスペルガー症候群 2 人 8%、障害が疑われる未診断 2 人 8%、身体障害 1 人 4%（1 人 4%）である。知的障害者の相談支援が 75%を占めている。

④ 犯罪の種類（延べ数）

総数 37 件（延べ数）の罪状は、窃盗・万引き 8 件、わいせつ 6 件、住居侵入 6 件、暴行・傷害 5 件、強盗 2 件、放火 2 件、脅迫・恐喝 2 件、殺人 1 件（殺人未遂を含む）1 件、器物破損 1 件、薬物関連 1 件、その他 3 件である。

窃盗・万引き約 22%、わいせつ約 16%、住居侵入約 16%、暴行・傷害約 14%が多い。また、凶悪犯罪は強盗 2 件、放火 2 件、殺人 1 件となっている。

⑤ 相談支援の利用経路（複数回答可）

道・市町村・行政機関 6 件約 21%、他の相談支援機関 6 件約 21%、家族・親族 3 件約 10%、また居住系事業所、保護観察所・保護司、少年院・刑務所等、本人直接が、各 2 件約 7%である。

行政機関と相談関係のルートが 12 件 42%を占め、更生保護、矯正施設ルートは 4 件である。

⑥ 相談支援の内容（複数回答可）

居住に関すること 15 件、日中活動やデイケアに関すること 10 件、日常生活全般の相談支援に関すること 6 件、就労の支援に関すること 4 件、医療に関する援助 3 件である。

住まいと日中活動・就労に関することで大半を占めている。

⑦支援の連携について（複数回答可）

道・市町村・行政機関 17 件、家族・親族 13 件、通所系事業所 9 件、他の相談支援事業所 9 件、保護観察所・保護司 7 件、居住系事業所 6 件、その他 4 件約 14%である。

その他では、高等養護学校・養護学校等の教育機関、入所型事業所、高等養護学校、警察、消防署、社会福祉士会、生活保護ケースワーカーである。

⑧支援において困難な状況や問題（自由記述 9 件）

- ・刑務所等の矯正施設や刑事司法関係機関と、支援に関する情報共有や個人情報保護の制約により受け皿の資源の調整が困難
- ・支援に関する地域ネットワーク体制と連携の未確立
- ・地域の受け皿の少なさと一部事業所に偏っている問題
- ・家族・保護者が反社会的行為や障害者のために支援プログラムの実施の難しさ
- ・女子職員の対応の困難等
- ・金銭管理の支援の難しさ

⑨支援において必要な対応、体制、制度（自由記述 9 件）

- ・警察・司法関連の制度と福祉関連制度を相互に学べる機会や連携体制
地域支援システムと連携体制の整備について
- ・生活の安定、再犯防止の生活定着支援システムと受け皿の整備
- ・成年後見などの整備

2) 支援に関する調査結果の分析

全事業所が相談支援に関わっている。

相談者の性別では男性、障害では知的障害者が多い。

相談内容では、居住の場や日中活動・就労の場に関する相談支援が多い。

支援における困難さの理由では、「広域性の課題」、「受け皿の課題」、「個人情報の取り扱い」、「支援の方向性や組み立てについての共通理解」がキーワードになっている。

支援において必要な対応、体制、制度などについては、体制づくりは必要であるが、実際の受け皿の課題も多くあり各分野における制度の整備が必要である。

3) 広域相談支援事業所における支援体制整備に関する調査結果

①北海道・圏域において触法障害者等の支援に関して課題となっていること

ある 7 カ所、ない 1 カ所である。

触法障害者等の支援について課題となっている状況にある。

②活用できる支援ネットワークの有無について

ある 1 件、ない 7 件である。

広域相談支援事業所におけ活用できる支援ネットワークは、極めて未整備の状況である。

広域相談支援事業所は圏域の支援ネットワークづくりも基本的な業務であるが、触法問題に関しては今後の取り組みの課題である。

③支援のネットワーク内容について

障害者相談支援事業所・団体等 1，障害者福祉サービス事業所・団体 1 の 2 件である。

自立支援協議会等 8 件、児童相談所・精神保健福祉センター等 8 件、障害者・発達障害者支援福祉サービスサービス事業所・病院等 6 件、更生 保護施設・保護観察所等 4 件、その他 4 件が上位 5 項目である。

④受け入れてくれる又は受け入れてくれそうな事業所有無

触法障害者を受け入れてくれる事業所があるが 5 カ所 6 割強の状況であるが。また、ないが 1 カ所とわからない 2 カ所を加えると 4 割弱が支援の受け皿がない状況である。

⑤受け入れてくれる福祉サービス事業所数

触法障害者を受け入れてくれる福祉サービス事業所数では、居住系（入所施設、GH等）5件、通所系（就労支援、福祉的就労支援等）2件となっており、居住系（入所施設、GH等）が主となっている。

⑥触法障害者支援に関する地域自立支援協議会や連携会議等における協議状況

触法障害者支援に関する地域自立支援協議会等の協議の場について、ないが8カ所全ての状況である。したがって、地域の障害者支援に関する公的な中核になる総合的組織である地域自立支援協議会等における早期の取り組みが望まれる。

⑦支援に関する協議や検討する場の必要性について

支援に関する協議や検討する場の必要性について、必要に応じての参集が良いが5カ所と大半を占め、あったほうが良い2カ所、必ず設置すべきである1カ所となっている。

⑧地域生活定着支援センターとの連携について取り組みや検討していること

（自由記述8件）

- ・司法関連機関から福祉関連機関（地域生活支援等）へのコーディネート役や、フォローアップ（定着支援）の機能に期待した。
- ・定着支援センターについてはよく分からない、連携のイメージがつかめないが大半を占めている。また連携の難しさなども述べられている。

⑨広域相談支援事業として圏域内の体制づくりの役割と触法障害者支援に関する取り組みや検討の状況について（自由記述8件）

圏域内の体制づくりの役割と触法障害者支援に関する取り組みや検討の状況では、検討している0件、検討していない5件、検討できる段階でない3件である。

現状は、未検討の状態であるとともに、情報が少なく把握が出来ていない状況にある。地域作りや自立支援協議会の体制整備の中で今後の支援を考える。また、支援内容は他の分野とも共通であるなどの意見が大半を占めており、具体的な提案等はなかった。

⑩広域相談支援事業所が触法障害者支援に関する役割、機能について（自由記述8件）

圏域の広域相談支援事業所が担う体制整備における役割とコーディネートに関する記述は次の通りである。

- ・触法障がい者支援に限らず、地域での支援体制づくりに努めていく役割である。
- ・住民への丁寧な周知と相互理解がある上での体制づくりが必要であり、また相談支援でなすべきことは変わらない。地域自立支援協議会の体制整備が急務。
- ・地域での啓蒙活動やサービス提供事業所への仲介などを役割として担うが、経験不足が課題となる。
- ・早い段階からの障害の発見と支援ができる地域づくり。
- ・出身地で生活することが困難な場合に圏域を超えた支援も必要である。

⑪その他の意見（自由記述、3件）

- ・地域生活定着センターの具体的な情報が欲しい。
- ・触法障害者を受け入れてもらえる事業所（施設）は限定されてしまい、集中する可能性あり。（精神の医療観察法と同様に）

地域的にも限定され、スタッフの能力も専門性が必要とされる。一事業所の厚意に頼るのではなく、体制の整備は必要であるし、その様な事業所への報酬（？）が補償される様、体制も必

要であると考える。

- ・定着センターのことについての知識不足のため検討できる段階にない。

Ⅲ 課題と提言

1) 広域相談支援事業所について

北海道 13 カ所の広域相談支援事業所における経過と特徴、事業内容、事業実施体制について概観する。

平成 17 年北海道障害者総合相談支援センター事業が開始された。障害者自立支援法施行前の平成 17 年に 14 支庁に各一箇所、社会福祉士、精神保健福祉士等 2 名を配置する設置計画であった。事業内容は 365 日 24 時間 3 障害対応の専門的総合相談と市町村の相談支援体制構築への支援である。相談支援事業者は北海道のプロポーザル選考により民間法人に事業委託された。

平成 18 年 10 月障害者自立支援法の施行に伴い、北海道障害者総合相談支援センター事業は、北海道地域生活支援事業として改変され、『個別支援市町村体制作りの支援』へと位置づけが変更される。日常相談は市町村相談支援事業が対応することとなる。しかし各支庁圏域における北海道と市町村の役割分担と取り組み状況には地域差があり、一部の圏域は 2 圏域合同の運営も行われる。

北海道障害者総合相談支援センター事業は平成 20 年度で終了し、平成 21 年度より広域相談支援体制整備事業に事業変更され継続している。

北海道の 14 障害福祉圏域に 1 名の「地域づくりコーディネーター」の配置（全 21 名）と全道 6 名の「地域移行コーディネーター」の配置体制となった。

事業の目的は、「障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、地域における生活支援体制構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う」である。

北海道障害者総合相談支援センター事業から広域相談支援体制整備事業へ移行する際に、留萌、宗谷、日高、根室がコーディネーター 1 名体制となりセンターの存続が問題となった。当該センターがそれぞれの地域と調整を行い、市町村相談支援事業の指定を受ける等により 1 名分の人件費を確保して継続する。また、平成 22 年度より、北海道障がい者条例第 27 条第 1 号に基づく支援員にも位置づけられた。

このように、北海道の障害福祉圏域によって圏域分担し、業務委託によって社会福祉法人法人、NPO が実施主体となっている。事業の位置づけは道の広域圏域における市町村への専門支援と障害福祉サービスの体制整備のコーディネイトが主たる内容となっている。障害者自立支援法施行により事業内容は変化し、相談支援事業から市町村福祉への移行をベースに、障害福祉の新体系移行に伴う入所施設から地域移行の支援や退院促進事業等の政策的対応が重点となっている。一方、広域相談事業所の財政的問題から存続が危ぶまれる状況も現出し、市町村事業受託事業の 2 本立てで経営を維持する等の事業の安定性・継続性に難問を抱えている。こうした困難な状況にあって、圏域の 3 障害対応の総合的で多くの業務課題を担いつつ、脆弱な事業基盤で奮闘している現況といえる。

2) 課題と提言

① 現況と課題

今回の調査から把握できた全般的な状況としては、回答のあったすべての広域相談事業所が相談や支援を行っているが、触法障害者等の相談支援に関する利用状況からは、触法障害者等の支援に関する地域の認知の問題と広域相談事業所の活用、さらに連携体制のネットワークの

3つの側面から端緒についた状況である。支援の受け皿は少数であり不足している。さらに地域機能連携ネットワークと推進体制は未整備であり、今後の課題となっている。

② 触法障害者等の相談支援体制整備と地域自立支援協議会の役割

広域相談事業所の触法障害者等の相談支援に関する位置づけとアプローチの基本的な考え方として、触法障害者等の支援に限らずさまざまな相談に対応をしている地域の相談支援事業所にとっては、地域生活を支えるための基盤となる地域づくりが課題となっている。こうした地域基盤の上に、地域生活全般にわたる触法障害者等への相談支援やコーディネートも展開され、実際的な受け皿の開拓や整備が取り組まれることになる。

したがって、市町村レベルでは、地域に根ざした相談支援体制づくり、受け皿資源と推進体制づくりのためには、地域自立支援協議会における触法障害者支援が位置付き取り組みを調整する機関として機能することが必要である。多くの市町村指定相談事業者は地域自立支援協議会の事業を合わせて事業を担っていることが多いことから、一体的な取り組みとして推進することが望まれる。

③ 保護観察所及び地域生活定着支援センターを核とする相談支援体制について

北海道は平成22年度から札幌市と釧路市の2ヵ所に北海道社会福祉協議会に委託した地域生活定着支援センター（職員4名配置）を設置した。実際的な運用は6月予定である。

北海道の広域性を考えると、全道一円を2ヵ所の地域生活定着支援センターでカバーする体制では不十分である。北海道には、札幌市、釧路市、旭川市、函館市の4ヵ所の保護観察所が設けられている。少なくとも保護観察所毎に地域生活定着支援センターを設置し、併せて障害福祉圏域の広域相談支援体制整備事業に触法障害者等の相談支援が位置づけられ、市町村地域自立支援協議会、障害者支援施設とネットワークを組む、重層的支援体制が必要である。

このことにより地域で触法をせざるを得ない状況に追い込まれた方を未然に支援し防止する効果が期待できる。

④ 先進的支援事業所のモデル的センター的事業の指定

また支援の受け皿が決定的に不足し、取り組みが遅々としている状況を打開するためには、先進的実践の支援事業所にモデル的センター的事業の指定を行い、専任職員を配置するなどにより専門的な支援のプログラム開発と人材養成研修、ネットワーク形成、地域啓発を実施し受け皿作りを支援推進する対策が必要である。

⑤ 触法障害者等の受け入れ加算制度の改善

これらの地域システムと平行して、受け皿づくりの制度の見直しが喫緊の課題である。触法障害者の障害者福祉施設における受け入れの加算については、新法移行事業所と居住支援及び刑務所からの受け入れの場合に限っている。受け入れを行っている施設には、旧法事業者も多いが制度的には除外され、受け入れ施設の拡大を停滞させている。

全ての事業者が取り組めるように旧法事業所への加算の適用、日中活動・就労支援事業への対象事業の拡大、保護観察中や起訴猶予の支援、出所前又被疑者支援期間を含むものに支援の実態に合わせた改善が必要である。

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ
 広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者への支援に関する実態調査

1 相談支援事業所における触法・非行にかかわる相談・支援の有無について

①

ある	8
----	---

 ②

ない	0
----	---

2 1で「①ある」と答えた方へ。支援した実数を記入して下さい。

総数	25
----	----

(うち、男性)	20
---------	----

(うち、女性)	5
---------	---

3 1で「①ある」と答えた方へ。①の主障害別人数、()には継続支援中の人数を記入して下さい。

		総数	手帳			総数	手帳
①	知的障害	21	19	②	精神障害	2	2
③	自閉症	0	0	④	アスペルガー症候群	2	0
⑤	注意欠陥多動性障害	0	0	⑥	学習障害	0	0
⑦	高次脳機能障害	0	0	⑧	身体障害	1	1
⑨	その他の障害	0	0	⑩	障害が疑われるが未診断	2	0

4 1で「①ある」と答えた方へ、犯罪の種類ごとに人数を記入してください。

①	殺人（殺人未遂も含む）	1	②	強盗	2
③	放火	2	④	強姦	0
⑤	暴行・傷害	5	⑥	脅迫・恐喝	2
⑦	窃盗・万引き	8	⑧	わいせつ	6
⑨	住居侵入	6	⑩	器物損壊	1
⑪	薬物関連	1	⑫	その他	3

5 1で「①ある」と答えた方へ。センター利用の経路ごとの人数を記入してください。

1	弁護士	1	2	病院（医療機関）・保健所	0
3	通所系事業所	1	4	居住系事業所	2
5	道・市町村・行政機関	6	6	他の相談支援センター	6
7	保護観察所・保護司	2	8	少年院・刑務所	2
9	本人より直接	2	10	民生委員・地域住民	0
11	家族・親族	3	12	その他	4

12「その他」例… 入所型事業者、高等養護学校、中学校時代の担任、当事者からの紹介

6 1で「①ある」と答えた方へ。相談支援内容を記入して下さい。（複数回答可）

①	居住の場について	15	②	日中活動やデイケア	10	③	手帳の申請	2
④	日常生活全般支援	6	⑤	余暇支援	2	⑥	生活保護申請申請	2
⑦	年金申請支援	2	⑧	居宅介護利用支援	0	⑨	医療に関わる支援	3
⑩	就労支援	4	⑪	その他	2			

11「その他」例… 多重債務に関する支援、成年後見制度の活用、罰則金支払いについて 総数48件、

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ」
広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者への支援に関する実態調査

7 1で「①ある」と答えた方へ。支援の際にどの機関と連携しましたか。

1	弁護士	3	2	病院（医療機関）・保健所	5
3	通所系事業所	9	4	居住系事業所	6
5	道・市町村・行政機関	17	6	他の相談支援センター	9
7	保護観察所・保護司	7	8	少年院・刑務所	3
9	本人より直接	0	10	民生委員・地域住民	4
11	家族・親族	13	12	その他	4

12「その他」例… 養護学校等の教育機関、入所型事業所、高等養護学校、警察、消防、社会福祉士会、生保ワーカー

8 1で「①ある」と答えた方へ。支援で困難な問題があれば記述して下さい。

- ・司法関連機関との円滑な支援、情報共有について。特に遠方地からの依頼の場合、仮退所等の決定から早い段階（可能であれば、決定前に退所後の生活拠点が想定された時点で）で本人状況の共有が図れると、その後がスムーズだと考えます。
- ・「個人情報保護」のみを前面にした状況での資源調整は限界があると考えます。
- ・支援の広域性
- ・女性スタッフであるとか対応が困難か？
- ・地域での受け皿の問題が一番ではないかと思えます。現実的には、入所施設（事業所）が中心になると思えますが、現状の利用者支援で一杯であり、厳しい現実があります。
- ・本人に対する直接的な支援の経験はありませんが、他圏域からの入所先の照会などの際、個人情報の取り扱い方の難しさを感じました。
- ・例えば、入所施設に入った後の支援会議のあり方。支援プログラムのたて方、共有が難しい。
- ・金銭管理が不能、年金、生保等のお金が入ると札幌などに出かけて使ってしまう。預金の管理を提案するが拒否、通帳を変える、カードを変えるなど、管理できない。
- ・当事者の家族にも障害（知的）があり、保護者としての責任能力なし。又、家族の反社会的行為があるために、責任の所在が不明となり、支援手段の判断に困った。
- ・住まい等の生活するための基盤資源がない。

9 支援において必要な対応、体制、制度などについて自由に記述してください。

- ・司法関連制度、福祉関連制度を相互に学べる機会が必要。
- ・生活の安定、再犯防止などの生活の定着支援に向けた支援システムが必要。
- ・最低でも市町村毎の相談支援体制（行政以外で）
- ・警察との連携体制
- ・体制作りは急務であり、保護観察所などを含めての連携体制を作っていくことは可能かと思えます。ただ現実的な受け皿や積極的に支援する体制づくりはまだまだです。
- ・勉強不足を痛感しています。
- ・3度の刑務所を経験したが、幸いにして再犯はしていない。生活はメチャメチャで旧担任などがお金を出したりして何とか生きている。資金を調達してもスナック、風俗などですぐに使い果たすため生保も
- ・成年後見制度などの親族以外の者や制度を整備することが必要。
- ・生活するための資源が必要。

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ
広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者等支援の体制づくり調査

1 北海道・圏域において触法・被疑者となった方の支援について課題となっていること。

*実際に検挙されていなくても、犯罪・非行を犯すおそれが強い方も含む

① ある ② ない

2 触法・被疑者となった方から支援を求められた時に、活用できるネットワークの有無について

① ある ② ない

3 2で「①ある」と答えた方へ。支援のネットワークの内容について

①	障害者相談支援事業所・団体等	1
②	障害者福祉サービス事業所・団体等	1
③	障害者自立支援協議会・地域福祉団体等	0
④	病院・医療機関・団体関係	0
⑤	保護観察所・更生保護関係者等	0
⑥	その他	0

4 触法・被疑者となった方を受け入れてくれる福祉サービス事業所等

① ある ② ない ③ わからない

5 4で「①ある」と答えた方へ。受け入れてくれる・くれそうな事業所数を記入して下さい。

①	通所系（就労支援、福祉的就労支援等）	2
②	居住系（入所施設、GH等）	5
③	訪問系（ホームヘルプ等）	0
④	医療関係	1
⑤	その他	0

6 地域自立支援協議会や連携会議等における触法障害者支援に関する協議や場の状況について

① ある ② ない

7 触法・被疑者となった障害者への支援に関する協議や検討する場の必要性について

①	必ず設置すべきである	1	②	あったほうが良い	2
③	必要に応じての参集が良い	5	④	必要ない	0

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ

広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者等支援の体制づくり調査

8 今後設置される地域生活定着支援センターとの連携について、取り組みや検討していることを記入して下さい。

・司法関連機関から福祉関連機関（地域生活支援等）へのコーディネート役や、フォローアップ（定着支援）の機能を期待したいと考えます。

・まず、地域生活定着センターに対しては、北海道という特有な地域情勢を鑑み、地方の支援までいき届くセンター配置と、あわせて、広域支援の覚悟とスキルを望みたい。その上で、連携という面において、市町村の地域自立支援協議会とのそれが望ましいと思われるか、協議会体制が整っているかどうかについては、特に地方においては期待できない。

それらの点を総合的に考慮すると、本来であれば、地域定着センターのような機能を持ったセンターは、箱モノではなくソフトとして圏域センターのような場所に事業委託される形が望ましいのでは・・・。地域生活を冠とするのであればなおさら、各地域に根差した支援が求められるのである。

・定着センターについて、具体的な情報がないこともあり、はっきりと考えを示せない状況です。特に圏域センターとどのような連携をすべきかなどビジョンを示していただけるとありがたいです。ただ、他の都道府県のように、具体的な施策の展開が必要と思います。

・協働できるように準備したい。

・広い北海道に一箇所では少ないと思う。遠いところとの連携は実用的でない。

・センターがどんなものかよくわからない。札幌や旭川などの大都市に数箇所設置されるのであれば研修程度くらいしか機能しないのではないかと。〇〇センターを分野別につくっていくよりは地域に根ざした総合支援センターを充実した方が良い。

・地域生活定着支援センターの運用が具体的にどのようなものになるのか充分に理解していないため・・・。

・正直なところ具体的な連携のイメージができない。都市部に設置されることが想定されるため支援の実効性がある具体的な連携が難しいとだろうと考えている。

9 広域相談支援事業として圏域内の体制作りの役割と触法障害者支援に関する取り組みや検討の状況について
計画検討内容や取り組みの状況など

①	検討している	0
③	検討できる段階ではない	3

②	検討していない	5
---	---------	---

・地域資源が比較的多い地域でもあり、また当センターでの該当事例としては少ないが、ニーズ把握や、該当事例がない事業所等の状況、情報共有の場、ニーズが挙がってきた場合の支援体制づくりの検討は今後必要だと考えます。

・触法障がい者であっても、一般の障がい者であっても、地域生活を望む上での生き辛さや困りごとは一緒である。もちろん、再犯の恐れという面では相談支援の性質において戸惑うこともあるが、冷静にケースを分けて整理すると、相談支援のなすべきことは変わらないことに気がつく。先にも触れたが、特に地方において地域自立支援協議会の体制が整っていない、あるいは、形骸的になってしまっていることを問題・課題としてとらえ、そこへの支援に重きを置くことが急務と考えている。

・具体的な情報が少ないこともあり、まだ圏域内では議論にあがることも少ないようです。ただ、保護観察所の連絡会議等では必要性が伝えられてきている状況です。

・具体的なケースの情報もない状況。必要性を把握できていない。

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ

広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者等支援の体制づくり調査

- ・今後の検討課題としている。精神障害者地域生活支援事業の要綱にもあり、地域づくりと一緒に考えていく事を検討中。
- ・圏域毎には検討されていると思うが、全体での検討はされていない。
- ・触法者の個人情報、どの程度広域相談支援事業所に伝わるのか。伝えられるのかによって検討できるか否かの判断可能。現状としては、施設や一部の関係者の範囲内で対応され、処遇されていると思う。広域相談支援事業所が介入して支援できるのは、地域の体制づくりにとどまる様な気がする。
- ・「触法」というよりも「地域生活」での課題が多いため触法に限った検討までいかない。例えば「住まい」を考えた場合に保証人がいない方への住居の提供が難しい。など

10 広域相談支援事業所が触法障害者支援に関する役割、機能について

- ・広域相談とはいえ事業所単独での支援ではなく地域での取り組みが不可欠になると思います。触法障がい者支援に限らず、地域での支援体制づくりに努めていく役割であると考えます。
- ・同時に広く一般住民に、とまでいなくても、本人の生活拠点となる場の周辺の住民からでも丁寧な周知と相互理解がある上での体制づくりが必要だと考えます。
- ・触法障がい者であっても、一般の障がい者であっても、地域生活を望む上での生き辛さや困りごとは一緒である。もちろん、再犯の恐れという面では相談支援の性質において戸惑うこともあるが、冷静にケースを分けて整理すると、相談支援のなすべきことは変わらないことに気がつく。先にも触れたが、特に地方において地域自立支援協議会の体制が整っていない、あるいは、形骸的になってしまっていることを問題・課題としてとらえ、そこへの支援に重きを置くことが急務と考えている。
- ・圏域センターの最大のメリットはネットワークであり、全道でしっかりと協議したり共有する場づくりが必要だと考えています。
- ・地域での啓蒙活動やサービス提供事業所への仲介などを役割として担うことができると考えているが経験不足が課題となる。
- ・早い段階からの障害の発見と支援ができる地域づくり。
- ・支援は特に「触法」に限っているわけではなく、触法となった障害者だから支援しないというわけではない。ただ、特別の困難さが想定されるので支援方法についての研究や研修は必要と考える。当センターでは「窃盗」のため、それほど特別ではなかった。
- ・触法障害者が出身地で生活することが困難な場合に圏域を超えた支援が必要となるため事業所の利用は可能。ただし、個々のケースにどれ程度介入できるのかは疑問で、単に施設やサービス事業所を紹介するだけで終わってしまえば意味がなくなってしまう。

11 その他、ご意見があれば自由に記入して下さい。

- ・地域生活定着センターの具体的な情報が欲しいです。
- ・触法障害者を受け入れてもらえる事業所（施設）は限定されてしまい、集中する可能性あり。（精神の医療観察法と同様に）地域的にも限定され、スタッフの能力も専門性が必要とされる。一事業所の厚意に頼るのではなく、体制の整備は必要であるし、その様な事業所への報酬（？）が補償される様、体制も必要であると考えます。
- ・定着センターのことについての知識不足のため検討できる段階にありません。

デンマークにおける触法障害者に関する調査研究報告

小林研究グループ デンマーク調査研究担当者
佐々木明員（北海道医療大学）

1 調査研究者

研究担当者	佐々木明員	(北海道医療大学)
調査研究報告者	銭本隆行	(デンマーク 日欧文化交流学院)

本調査研究は、デンマーク国ボーゲンセ市で、知的障害者のデンマーク人生徒等を受け入れている国民高等学校日欧文化交流学院長千葉忠夫氏（バンクミケルセン財団理事長、）のご協力のもとに、同学院副校長銭本隆行氏に調査レポートを依頼した。銭本氏は日本において時事通信社、産経新聞の警視庁、厚労省担当記者経験を有し、現在、国民高等学校日欧文化交流学院副校長のかたわら、日本の研修者の受け入れやデンマークの福祉・教育等の調査研究をとおして障害福祉と触法障害者の実態に精通している

2 研究テーマと内容

「デンマークにおける触法障害者の実態と支援に関する調査研究」

田島班小林グループの研究テーマ「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」について、初年度平成21年の調査研究は、国内調査4研究の他、本研究テーマ海外先進国調査研究として、デンマークを選定し実施した。デンマークにおける国調査研究は、海外先進国調査研究計画3年計画の初年分である。

本研究の内容は、次の3点である。

- ① デンマークにおける触法知的障害者の実態
- ② デンマークにおける触法知的障害者の矯正教育、更生保護等の刑事司法制度と障害（児）者への配慮と対応
- ③ デンマークにおける触法知的障害者の地域生活における就労、生活、福祉等に関する支援の実態

3 研究方法

デンマークにおける文献調査及び実態調査とレポートの作成をについて、調査研究者として銭本隆行氏（在デンマーク、日欧文化交流学院副校長）に委嘱し実施した。

4 調査研究結果の概要

① デンマークにおける触法知的障害者の実態

知的障害者が1998年サービス法の施行により自己決定にもとづく自由な生活環境において、罪を犯す、アルコール依存症や薬物依存症等（触法障害者の25%）により罪を犯す、保護観察制度の見直しによる期間短縮により十分な更生が得られず再犯の増加もみられ等の問題も起きている。触法知的障害者は07年は01年比の5倍に増加し、近年年間70人程度が有罪になっている。このため、既存の施設だけでは不足し、保護施設の増設が議論されている。

罪状は、道徳犯、暴行、放火がトップ3である。

② 触法知的障害者への刑事司法制度の特徴は、ノーマライゼーション基準の国民同等の権利保障の徹底、社会内処遇の在宅保護観察処分及び知的障害者の保護観察処分制度による5区分の矯正教育と知的障害者保護施設における混合処遇等である。Kommuneは司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。

③ 2000年から知的障害者は保護観察処分の刑事司法制度が設けられた。

知的障害者は保護観察処分のプロセスは、逮捕～刑期終了までのプロセスは、逮捕、警察・司法当局が知的障害者に関する各分野の専門家による審査委員会に処分の助言を要請、保護施設で拘留・知能検査等の実施、検査な

どを元に審査会が処分の助言、判決、保護処分が下ると後見人の指定が行われるが多くは家族である。

在宅や保護施設で保護観察、再犯防止の観察又は治療、処分終了である。

保護観察処分は type 1（最も罪状が重い）から 5（罪状が軽い）の 5 段階に区分される。処分期間は原則は最長 5 年以内と定められている。期間制限の処分を受ける者は単純軽度罪状の者、一方凶悪犯罪者は期限無制限となる。

type 2 の Kommune は常時監視が必要で新しい罪を犯す危険性が出れば、司法の判断を待たずに、が隔離型保護施設「Kofødsminde」への収監を決定できる。type 4 の Kommune は、経過によって司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。

現在刑務所に収監されている知的障害者は 10% である。

刑務所の収監ではない保護観察施設の保護観察処分は、デンマークでは障害者手帳がないため、知的障害者保護施設において 4 月から 12 月の期間で知能テストが行われ一時収監期間が平均 7 ヶ月かかっている。

④ デンマークにおける保護観察中の触法知的障害者は、大半が地域のアパート、グループホーム、入居施設などである。凶悪犯罪の type 5 の者は国内 1 ヶ所 50 名収容の隔離型保護施設に収監される。作業所が併設されている。その他は保護観察処分の者だけを受け入れる施設はなく、知的障害者保護施設に入る。10 人以上の触法知的障害者が生活する保護施設は国内 6 ヶ所で、大半が 1, 2 人である。

保護観察中の生活は、一般国民同等の所得保障がされており、一人暮らしの 18 歳～67 歳までの国民は早期年金を 330 万円受給できる。

また、自宅における保護観察処分以外の一般知的障害者保護施設における保護観察施設収監の場合は、外出は敷地内、職員同伴の施設外、3 時間以内の施設外の外出等である。外出の権利は処分によって異なる。

保護施設では玄関以外の鍵は原則禁止、所持品の搜索は禁じられ、麻薬の所持なども同意か警察への通報による場合に限られる。

外部者の訪問の制限や郵便の検閲は禁止されている。

部屋の移動は同意によって行われる。日中の授産は必須の場合もあるが、原則拒否できる。

携帯電話の使用は原則可能であり、恋人といることは制限されない。

ポルノ視聴の制限はないが、児童ポルノは犯罪であり警察に通報される。職員は性教育に勤めなければならない。

5 調査研究の成果及び提言

デンマークにおける触法障害者の実態と支援に関する銭本氏の調査研究レポートをとおして、デンマークにおける触法知的障害者の実態と矯正保護に関する貴重な知見を得ることができた。今後の田島班小林グループの研究テーマ「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」に反映すべき課題も明らかになり、またデンマークにおける継続した研究の必要性も見いだされた。提言を含め以下に述べる。

① ノーマライゼーション基準の国民の権利と触法知的障害者の矯正のあり方への視座について

デンマークは排除なきノーマライゼーションの国であり、障害者及び触法者である前にも国民として等しく国民の権利が保障されている。また、地域生活と社会内処遇が基本である。同時に障害特性に応じた矯正保護の制度を基盤に地域の知的障害者保護施設における保護観察処分の制度を実施している。そこにおける処遇基準は外出や外部者との交流は保障されるなど現実生活の適応を損なわない原則が貫かれている。

これらの処遇基準の触法知的障害者への効果と課題について、日本における刑務所・少年院等矯正施設に受刑する触法知的障害者の矯正環境と支援のあり方に検討に値する参考となる。

② 知的障害者の障害特性に配慮した刑事司法制度の課題と我が国における導入可能な方策に関する調査研究

デンマークにおける触法知的障害者保護観察処遇としての知的障害者保護施設における矯正教育の課題について、日本の矯正施設のあり方の再検討と知的障害者施設における触法知的障害者の矯正教育、更生保護の可能性の検討において示唆に富む制度である。

デンマークの保護観察処分である罪状軽度の Type 5、Type 4 の保護観察施設に自宅とともにグループホーム、居住施設が含まれる。また Type 3、Type 2 では知的障害者保護施設が保護観察処分施設となっている。知的障害者隔離型保護施設 Type 1 は 1 ヶ所のみであるが、日本の医療少年院、または少年法の保護処分において不良少年の児童

福祉施設である児童自立支援施設への送致（国立武蔵野学院のみに観察寮に家裁の許可により施設が可能な強制措置室がある）の施設タイプや対応処分に近似しているといえる。

デンマークの知的障害者保護観察処分は、日本の少年法の保護処分、つまり児童の健全育成と自立更生の福祉的機能と対比でき、またその機能に知的障害者に限定した医療少年院を想起させる。一方デンマークでは、逆に知的障害児の保護観察施設がないため、大人の知的障害者保護観察施設に収監される問題がある。

③ 受刑者の権利保障のあり方と社会内処遇について

知的障害者としての判定のための一時拘留は、知的障害者保護施設生活をとおして判定される。県6カと市独自の1カ所の7カ所に審査委員会が設けられている、検察や裁判所への助言機関である。

知的障害者としての処分の審査は審査会により審査されその結果は、検察や裁判官へ助言が行われる裁判制度が採られている。知的障害者としての判決が下れば裁判官は後見人を指名しなければならない。

日本では家族の拒否等を含め身元引受人がいないと保護観察による仮釈放等の機会が与えられなく満期出所による社会復帰の遅れ、更生保護における帰住地の借家や就職のための保証人等の確保の困難等があり、ホームレスや累犯障害者を生む一因になっている。

この点では、知的障害者の後見人制度的は、早期の更生保護と再犯防止のために重要であり、制度改正の検討に際して参考すべき内容である。

④ 更生保護のあり方と生活の質と選択をめぐる価値観

働くことと人生を楽しむことのバランスの価値観について、世界一幸福な国である生活大国デンマークと就労自立に価値観を置く経済大国日本の生活と人生の価値観に大きな違いが見いだされる。

この価値観は福祉サービスの受給の基準や支援のあり方を規定する。暴走するルールなき市場原理と成果主義競争による格差社会の拡大において、持続可能な社会のあり方を問うことになる。

デンマークにおいても個々の希望である同じような能力の集団のグループホームであることと再犯防止の両立から適切なグループホームが見つからず保護観察施設に保護観察処分の期間が過ぎても滞留する問題も指摘されている。

尊厳と自己決定にもとづく人生を支えあう共生の社会のあり方について、障害福祉や刑事司法・司法福祉において、権利としての文化的生活の享受とは何か、障害とは何か、支援とは何かについて、デンマーク国民の生活満足度世界第1を示す生活実態にふれ検討することが肝要であり、継続した調査研究の課題としたい。

デンマークにおける触法障害者に関するレポート

デンマーク調査協力者 錢本隆行
(デンマーク 日欧文化交流学院)

1. 「触法・被疑者となった障害（児）者の実態」

デンマークでの犯罪を犯して保護観察処分を受けている知的障害者の数は年々増加している。統計によれば、1991年には84人だったが、1998年には184人、2001年には221人、2005年には332人、2007年には410人と、2001年から2007年までの5年間だけで倍近く増加した。

	1991年	1998年	2001年	2005年	2007年
保護観察処分を受けている知的障害者数	84	184	221	332	410

表1 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket vedrørende Domfædte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) と「Voldsom stigning i udviklingshæmmede kriminelle」 (2009 October, Kristeligt Dagblad 紙) より

※NDU とは、「NETVÆRKET VEDRØRENDE DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHÆMMEDE」(有罪判決を受けた知的障害者に関するネットワーク)の略称。4. 関連資料等の項参照。

①増加の理由

1. 警察や司法当局、弁護士らの知的障害への知識や経験が増え、以前ならば通常の刑務所で刑期を務めることになっていた知的障害者が、保護観察処分を受けるようになった。
2. 1998年に施行されたサービス法の下で、知的障害者がより自由な立場を持ち、自己決定に基づいた生活を送れるようになった結果、自由な環境の下で犯罪に走る者が増えた。
3. 同じく自由な環境の下で、アルコールや薬物依存症にかかる知的障害者が増え、犯罪に走る者も増えた。
4. 2000年の刑法の改正で、中軽度の犯罪を犯した知的障害者への保護観察処分の期間が、原則最長5年という制限が加わり、社会に戻るまでの期間が早くなった。それまでは期間の制限はなかった。反面、十分な更生期間を得られなくなった者もあり、再犯が増加した。

②知的障害者が有罪判決を受け、保護観察処分となった者の年度別。2005年の84人を最多に、近年は70人台前半で推移している。

年	2000/01	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
合計数	60	55	52	70	84	70	72	74

表2 「Årlige redegørelser til folketingets Retudvalg」 (Justitsministeriet Forskningskontor) より

2000年から2008年までの総合計数536人のうち、227人(42.4%)が刑期は無期限で、次いで198人(36.9%)が5年間となっている。

	無期限	1年	2年	3年	5年	合計
2000-01	25	1	3	9	22	60
2002	29	0	0	6	20	55
2003	21	0	3	5	23	52
2004	33	1	2	15	19	70
2005	37	0	2	18	27	84
2006	18	1	1	20	30	70
2007	32	0	1	13	26	72
2008	32	0	0	10	31	73
合計	227	3	12	96	198	536
パーセント	(42.4)	(0.6)	(2.2)	(17.9)	(36.9)	(100)

表3 「Årlige redegørelser til folketingets Retudvalg」 (Justitsministeriet Forskningskontor) より

③ 2005年の全国で保護観察処分を受けている障害者の特徴

1. 知的能力の遅滞かつ、はなはだしい問題行動がある傾向が強い。また、IQ70以上でグレーゾーンにかかる者も多い。

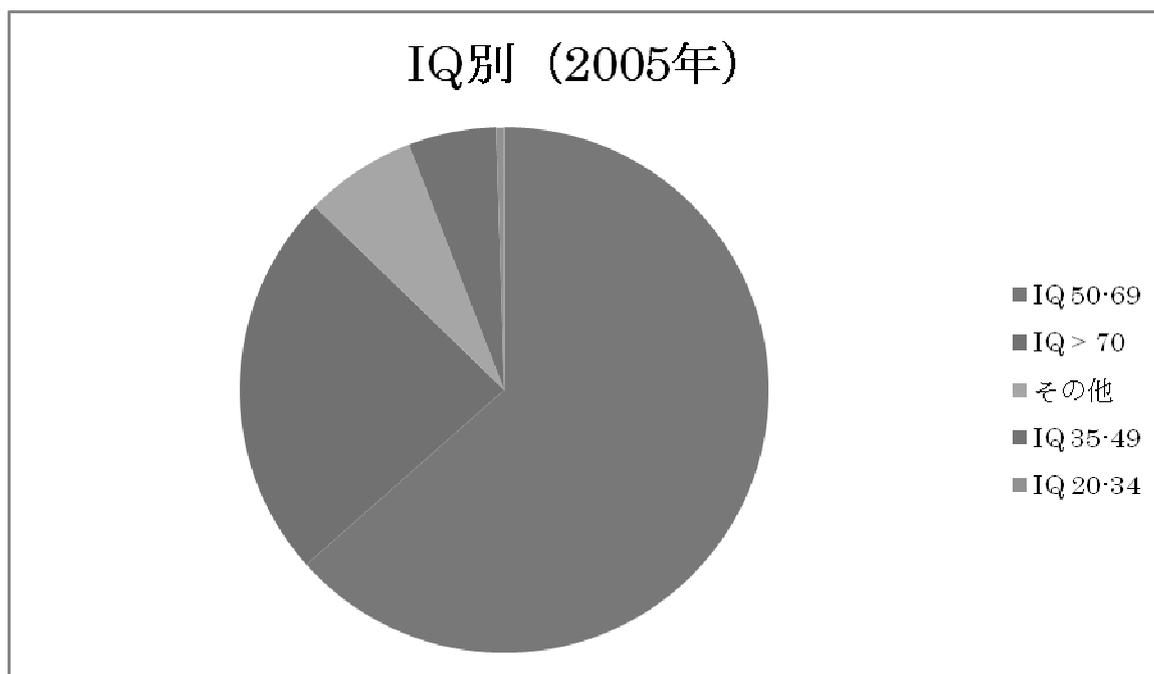


図1 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

2. 判決を受けた者の知能テストなどのための一時収監期間は平均7カ月。
3. 過去に通常の刑務所に入所経験があった知的障害者は10%足らず

4. 全体に占める割合で約90%が男性。

男性	女性	合計
211	29	240

表4 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

5. 70%が19～40歳、7%が15～18歳 (未成年)。

	15-18 歳	19-24 歳	25-30 歳	31-40 歳	41 歳以上
合計数	17	55	48	62	58
パーセント	(7.1)	(22.9)	(20.0)	(25.8)	(24.2)

表5 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

6・難民などの外国系は6%。2001年と比べて4倍に増加。

7. アルコールや薬物の依存症者も増加しており、25%がなにがしかの依存症を患っていた。

種類	アルコール依存症	薬物依存症	重複	非依存症	不明
人数	35	9	16	77	103

表6 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

8. 犯罪別でみると、道徳犯、暴行、放火がトップ3。

犯罪別 (2005年)

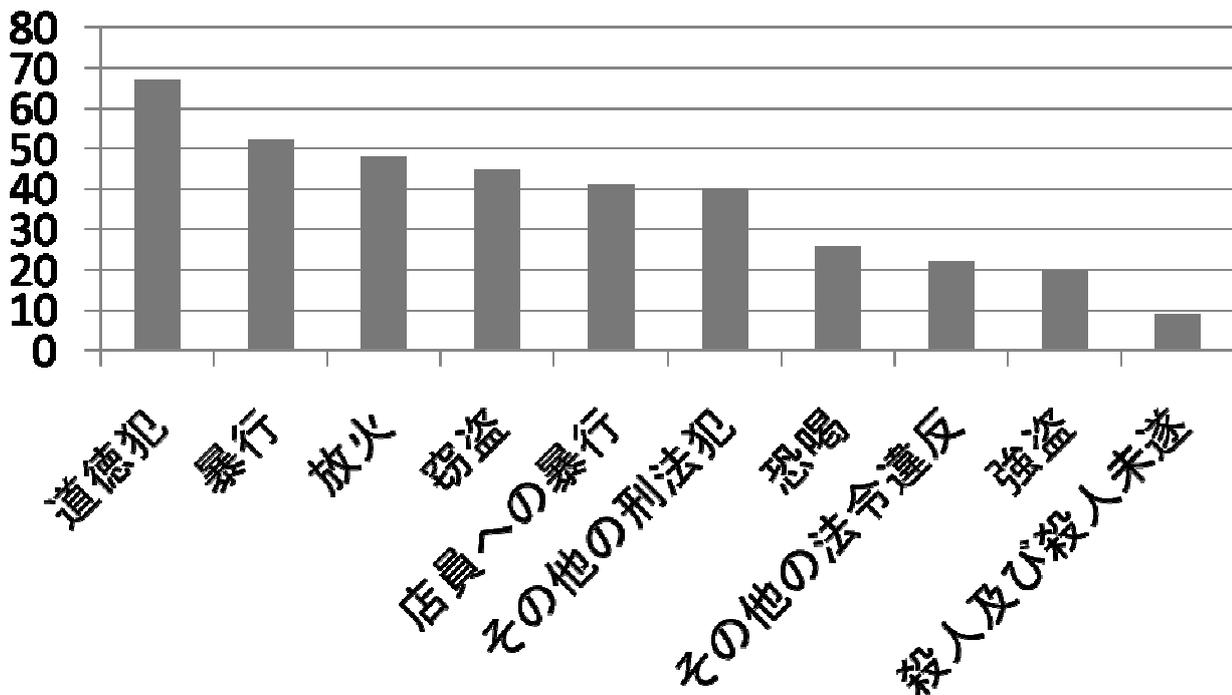
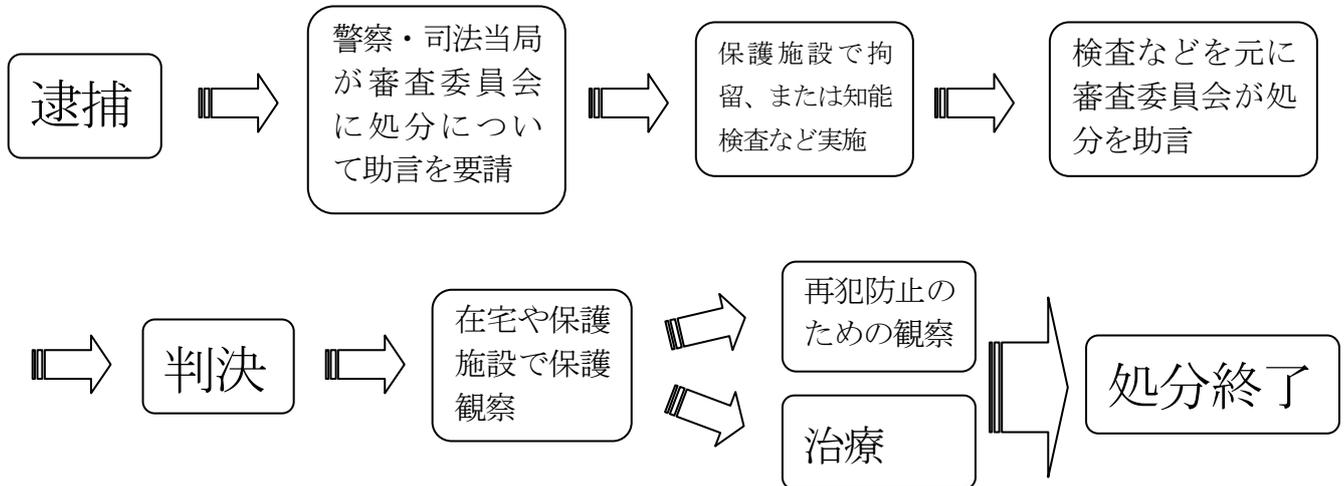


図2 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

2. 「触法・被疑者となった障害（児）者に対する矯正教育、更生保護等の刑事司法制度と障害（児）者への配慮と対応」

逮捕から刑期終了までのチャート図



① 概要

デンマークでは、障害者としての登録制度は1989年に廃止され（つまり障害者手帳は存在しない）、現在は障害に関係なく、国民がそれぞれ必要な支援サービスを受けられる。一方で、登録制度がないため、「障害者」としての把握は困難で、逮捕後、それまでに障害に対する支援サービスを受けていなかった者で、障害者としての可能性がある場合は、知能検査などを実施する必要がある。

捜査や審理期間中、保護施設での拘留期間は原則6週間まで、という決まりがあるが、現実には、2005年の調査では、4カ月から12カ月まで、平均7.3カ月収容されている。保護施設では、他の触法障害者が入所しており、長期間の保護施設での拘留期間は、被疑者本人だけでなく、他の障害者への配慮からも問題視されている。

刑法によって、「刑の執行を受ける能力がない犯罪を犯した知的障害者は刑を免除される。その代わりに、新たな犯罪を防ぐために保護観察処分を受ける」と定められている。保護観察処分は2000年以前は、期間は設けられておらず、再犯の見込みが無くなった時点での終了となっていた。しかし、増加する触法障害者の数や、期間が未定な中で処分を受け続ける障害者が精神的に不安定となるなどの理由などから、2000年から、一部対象者に対して処分期間を最長5年と定めた。

期間制限の処分を受ける対象者は、単純な窃盗や暴行などのより軽度な性格の犯罪の違反者。一方、殺人や放火、強盗、強姦などの他人にとって危険な犯罪の違反者は、期間は無制限。

保護観察処分は、被告の犯罪内容や障害の程度などによって以下の5つのタイプに主に分類される。

Type1	相当程度の知的障害を持つ者のための隔離型保護施設への収監	他人へ危害を加える危険性が明白な者が対象。国内で唯一の隔離型保護施設「Kofødsminde」への収監
Type2	相当程度の知的障害を持つ者のための一般保護施設への収監。経過によってKommuneの判断で隔離型保護施設への収監の可能性。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設への収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な犯罪を犯した者が対象。常時監視が必要で新しい犯罪を犯す危険性が出れば、司法の判断を待たずに、Kommuneが隔離型保護施設「Kofødsminde」への収監を決定できる。
Type3	相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設での収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な犯罪を犯し、常時監視が必要な者が対象。
Type4	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。経過によって、相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監の可能性。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。経過によって、Kommuneは司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。
Type5	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。

表7 「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」

・ En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU)より

知的障害者に保護観察処分の判決が下った場合、裁判所は、障害者の支援後見人を指定しなければならない。被告は裁判所が指定する人物に対して希望を述べることはできるが、自分で指名出来ない場合、国が作成している後見人リストの中から選ばれる。多くは家族になるが、居住していた施設の職員となることもある。支援後見人の職務は、処分期間中の日々の生活支援ではなく、処分内容について、妥当性や不服などについて障害者とともに検討し、場合によっては取るべき措置についての支援。

・ 2005年の保護観察処分者の処分分類の内訳（質問に答えたAmtの総数からの内訳）

処分分類	Type1	Type2	Type3	Type4	Type5	Type5 条件付き	総計
人数	15	9	14	160	24	16	238

表8 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

② Samråd (サムロド、審査委員会)

概要) 1986年に Amt (アムト。県に相当) ごとに設置をはじめた。2007年の行政区分改革以降、統廃合が行われ、国内に現在7か所ある。

※2007年に行政区分改革で13あったAmtが消滅し、Region(レギオン、国内に5つ)へ移行。その下にKommune(コミューン、市に相当、国内に98)がある。

運営自治体	運営対象
Aalborg Kommune (オールボー・コミューン)	Region Nordjylland (レギオン・北ユーラン) の全 Kommune
Viborg Kommune (ヴィボー・コミューン)	Region Midtjylland (レギオン・中ユーラン) の西半分の Kommune。ただし Holstebro Kommune (ホルスタブロ・コミューン) をのぞく
Århus Kommune (オーフス・コミューン)	Region Midtjylland (レギオン・中ユーラン) 東半分の Kommune
Region Syddanmark (レギオン・シュドゥデンマーク)	Region 内の全 Kommune
København Kommune (コペンハーゲン・コミューン)	独自。København (コペンハーゲン) とは首都・コペンハーゲンのデンマーク語。
Frederiksberg kommune (フレデリクスベルグ・コミューン)	独自。
Rudersdal Kommune (ルーダースダル・コミューン)	21 首都圏 Kommune。

※そのほか、以上の審査委員会とはかかわりなく、独自で類似の審査を行っている kommune もある。

表7 「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」

- En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU) より

目的) 検察当局や裁判所からの要請にもとづいて、犯罪を犯した障害者の処分について、罪状、犯罪学、サービス法、社会教育学、精神医学、性医学、心理学、依存症などにかかわる専門的な立場から助言を行う。

構成) 主に以下の職種から成る。

- ・精神科医
- ・犯罪局 (Kriminalforsogen) の長
- ・成人障害者の自治体担当部署の責任者
- ・入居施設や作業所の長
- ・教育的コンサルタント
- ・臨床心理士
- ・法律家

活動内容)

以下について助言する。

- ・知能検査や観察、医師の診断をもとにした適切な処分について
- ・告訴取り下げ条件の決定について
- ・保護観察処分の変更や中止について
- ・外出許可などの自由について

※ただし、各審査委員会によっては、適切な処分についての助言だけであったり、助言内容の濃淡はある。

③ Tilsyn (チルシュン、保護観察)

目的)

犯罪を犯した知的障害者が処分内容に従って生活を送っているかを観察し、可能な限り再犯を防止する。

担当)

処分を受けた知的障害者が生活する Kommune が実施の責任を持つ。Kommune は、担当者を設ける。別の Kommune へ移った場合は、新しい Kommune に連絡する義務も持つ。

内容)

対象は、自宅（グループホームや入居施設を含む）や保護施設で生活する保護観察処分中のすべての障害者。日ごろから継続的に対象障害者とコンタクトを取り、処分内容にしたがった生活を送っているか、日ごろの挙動などを観察する。少なくとも年一回、Kommune と対象者の状況についての会合を持つ。

もし問題が生じれば、すぐに司法当局と連絡を取る。

3. 「触法・被疑者となった障害（児）者（主として知的障害、発達障害）の地域生活における就労、生活、福祉等に関する支援制度と実態」

①保護観察中の住居

大半の者が、個人のアパート、グループホーム、入居施設など。

デンマーク国内には、犯罪を犯した知的障害者のための隔離型保護施設は、南部にある「Kofoedsminde（コフォスミネ）」一か所のみ。約50人の定員で、内部には、作業所も併設されている。

そのほかは、保護観察処分の者だけを受け入れる施設はなく、一般の知的障害者と共に混在して入居、生活している。

2008年のNDUの調査によれば、Kofoedsmindeに54人が暮らすほか、犯罪を犯した知的障害者が10人以上生活する保護施設は、国内に6カ所。そのほかは、大半が1、2人だけと少数。

2005年の調査では、一般の保護施設での一人当たりにかかる年間費用は、50万～120万デンマーククローナ（約1000万円～2400万円、1デンマーククローナ＝20円で計算）。隔離型保護施設「Kofoedsminde」ではより高く、110万～220万デンマーククローナ（約2200万円～4800万円）。

犯罪を犯した知的障害者が10人以上暮らす主な保護施設は各 Region にある。

- Kofoedsminde (Region Sjælland) ・ Fuglekær Udviklingscenter (Region Syddanmark)
- Østruplund (Region Syddanmark)
- Grønnebæk (Region Syddanmark)
- Nørholm kollegiet (Region Midtjylland)
- Granbakken (Region Midtjylland)
- Sødisebakke (Region Nordjylland)

※Region Hovesteden (レギオン・ホーヴェステーデン) は、少人数施設が多く、かつ Kofoedsminde が近いので、大人数の保護施設はない。

一方で、増加する知的障害者の数に既存の施設だけでは対応して切れなくなっており、保護施設の増設の必要

性が議論されている。

②障害者への所得保障

デンマークにおいて、あらゆる障害者それぞれに対して、居住する Kommune の特定の職員が、「Vejleder (サポート者)」として日々の生活などで必要な、住居あっせん、早期年金の管理、就労あっせんなどサービスへの助言や世話をを行う担当となる。刑を終えた障害者に対しても同様。住居、就労、生活のサポートは必要に応じてされる。したがって、処分期間が終了した後、社会の中で孤立するということはありません。

また、さまざまなサービスは無料や費用補助や所得控除が受けられるため、障害者の生活は日本と比べてはるかに裕福。さまざまな控除も、必要経費が引かれたときに、最低数万円に相当する自由のできる額が残るように計算されている。

就労についても、所得保障が十分なされているため、無理に生活のために働く必要はない。一般企業への就労あっせんも行われているが、所得保障がなされているため、積極的ではない。本人の自由意思で、日々を楽しむために作業所で就労しているケースが大半。

※デンマークには「障害者年金」という年金は存在せず、なにがしかの理由で永続的に就労が出来なくなった者がもらえる「早期年金」がある。対象は、18歳～67歳までの成人。67歳以上は国民年金に移行する。「早期年金」の年額は、独り暮らしで195,420デンマーククローネ（約390万円、2010年）、結婚または誰かと同居していれば166,104デンマーククローネ（約330万円、2010年）。

③保護観察中の生活

外出	保護施設収監の場合、施設内での外出、職員同伴での施設外への外出、3時間以内の施設外への外出など、処分内容などによって外出の権利の範囲は異なる。ただし、あらゆる外出と帰宅時には記録が付けられる。帰宅時間が守られなかったり、無断での外出などが続く場合、職員同伴の外出や外出そのものの禁止などの処分が取られる可能性がある。
施錠	デンマークでは1991年から一般の福祉施設では各部屋の職員らによる施錠は原則禁止されている。保護観察処分中の障害者も該当し、施設の外側に通じるドア以外は施錠されることはない。隔離型保護施設内でも、特別な場合を除き、この規則は適用される。
室内搜索	たとえ、盗品や麻薬の所持が疑われても、職員が室内を勝手に搜索することは認められない。警察に通報するか、本人の同意を得なければならない。
訪問・郵便	審理中で証拠隠ぺいなどの危険があるような特別な場合を除き、保護施設での訪問の制限や郵便の検閲は認められない。
部屋の移動	部屋の移動は、Kommune が関わり、本人の同意を得た場合に原則行われる。犯罪予防などの特別な場合は、規則に従って行われなければならない。
授産	日々の授産は、処分内容に含まれて必須の場合があるが、原則として本人が拒否することができる。
携帯電話	一般の障害者が使用しているように、原則として使用可能。ただし、新たな犯罪につながらないように職員は十分な注意を払わなければならない。
性行為	インターネットや携帯電話などで児童ポルノをみた場合、児童ポルノの視聴は犯罪であり、警察へ通報する可能性がある。しかし、成人のポルノフィルムをみることを制限されることはない。一方で、職員は日ごろから、性に関する教育を受けた指導員らによる性教育を実施する必要がある。
恋人	恋人と一緒にいることは、一般の障害者と同じく、制限されない。しかし、犯罪につながらないように職員は注意を払わなければならない。

表9 「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」

・ En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU)より抜粋

④ デンマークの成人年齢は18歳。しかし、刑法の対象年齢は15歳から。そのため、15歳から18歳までの少年の障害者で犯罪を犯した場合も、成人の障害者と同じく、保護観察処分となり得る。しかし現実には、隔離型保護施設 (Kofoesminde) や一般の保護施設には、こうした少年の触法障害者に対する専門の施設はないため、一般の児童青年のための施設に収容される。18歳になった時点で、保護観察処分の成人施設での続行の必要性などについて裁判所の判断をおおぐことになる。

⑤ 住居支援の困難さ

保護観察処分が終了しても、十分な支援を受けながら暮らせる住居がないため、とまどっているケースもある。

Aalborg 市の Henning Hansen (ヘニング・ハンセン) の場合 (NDU-nyt, 2009 October より)

Henning は知的障害を抱え、8歳のときに児童施設に送られ、週末だけ家族のもとに帰って過ごす生活を送った。18歳になり、全寮制の学校で学ぶ。のちに、グループホームで他の3人の知的障害者と共同生活をはじめた。しかし、他人との生活が合わず、独り暮らしをはじめた。しかしこれまた合わず、日中寝ていたり、一晩中飲み続けたり、ゲームクラブで遊び続ける毎日を送るようになった。

そしてあるとき、近所の若い知的障害者の男性に性的暴行を働いたとして逮捕され、3年間の保護観察処分を受け、Aalborg 市の保護施設「Hammer Bakker (ハンマー・バックカー)」で生活を送った。同施設では、心に不安を与えていた多大な借金も返済し、落ち着きを取り戻した。結局、期間の延長がなされながら、6年4カ月後に保護観察処分が終わった。

しかし、処分が終了してから6年たった今も、Hammer Bakker から出て独り暮らしを始めることができない。Hammer Bakker は職員も犯罪を犯した障害者への専門の教育を受け、十分なマンパワーで支援がしっかりしている。居心地もいい。しかし、Henning は、周囲で1、2年で施設から出ていく者をみていてつらい気分がするという。そして、将来、独りで生活する家を見つけて住むことが夢だという。

だが、専門の職員が常駐し、かつ Henning の希望である自分よりも重度の障害者がいないという希望にかなう住居を Aalborg kommune はまだ探しだせていない。しかし、そうした住居が本人の希望だけではなく、再犯防止のためにも必要という観点から、いまだに Hammer Bakker から拙速に追い出されることはなく、住居探しは続いている。

4. 「関連資料等」

関連団体

・NDU

「NETVÆRKET VEDRØRENDE DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHÆMMEDE」(有罪判決を受けた知的障害者に関するネットワーク)の略称。2004年に設立された。国立情報アドバイス機構から財政支援を受け、レギオン・中ユーランが運営を監督する。しかし活動内容は、全国が対象。

- 主な活動内容は、
1. 有罪判決を受けた知的障害者の処遇に関する情報収集
 2. 有罪判決を受けた知的障害者への対応に関する知識や経験の収集・啓発
 3. 有罪判決を受けた知的障害者への処遇・対応に関するガイドライン作成

構成メンバーは、社会指導員(デンマークでは専門教育を受ける資格)、ソーシャルワーカー、法律家、臨床心理士、セックスセラピスト、精神科医、依存症専門家など。

事務局は、Engtoften 5, 8260 Viby J

ホームページは、<http://www.ndu.dk/>

関連資料

- ・「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHÆMMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」
 - En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU)
 - 「コミュニケーションの保護観察処分にある容疑と有罪判決を受けた知的障害者」-法規則と教育学的挑戦に関するハンドブック
- ・「NDU - nyt」(2009 October, NDU)
(NDUの機関紙)
- ・「NDU - nyt」(2009 December, NDU)
(NDUの機関紙)
- ・「Tre statusbeskrivelser fra Netværket vedrørende Domfædte Udviklingshæmmede」(2007 December, NDU)
「NDUからの3つの状況報告」
- ・「Kvalite og retssikkerhed i arbejdet med domfældte udviklingshæmmede」
 - Vejledende standarder (2007 May, NDU)
 - 「有罪判決を受けた知的障害者の労働の質と権利確保」-標準ガイド
- ・「Domfældte Udviklingshæmmede」(2009 April, Regionmidtjylland)
「有罪判決を受けた知的障害者」(2009年4月、レギオン・中ユーラン)
- ・「Voldsom stigning i udviklingshæmmede kriminelle」(2009 October, Kristeligt Dagblad 紙)
「知的障害者による犯罪の急激な増加」
- ・「Kommuners tilsyn med domfældte udviklingshæmmede mfl」(2009 August, Ankestyrelsen)
「有罪判決を受けた知的障害者へのコミュニケーションの保護観察」(2009年8月、告発委員会)
- ・「Lovovertrædere med udviklingshæmning」(2003 Socialt udviklingscenter)
「知的障害を持った違法者」(2003年、社会発展センター)
- ・「Samråd for udviklingshæmmede lovovertrædere i Syddanmark, Årsrapport 2007」(2008 July, Syddanmark)
「レギオン・南デンマークでの知的障害を持った違法者への審査委員会の2007年年間報告」(2008年7月、レギオン・南デンマーク)

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

地域団体の支援の現状と可能性に関する研究 （中間報告）

研究分担者 松友 了

調査分析

1) 研究の意義をどのように考えるか（目的）

研究計画における目的は、以下のとおりである。

被疑者となって取り調べや公判中の者、犯罪事実は認められたが不起訴処分（起訴猶予処分）となった者及び執行猶予判決を受けた者で、知的障害のある者に関し、地域団体（育成会）の関与や支援によって、適正な処分がなされたり再犯が防止できるよう、実態を把握・調査するとともに、先駆的な実践と法整備のための検討を行う。

その意義（目的）を以下のとおりとした。

- ① 研究対象者を「知的障害者」と限定することにした。いわゆる「発達障害者」も、その育成歴等における背景は知的障害者と同様であり、それゆえ援用して理解することが出来ると考える。
- ② 「矯正施設に入所する前の知的障害者」への福祉の支援（危機介入）の可能性を探るものである。対象者の段階（a. 警察で取り調べ中の者、b. 不起訴処分／起訴猶予になった者、c. 有罪判決が出て執行猶予が付いた者、等）によって、具体的に期待される役割は異なるが、最終的・総合的な目的は同じである。
- ③ 当事者を中心とする「地域団体」（次項で規定）を、社会資源として把握し、その役割・機能に期待する。
- ④ 諸問題の背景を分析すると、＜加害＞者の問題は＜被害＞者の問題と表裏一体に捉えるべきであり、その意味でも権利擁護という範疇でとらえるべきである。
- ⑤ 「障害者の権利条約」が国連総会で決議され、わが国においてもその比准と関係法規への反映が期待される中で、時期を得たものである。

2) 「地域団体」をどのようにとらえるか（概念）

(1) NGO

社会内処遇（Community Based Treatment）としての更生保護、それに関与

する司法福祉においては、「地域」の役割は絶対的な条件であり、前提である。そこで、地域に存在する民間団体（Non-Governmental Organization/NGO）はすべてその範疇に入るが、ここでは障害分野の「当事者団体」に限定する。

（２）当事者団体

しかし、「当事者団体」に関しては、障害分野において論が分かれる。すなわち、「当事者」の範囲を障害のある人のみに限定するか、その家族まで広げるかということである。ここでは、知的障害を含む「発達期の障害」と精神障害は、家族も「当事者」に含まれると考える。それゆえ、「障害に関わる当事者団体」とは、「障害者本人およびその家族で構成されている団体」と規定できる。

その数は、規模を問わず「障害」の範囲を広く取れば、全国レベルの団体でも 100 団体を越える。ましてや、限られた範囲の小グループまで含めると、全国組織を構成する地方（地域）や支部を含めると、万の単位となると考えられる。「当事者団体」のみでなく、関係する NGO 総体を考慮すると、如何に大きな地域資源であるかが理解できる。

（３）知的障害の当事者団体

「当事者団体」の中で、今回は「知的障害」に関する団体に限定する。その数は、全国規模では①全日本手をつなぐ育成会（育成会）、②日本ダウン症協会（ダウン症協会）、③ピープル・ファースト・ジャパン（PF 日本）位であり、地方組織は市町村規模を含めて、その構成団体を中心に数千に昇る。関連する団体（構成員に知的障害者が多くを占め、あるいは重要な位置にある団体）は、①全国重症心身障害児（者）を守る会、②日本自閉症協会、③日本てんかん協会などが考えられる。

以上の整理を経て、この研究での「地域団体」とは、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（略称：全日本育成会）とその構成団体である地方の育成会（親の会）、および「全日本育成会」が把握し、関わりをもつ「知的障害のある本人たちによる活動グループ（略称：本人活動グループ）」とすることにした。

（４）「本人活動グループ」

「育成会」については次項で整理する。「本人活動グループ」とは 1980 年代後半より、「育成会」の内部活動（組織）として、あるいは独自の組織として活動を進めてきた、本人を会員とするグループの総称である。それゆえ、その規模や活動内容、組織形態、「育成会」との関係や位置づけは多様である。2009 年 9 月 1 日現在、「全日本育成会」が把握している総数は、全国で 277 グループである。

3) 全日本育成会の組織形態と取り組みの歴史

「地域団体」である「育成会」の、全国レベルの組織（全日本育成会）について、その60年近い歴史におけるこの課題（触法・被疑者となった知的障害者への支援）への関わりを、主に同会が編集・発行した機関誌や文献によって確認した。そこで明確になったことは、「全日本育成会」は設立当初から知的障害者の権利とこの課題に対して、かなり高い関心を抱き、発言してきたという事実である。

自らの手で福祉サービスを作り出すことに力を注ぎ、社会運動団体としての取り組みが弱い印象を与えていたが、設立時から「わが子に代わり」、さまざまな発言と行動を行ってきた。その歴史を整理・評価し、「本人活動グループ」と共に、この課題の担い手の可能性を探るのがこの研究の目的である。

(1) 沿革

1952（昭和27）年7月に、知的障害のある子どもをもつ3人の母親によって、東京で設立された。そのため、57年の歴史を有する団体である。通常学校の中の特殊学級（現・特別支援学級）に子どもが通うことにより、同じ境遇の存在を知り、わが子の幸せを求めて「手をつなぐ」ことを呼びかけた。学校教育の場を基盤にスタートしたこともあり、当初から教育関係者の強力な支援があったと考えられる。

1959年に「社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会」となり、1995年に現在の「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」と改名・認可される。所轄は厚生省（その後、厚生労働省）であり、社会福祉事業法（その後、社会福祉法）の福祉事業を行う団体として認められている。

(2) 組織

「全日本育成会」は、都道府県（47）と政令指定都市（現在、9）の「育成会」を正会員とする連合会である。都道府県の「育成会」は、市区町村や施設／事業所・学校等の単位の「地区組織（育成会／親の会）」によって構成され、個人は原則として「地区組織」に加盟する。その総数（2009年9月1日現在）は、正会員189,061人 賛助会員100,695人 合計289,616人である。会員のうち「親・保護者」は119,612人、「知的な障害のある本人」は10,789人である。正会員として加盟している国際育成会連盟 Inclusion International/IIは、本人（Advocate）・家族（Family）・友人（Friend／専門職や市民・ボランティア）の三者で構成するが、その方針に則していると考えられる。

都道府県・政令指定都市および各「地区組織」は、独自の組織形態を有しているが、ここでは全国レベルの「全日本育成会」に関して整理する。組織を運営する役員は理事（22人）・監事（3人）であり、地区（ブロック）推薦と中央推薦の評議員（62人）、各種の専門委員会、そして有給の事務局職員によって事務局が形成されている。会議は、理事会と評議員会の2種であり、それぞれ理事と評議員で構成され、前者は年に数回、後者は年に2回開催される。

年間2億円弱の経費は、主に機関誌「手をつなぐ」の読者（会員）による購読料（会費）である。この読者を「全日本育成会の会員」と称し、他に各種民間団体の助成金、参加費等によって構成されるが、政府の補助金は現在では全体の中ではそれほどの割合（金額）ではない。その意味でも、自主・自立的な「当事者団体」といえる。

なお、「会員」という名称（立場）が、種々の形で登場するため、その区別・理解はしばしば困難である。それは、会の歴史が長いということ、組織が大きいということ、入会の手続き・意思確認が柔軟であったこと、などによる。

（3）取り組みの歴史

この研究課題である「触法・被疑者となった知的障害者への支援」は、権利擁護の文脈から考察されなければならない。それゆえ、「取り組の歴史」とは「権利擁護活動の歴史」であり、法務省を中心として行政に対する要望活動の歴史である。ここでは、以下の5期に整理することが出来る。

- 第1期 分類収容と障害特性重視の時代
- 第2期 世界的な権利意識の高揚の時期
- 第3期 「更生保護」への抗議行動の時
- 第4期 司法制度改革に連動した期間
- 第5期 新しい動きに即応する今の時間

■第1期 分類収容と障害特性重視の時代

設立初期からおよそ20年間の時期である。この時期は、非行や犯罪あるいは売春等の問題についてかなり問題意識が高く、政府の動きと連動する形で、さまざまに言及している。政府の最初の対策の基本方針ともいえる「精神薄弱児対策基本要綱（1953年）」においては、少年院、拘留所、刑務所、少年鑑別所、保護観察所等における知的障害者（精神薄弱者）の実態調査を求めている。その背景には、これらの施設での知的障害者の比率の高さの認識があり、その認識はきわめて今日的なものであることに驚きを禁じ得ない。

具体的な対応として、①専門施設及び一般施設内分類収容の充実強化、②障害特性を重視した対応、が特に目を引くのである。刑法による保安処分や優生手術による発生予防が、具体的な要望（政策提言）とされている点で、現在からみると現状認識と対応への認識に大きな隔たりを感じざるを得ない。

この時期は、日本の社会全体が戦後の混乱を脱し得たとは言い切れない面があり、復興へ向けたうねりがある半面、犯罪の発生件数ではピークを迎えた時期である。それに対し、福祉制度はまだ不十分であった。今回の研究課題に特に関連する出来事は、静岡県島田市で発生した幼女殺害事件（島田／赤堀事件）（1954年）である。知的障害のある赤堀正夫死刑囚は、再審により無罪となった。死刑判決が確定した後、再審により無罪となっ

た数少ない例の一つであり、その後の知的障害者（と思われる人を含め）による重大犯罪の際にいつも想起される事件である。多くの社会運動団体の支援に比べ、「育成会」の支援の記録は見出すことが出来なかった。

■第2期 世界的な権利意識の高揚の時期

国連は、世界人権宣言に引き続いて1971年12月、障害者としては初めての宣言を「精神遅滞者の権利に関する宣言」として総会で決議した。これは、エルサレム（イスラエル）における国際育成会連盟（International League of Societies for Persons with Mental Handicap/ILSMH、1995年にInclusion International/IIと改名）の第4回世界会議（1968年）での「宣言」を基にしたものである。ILSMH（II）は、ナチスドイツの障害者「安楽死（集団虐殺）」計画とそれへの抵抗の弱さに対する厳しい反省の上に設立された（1960年）ものであるため、生命を守ることを最大・最初の課題とする権利擁護を重視したのである。

その後のおよそ20年間は、国連を中心とした各種の取り組みが、障害問題を根本から見直すことになった。特に、「国際障害者年（1981年）」とそれに続く「国連・障害者の10年（1983年-2002年）」によって、ノーマライゼーション（Normalization）の理念とインクルージョン（Inclusion）の戦略は定着して行く。その背景に、「障害」の概念のパラダイム・シフトがあった。すなわち、「障害」を欠陥ととらえ、それを治癒するという「医療モデル」から、特別なニーズととらえ、必要な支援を用意するという「社会モデル」への大転換である。

インクルージョン（受入/包摂）はその後、エクスクルージョン（Exclusion/排除）の克服戦略として、障害分野を越えて広く社会問題全般、特に貧困や野宿者/路上生活者（ホームレス）問題へと発展する。（その際、「ソーシャル・インクルージョン」という表記が使用される。）福祉の支援が必要な矯正施設等を退所した人や「触法・被疑者となった高齢・障害者」の支援においても、このインクルージョン（受入/包摂）の戦略こそが有効である。

しかし、国際的に権利意識が高揚し、国内外での「本人中心主義」が確立する時代において、「育成会」は表立った権利擁護の活動はなかった。1978年の全員就学（養護学校義務制化）を巡り、障害分野の対立や小規模作業所活動への傾斜等により、地味でかつ内向きの活動に終始した。古い表現に対する「差別用語の改正」運動に、わずかに社会運動の片鱗が見出せる程度である。ましてや、「触法・被疑者になった人」の問題については、この時期の出版物には見出すことが出来ない。見事に空白の時間であった。

その間、ILSMH（II）第10回世界会議（1990年、パリ）への、わが国から初めての5人の本人の参加に端を発し、「本人中心主義」「自己決定と本人参加」は一気に市民権を得始めてきた。「本人活動グループ」は、この時期に本格的に動き始めようとしていた。

■第3期 「更生保護」への抗議行動の時

更生保護（司法福祉）と「育成会」の関係の歴史で、最大かつ衝撃的な事件が、(財)日本更生保護協会発行の機関誌『更生保護（1992年10月号）』の記事への抗議行動である。法務省保護局が編集し、全国約5万人の保護司配布される同誌に、「知的障害（精神薄弱）と性犯罪の親和性について誤解を与える」偏見・差別文書が掲載されたとして、「全日本育成会」は組織として理事会で「抗議声明」を決議し、関係者に送付したのである。そして、その後、両団体の責任者が一堂に会し、編集責任者の謝罪や同誌への知的障害のある人の問題・課題等の論説を、「全日本育成会」の機関誌編集長が執筆し、掲載すること等が了解され、論説の執筆・掲載をもって、全ては終了した。しかし、更生保護の中心組織の広報誌を巡るこの動きは、当事者（本人・家族）および「当事者団体」のこの課題についての意識と理解を浮き彫りにすると共に、更生保護事業における取り組みの停滞を生み出したといえる。

「知的障害と犯罪」の関係は、従来からさまざまな形で表面化し、論じられてきた。「全日本育成会」の第1期の段階においては、残された各種文書においても明確にその事実を認め、具体的な対策を提起している。そして、「事実」に関する数量的データは、驚くべきことに先の厚生労働科学研究（田島班、平成18-20年度）で明らかにされたデータと相似点がある。すなわちその時点で、この課題について「全日本育成会」は、かなり正確な事実を把握し、認識していたのである。しかしながら、なぜ同誌の論文が問題となったのか。歴史的な背景と問題の表面化の過程を考える必要があるだろう。

当事者は「知的障害と犯罪」の問題に、かなり神経質になっていた。各地で頻繁に起こった特別学校（養護学校）や施設建設に対する反対運動の「根拠」の第一に、この点が根拠として上げられることが多かった。（現在でもそれは変わらない。）事実としての「結果」が、犯罪との親和性という「原因」として、特に「生物学（医学）モデル」的に強調され、社会・環境的な背景に対する「社会モデル」的視点が欠落していた。ほとんどの論文・論説は、精神犯罪医学の専門家によって執筆され、司法福祉学の視点からの言及は皆無であった。と同時に、当事者や福祉・教育現場における当時の最大の課題は、非行・犯罪と性の問題であることは、多くの関係者が認知するところであった。

しかしながら一方では、第2期で示したとおり、国際的な人権思想の広がりや定着の中で、偏見や差別に対して強力に取り組む動きが始まっていた。「全日本育成会」は他の団体・分野と比較して、この面での動きが遅く弱かったことは既に見てきたとおりである。それでもやはりこの動きが起こったのは、国際育成会連(II)の世界会議（パリ）への参加等で動きが急速に高まった「自己決定と本人参加」「本人中心主義」の広がりや浸透であろう。今回の動きは地方組織の役員からの情報提供・問題提起であり、いふなれば素朴な疑問と怒りを基本にしたものである。

この出来事によって、従来から論議を避ける傾向があった犯罪の〈加害〉の問題が、〈被害〉の問題の浮上と反比例して一種の《タブー》と化して行った。

その問題・危険を指摘した文が、「全日本育成会」の強力な理解・支援者である大井清吉（東京学芸大学教授）より寄せられるが、「全日本育成会」として明確な回答・対応がなされた痕跡がない。（公的な発行物の中に、その文を見出すことが出来ず、今回の研究の中でその存在を発見する。）また、（財）日本更生保護協会や更生保護の関係者（機関／団体）とのその後の接触・連携は、久しく途絶えることになった。

大井教授は、「全日本育成会」が問題にした機関誌『更生保護（1992年10月号）』の「特集・現代の性犯罪」の中の、『論説 性犯罪者の心理特性』での犯罪精神医学者の論文とその筆者が参考（根拠）として示された別の精神科医の学術論文のデータに関し、「否定する事実があるなら、読者に明らかにしてほしい」と求められ、「否定する資料がないならば、「事実」は事実として直視して下さい。」とご指摘された。さらに、ご自分の意見と断られながら、「一方的な偏見」というのはやはりムリであり、「不適切な表現」として「おわび」を出した方がいい。その上で、性指導を積極的に進めようと提案されている。知的障害者の性教育の第一人者である大井教授の助言であり、深い意味を改めて見出すのである。

■第4期 司法制度改革に連動した期間

「全日本育成会」に権利擁護委員会（プロジェクト）が設置され、弁護士やジャーナリストの参加と協力も得て、この10年間はきわめて活発に活動がなされた期間である。社会的には、今日に至る司法制度改革が開始され、司法制度改革審議会への積極的な働きかけもなされた。また、国分寺事件、浅草（レサーパンダ帽）事件等のエポックメイキングとなる、知的障害者が加害者の事件が起こる。そのことにより、それまで犯罪の＜被害＞者への救済を主に進められていた権利擁護活動が、＜加害＞者すなわち触法・被疑者への支援（危機介入）という視点から論じられ、行動がなされるようになったのである。そして、極め付きは山本譲司（前衆議院議員）の著『獄窓記』の発行であり、同書は衝撃的な問題提起を行ったのである。

権利擁護委員会は、施設・企業等における知的障害者への権利侵害（虐待）事件への対応として、明確な問題意識と目的を確認してスタートした。それゆえに、当初は＜被害＞者救済の視点からの問題提起であり、行動提起であった。定期的な委員会の開催をベースに、毎年の研修会・セミナーの開催、機関誌「手をつなぐ」での『けんりって何！？』の連載・度重なる関連『特集』の企画、委員会編集の広報誌『Yellow Card（イエロー・カード）』の発刊等々、じつに活発に活動がなされた。＜「全日本育成会」は、知的障害者とその家族を守る権利擁護団体である。＞と高らかに謳い上げた期間である。

さらに、わが国の障害者福祉制度は、構造改革の方針に沿って、行政処分に基づく「措置制度」から、自己決定を基にした「契約制度」に移行する時期であり、そのため判断の力が弱い人を支える制度として、民法の改正による「成年後見制度」の創設が取り組まれていた。「全日本育成会」は、法制審議会民法

部会に代表者を臨時委員として派遣すると共に、組織内において改めて「本人主体」の実現を図る動きを進めていた。まさに、「地域のなかでのふつうの暮らし」を実現するために、明確に地域福祉の方向性を志向し、それ故に地域で発生するリスクに対する備えが議論されていたのである。

一方、政府は構造改革の一環として、司法制度改革を打ち出した。そこで「育成会」は、知的障害者が触法・被疑者を経て被告人となったことへの対応を、当事者として議論し、提言することを迫られた。ここで、「知的障害と犯罪」の問題は、情緒的なレベルを超えて、現実的な課題として浮上したのである。機関誌や広報誌の記事も、＜被害＞者救済から＜加害＞者支援の記事へと大きく発展する。

その時に発生したのが浅草（レッサーパンダ帽）事件である。知的障害者による無差別殺人事件という重大事件に対し、関係者はたじろきながら、立ち向かったのである。それは、国分寺事件の苦い教訓があったからである。「育成会」の関係者も、＜加害＞という問題（触法・被疑者という立場）を、大井教授が提示されたように、「事実」として受け入れる準備性（readiness）をもちはじめたのである。

■第5期 新しい動きに即応する今の時間

「全日本育成会」は、2007年度から組織内問題をかかえ、従来の活動の多くが停止状態にある。権利擁護活動においても、委員会の開催や広報誌の発行の休止が続いている。加えて、政権交代に伴う障害者自立支援法の廃止を前提とした政策転換を前に、その対応に追われている。国連総会では障害者権利条約が決議され、わが国でも批准と関係法規への反映の動きが求められる中で、十分な取り組みが出来ているとは言い難い。その様な状況の中で、東金事件で知的障害のある青年が逮捕されるという事態が発生する。

地元（千葉県・東金市）では「育成会」を核に、専門職や市民も加わり被疑者・被告人になった青年とその家族の支援を行っており、「全日本育成会」は機関誌で何度もこの動きを報告している。特筆すべきは、機関誌の『巻頭言』において、知的障害のある本人が自らのこととして思いを寄せていることである。差別と排除の経験を共有する当事者として、仲間としての支援（Peer Support）を宣言しているのである。

厚生労働科学研究（田島班、平成18-20年度）やモデル事業を始発とした「地域生活定着支援センター」の開始、障害者自立プログラム（平成20年度）による地方研修（全国連続講座）への参加・協力等の影響を受けて、「育成会」においても具体的な対応が課題として浮上してきた。今年度において、矯正施設への社会福祉士の配置によって、福祉の支援体制が関係団体として具体的に期待されてきた。連携（繋ぐ）と援助（受ける）の社会資源として、当事者団体である「育成会」が期待され始めてきた。

一方、障害者の処遇において一大転換となるであろう障害者権利条約においては、「第13条 司法へのアクセス」においてこの課題が明確に提起されて

いる。そして、この「第13条」はわが国政府から提案された、という素晴らしい背景をもつ。権利条約を巡るこれからの動きにおいて、非行・犯罪との問題については避けて通れないことである。

このような中で、東金事件が発生し、知的障害のある青年が犯人として逮捕されたのである。「障害者差別禁止条例」を全国でいち早く、官民一体の努力によって成立させた千葉県での事件であり、条例の成立に奮闘した関係者が、積極的に支援に入ったのである。まさに現在進行形であり、今後の展開が注目される。

以上の整理と確認の上に、5人の研究協力者はそれぞれの立場や活動分野を基に、この課題についての研究を行った。研究協力者は以下のとおりである。

- 1) 大石剛一郎 (木下・大石法律事務所・弁護士)
- 2) 朝比奈ミカ (千葉・中核地域生活支援センター「がじゅまる」・センター長)
- 3) 原田 和明 (兵庫・相談支援センター「であい」・所長)
- 4) 花崎三千子 (北海道・社会福祉法人草の実会・監事／全日本育成会・みんながわかる新聞「ステージ」編集長)
- 5) 長瀬 修 (東京大学経済学部大学院特任・准教授／全日本育成会・国際活動委員長／国際育成会連盟(Inclusion International/II)・理事)

4) 知的障害・発達障害のある人が重大な事件を起こしてしまうことにブレーキをかけるシステムを「親の会」で組織する必要性および可能性について

大石研究協力者には、弁護活動を通じて出会った事例を基に、このテーマについての課題の提示を願った。この研究の課題は、親の会（育成会）の役割機能を探る研究であるが、それゆえにその状態にある方のことを把握する必要がある。

以下、大石研究協力者の報告の概要である。

知的・発達障害のある人に「必要・適切な支援」なければ、何らかの形で「社会的不適合状態」が発生する。その一つが、事件を起こすことである。いわゆる「問題行動」や「犯罪」にあたる行為を起こしがちな知的・発達障害のある人は、福祉サービスの現場においても、疎まれることが少なくない。しかし事件の発生は、適切な支援の必要性の表れ、と言え、事件は支援につなげる端緒になる。

事件を起こす知的障害・発達障害のある人に対する支援は、容易ではない。困難な事件類型に着目・特化して、モデル的な「必要・適切な支援」を組み立ててみる必要がある。支援はできるだけ早くつける必要がある。繰り返せば、刑はどんどん重くなっていく。できるかぎり早い段階で支援につなげ、ブレー

キのかかる状態にしておく必要がある。

「地域生活定着支援センター」を見学し、この制度の有効性と重要性を認識し、方法論等について具体的な検討の必要性を確認した。支援者は、社会や近隣、家族や仲間および福祉との関係など、本人を傷つけないで入っていくことが求められる。そこで、親たちが県単位で組織を作り、担っていれば有効な機能を発揮できる可能性がある。また、「本人活動グループ」とも、良い連携をとれる可能性が十分にある。

ひとたび知的障害・発達障害のある人が事件を起こすと、警察からの不確実な情報を垂れ流すマスコミによって、知的障害・発達障害のある人一般が「モンスター扱い」される。しかし、「事件を起こすこと」自体を防ぐ必要があり、そうしない限り、差別と偏見の蔓延は防げない。その意味でも、親の会がその点をアピールする運動・組織を作ることは非常に有意義である。

本研究を通して、知的障害者の親たちが、事件を起こしてしまいがちな障害のある本人を、「必要・適切な支援」につなげるための「組織」を地域で作るうえで必要な要件について、何らかの有意義な示唆・提案を行っていききたい。

5) 「千葉・東金事件」における地域団体の取り組みから

朝比奈研究協力者には、「市川市育成会」での実態についてまとめていただいたが、研究着手の直前に「東金事件」が発生し、知的障害のある青年が逮捕されたため、この事件を研究事例として取り上げた。

以下、朝比奈研究協力者の報告の概要である。

2008年9月、千葉県東金市で保育園児が遺体で発見されるという事件が発生し、同年12月6日、知的障害のある青年が死体遺棄容疑で逮捕され、その後、殺人容疑で再逮捕されたことで、「親の会」をはじめ関係者は大きな衝撃を受けた。すぐに弁護士が結成され、逮捕から一週間後に「親の会」や福祉関係者との協議会が開かれ、正確な情報の共有と共に、被疑者家族への支援や学習会の開催などが確認された。

12月19日、千葉市で開催された学習会へは、千葉地裁の交流理由開示の裁判への傍聴と合わせて呼びかけられたため、県の内外から200人を超す参加者があり、会場は立錫の余地がない状態であった。冒頭、呼びかけ人の代表として「千葉県育成会」会長から、被害者への弔意と事件の検証への思いが語られた。また、弁護士から経過や勾留開示理由の裁判の状況について説明が行なわれ、警察の取り調べやマスコミ報道等について、さまざまな問題が提起された。

学習会での討議を通じ、捜査段階で被疑者の障害への配慮を求めていく必要があることが強く認識されるに至った。これを受け、「親の会」や福祉関係者が協議を重ね、また弁護士からも要請を受け、千葉県手をつなぐ育成会、千葉市手をつなぐ育成会、千葉県自閉症協会の3団体連名で、捜査当局に要望書を提出した。この行動はマスコミ各社にも事前に情報提供を行い、報道番組では二

ユースとして取り上げられた。

東金事件については、今後の裁判の進展のなかで、「親の会」のさらなる取り組みが求められる。「親の会」のなかで、この事件がどのように捉えられ、どのような判断により取り組みがなされたのか、成果と課題を分析するには、もう少しの時間が必要である。次年度の研究においては、「親の会」役員や関係者等へのインタビューを行い、「地域団体」の役割と可能性について考察を試みたい。

また、千葉県独自の総合相談事業としての「中核地域生活支援センター」における触法知的障害者への支援と地域団体の関わりを考察した。二つの困難事例を取り上げ、犯罪を繰り返す人の支援と「地域団体」の役割と可能性を考察した。特に協力者の所属する「センター」は、地元の「親の会」を母体とする社会福祉法人が経営し、「親の会」の影響が強い。また、他の「地域団体」との連携や相互作用も期待される。

次年度の研究においては、「市川手をつなぐ親の会」の活動の歴史を追いながら、市川地域における障害者理解の広がり、そこにおける触法障害者への支援活動の展開、課題についての考察を試みたい。

6) 被疑者、被告人である触法知的（発達）障害への対応について

原田研究協力者には、「西宮市育成会」を基盤にした実態について、相談支援センターの事業の中で、あえて「親の会（育成会）」との関係で整理いただいた。

以下、原田研究協力者の報告の概要である。

当事業所は、障害者相談支援事業所の立場から、危機介入的対応のニーズととらえ、チームアプローチをもって対応している。障害特性から不利にならないよう、十分な配慮について弁護士を通じて申し入れ、不起訴処分、罰金刑といった逮捕勾留の後釈放ケースについては、直ちに福祉的支援を行うことで再犯を防止について支援の有効性の実証を行なう。少年の場合も、不処分や保護観察処分となった場合も同様である。

起訴された場合は、支援計画書を作成し情状証拠として提出するといった対応をとっている。執行猶予付きの判決の場合は、支援計画書に記された福祉的支援による再犯防止を図っている。なお、これらの対応は、初期の危機介入から再犯防止を目的とする福祉的対応、さらには居住サービス等の利用の場合においても、その事業所と連携を継続するという一貫した支援の実施である。しかしながら、こういった対応には大きなマンパワーが必要であり、すべてへの対応は現状困難である。

また、被疑者国選弁護人の制度が始まったが、今後多くの知的（発達）障害者への対応が想定される。その問題点も提起する。さらに、被疑者被告人対応、すなわち、実刑や少年院送致となった者の継続的対応の実践について報告する。

被疑者・被告人段階における取り組みのうち、「育成会」との係わりについて考察する。考察においては、ほとんどの事例が育成会との係わり合いがなく、

幼少時から知的障害が疑われたにも係わらず、手帳取得に至っていなかった事例について、犯罪にいたった背景や状況を検討し、触法知的障害者は「育成会」等の当事者団体の関わりが少ないという仮定を証明すべく、現在、ケースの整理に入っているところである。

また、「兵庫県育成会」には、あるケース（Nケース）について問題を投げかけた。本年度については、前述した当方らが行なってきた触法障害者対応について中心に報告する事が中心となるが、こういった県育成会を通じた、市町育成会の会員が関心を寄せたNケースにおけるこういった動きも合わせて報告すべく考察を行なっている。Nケースについては前期の事例の一つとして取り上げる。

さらに、前記の触法知的障害者は「育成会」等の「当事者団体」のかかわりが少ないという仮定を証明する上において、療育手帳を取得していない知的障害者が、刑事施設にて拘束されている事実があり、その事実が一般に知られていないことで、その啓発の必要性や多くの知的障害者が自らの障害を認知していない事の問題についても提言をする予定である。これは、障害認知なき者については福祉の支援を受ける事のみならず「当事者団体」等にも所属する事ができないという事を明らかにする事を目的としている。

方法としては、主に政府刊行物による統計資料を考察する事で明らかにしたい。これら統計資料によるデータの有意差を検定する事によって科学的に前記仮定を実証するものである。

7) 本人活動は障害のある触法・被疑者を支えることが出来るのか

花崎研究協力者には、「本人活動グループ」についてまとめていただいた。その際、グループは「育成会」に所属しているか否かは不問にした。

以下、花崎研究協力者の報告の概要である。

研究は「ピアサポート機能がはたらく場面としての本人活動が、触法・被疑者を具体的に支える力を持ちうることを論理的、実証的に明らかにし、その強化に必要な基盤整備について考察する。その結果を得て、将来的には触法被疑者の更正プログラムに本人活動リーダーによるピアサポートワークショップを入れることを提案する。それを担うリーダーの特別養成プログラムの試作を提案する。」の目的で行う。

そして、研究を進めるに当たって、次の基本認識を確認した。すなわち、「障害のある触法・被疑者にとって重要なのは、(1)生活基盤の安定、(2)肯定的な自己認識形成である。両者は相互に関連しあっており、同時並行的に進められる必要がある。本研究は特に上記(2)に着目し、その基盤となるピアサポートの具体的な担い手として、成熟した本人活動グループリーダーを想定している。

また、研究の進め方は以下のとおりとする。

1. 本人活動のなかで本人が何を獲得するかを明らかにする。
 2. 現段階の本人活動の到達点を明らかにする。(以上、先行の研究のまとめ)
 3. 本人活動リーダーの聞き取りを行い (1) 本人活動と自己形成の関係、
(2) 本人活動リーダー等が触法・被疑者をどのように捉えているのか、
(3) 触法・被疑者を支える意思の有無 を明らかにする。(関東在住者数名を予定)
 4. 上記聞き取りを行った活動リーダーによる座談会 以上1年目
 5. 上記座談会出席者およびその周辺の本人、支援者対象に、(1) 触法・被疑を抱える課題 (2) 触法被疑者の置かれた法的立場 についてのレクチャーやワークショップを行い、ピアカウンセラーとしてのエンパワーメントを図る。
 6. 上記5. の参加者対象に設問形式による調査を行い、レクチャーやワークショップの効果のアセスメントを行い、その結果を踏まえてピアカウンセラー養成プログラムの骨格を試作する。 以上2年目
- 中間報告として、研究の進捗状況および内容を報告する。今回、本人5名に面談したが、ここでは3名の聞き取り記録を掲載する。その考察の結果は、1) 聞き取りを行った3名は本人活動との関係でそれぞれ特色があった。2) 触法被疑者に対する意識は3名とも共通していた、ということである。

以下のとおりまとめることが出来る。

(1) 日本での本人活動は、次第に自立性を強めるようになった。そして、確実にリーダーとしての人格が育っている。先端的な部分は一定の成熟期に達し、触法・被疑者を意識的に支えることを自己の「ミッション」として自覚しうる人材が出てきた。

(2) 今回の聞き取りは直接的には触法・被疑者の支援についてであったが、その中で、中軽度知的障害者が抱える深刻な二つの課題に改めて触れた。第1は、障害当事者と老親との関係である。第2は、支援困難ケースと支援者との間にある問題である。

(3) 聞き取りに付随して語られた上記2点は、決して珍しいことではない。しかしあえてここで取り上げたのは、障害当事者のリーダーたちがこうした現実を語る姿勢に着目したからである。彼らは仲間の現実を自分の内面と結びつけ、まるで自分の苦しみそのもののように語る。

今回聞き取りを行った結果、一定の養成研修を経、適切な支援者と組むことによって、知的障害のあるリーダーたちが、触法・被疑者となった知的障害者の更生プログラムの重要な一部を担い、彼らを支えることは十分可能であるという結論を得た。

8) 障害者の権利条約と司法へのアクセス

長瀬研究協力者には、国際的な動向を中心にまとめていただいた。特に、国連の障害者権利条約の「第13条 司法へのアクセス」によって、この問題は

きわめて重要なものとして明示された。そのため、このテーマを中心にまとめていただいた。

以下、長瀬研究協力者の報告の概要である。

2006（平成 18）年末に国連総会は、障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を採択した。日本政府は 2007（平成 19）年 9 月に署名を行い、現在は必要な国内措置に取り組んでいる段階にある。2009（平成 21）年 3 月段階で、自民党と公明党の与党合意が成立せず、国会への批准案件の提出はなかった。その後、新たに政権に就いた民主党はそのマニフェストで、障害者の権利条約を重視する姿勢を明らかにしている。

障害者の権利条約は全部で前文と 50 条から構成されているが、条約全体の核心部分は、障害に応じた合理的配慮がないことを差別であると定義した（第 2 条）点と、アクセシビリティ（第 9 条）である。本研究にとって、最も大きな意義を持つ条文は第 13 条の「司法へのアクセス」であるが、「家族」に関する前文（x）と「地域へのインクルージョン」に関する第 19 条も深く関連している。

「家族」に関しては、種々の議論を経た後、突出することなく提起された。その結果、先行する他の人権条約に基づいて、家族への保護や援助は、障害者本人の権利のために、家族が貢献することを可能にする、という文言が盛り込まれることとなった。

第 19 条の「地域へのインクルージョン」では、地域社会で生活する平等の権利を認め、それらを実現するための 3 項目の確保を明示する。その一つが、「特定の生活様式」からの自由であり、それは端的に言えば入所（収容）施設の否定である。

第 13 条の「司法へのアクセス」は、特別委員会日本政府より提案された。ここでは、障害のある人の法的手続において、各段階での「合理的配慮」が求められている。また、司法分野に携わる者に対する適切な訓練を提起している。知的障害者における「合理的配慮」とは、支援者の同席や分かりやすい情報提供などの配慮のことであり、それができないことは差別とみなされるのである。

主だった障害組織の連合体である「日本障害フォーラム（JDF）」は、権利条約に関する意見交換会を継続して行っている。2009 年 8 月 20 日付の法務省関連の意見書に、刑事訴訟法の見直しを中心として、具体的な提言を行っている。

民主党が 2009 年 4 月 14 日に参議院に提出し、廃案になった「障がい者制度改革推進法（案）」は、第 8 条が司法に係る手続である。政権与党として民主党は現在、来年の通常国会での同法案の成立を目指している。

障害者の権利条約の批准に向けての国内的措置の一環として、また、日本の障害者政策の推進、障害者の人権確保という観点から、司法面での整備、特に、アクセシビリティや合理的配慮の課題は大きい。その課題の解決に向けて、家族や本人による地域団体がどういう役割を担えるのか、海外の事例等を含め、今後の研究が必要である。

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

提 言（案）

研究分担者 松友 了

1. 司法の各段階における「コミュニケーション支援者（仮称）」の配置
知的障害の最大の特性は、説明の理解や意思の表明に関して困難を有することである。そのため、知的障害者の日常的な支援に堪能な専門家等を、「コミュニケーション支援者（仮称）」として配置する。これは、知的障害者に対する「合理配慮」であり、それは司法のすべての段階においてなされる必要がある。
2. 「障害者権利擁護センター（仮称）」の設置
「コミュニケーション支援員（仮称）」を養成・組織化するために、都道府県単位の「障害者権利擁護センター（仮称）」の設置が求められる。それは、権利擁護活動の一環として取り込まれるべきであり、そこでは「障害者虐待防止法（仮称）」に基づき、虐待への対応も実施される。
3. 「地域生活定着支援センター」の業務の拡充
更生保護との関係で考えると、平成 21 年度より設置された「地域生活定着支援センター」の業務として、「コミュニケーション支援者（仮称）」の養成・配置を行う方が適切であるかも知れない。そうであれば、この「センター」の業務範囲を拡大すると共に、職員の増員とそれを可能にする補助額の増額が望まれる。
4. 司法関係職員の障害に関する研修の実施
司法の各レベルに関わる職員（警察官や刑務官を含む）に対し、知的障害に関する知識と対応策を学ぶための研修を充実する必要がある。その際は、「親の会」や「本人活動グループ」より講師を求める等、実践的で現実感のあるものでなければならない。

以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・障害者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

知的障害・発達障害のある人が重大な事件を起こしてしまうことにブレーキをかけるシステムを「親の会」で組織する必要性及び可能性について
（中間報告）

研究協力者 大石剛一郎

- 1 知的障害・発達障害のある人の起こす事件は実は、かなりの確度でその発生を防げるのではないか、と思う。

「障害がある」ということは、「その社会に適合して生活していくために、何らかの支援が必要である。」ということである。

逆にいえば、障害のある人に「必要・適切な支援」がつかなければ、何らかの形で「社会的不適合状態」が発生する、ということである。

そしてその様々な形の不適合状態の中の 하나가、事件を起こすことである。

この形態の「犯罪」は、「必要・適切な支援」がついていれば防げる。

「必要・適切な支援」というところまで十分に到達しなくても、「何らかの支援」がついていれば、かなりブレーキがかかる。

知的障害・発達障害のある人の犯罪に関しては、そのことがかなり顕著と言える。

- 2 事件の発生はチャンスである。

いわゆる「問題行動」や「犯罪」にあたる行為を起こしがちな知的障害・発達障害のある人は、一般社会どころか、福祉サービスの現場において、疎まれることが少なくない。

しかし、その種の事件の発生は、「必要・適切な支援」がついていないことの発露であり、適切な支援の必要性の表れ、と言える。

事件は、支援につなげる端緒、糸口、きっかけになる。

- 3 とは言え、事件を起こす知的障害・発達障害のある人に対する支援は実際、容易ではない。

とりわけ、①違法性に関する認識の薄さから無限に繰り返されるような窃盗・無銭飲食の類の事件、②性的な欲求不満が原因になって起こしてしまう事件、③火への強いこだわりによる事件、④状況や相手方の反応について通常の認識を持ってないことから起きる「出会い頭」的な殺傷事件、などはかなり典型的によく起きてしまうケースと言えるように思う。

これらの事件類型に着目・特化して、ある程度モデル的な「必要・適切な支援」を組み立ててみる必要があるように思う。

4 また、支援はできるだけ早くつける必要がある。

何度も何度も小さな事件を繰り返しているのに、支援につながらないでいる状態を放置しているばかりに、結局大きな事件に至ってしまう、というケースが少なからず存在する。

繰り返せば、刑はどんどん重くなっていく。

当然のことだが、事件が発生すると、多くの場合、被害が発生する。

そしてその被害は、回復困難な場合が少なくない。

だから、できるかぎり早い段階で支援につなげ、ブレーキのかかる状態にしておく必要がある。

5 先日、長崎の地域生活定着支援センターの運営状況の話聞く機会を得た。

あらためて、この制度の有効性と重要性を認識した。

と同時に、刑務所を出所した人について、数カ月、長くても半年以内という短期間でアセスメントして、適切な支援・生活環境につなげることが如何にハードな仕事かということ、あらためて認識した。

その仕事の負担を少しでも軽くするためにも、より適切な支援・生活環境につなげられる可能性をより大きくするためにも、ひいては本人及びその周囲の社会の幸福の可能性を拡大するためにも、より早い段階で、その仕事の一部でも良いから、始められることが望まれる。

例えば、まだ刑務所に居る時から、裁判係属中の段階から、逮捕された後・起訴される前の段階から、さらにはごく軽微な事件が発生した時点から、何らかの支援が入っていくことが望まれる。

しかし、そこで十分に注意されなければならないことは、早い時点で情報を得、適切な支援・生活環境を模索することは、本人のプライバシーを不当に侵害し、本人の行動の自由を不当に制限する危険を孕んでいるということである。

どのような機関・人が、どのようなタイミングで、どのような形でアセスメントに入っていくか。

本人の側に立つ人が、本人の社会との関係、近隣との関係、家族との関係、仲間との関係、福祉サービスとの関係などをいろいろ考えながら、本人を不当に傷つけない形で入っていくことが求められる。

大変難しい問題であるが、この種のことは実は、ミクロ的には、障害がありつつ地域で生活している子どもを持つ「親」は、ある意味では年中、心を砕き、頭を悩ませていることではないだろうか。

裏を返せば、この種のことについて一定の意識を持った親たちが、例えば各県単位で集まり、真剣に考え、真剣に取り組むための組織を作り、その組織の中心を担って動いていくことができれば、その組織はかなり有効な機能を発揮できる可能性があるのではないか。そしてこの種の問題では、当事者運動の組織とも、良い連携をとれる可能性が十分あるのではないか。

6 また、ひとたび知的障害・発達障害のある人が事件を起こすと、警察からの不確実な情報を垂れ流すマスコミによって、知的障害・発達障害のある人一般が「モンスター扱い」される。

そこではしばしば、親の会などが中心になって、「(差別と偏見を助長するので)障害名を出すな」と強調しアピールすることが多い。

しかし、大元の「事件を起こすこと」自体を防げるなら、それに越したことはないはずである。そしてまた、そうしない限り、差別と偏見の蔓延は防げない、と思うのである。

その意味でも、親の会が、事件が起きることにブレーキをかけるための運動・組織を作ることは非常に有意義である。

7 本研究を通して、知的障害・発達障害のある人の親たちが、事件を起こしてしまいがちな当事者本人を「必要・適切な支援」につなげるための「組織」を地域で作るうえで必要な要件について、何らかの有意義な示唆・提案ができれば、と思う。

例えば、以下のようなことが当面考えられる。

- ① 各県の育成会から5人程度のプロジェクトスタッフを出し、運営責任者及び事務局を形成する。
- ② 協力弁護士を1～2人確保する。
- ③ 各県の当番弁護士組織と連携体制を組む。
- ④ 協力社会福祉士を2～3人確保する。
- ⑤ 地域の生活支援センター・相談支援センターと連携体制を組む。
- ⑥ 協力精神科医を1～2人確保する。
- ⑦ 具体的・現実的に訪問・傾聴・情報収集等できる地域市民の協力ボランティアを3～4人確保する。
- ⑧ シェルターの施設を用意できる社会福祉法人を確保する。
- ⑨ 地域の障害当事者団体、地域生活定着支援センター及び警察と、年4回程度定期的に意見交換の機会を持つ。
- ⑩ マスコミとの接点も日頃から作っておく。

以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

「千葉・東金事件」における地域団体の取り組みから
（中間報告）

研究協力者 朝比奈ミカ

1. 「東金事件」における地域団体の取り組み

（1）事件の経過と関係者の動き

2008年9月、千葉県東金市で保育園児が遺体で発見されるという痛ましい事件が発生した。同年12月6日、知的障害のある青年が死体遺棄容疑で逮捕されたという報道に、親の会をはじめとする関係者は大きな衝撃を受けた。その後、青年は殺人容疑で再逮捕されるに至った。

青年の逮捕を受け、副島洋明氏を主任弁護士とする弁護団が結成された。千葉県に住み「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」制定にも尽力した毎日新聞の野沢和弘氏を通じ、千葉県内の関係者に協力の呼びかけが行われ、逮捕から一週間後の12月13日夜、現地東金において親の会や福祉関係者有志20名余が弁護団と協議する会合が開かれた。会合では正確な情報を共有するとともに、闘病中である被疑者家族の支援や学習会の呼びかけなど、具体的な取り組み課題を確認した。

（2）弁護団を招いた学習会の開催

前述した会合での協議により、12月19日夜、千葉県社会福祉研修センターを会場に学習会が開催された。当日は、千葉地方裁判所において勾留理由開示の裁判が実施され、学習会とあわせて傍聴の呼びかけが広く行われた。学習会は大きな関心呼び、県内外から200人を超える参加者が集まって立ち見が出るほどであった。

冒頭では、呼びかけ人を代表して千葉県手をつなぐ育成会会長から、挨拶が行われた。以下にその挨拶文を紹介する。

・・・去る9月21日、千葉県の東金市でいたましい事件が起きました。「またも」と申し上げた方がいいかもしれません。理由も分からぬままに人の命が捨てられていく事件が後をたたないからです。「人の命は何よりも重い」のは一昔前のことになってしまったのでしょうか。

亡くなったお子さんの顔写真がマスコミで報じられるたびに、さぞや怖かったろう、辛かったろうと胸が痛みます。わが子を亡くしたご遺族の方の心労辛苦には、同じ子を持つ親としてかける言葉が見つかりません。何の言葉を投げかけても何の救いにもならないことは自分の身に置き換えれば考えるまでもないことだからです。

亡くなったお子さんのご冥福を心からお祈りします。ご家族の心痛を少しでも分

から合わせていただきたいと思います。

12月6日には、本事件の容疑者が死体遺棄容疑で逮捕されました。地元の特別支援学校を卒業し、知的障害の判定を受けていたことも実名と共に報じられました。

刑の確定については司法の判断に委ねるしかありませんが、私たちは、障害福祉に関わる立場で、そこで何が行われてきたのかを検証する責任があると考えています。分からないままだった理由を明らかにしていくことで、次の不幸を回避することにつなげていくことを願っているからです。

障害を持った被疑者は何を思っていたのか。周りにいた支援者は何を行って来て、行ってこなかったのか。行うべきことがあるとすればどんなことだったのか。被疑者である彼が地域で暮らしていくことの困難性はどんなことだったのか。それらを明らかにし

ていくことが、私たち障害福祉に関わるものに課せられた課題です。

今日は、本事件の弁護団の方をお願いをして学習会を設けました。これ以上、不幸な被害者も加害者も出たくありません。根絶を願って皆で学びあいましょう。

学習会においては、弁護団から経過や当日の勾留開示理由の裁判の状況について説明が行なわれるとともに、会場との質疑を通じて警察の取調べやマスコミ報道等について、さまざまな問題が提起された。

(3) 捜査当局に対する要望書の提出

学習会で提起された問題のなかで、捜査段階で被疑者の障害への配慮を求めていく必要のあることが強く認識されるに至った。これを受け、年の瀬も押し迫ったなかで再度、現地において親の会や福祉関係者が集まって協議を重ね、また弁護団からも要請を受け、千葉県手をつなぐ育成会、千葉市手をつなぐ育成会、千葉県自閉症協会の3団体連名で、捜査当局に要望書を提出していくこととなった。(別紙)

要望書の提出に際しては、マスコミ各社にも事前に情報提供を行った結果、当日夜のNHKの報道番組でニュースとして取り上げられた。

(4) 考察

東金事件については、今後の裁判の進展のなかで、親の会にさらなる取り組みが求められると考えている。親の会のなかで、この事件がどのように捉えられ、どのような判断により取り組みがなされたのか、成果と課題は分析するには、もう少しの時間が必要である。また、これらの取り組みは、親の会を取り巻く関係者のネットワークによるところが大きく、千葉の当時の状況なども踏まえて論じる必要がある。

次年度の研究においては、学習会開催や要望書提出に関わった親の会役員や関係者等へのインタビューを行い、大きな社会的関心を集めた事件に親の会をはじめとする地域団体はどのように臨み得るのか、考察を試みたい。

2. 中核地域生活支援センターにおける触法知的障害者への支援と地域団体の関わり

(1) 中核地域生活支援センターの概要

中核地域生活支援センターは、千葉県独自の総合相談事業として平成16年10月に設置された。対象を限定せずに幅広い生活困難に対応することが特徴で、地域の社会資源を活用しながら問題解決に結びつけることを業務としている。県内13か所の健康福祉圏域（障害福祉圏域）ごとに、毎年行われる公募により選定された社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人が事業を1年ごとに受託し、1か所年間2500万円の委託費により社会福祉士、精神保健福祉士等の職員5～6人程度が配置されている。

筆者が勤務する「がじゅまる」は、東京都に隣接する市川市・浦安市（市川圏域）の人口約60万人を担当するセンターである。市川手をつなぐ育成会を母体とする社会福祉法人一路会が事業を受託しており、親の会活動との関わりは深い。月平均7～800件程度の相談を受け付け、そのなかで障害のある人からの相談が約70%を占めている。相談者の抱える生活課題は、福祉サービスの利用にとどまらず生活困窮や引きこもり、地域トラブルなど多岐にわたり、5項目以上の生活困難を抱える人が約25%を占める。

(2) 犯罪を繰り返す人の支援の実例

① 40代男性。中程度の知的障害。建造物不法侵入、窃盗（車上荒らし、自転車等）を繰り返す。前科11犯。刑務所を満期で出所し、更正施設に入るが自分から出て郷里の千葉県内A市に戻る。市役所に援護を断られ、ホームレス者の多い市川市へ。本人と面接したホームレス支援団体が知的障害を疑い、がじゅまるに協力要請。

生活歴を聴き取り。本人の記憶を頼りに隣接市に居住する母親を訪ね、幼い頃の証言を得る。療育手帳を申請したところ、県の台帳から幼少期に一度、手帳を取得していたことが判明。B-1の再判定を受ける。生活保護受給、年金申請。本人の希望で通所施設、ヘルパー利用の契約。

支援体制が安定した直後から、賽銭箱荒らし、自転車泥棒などが始まる。常に支援者が張り付く状況をつくるなど試みたが、逆に本人と支援者との間のストレスは高くなる。

持っているはずのない小銭を持っていたことで本人を問い詰めたところ、車上荒らしをして盗んだことを告白。説得して警察に出頭させたが、警察は取り合わずに帰されることとなった。本人と話し合い、一緒に現場周辺を歩いて被害者を特定。状況を説明して本人とともにお詫びをした上で、被害届の提出について協力を求める。被害届が出され捜査が始まる前に、深夜に隣接する警察署の管内で車上荒らしの現行犯で逮捕、起訴。その後、被害届が出された件でも追起訴され、服役。出所後、本人は市川での生活を希望し、支援者に頻繁に手紙を書いている。

② 20代男性。軽度知的障害、発達障害。公然わいせつ（性器露出）で拘留、裁判中に、市役所の要請でホームレス支援団体が身元引き受けを証言。支援団体の要請でがじゅまるも出所後の地域生活を支援。

療育手帳により授産施設を利用して職業訓練を受ける。支援団体が金銭管理を、が

じゅまるが随時の生活支援、緊急時の対応を受け持つ。支援団体の金銭管理に反発し、嘘や家賃の使い込みが頻発。失踪を繰り返した末に本屋で大量に万引きして現行犯逮捕。服役。

(2) 相談支援の活動と親の会との関わり～考察

市川手をつなぐ親の会は創立以来50年余を重ねる歴史をもち、人口46万人の市において会員数は600名を超え、若い世代の会員活動も活発な組織として全国的に知られている。がじゅまるには開設当初から、親の会会員を通じた相談が多数寄せられた。

ただ実際には、複雑困難な相談ケースは地域から孤立しているケースが多く、親の会に所属していない知的障害、発達障害の人たちへの支援のボリュームが多くを占めていた。触法の知的障害者、発達障害者の相談はその最たる例であるが、母体法人はがじゅまるの相談支援に対し、運営する通所施設やレスパイト事業、ヘルパー事業などを通じて、有形無形のバックアップを提供している。こうした状況は、親の会役員と現場を預かる施設長・理事の見識とリーダーシップによるところが大きいと考えられ、他地域に汎化していくことは必ずしも容易ではない。

一方で、地域のなかで一定の信頼を獲得してきた組織としての親の会の存在感とそこにつながる様々なネットワークの下支えにより、がじゅまるにおける具体的な一人ひとりの支援活動について困難を打破することができたと感じることも少なからずある。先に挙げた事例の一つめで、被害届を出していただけるよう協力をお願いする際に、地域の人脈をたどるなかで母体法人理事の紹介の労を得ることができたことなども、その一例である。

また、触法の障害者支援への親の会活動の関わりを考える際に、個別具体的な支援への理解協力の側面のみならず、親の会活動による地域における障害者理解の広がりや側面を捉える視点も重要であろう。

次年度の研究においては、市川手をつなぐ親の会の活動の歴史を追いながら、市川地域における障害者理解の広がりや、そこにおける触法障害者への支援活動の展開、課題について考察を試みたい。

2009年1月6日

千葉地方検察庁
千葉県東金警察署 宛

千葉県手をつなぐ育成会 会長 田上 昌宏
千葉市手をつなぐ育成会 会長 久保田美也子
千葉県自閉症協会 会長 大屋 滋

要 望 書

2008年9月21日、千葉県東金市でいたましい事件が起きました。12月6日には、本事件の〇〇〇容疑者が死体遺棄容疑で逮捕、12月26日に殺人容疑で再逮捕されました。亡くなったお子さんのご冥福を心からお祈りいたします。

容疑者である〇〇〇氏が、地元の特別支援学校を卒業し、療育手帳を所持している所謂知的障害者であることは報道によって広く知られるところとなっています。私たちは同じ「障害」を持つ子の親としてこのことに強い関心を持ち、無用の不安や偏見等が流布することに危惧を持ち、事実を注視して正しい情報が伝えられることを願っています。

事実を明らかにしていく上で、容疑者である〇〇〇氏が持つ知的障害の特性に配慮した取調べが為される必要があります。

つまり、捜査や公判の手続きの中で、質問の意味を取り違えたり、誘導を受けやすかったり、本人が意識しないままに迎合が生じる等のことが想像され、それらが事実を明らかにしていく上で妨げになることを危惧するからです。

私たちは、事件の全貌が一刻も早く、正しく明らかになっていくことを願っています。そのために、知的障害者である〇〇〇容疑者に対して、取調べ等の手続きの中で下記のご配慮をいただけることを要望いたします。

記

1. 取調べにおける質問をできる限り漠然とした形で行い自由な説明を行なわせる、一問一答とする、「はい」「いいえ」で答えられるような質問は基本的に行わないなど、供述を得る過程で知的障害者の特性を配慮すること。
2. 取調べの全過程について、録画、録音による措置をとること。

以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害者保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）
分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

被疑者，被告人である触法知的（発達）障害への対応について
（中間報告）

研究協力者 原田 和明

当事業所は，障害者相談支援事業所の立場から触法行為によって検挙された知的・発達障害者に対し，これを危機介入的対応のニーズととらえ弁護士や他の相談支援事業所，行政，その他の専門職などと連携し，チームアプローチをもって対応している。また，検挙時に覚知していない場合でも，覚知した時点で同様に危機介入的なアプローチをおこなっている。本年度に入って，その数も増えて知的・発達障害者のみならず触法精神障害者にも対応している。

また，できるだけ早く覚知し，障害特性から不利にならないように取り組み。つまりは，取調べ時に，結果として任意性の低い自白になり，それに基づく調書が作成され，さらには調書に記載されていることについて確認を取ることが困難である場合があり，そういった事に十分配慮するように弁護士を通じて申し入れるという対応であり，不起訴処分，罰金刑といった逮捕勾留の後釈放されるケースについては，釈放後直ちに福祉的支援を行うことで再犯を防止するといった支援の有効性についての実証を行なう。これは対象の障害者が少年の場合でも同様で，不処分や保護観察処分（1号観察）となった場合においても福祉的支援による再犯の防止を主任保護観察官や保護司との連携も視点におこなうといった取り組みを行なっている。

起訴された場合は，障害者の相談支援に携わるソーシャルワーカーの立場の者が，裁判資料をよく調べ，本人や家族からも話を聞き，弁護士や他の相談支援事業所，行政，サービス提供事業者等に必要な支援を行うことができることを確認した上で，支援計画書を作成し情状証拠として提出するといった対応をとっている。この場合に行なわれる，留置所や拘置所での面会は，ソーシャルワークにおける「面接」として行っているものであり，本人の触法行為に関わるニーズ解決を目指すものである。

執行猶予付きの判決がおりた場合においては，支援計画書に記された，居住サービスの利用等の福祉的支援による再犯防止を図っている。なお，実刑となった場合は，拘置所確定区における分類時への配役等の配慮について申し入れ，受刑中の面接を経て出所後の福祉的支援につなげている。また，刑務所に対して福祉支援者として面会等の対応を文書で申し入れるといった対応をとっている。これらの効果性の証明を行なうものである。

なお，これらの対応の特徴は，逮捕，取調べといった初期の危機介入的対応から処分終了後の再犯防止を主目的とする福祉的対応，さらには居住サービス等を使った場合においても，その事業所と連携して支援を継続するという一貫した支援の実施であ

る。しかしながら、こういった対応には大きなマンパワーが必要であり、こういったニーズを持つ人すべてへの対応は現状困難であるといった問題点がある。この事についても、報告内で言及する予定である。

また、このたび、3年以上の量刑がある罪を犯した容疑者には、被疑者国選弁護人をつけられることとなった。その為、今後多くの知的（発達）障害のある被疑者が見出され、対応を行わなければならない状況も想定される。当事業所の触法障害者取り組みの現状から見出されている、そういった今後の触法知的障害者への対応についての問題点も福祉の立場から提起する。

また、被疑者被告人対応とは、すなわち、裁判の結果として実刑や少年院送致となったものたちへの継続的対応の必要性も意味している。それぞれの帰住地における支援体制をつくる事によって、そういった人々への出所、出院後対応が可能になり、その実践について報告する。なお、その実践の流れについては添付資料のとおりである。

こういった触法障害者に対する被疑者・被告人段階における取り組み実践のうち、特に育成会との係わりという点で知的障害者への取り組みについて事例を上げて考察したい。考察においては、ほとんどの事例において育成会との係わり合いがなく、学校現場等で幼少時から知的障害が疑われるか或いは指摘されていたにも係わらず、手帳取得に至っていなかったといったケースについて、その犯罪にいたった生活歴を含む背景や累犯者の場合累犯の状況も含めて検討し、触法知的障害者は育成会等の当事者団体のかかわりが少ないという仮定を証明していくべく、現在、ケースの整理に入っているところである。勿論、研究用のケースの取り扱いとなるがゆえに、報告時においてケースについては相応の加工を施して守秘を図るものである。

また、兵庫県手をつなぐ育成会には、ある触法知的障害者のケース（Nケース）について問題を投げかけた。その結果、そのケースの裁判に何人かの会員が傍聴に訪れた、県育成会事務局長ともそのケースの事を初めとした非公式ではあるが触法知的障害者対応についての意見交換を行ない、今後の協力を求めている。本年度については、前述した当方らが行なってきた触法障害者対応について中心に報告する事が中心となるが、こういった県育成会を通じた、市町育成会の会員が関心を寄せたNケースにおけるこういった動きも合わせて報告するべく考察を行なっている。Nケースについては前期の事例の一つとして取り上げる。

なお、考察するケースについては下記を予定している。

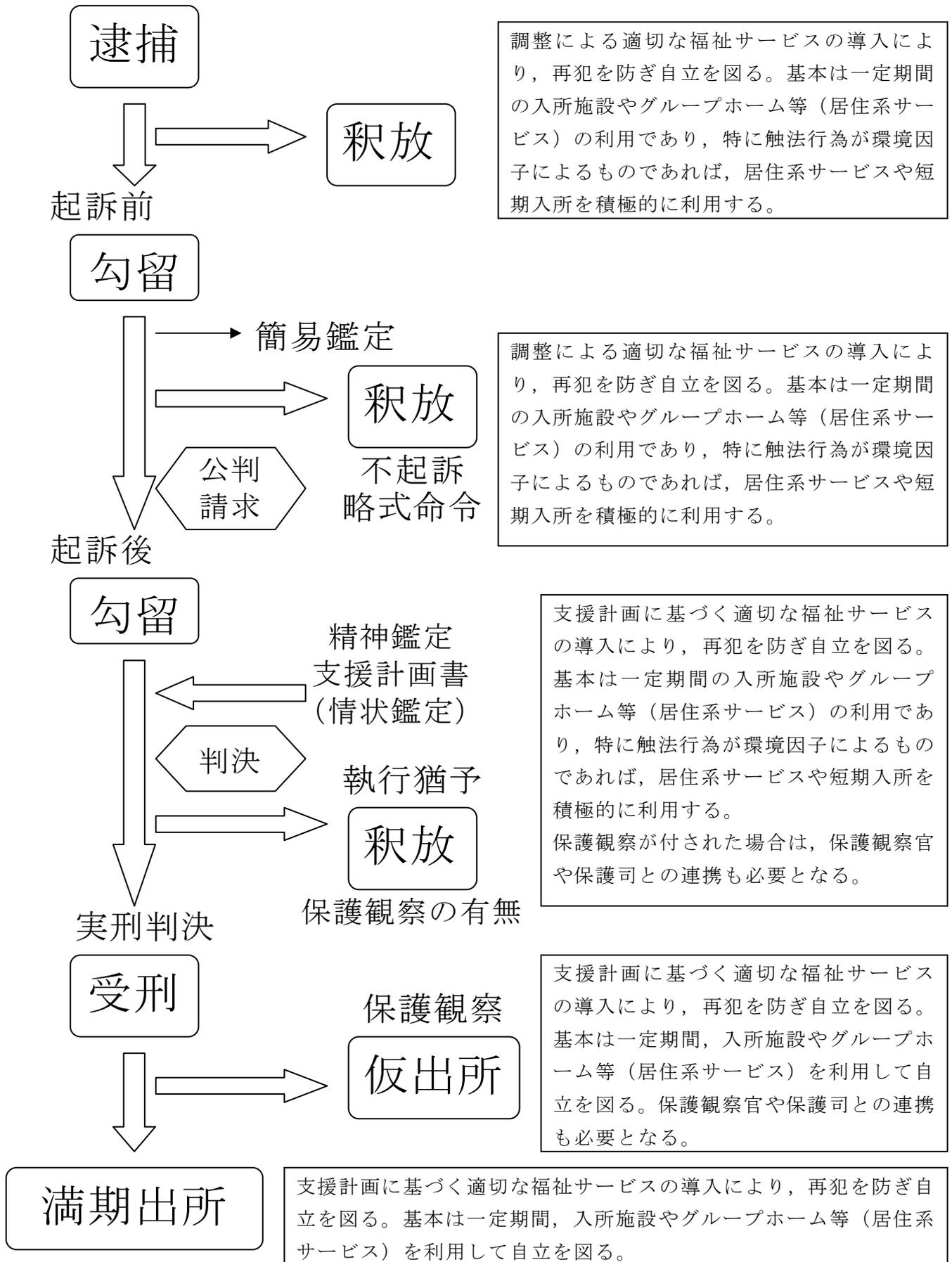
1. 高等学校卒業後、療育手帳（中度）を取得した女性のケースで、両親、本人の障害認知が不足しており、不安定な男性関係から放火の共犯に至ったケース。
2. 療育手帳（軽度）男性で、就労していたが、強制わいせつで逮捕執行猶予となったが、執行猶予期間終了後再び強制わいせつで現行犯逮捕されたケース。
3. 50歳になってから療育手帳（中度）を取得した男性が、占有離脱物横領（自転車盗）と窃盗（自転車盗と万引）を繰り返しているケース。
4. 小学校、中学校共に障害児学級に所属しながら療育手帳は取得せず、職を転々としながら精神疾患を発症し、現住建造物等放火に至ったケース。

5. 療育手帳は無きままに、3人の母となったが夫とは離別し、子育てができないために虐待し、自らは触法行為を繰り返し、現住建造物等放火で受刑後療育手帳を取得（重度）したが、再び器物損壊住居侵入を起こして起訴されたケース（Nケース）以上である。

さらに、前記の触法知的障害者は育成会等の当事者団体のかかわりが少ないという仮定を証明する上において、療育手帳を取得していない知的障害者である者が、刑事施設にて拘束されている事実があり、現実その事実が一般に知られていないといえ、よってその啓発の必要性や多くの知的障害者が自らの障害を認知していない事の問題についても提言をする予定である。これは、公私の障害認知なき者については福祉の支援を受ける事のみならず当事者団体等にも所属する事ができないという事を明らかにする事を目的としている。

方法としては、主に政府刊行物による統計資料を考察する事で明らかにしたい。平成20年の矯正統計年報において、刑務所新入所者の内、IQ69以下の者が約23%を占めているにもかかわらず、その反面、同年の犯罪白書によると、知的障害者を含む、犯罪を起こし検挙された精神障害者及びその疑いがある者の数は0.8%となっており、統計的には明らかに健常者の方が知的障害者を含む精神障害者よりも犯罪を起こす可能性が高いといえるといった事実も含めて考察する。また併せて、これら矯正統計年報や犯罪白書等の統計資料によるデータの有意差を検定する事によって科学的に前記仮定を実証するものである。

刑事手続と福祉的対応関係図（成人）



平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）
「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）
分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

本人活動は障害のある触法・被疑者を支えることが出来るのか
(中間報告)

研究協力者 花崎三千子

I 研究テーマ・研究手法の確認

研究テーマ：本人活動は障害のある触法・被疑者を支えることが出来るのか。現状と課題、今後の可能性について考える

研究の目的：ピアサポート機能がはたらく場面としての本人活動が、触法・被疑者を具体的に支える力を持ちうることを論理的、実証的に明らかにし、その強化に必要な基盤整備について考察する。
その結果を得て、将来的には触法被疑者の更正プログラムに本人活動リーダーによるピアサポートワークショップを入れることを提案する。それを担うリーダーの特別養成プログラムの試作を提案する。

研究を進めるに当たっての基本認識：障害のある触法・被疑者にとって重要なのは
(1) 生活基盤の安定（生活支援を軸とした物的・人的環境の調整）
(2) 肯定的な自己認識を持つこと（内面形成）
である。(1)と(2)は相互に関連しあっており、同時並行的に進められる必要がある。本研究は特に上記(2)肯定的な自己認識形成に着目し、その基盤となるピアサポートの具体的な担い手として、成熟した本人活動グループリーダーを想定している。

研究の進め方

1. これまでの研究結果から、本人活動のなかで本人が何を獲得するかを明らかにする（キーワード…ともだち、身近なモデル、役割意識、情報の整理、社会と自分の関係の理解、自尊感情の形成）
2. 現段階の本人活動の到達点を明らかにする（以上はこれまでの研究のまとめ）
3. 本人活動リーダーの聞き取りを行い（1）本人活動と自己形成の関係（2）本人活動リーダー等が触法・被疑者をどのように捉えているのか（3）触法・被疑者を支える意思の有無 を明らかにする。（関東在住者数名を予定）

4. 上記聞き取りを行った活動リーダーによる座談会「本人活動は触法被疑者となった障害者を支援できるのか。そのためにはどんな準備が必要か」を行う。
以上1年目
5. 上記座談会出席者およびその周辺の障害当事者、支援者対象に、(1) 触法・被疑の抱える課題 (2) 触法被疑者の置かれた法的立場 についてのレクチャーやワークショップを行い、ピアカウンセラーとしてのエンパワーメントを図る。
6. 上記5. の参加者対象に設問形式による調査を行い、レクチャーやワークショップの効果のアセスメントを行い、その結果を踏まえてピアカウンセラー成プログラムの骨格を試作する。
以上2年目

II 21年度10月末時点の進捗状況およびその内容

研究の進め方3. に沿って、本人の聞き取りを行った。実際には5名に面談したが、ここでは3名の聞き取り記録を掲載する。

1. Aさんの聞き取り

Aさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 42才

住所 横須賀市

仕事 運送会社でベルトコンベヤーで運ばれる荷物の仕分け作業

居住形体 両親と同居

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？どんな会ですか？会の役員をやっていますか？

A1. 二つの会に入っている。

一つは神奈川○○○会。会員34名の活発な会。自分が入って11年になる。現在副会長をやっている。

もう一つは横須賀○○○会。はじめは4人の小さなサークルだったが、神奈川の活動を参考にして活発な会に変えた。代表をやっている。でもまだ「自分で決める」という意識が不十分だと思う。

Q2. 本人の会はあなたにとってどういうところですか？

A2. 自分らしくなれるところ。自分の居場所。

Q2-1 居場所とはどういうところですか？

A2-1 安心できる場所。新しい人にあっても古い知り合いのように感じる場所。考え方が近い人がいる場所。何も考えないでオープンに話せる場所。

Q2-2 本人の会はなぜそういう場所なのですか？

A2-2 自分で決められる場所だからです。決定権は自分にある。自分の意志で決める。職場や家族では「こうしろ、ああしろ」といつも言われていた。自分のことをわかってくれていると思ったことがなかった。学校の先生に仕事のことなどを相談に行っても「お前がもう卒業したのだから」といわれた。自分は自分の全部を誰にも話せない。ごく一部のの人に知ってもらえればよいと思う。それが本人の会の仲間(そうでない人もいるけれど)だ。

Q3. 本人の会の活動を始めて自分が変わったと思いますか？変わったとしたらどういふ点ですか？

A3. 変わったと思う。以前は自分のことを他の人が決めてもいいかなと思っていたが、今は自分で考えるようになった。勉強したいと思うようになった。友達が増えた。権利について考えるようになった。通りいっぺんの会話で無く、生活のことや深いことを話し合うので、友達の様子がよくわかるようになった。自信が持てるようになった。

Q4. 本人活動ではよく仲間という言葉を使いますが、本人活動の仲間とはどういう人ですか？

A4. 自分と同じように困っている人。就労のこと、親や家族のことなど、自分が困っている共通のことに興味を持っている人。だから会話が続く。一緒にいないときでも、いつでも気にし合っていて、携帯やメールが来る。今まで出来なかったことを一緒に考えて実現しようとする人でもある。自分はこうした仲間が自分の将来(仕事や家族がなくなったとき)のために大切だと思っている。

Q5. 障害がある人で犯罪を犯してしまう人がいます。そのことについてどう思いますか？

A5. 自分では犯罪を犯している意識が無いのかもしれない。そういう意識が無くてやったことを、周りが犯罪だ犯罪だといって犯罪者にしてしまっているところがあるのではないか。やってはいけないことについてきちんと教えられたことが無いのではないか。犯罪とはなにか、また権利と言うことをわかりやすく教えることが必要だ。予防が大切だ。もう一つは環境だと思う。会社や家族からいじめられたり、理解できないことを言い続けられていると、追い詰められて「どうなってもいい」と思ってしまう。区別がつかなくなる。人間不信になる。

Q6. あなたはこういう人たちの力になれると思いますか？

A6. なれると思う。なってみたい。

2. Bさんの聞き取り

Bさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 36才

住所 茅ヶ崎市

仕事 事務関係（福祉枠・アルバイト）

居住形体 一人暮らしに近いグループホーム

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？どんな会ですか？会の役員をやっていますか？

A1. 二つの会に入っている。一つは神奈川県○○○会。もう一つは茅ヶ崎市にある○○○会。神奈川の会は活発な会。現在書記をつとめている。茅ヶ崎の会は5年前につくった。茅ヶ崎市の親の会の青年学級が独立性を強める方向で進化したもの。その時点から自分がかかわり現在会長。

Q2. 本人の会はあなたにとってどういうところですか？

A2. う～ん。むずかしい。自分にとって大切なところだけれど、それが無いとやっていけないわけではない。自分だけで生きてゆこうと思えば、本人の会は別にいらぬ。今かかわっているのは成り行き的なところもある。でも、本人の会に入って目覚めたのは確かだ。一番びっくりするのは、仲間が信頼してくれるなら精一杯やろうという使命感を感じるどころ、自分の役割があるところだ。

Q3-1 目覚めたのはなぜですか？

A3-1 全日本育成会の沖縄大会に行ってきたくさんの人に会い、いろいろな人がいることがわかった。次にダスキンの研修でオーストラリアに行き、障害当事者が自分たちで事務所を持ち苦勞しながらも自分たちで活動しているのを見てすごいと思った。本人活動の中で新しい経験をすることができた。

Q3-2 自分の役割を果たすとはどういうことですか？

A3-2 会員には施設や作業所の人も多く、押し付けられた生活をしている人が多いので、自分を押し付けないように気を使っている。

Q4. 本人の会の活動を始めて自分が変わったと思いますか？変わったとしたらどんな点ですか？

A4. 自分ではよくわからないが、周りの人は落ち着いてきたという。確かに前はもっ

と自分勝手にわがままだった。今でも相変わらずのところはあるけれど。以前は喧嘩早かった。しょっちゅう切れていた。

Q5. あなたにとって仲間とはどういう人ですか？

A5. 話し合える人。意見は違っても同じ方向に進むかもしれない人。だからじっくり話し合いたい。以前は意見が違えば「関係ねえ」と思っていたけど、その人にとってそれがよいのならそれでよいと思うようになった。それぞれ意見は違っても、よい暮らしを望んでいる点ではみな同じだと思う。

Q6. 障害がある人で犯罪を犯してしまう人がいます。そのことについてどう思いますか？

A6. 孤立しているのだと思う。一人でいると自分の考えが固まってしまって、同じ方向ばかりに行ってしまう。人と付き合うと勉強も出来る。本人活動などはよいきっかけになると思う。友達が大切だ。飲み仲間、鍋パーティー、一緒にご飯を食べる経験などすごくよい。

Q7. あなたはこういう人たちの力になれると思いますか？

A7. 力になりたい。なれたらよい。

Cさんの聞き取り

Cさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 24才

住所 横浜市

仕事 会社員 パンの製造販売（中規模）契約社員

居住形体 グループホーム（アパートの1住戸に2人）

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？

A1. 特に入っていないが、育成会のステージの編集委員をやっている。そこで本人編集委員の人といろいろ話すので、ほかの障害のある人がどんなことを考えているのか、お互いにどう手伝い合えるかわかる。どうしたら話をわかりやすく伝えられるかとか、権利の話とか話題になるのでとても勉強になって楽しい。

Q2. 今日は原付免許を取れたそうでおめでとうございます。あなたのこれまでの経歴を差し支えなければ話してください。

A2. 僕は3歳のときから児童養護施設で暮らした。両親はいるらしいけれど、ほとんど関係なく暮らしている。小学校、中学校は普通学級に通った。中学では

勉強についてゆけず、高校に入るとき学校の先生と施設の先生と相談して養護高校に入った。高校を卒業するときグループホームを利用するため療育手帳をとった。卒業するとすぐ今の職場に入り、同じところでずっと働いている。今では職場の同僚からいろいろ相談を持ちかけられたりする。特に障害のことでなく、職場での悩み事など相談を受ける。

Q3. 人から相談を持ちかけられるということですが、あなたは自分がどういう性格だと思っていますか？

A3. 人からは明るいねといわれる。自分では結構自己中心的なところがあると思うけど。友達は普通にいる。中学や高校の友達、会社の人、施設のときの友達などと付き合っている。人の世話をするのが好き。

Q4. 世話好きな性格はどこから来ていると思いますか？

A4. 施設で育っていつも小さい子や困っている子の面倒を見てきた。だから自然にそうなったと思う。人の役にたつのが好きだ。

Q5. 施設の生活は大変とは思わなかったのですか？

A5. 小さいころはつらいことがあった。でも大きくなってからはいつも小さい子とかの面倒を見てやってそれが好きだったから、別に大変だったとは思っていない。助け合うことを覚えたからよかった。だから今の自分があると思う。

Q6. あなたは自分の障害のことをどう感じているのですか？

A6. 自分では障害者かどうかよくわからない。でも周りがそういうからそうだと思う。それ以上にあまり深く考えない。悩んだりすることはしない。大切なことはいつも前向きに生きることだ。よい方により方に考えを進めていくのが大切だ。

Q7. 障害のある人で犯罪を犯してしまう人がいますが、そのことについてどう思いますか？

A7. 犯罪を犯すのは確かに悪い。被害者と加害者の両方のことを考えたい。加害者のことだけど、すごくむかつくとか、いやなことばかり続くと、めちゃくちゃな気持ちになってしまうと思う。何とか助けてほしいと困りきっているときに、就職は無理、グループホームも駄目といわれるなど、先が無いと孤立無援でどうしようもなくなってしまう。それでも説教され続けるだけだ。自分はそういう人の気持ちを個人的な感じでじっくり聞いてあげたい。困っている人、道がわからなくなっている人が生活できるようにしてあげたい。そのために役立ちたい。ぜひ自分を役立ててほしい。

考 察

1. 聞き取りを行った3名は本人活動との関係でそれぞれ特色があった。

Aさんは神奈川県でもっとも活発な活動を展開しているK会に、初期からかわり現在副会長を務めている。本人の会を「自分の居場所」と捉え、「安心できる場」「はじめて会っても古い友達のように感じる場所」「考え方が近い人のいる場所」「心配しないでオープンに話せる場所」「自分の全部を話すことの出来る数少ない人のいる場所」と述べている。ピアな関係の中でこそ感じ得る肯定的な他者認識である。そして「学校や職場や家族の中では上からの考えを無理やり押し付けられてきたが、本人活動の中では自分の意思で決めることが出来、それが自分の自信につながったと、本人活動の中ではじめて「肯定的な自己認識」に到達したことを述べている。

Bさんは、本人の会にも「それぞれ違う考えの人もいるからそれを尊重しよう」と他者への気遣いをみせながら、「仲間が信頼してくれるなら」本人の会の仕事や周りの人を支える仕事を「精一杯やっつけよう」と強い役割意識を持ち、それが彼の生きがいになっている。そして「意見はそれぞれ違ってもよい生活をしたいと望んでいる点でみな同じだ」と仲間の内面を共感的に捉えている。

AさんBさんの聞き取りによって明らかになった本人活動の特徴は、筆者がかつて聞き取りとアンケート調査によって明らかにした本人活動における自己確立のプロセスと一致する（「肯定的な自己像の獲得を基盤とした自己確立と本人活動」発達障害研究第24第3号別冊・2002年参照）。本人活動の中で彼らは共感しあえる仲間に出会い、孤独から開放され、社会と自分との関係を認識し、相互にモデルになりあって自己を高め、仲間の役に立つ自分を発見し、それに喜びを感じるのである。生まれてはじめて自己を肯定的に認識するのである。

Cさんは本人の会には直接かかわっていないが、全日本育成会が発行する「わかりやすい新聞ステージ」の編集活動の中で障害者相互の理解を深め、勉強することに楽しさを感じている。

Cさんの特色はその生育歴にある。幼時から児童養護施設で育ち、高校から養護高校を利用、高校卒業時に療育手帳を取得している。客観的に見ればマイナス条件の多い育ちだが、本人はそれを自分に役立つプラスの経験として積極的に捉えている。児童養護施設で「小さい子の世話をし、面倒をみてやった」自分を肯定的にとらえ、「人から相談を持ちかけられ、人の役にたとうとする今の自分があるのはそのおかげだ」と今の自分を肯定している。事実彼は高校卒後同じ職場で働きつづけ、明るく安定した印象を人に与える。彼のこうした肯定的な態度がどこから来ているかははっきりしないが、養護施設では「小さい子の」、現在では「職場の悩み事などを抱えた人の」力になる経験が、彼の人格形成の支柱となっていることは明らかである。

2. 触法被疑者に対する意識は3人とも共通していた。

「なぜ罪を犯してしまうのだろう」という問いに対しては

- ・何が悪いことかをきちんと教えられていないのではないか
- ・孤独なのではないか
- ・追い詰められ自暴自棄になってしまうのではないか
- ・その結果ますます判断力を失うのではないか
- ・自分の権利についてもきちんと教えられる必要がある

等が共通した答えであった。

障害のある人は常に人に囲まれている。家族、学校の教師、職場やグループホームの支援者などである。しかしそうした人々に囲まれていることは、彼らを孤立から救うこととイコールではない。自分の言葉に耳を傾けられず、理解してもらえない焦燥感のなかで、なおも高圧的な（と本人が感じる）言葉を投げつけられる環境の中で、中軽度の知的障害者は混乱し続ける。そしてその混乱を人に気づかれないように表面を取り繕い（ほとんどの場合その努力はとっくに破綻しているのであるが）、あるいは反逆的攻撃的態度を繰り返しながら、孤立感を深め絶望してゆく。本人活動の中で自己を取り戻した彼らは、こうした知的障害者が生活の厳しさの中で味わう苦痛と内面の過酷な状況を知り尽くしている。それについて語る力を持っている。「一人でいると考えが固まって同じ方向ばかりに行ってしまう。友達が大切だ。飲み会や鍋パーティーなどすごくいいと思う」「個人的な感じで、じっくり話を聞いて上げたい」など、同じ苦しみを分かち合えるもの同士として触法・被疑者と向き合いたいという真情あふれる意思を3人は語っている。

3. まとめ

(1) 日本で本人活動が始まったのは1990年代初頭である。当初は支援者が誘導する面が否めなかったが、次第に自立性を強めるようになった。ここ数年の特徴として次の4点が挙げられる。① 支援者に頼らない動きが強くなったこと。必要なとき、必要な事柄についてだけ支援を要請するのである。② 力のある会で経験をつみリーダーとして育った人が、その経験を生かして自分の周りに本人の会を別に組織して仲間を育てている動き。③ 各地の中心人物が地域を越えて全国規模で相互に呼びかけ、支援者とはまったく無関係の自分たちの勉強会や交流会を組織する動き。④ 上記の動きの中で、確実にリーダーとしての人格が育っていること。彼らの自立・自律性はともに強く、誇りを持ち、同時に仲間の役に立とうとする使命感が鮮明である。本人活動の先端的な部分は、ようやく一定の成熟期に達し、触法・被疑者を意識的に支えることを自己の「ミッション」として自覚しうる人材が出てきたといえる。

(2) 今回の聞き取りは直接的には触法・被疑者の支援についてであったが、その中で、中軽度知的障害者が抱える深刻な二つの課題に改めて触れた。それは一歩間違えば触法にいたるリスクを内包する質のものであり、本テーマにもかかわるのでここに記す。

第一は、障害当事者と老親との関係である。年老いた片親あるいは両親が、中年に差しかかった中軽度知的障害者に物心両面に完全に依存し寄生している現実である。

少ない給料と年金で家族の生活を経済的に支える一方、心身ともに厳しい労働条件に耐え、疲れ果てて職場から夜遅く帰宅してから、自分と親のための夕食をつくる毎日。ゆっくりと成熟を続ける中軽度知的障害者は中年にいたってようやく自立への自然な感情を持つ場合が多い。しかし本人がグループホームの生活をどれほど希望しても、自分にあった職場への転換を希望しても、経済的にも精神的にも疲弊しきった老親が彼にしがみついて離れない。こうしたケースでは、親も知的あるいは精神的な障害がある場合が多く、親を攻めることは適切ではない。子は事情のすべてを理解している。身動きが取れないで状態で一日一日と日を送る以外の選択肢は閉ざされている。障害の無いものにとっても苛酷な現実である。まして彼は知的障害がある。人としての誇りを持てる環境はない。教育をうけるチャンス、情報を得る手段も極端に制限されている。誤解を恐れずあえて言えば、何かのきっかけがあれば触法行為に走る危険はすぐそこにあるのである。

第二はいわゆる支援困難ケースと支援者との間にある問題である。Bさんの聞き取りに、ある女性が同席した。Bさんが主催する本人活動グループのメンバーである。Bさんは彼女の行動や、彼女が生活支援センターのスタッフに不信を抱いていることを心配している。思い余ったBさんはそのスタッフと彼女について話し合った。「彼女の言うことを信用するな。彼女は虚言癖がある」とスタッフは言ったそうである。「虚言癖という言葉が出て、僕はそれ以上何もいえなかった。もうどうすることもできない。」彼は口惜しそうに語った。「虚言癖」という言葉は、人の存在自体を否定する圧倒的な力を持っている。何をどういおうが、その一言で彼女は発言を、説明を、要請を封じられ、その主体的な存在を否定される。彼女に寄り添い彼女の具体的な生活を支援する立場のスタッフの口からそれが出たとたん、彼女は当然彼女が受けるべき支援機能から投げ出されるのである。精神科医師の専門的な判断を経ずに使用する言葉ではない。

(3) 聞き取りに付随して語られた上記2点は、決して珍しいことではない。残念ながら、知的障害者の支援の現場ではありふれたことだ。しかし私があえてここで取り上げたのは、障害当事者のリーダーたちがこうした現実を語る姿勢に着目したからである。彼らは仲間の現実を自分の内面と結びつけ、まるで自分の苦しみそのものように語る。論評するものではなく、友達として一緒に辛がり、一緒に口惜しがる。生活の局面を打開することは出来ないが、「飲み会」にさそい、「個人的な感じでじっくり話を聞いてやり」ながら、力になろうとし続ける。障害の有無にかかわらず、現実の場面では誰しも妥協し、現実と自分が折り合う点を見つけて生きてゆく。苛酷な現実を抱える中軽度知的障害者が、そのプロセスで挫折し自分を投げ出すか、それとも踏みとどまるかの分かれ目は、ピアな関係で寄り添い続ける人、つまりAさん、Bさん、Cさんの存在の有無なのではないだろうか。

今回聞き取りを行った結果、一定の養成研修を経、適切な支援者と組むことによって、AさんBさんCさんおよびその周辺の知的障害者リーダーたちが、触法・被疑者となった知的障害者の更生プログラムの重要な一部を担い、彼らを支えることは十分可能であるという結論を得た。以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害・保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援に関する研究」（H21-障害-一般-001）
分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

障害者の権利条約と司法へのアクセス （中間報告）

研究協力者 長瀬 修

1. はじめに

最初の国際的な障害者の権利保障、差別撤廃条約の最初の提起から足かけ 30 年目の 2006 年末に国連総会は、障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を採択した。日本政府は 2007 年 9 月に署名を行い、現在は必要な国内措置に取り組んでいる段階にある。

なお、2009 年 3 月段階で、自民党外交部会は外務省の同年通常国会での条約批准という方針を承認したが、その後の日本障害者フォーラムをはじめとする障害者団体の働きかけにより、自民党と公明党の与党合意が成立せず、国会への批准案件としての提出はなかったという経緯がある。その後、新たに政権に就いた民主党はそのマニフェストで障害者政策の推進に当たり、障害者の権利条約を重視する姿勢を明らかにしている。

障害者の権利条約は全部で前文と 50 条から構成されているが、条約全体の核心部分は、障害に応じた合理的配慮がないことを差別であると定義した（第 2 条）点と、アクセシビリティ（第 9 条）である。

本研究にとって、最も大きな意義を持つ条文は第 13 条の司法へのアクセスであるが、家族に関する前文（x）と地域へのインクルージョンに関する第 19 条も深く関連している。

家族に関しては、独立した条文やこの条約全般を通じてのより頻繁な言及を求める意見もあったが、障害者を主体とする本条約の趣旨からして、そぐわないという意見が交渉過程では大勢を占めたのは、家族による過重な負担を避けるという観点からは望ましかった。

最終的に、前文において、先行する他の人権条約に基づいて、以下の文言が盛り込まれることとなった（以下、本稿の訳文は川島聡・長瀬修訳を採用）。

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であり、かつ、社会及び国による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害のある人及びその家族の構成員が、障害のある人の権利の完全かつ平等な享有に家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び援助を受けるべきであることを確信し、

ここでは、注意深く、家族への保護や援助は、障害者本人の権利のために、家族が

貢献することを可能にするためと書かれている点に留意が必要である。

次に、第 19 条[自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン]は次のように規定している。

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。

(b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

(a) の「特定の生活様式」とは入所施設を示す文言である。施設収容ではなく、地域社会での生活を本条約は求めているのである。

2. 障害者の権利条約第 13 条（司法へのアクセス）

本条は、日本政府が当初の提案を行ったことで知られている。条約交渉が行われていた国連の 2004 年の第 3 回特別委員会において、日本障害者フォーラム（JDF）の働きかけを受けて、日本政府が提案を行ったという珍しい背景がある。

第 13 条は以下を規定している。

1 締約国は、障害のある人がすべての法的手続（調査〔捜査〕段階その他の予備段階のものを含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を行うこと等により、障害のある人が他の者との平等を基礎として司法に効果的にアクセスすることを確保する。

2 締約国は、障害のある人が司法に効果的にアクセスすることを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適切な訓練を促進する。

第 13 条や、他の条文が求めているのは、それぞれの障害に応じた合理的配慮の提

供である。知的障害者を例とすると、支援者の同席や分かりやすい情報提供をはじめとする配慮がないことが差別とみなされるのである。従来、日本では合理的配慮という概念が少なくとも法的にはないので、これからの課題は大きい。しかし、合理的配慮がなければ、一部の知的障害者にとって、司法へのアクセスは引き続き困難である。

3. 日本障害フォーラム（JDF）の意見書（司法へのアクセス関係）

日本の主だった障害組織の連合体である日本障害フォーラム（JDF）は障害者の権利条約に関する意見交換会を継続して行っている。2009年8月20日付の法務省関連の意見書の特に関連する箇所を以下に引用する。

（1）捜査段階（立ち会い権の保障、捜査の可視化

1) 令状主義—令状の提示（刑訴第201条）

視覚障害・盲ろう（警察官であるのかの確認、令状が存在するのかの確認手段の欠如、盲ろう者に対する特別に配慮された認証シンボルなどの欠如）、聴覚障害・知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如）

精神障害

2) 要旨の告知（刑訴第203条Ⅰ、第204条Ⅰ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如）

3) 弁護人選任権の告知（刑訴第203条Ⅰ、第204条Ⅰ、第205条Ⅴ、第207条Ⅱ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如）

精神障害

4) 黙秘権の告知（刑訴第198条Ⅱ、第291条Ⅲ、第311条Ⅰ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如）

精神障害

5) 取り調べ（刑訴第198条Ⅰ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如、誘導防止の欠如）

知的障害（誘導防止や任意性担保手段の欠如）

精神障害

6) 調書の閲覧、読み聞け（刑訴第198条Ⅳ）

視覚障害、盲ろう（閲覧、内容の確認手段の欠如、通訳、わかりやすいコミュニケーション支援の立会人の欠如）

聴覚障害、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如）

4. 民主党の障害者制度改革推進法（案）

民主党が2009年4月14日に参議院に提出した障がい者制度改革推進法（案）は廃案となったが第8条が司法に係る手続であり、以下の内容となっている。

第八条 司法に係る手続（犯罪捜査の段階における手続を含む。）について、当該手続における障がい者の権利の行使若しくは義務の履行を容易にし、又は障がい者が当該手続において障害を理由として不利益を被ることのないようにするため、障がい者と障がい者以外の者の意思疎通を仲介する者の配置を促進すること等の措置を講ずるものとする。

政権与党として民主党は現在、来年の通常国会での同法案の成立を目指している。

5. おわりに

障害者の権利条約の批准に向けての国内的措置の一環として、また、日本の障害者政策の推進、障害者の人権確保という観点から、司法面での整備、特に、アクセシビリティや合理的配慮の課題は大きい。その課題の解決に向けて、家族や本人による地域団体がどういう役割を担えるのか、海外の事例等を含め、今後の研究が必要である。

参考文献 東俊裕、2008年、「司法へのアクセス」長瀬修・東俊裕・川島聡編著『障害者の権利条約と日本』生活書院、85-96